秦野市公共施設白書

― 持続可能な行政サービスとするために ―

〔本　編〕

平成21年(2009年)10月

秦　野　市

はじめに

公共施設は、必要な事務手続を行う場として、また、交流の場、学習の場、生活の場など、それぞれの設置目的に沿って多くの市民の皆さまが利用する拠点であり、市民全体の貴重な財産です。

本市では、昭和40年代からの急激な人口増加を背景に拡大する行政需要のもと、社会的要請や市民ニーズに対応するために、昭和50年代には、小中学校や公民館等の多くの公共施設を整備してきました。また、その後も少子高齢社会の進展や多様なニーズに対応するための施設整備も進めてきました。

しかし、多くの施設が建築してから30年以上を経過して施設の老朽化が進み、さらに、10年から20年後には、大規模な改修や改築などが集中する時期を迎えることになりますが、古くなりつつある施設をどのように維持保全し、あるいは建替えていくかという取り組みは、21世紀の市政運営にとって極めて大きな課題であると受け止めています。

一方では、少子高齢化が進む影響から将来にわたって税収の減少が想定される中で、高齢者や障害者、子どもたちに必要な支出は増加が見込まれています。このため、公共施設の保全や整備に予算を潤沢に振り向けることは困難な状況となることは明らかであり、真に必要な施設サービスの提供を持続可能なものとしていくためには、施設の総量を抑制していくことは避けて通れない状況にあります。

そこで、本市の公共施設の管理運営状況や提供するサービスの効果、さらに将来的な施設ニーズを整理した中で、今まで積極的に公開される機会の少なかった管理運営コストに関する情報も含め、現状や課題を多くの方に知っていただくために「秦野市公共施設白書　-持続可能な行政サービスとするために-　」を作成しました。

この白書を基礎資料としながら、柔軟性を持った施設の多目的な活用、一つ一つの施設を長く大切に使う施設の長寿命化、民間活力を利用した運営方策などを盛り込んだ、適正な施設配置と効率的な管理運営の実現に向けた具体的な計画の策定を進めてまいります。

今後も市民ニーズの多様化に的確に対応し、さらに一層多くの市民の方々に利用いただける公共施設となるよう、市民の皆さまとともに考えていきたいと思いますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成２１年１０月

秦野市長　古谷義幸

目　　次

第１章　公共施設白書について …… 1
１　公共施設白書の位置付け …… 3
２　白書で取り上げる公共施設等 …… 3
３　公共施設再配置計画(仮称)の策定 …… 5

第２章　秦野市の概要 …… 9
１　位置・面積 …… 11
２　気候 …… 13
３　地形・地質・水系 …… 14
４　沿革 …… 16
５　人口 …… 18
６　財政(平成20年度決算状況等) …… 23
７　財産 …… 30
８　職員数 …… 32

第３章　公共施設の現状と課題 …… 35
第１節　公共施設の現状 …… 37
１　施設の数と面積 …… 37
２　建物の築年数 …… 40
３　管理運営経費 …… 42
４　土地等を借り上げている施設 …… 54
５　地区別の公共施設の配置 …… 56
第２節　公共施設の持つ課題 …… 68
１　維持管理費用の負担増 …… 68
２　施設の老朽化 …… 68
３　施設機能の重複 …… 71
４　配置の偏在 …… 75
５　適切な利用と受益者負担 …… 78
６　計画的な維持補修とコスト削減のための工夫 …… 80
７　一元的な管理運営 …… 81

第４章　施設別の現状と課題 …… 83
第１節　学校教育施設
第１款　施設全般の現状と課題等 …… 86
第２款　義務教育施設 …… 86
第３款　その他の施設 …… 88
第２節　生涯学習施設
第１款　施設全般の現状と課題等 …… 91
第２款　公民館等 …… 91
第３款　青少年用施設 …… 97
第４款　文化・芸術施設 ……101
第５款　スポーツ・健康施設 ……105
第３節　庁舎等
第１款　本庁舎等 ……112
第２款　消防庁舎等 ……114
第３款　その他の施設 ……116
第４節　福祉施設
第１款　保育・子育て支援施設 ……120
第２款　高齢者用施設 ……124
第３款　その他の施設 ……127
第５節　観光・産業振興施設 ……132
第６節　公営住宅 ……136
第７節　公園・緑地等 ……137
第８節　上下水道施設 ……140
第９節　低未利用地 ……143

第５章　公共施設を取り巻く状況と再配置の必要性 ……145
１　人口減少・少子高齢化への対応 ……147
２　厳しい財政状況への対応 ……147
３　新たなニーズへの対応 ……147
４　規制緩和等を活用した施設づくりの推進 ……148
５　利用機会の平等性と利用負担の公平性の確保 ……148
６　地域住民等との協働・連携 ……148

第６章　公共施設再配置の視点　……149
視点１　将来を見据えた施設配置　……152
視点２　公共施設の多機能化と統廃合　……153
視点３　効率的・効果的な管理運営　……154
視点４　施設の長寿命化と計画的な施設整備　……155
視点５　低・未利用地の有効活用　……156

附属資料　アンケート調査結果　……157
１　公共施設利用者アンケート調査結果　……159
２　インターネットによる公共施設に関するアンケート調査結果　170

本書の作成に当たり用いたデータは、「平成20年度公共施設概要調査」の結果に加え、各年度の「統計はだの」（秦野市発行）、「歳入歳出決算書及び決算附属資料」（秦野市発行）、「主要な施策の成果と報告書」（秦野市発行）、「県勢要覧」（神奈川県発行）及び「平成18年度地方教育費調査」（文部科学省実施）の結果並びに各施設の管理所管課から提供を受けた資料等から転用したものです。

なお、本書で用いている「管理運営費」とは、公共施設の維持や管理に要する経費だけではなく、その公共施設が設置目的にしたがって存在し、運営していくうえでの必要な経費の総額を現したものであり、「平成20年度公共施設概要調査」の結果による平成19年度の実績値です。
したがって、管理運営に関わる正規職員の労力等に基づき、平均賃金により算定した人件費を加算していることなどから、各施設の事業費の決算額とは異なります。

第１章　公共施設白書について

第1章　公共施設白書について

1　公共施設白書の位置付け

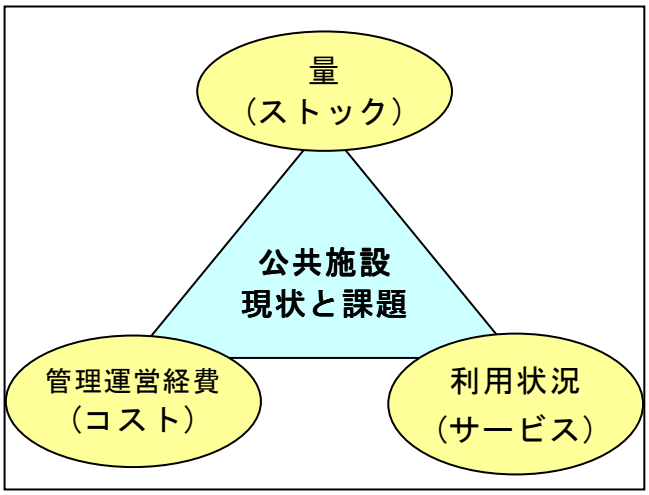

この白書は、本市の公共施設の現状を「量(ストック)」、「管理運営経費(コスト)」、「利用状況(サービス)」の三つの視点からとらえ、それらの調査・分析結果や評価とともに、管理運営面における課題を明らかにしたものです。

また、この白書の特徴の一つに、今まで詳細が公開される機会の少なかった公共施設のコストに関する情報等を積極的に公開し、施設所管部局の枠を超えて横断的な比較を行えるようにしたことが挙げられます。

公共施設は、市民が利用するために、市民や議会の意見を聞きながら行政が整備し、管理運営を行っているものですが、税や使用料の負担、管理運営への協力や参画など、施設を支えているのもまた市民です。

コスト情報を積極的に公開する第一の理由は、少子高齢化社会を迎えている中で、公共施設で提供するサービスのうち真に必要となるサービスを、将来にわたり持続可能なものとしていくためには、公共施設を利用し、また支えている多くの市民が行政とともに、公共施設の将来のあるべき姿を考えていく必要があると考えたからです。

この白書は、そのための足がかりになることを期待するとともに、平成22年度を目標に策定作業を進めていく、「公共施設再配置計画(仮称)」の検討過程における基礎資料として位置付け、活用していくことを考えています。

2　白書で取り上げる公共施設等

地方自治体が所有し、管理する財産は、地方自治法に基づき、次図のように分類されます。

また、「公有財産」とは、本市が所有していることを前提にしたものですが、本市が管理・運営を行う施設の中には、私有の建物又は土地を借り上げて設置しているものもあります。

地方自治法上では、これらの施設も含めて、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設」を総称し、「公の施設」としてその管理・運営

に関して規程していますが、いわゆる「公共施設」とは、次図の点線内の財産のことをいいます。

【公共施設の法体系上の位置付け】

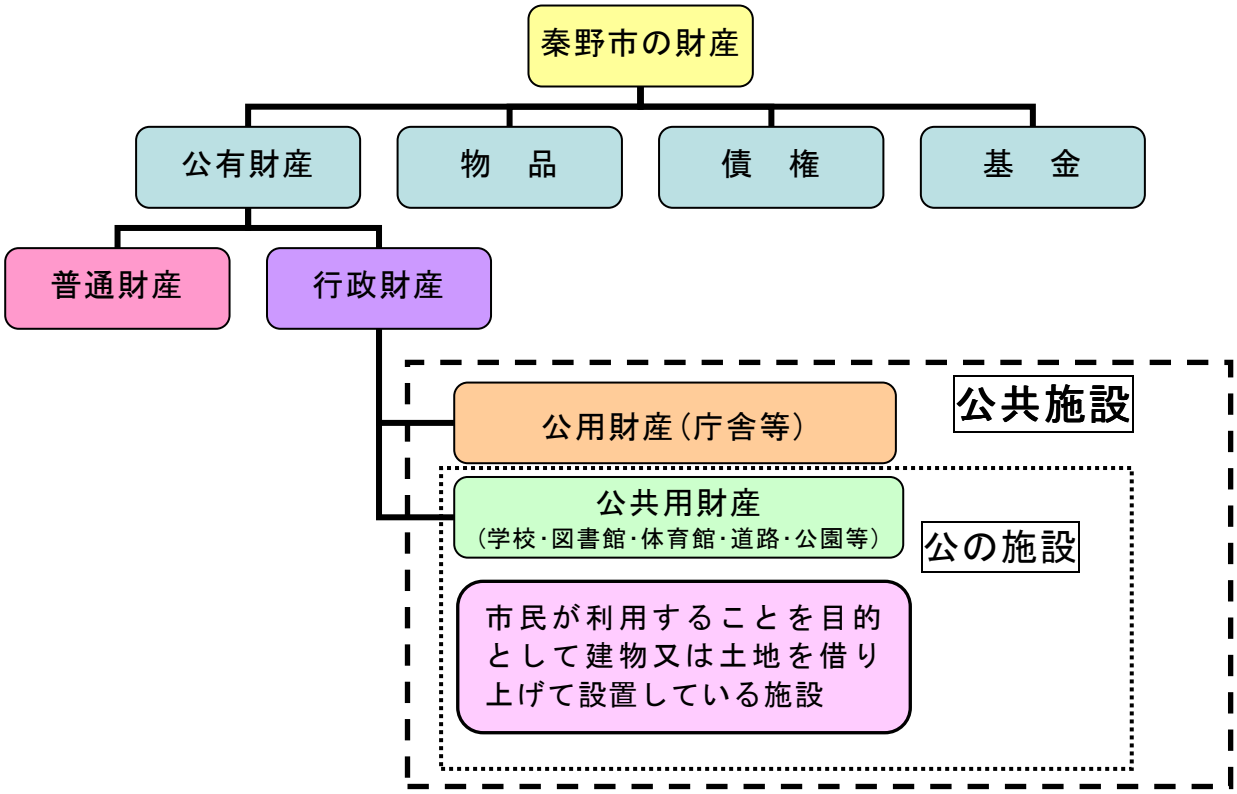

また、本市が関係する「公共施設」について、その態様と建築物の有無から分類すると、次図のとおりとなります。

「秦野市公共施設白書」は、この図の　　に表した市民の利用する教育関係施設や福祉施設、行政サービスを提供する市庁舎や消防署等の公共施設（平成20年4月1日現在457施設）を対象として作成したものであり、道路や橋りょう、上下水道の基盤施設、及びごみ収集所等の小規模な公共施設は、除いています。

【本市が関係する公共施設の分類】

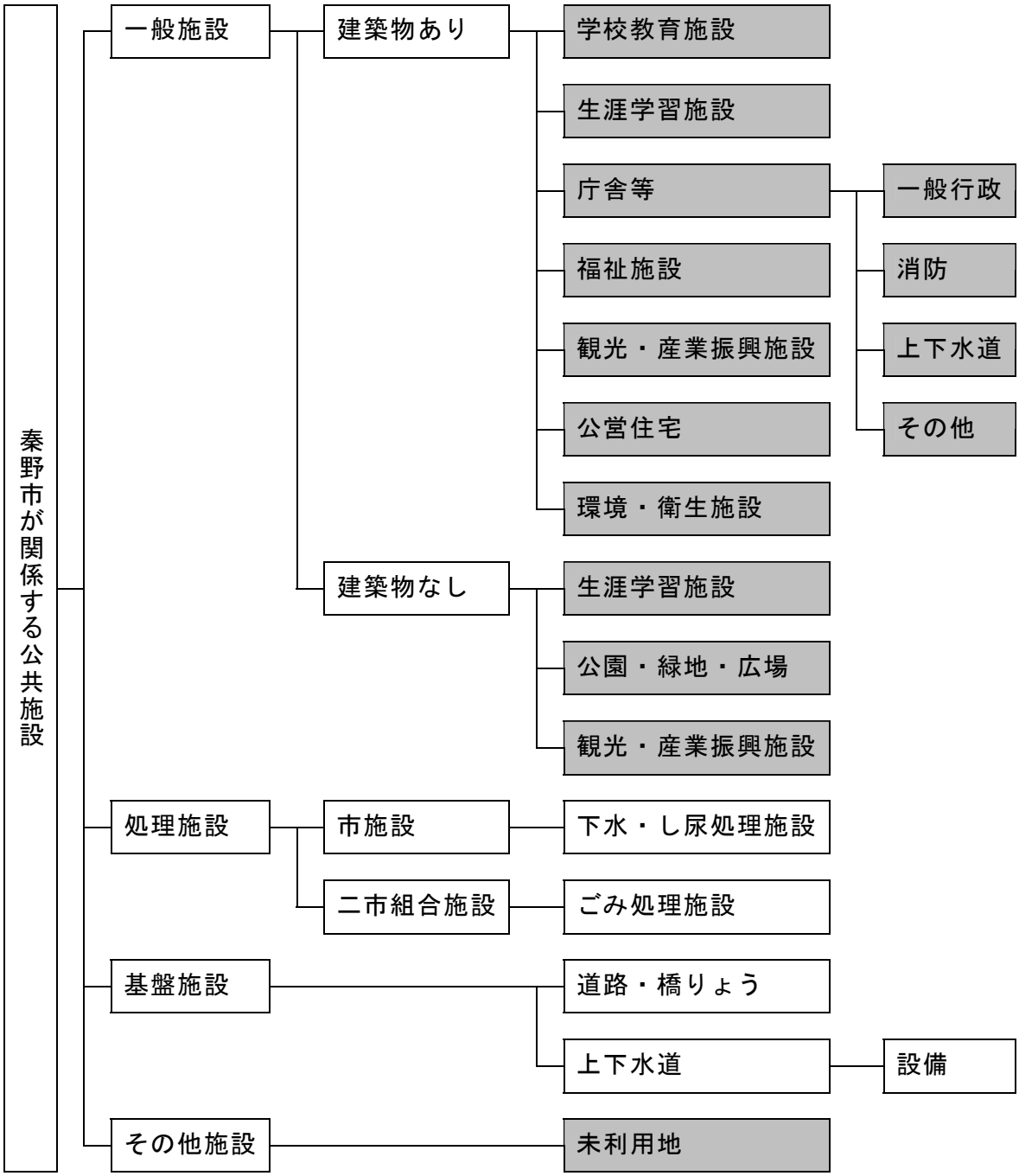

なお、該当する公共施設のうち、本書で取り上げた「公共施設」の詳細な分類及び名称等については、次図に表すとおりです。

【白書で取り上げる公共施設】

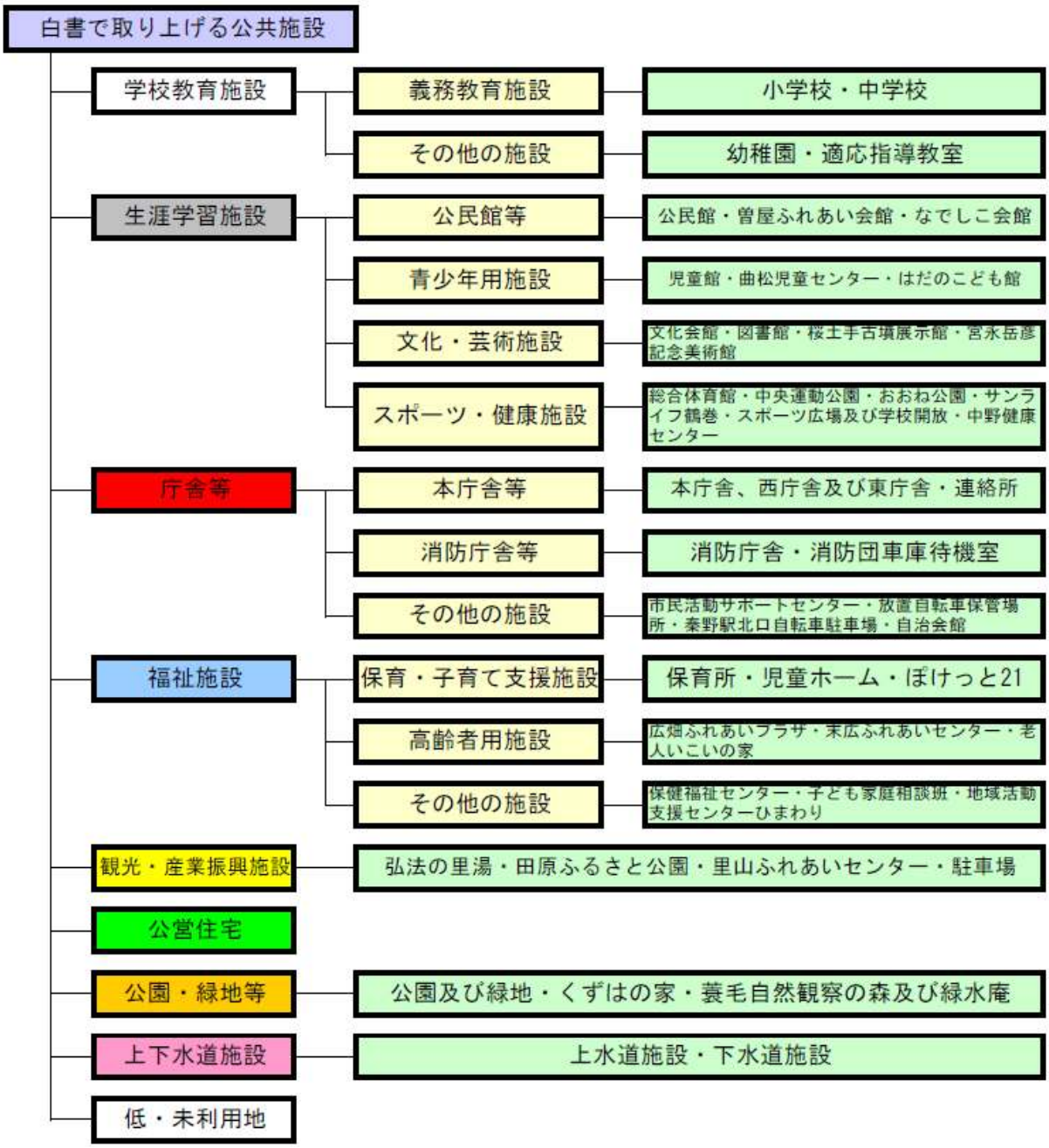

3　公共施設再配置計画(仮称)の策定

(1)　計画内容と位置付け

今後、計画策定に当たっての基本的な考え方や再配置の方向性を示す基本方針を策定していく予定です。この基本方針に基づき、本市の公共施設を将来にわたり持続可能な質と量へ転換することを目指して、適正な施設配置と効率的な管理運営の実現に向けた抜本的な見直しを行う「公共施設再配置計

画(仮称)」(以下「再配置計画」といいます。)を策定し、財政負担を軽減しながら市民ニーズに的確に対応した公共サービスの提供を図ります。

また、再配置計画の策定に当たっては、学識経験者等により構成する外部の組織及び庁内の検討組織を設置するとともに、施設利用者をはじめ幅広く市民の意見等を把握し、その反映に努めます。

なお、再配置計画は、施設所管部局等が定める他の施設の整備や運営などに関する計画等との整合を図り、次図のとおり、その上位計画として位置付けるものとします。

【再配置計画の位置付け】

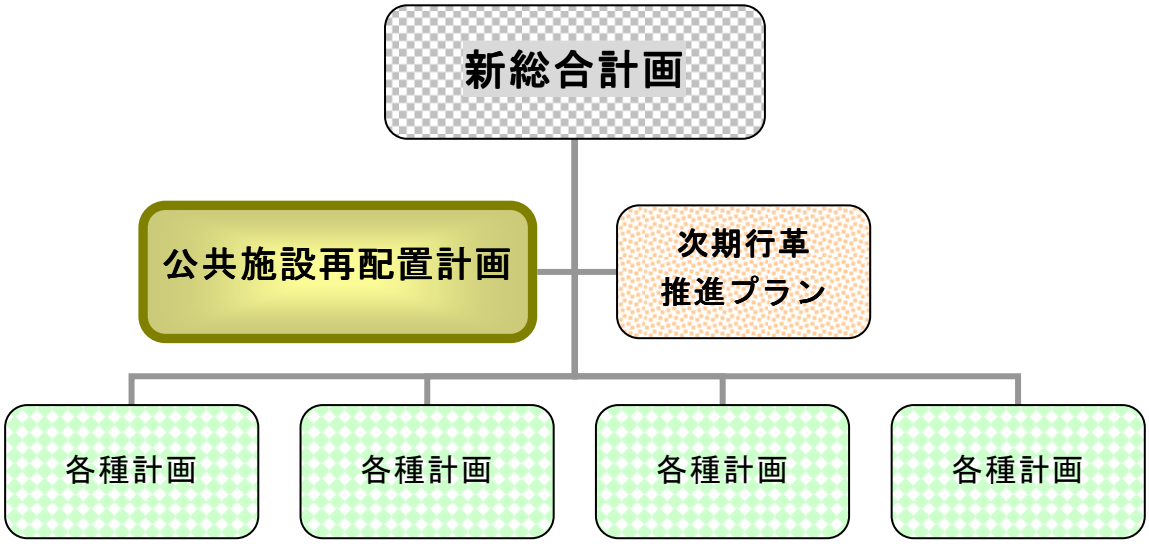

(2)　計画の実行性の確保

再配置計画は、「施設総量の抑制」と「市民サービスの向上」の相反する二つの目的の実現を目指すものですが、公共施設を取り巻く既得権益や利害関係など多くの課題があります。

このため、再配置を進めるに当たって最も重要なことは、実行性の確保にあるといえます。そこで、この実行性を確保するため、再配置計画に基づき年次計画を示した実行プランを作成した上で、平成23年度を初年度に策定を予定する本市の最上位計画である「新総合計画」及び「次期行革推進プラン」の中に位置付けます。

なお、耐震化等に伴う緊急的な施設整備や早期の実施が必要な管理運営内容等の見直しについては、計画の完成を待つことなく、計画策定と並行して実施するものとします。

第２章　秦野市の概要

第2章　秦野市の概要

1　位置・面積

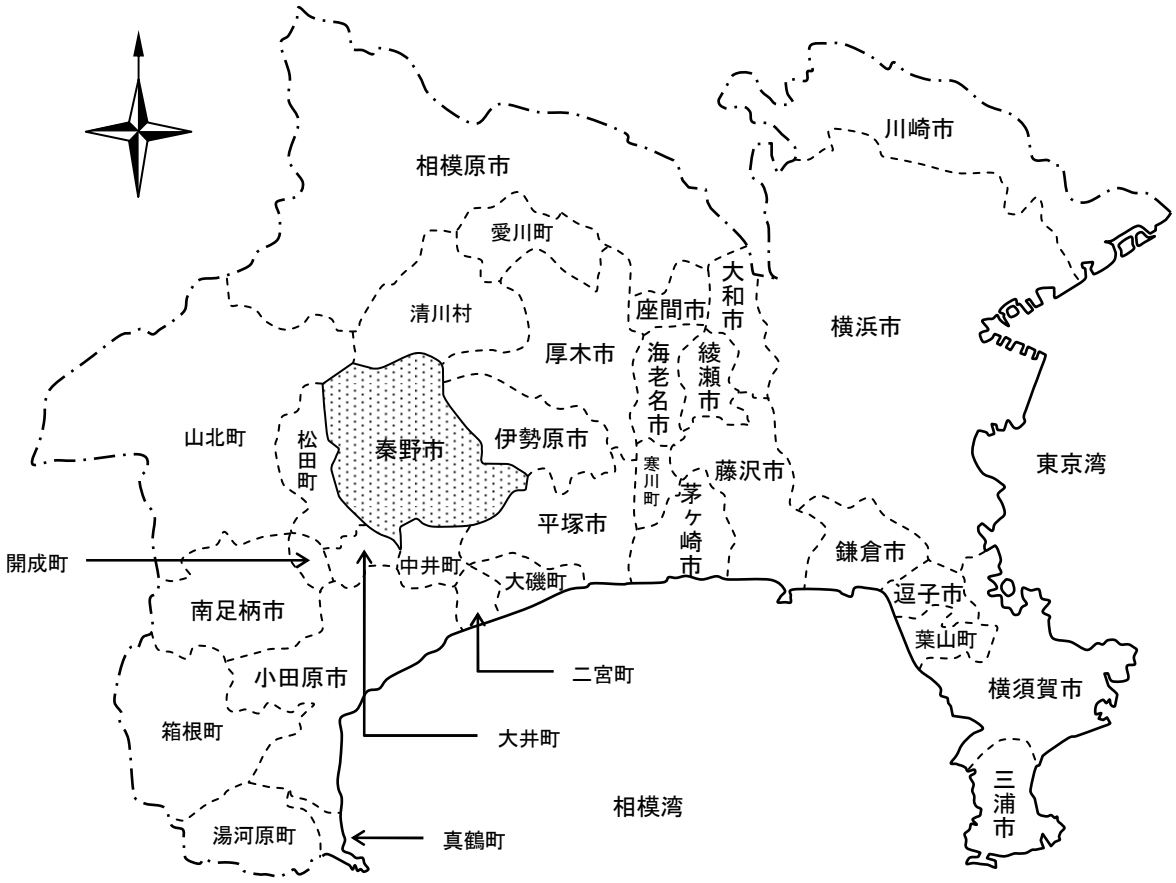

秦野市は、神奈川県央の西部に位置し、東部は伊勢原市、西部は松田町、大井町、南部は中井町、平塚市、北部は厚木市、清川村、山北町に接しています。市域は、東西約 13.6 キロメートル、南北は約 12.8 キロメートル、面積は 103.61 平方キロメートルで、県内 19 市中 5 番目の広さを持つ都市であり、その全域が都市計画区域(※1)となっています。

東京からは約60キロメートル、横浜から約37キロメートルの距離にあり、北方には神奈川県の屋根と呼ばれている丹沢山塊が連なり、南方には渋沢丘陵が東西に走り、県下で唯一の典型的な盆地を形成しています。

※1　中心市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する区域として、県が指定する区域をいいます。また、無秩序な市街化を防止するため、既成市街地を含め今後市街化を図る市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域とに区分しています。

また、市役所庁舎は、日本測地系(※1)で東経 139 度 13 分 24 秒、北緯 35 度 22 分 17 秒に位置しています。

【地区別面積】

地区別	都市計画区域（ha）					
	計（構成比）		市街化区域		市街化調整区域	
本町地区	619.8	(6.0%)	426.1	(17.5%)	193.7	(2.4%)
南地区	866.4	(8.4%)	565.7	(23.2%)	300.7	(3.8%)
東地区	2,912.4	(28.1%)	189.2	(7.8%)	2,723.2	(34.4%)
北地区	1,971.6	(19.0%)	196.1	(8.0%)	1,775.5	(22.4%)
大根・鶴巻地区	858.6	(8.3%)	500.1	(20.5%)	358.5	(4.5%)
西地区	1,883.7	(18.2%)	542.3	(22.3%)	1,341.4	(16.9%)
上地区	1,248.5	(12.0%)	17.7	(0.7%)	1,230.8	(15.5%)
計	10,361.0	(100.0%)	2,437.2	(100.0%)	7,923.8	(100.0%)

【地区別の面積】

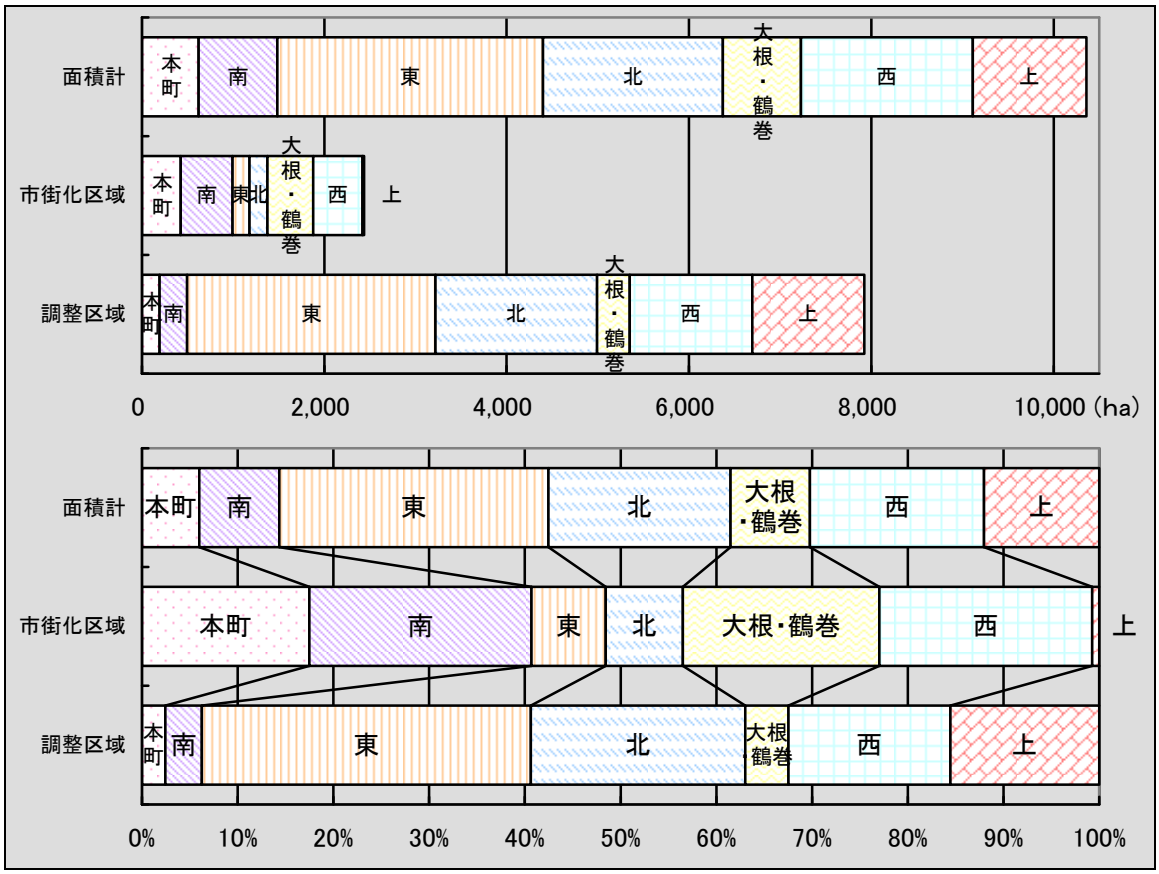

※1　明治政府が全国に整備した基準点網に基づく経度・緯度をいいます。人工衛星等により地球規模の観測ができるようになった今日では、地球全体によく適合した測地基準系であるとは言えなくなってしまったため、現在では、測量法の改正により、測量の基準は、世界測地系となっています。

【地区区分図】

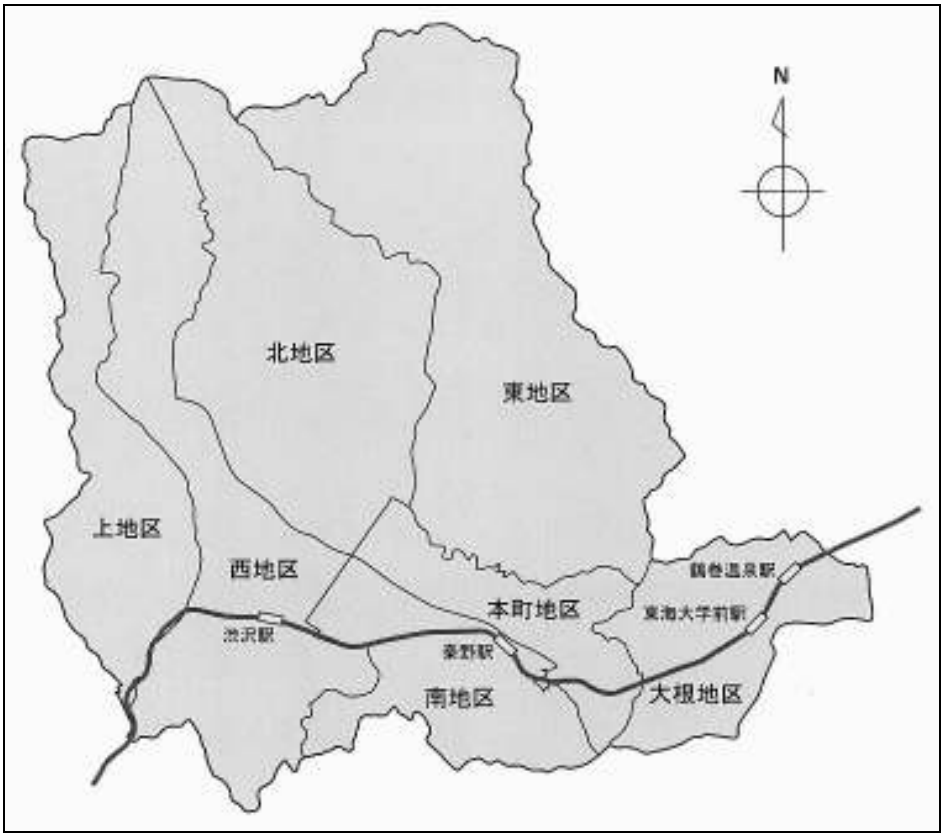

2　気候

秦野市の気候は、太平洋岸気候に属していることから、海洋気象の影響を受けて降霜（こうそう）・降雪が少なく、冬期は西北西、夏期は南方の風が多くなりますが、風速は弱く、比較的温暖です。

また、気候の変動を見ると、年間降水量が2,000ミリメートルを超えた年が近20年に集中するとともに、それ以前と比較して平均気温が15度を超え、又は最低気温がマイナス5度を下回らない年が多くなっています。

【気象データ】

項目／年	平均気圧	気温（℃）			平均湿度	総降水量	風(M/S)		天気日数(日)			
		平均	最高	最低			最多風向	平均風速	晴	曇天	降水	雪
平成 18 年	996.1	15.3	34.0	-4.3	67.2	1,770.5	WNW	2.1	180	89	92	4
平成 19 年	995.9	15.7	33.9	-1.8	64.2	1,659.0	S	2.1	217	65	82	1
平成 20 年	996.2	15.3	34.8	-3.5	64.9	1,858.0	WNE	2.1	190	83	89	4

【気候の変化】

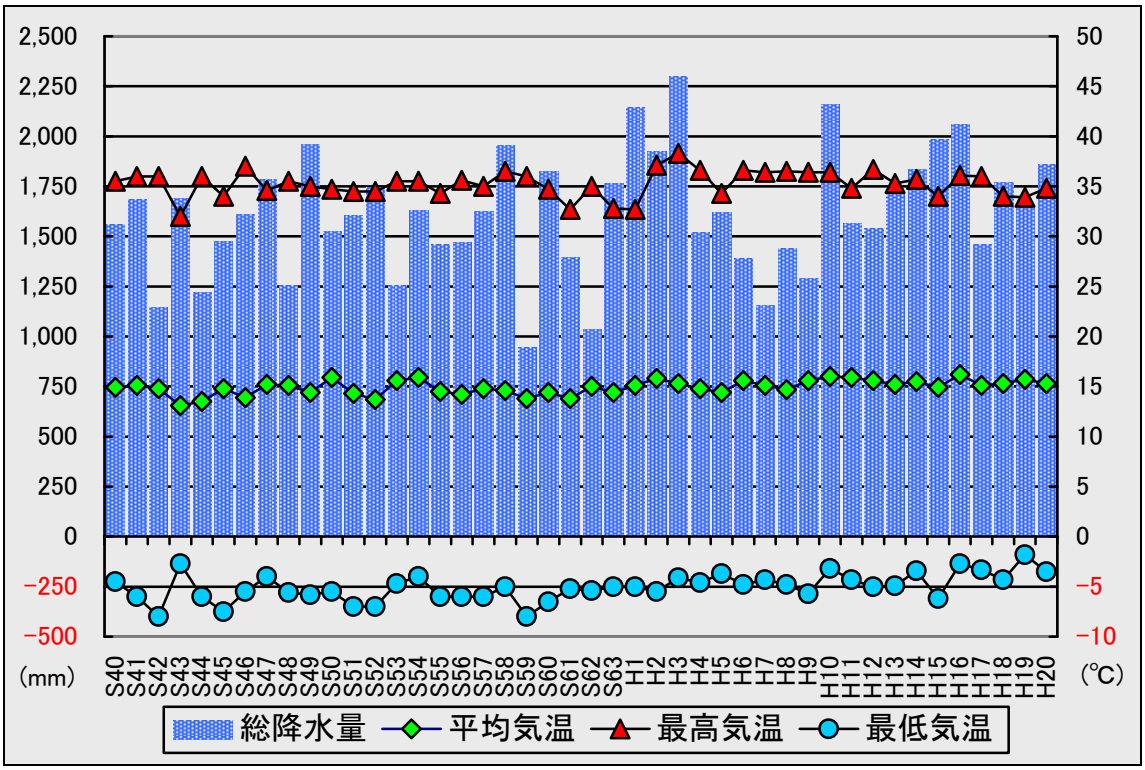

3　地形・地質・水系

秦野盆地は、東・北・西の三方を丹沢山塊の大山(約 1,251 メートル)、三ノ塔(約 1,205 メートル)、塔ノ岳(約 1,491 メートル)、鍋割山(約 1,272 メートル) などの谷の深い壮年期の山々に囲まれ、南を更新世(※1)末に隆起したなだらかな渋沢丘陵に遮られてできた盆地です。

秦野市の最高地点は、標高 1,490.9 メートルの塔ノ岳です。最低地点は、鶴巻地区の 16.2 メートルです。

盆地の南縁にあたる室川の流路に沿って東西に伸びる渋沢断層、同じく秦野保健福祉事務所前に秦野断層があります。

秦野盆地の地質は、基盤が丹沢層群をつくる緑色凝灰岩(※2)で、その上に砂礫と降下火山灰等が互層をなして堆積しています。盆地内の砂礫は、丹沢山地より盆地の中央部を流れる水無川、盆地の西側を流れる四十八瀬川、東側を流れる金目川等によって運搬堆積し、砂礫層となって複合扇状地の地形を形成しています。

※1　地質時代の区分の一つで、約 180～160 万年前から 1 万年前までの期間をいいます。そのほとんどは、氷河時代であったといわれていますが、かつては洪積世ともいわれました。

※2　中国地方の日本海側から中部・関東・東北地方に広く分布している岩石です。およそ 180 万～6500 万年前の大規模な海底火山活動に由来すると考えられており、日本列島の根幹をなす岩石のひとつです。

そのため水無川の流水は、扇頂にあたる大倉付近から伏流水となり、扇端の今泉・平沢付近で湧出しています。

また、降下火山灰層は、西方の約 40 万年前から活動している箱根火山や約 8 万年前から活動している富士山からのものであり、過去に火山灰・軽石・軽石流等を噴出し堆積してできたものです。砂礫と降下火山灰層の互層の堆積物の厚さは、盆地の中央部にあたる中央運動公園付近で約 150 メートルと推定されています。

市内を流れる河川の多くは、丹沢山塊の稜線の合間から発しています。秦野盆地内には、中央部に塔ノ岳に源を発する水無川が流れ、その東に三ノ塔からの葛葉川、山塊東部のヤビツ峠方面からの金目川が流れています。

また、渋沢丘陵の千村に源を発する室川が盆地の南縁に沿って流れ、西部には鍋割山・大倉尾根からの四十八瀬川が流れています。

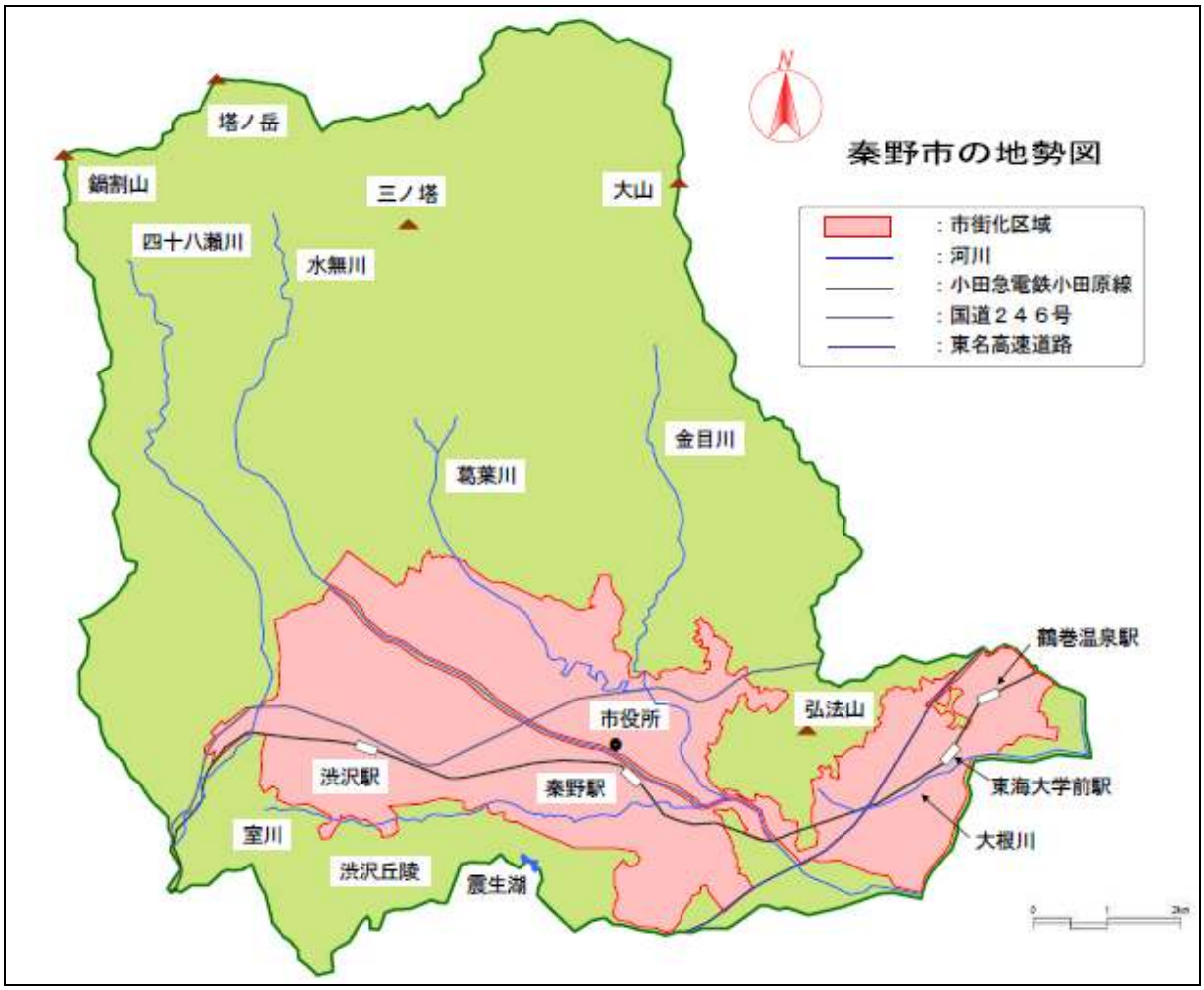

4　沿革

秦野市における人類の生活痕跡は、約16,000年前(先土器時代)にまでさかのぼることができます。しかし、現代の秦野市域の生活基盤である秦野盆地の開発は、古墳時代の終末のころ、つまり6～8世紀にかけて進められたもので、その当時の様子の一端は、多数の古墳や住居跡によってうかがうことができます。この開発には、多くの渡来人系の人々が従事し、特に機織を業とする「秦氏(はたし)」が中心であったところから、今日の「秦野(はだの)」の地名の由来になったといわれています。

波多野庄の成立は平安時代中期に、この地方の開発領主であった波多野氏が源氏の家人になった縁により、その紹介で摂関家(近衛家)に寄進したことに始まると思われます。波多野氏は更に、鎌倉時代には執権北条氏の下で有力御家人となり重要な地位を占めますが、一族の中心的な人々がそれぞれ相模国から転出したため、南北朝・室町両時代には大きな活躍をするものがいませんでした。

小田原に拠った戦国大名北条氏のころには、足軽大将の大藤氏等がこの地方を支配しましたが、この支配の関係からいくつかの郷村が、「上」や「下」、あるいは「南」や「北」などに分かれました。これが江戸時代に村として固定し、今日の大字の元になっています。

江戸時代の初め秦野市地域の大部分の村々は、徳川氏の直轄地でしたが、寛永期と元禄期の二つの時期に足柄上郡部分を除き、そのほとんどが幕臣である旗本たちの領域となりました。多くの村には数名の領主の土地があり、複雑な支配を受けていました。後に秦野ばかりでなく神奈川の特産品にもなった葉たばこの栽培は、このころに地歩を固めたものです。

その後明治に至り、小田原県や足柄県に属した後神奈川県に移るなど、行政区域や名称の変更が目まぐるしく行われましたが、明治22年4月、町村制が施行され、秦野町を初め東秦野村、西秦野村、南秦野村、北秦野村、上秦野村そして大根村が誕生し、昭和30年まで存在しました。

この間明治23年には、我が国初の簡易陶管水道が完成し、同39年には湘南馬車鉄道(※1)の開通、大正5年には町営電気事業の営業開始、そして昭和2年の小田急線の開通など、近代化への歩みは着実に進められていきました。

昭和28年になり、自治体の行政能率の向上を目指した町村合併が促進され、これを受けて秦野町、南秦野町(昭和15年町制施行)、東秦野村、北秦野村が昭和30年1月1日に合併、市制を施行し、次いで4月15日に大根村の大部分が編入しました。一方西秦野村と上秦野村も同30年7月28日に合併して西秦野町となり、同38年1月1日に秦野市へ編入して現在の市域となりました。

※1　現在の秦野市末広町付近と二宮町の間(約10キロメートル)を結んだ馬車鉄道で、後に湘南軽便鉄道、湘南軌道と移り変わっています。秦野の名産であった葉タバコを東海道線の駅のある二宮に運ぶことを主目的に作られました。大正時代には賑わいを見せましたが、小田急線の開通に伴い衰退し、昭和12年に廃止されました。

昭和31年2月には、商工業の発展と市勢の伸展をねらいとして「秦野市工場設置等奨励に関する条例」を制定、これを契機に企業の進出が相次ぎ、従来の農村型都市からの脱皮が図られました。

更に国の高度経済成長政策とあいまって、急激な都市化がみられ、市制施行当時、35,277人(後に秦野市に編入合併した大根村の一部及び西秦野町当時の人口を加えると51,042人)であった人口は、市制50年を経た現在17万人に達し、「水と緑と心豊かなふるさと、安全で活力のある都市」を目指し、県央西部の存在感ある都市として発展しつつあります。

【秦野市の市域の変遷】

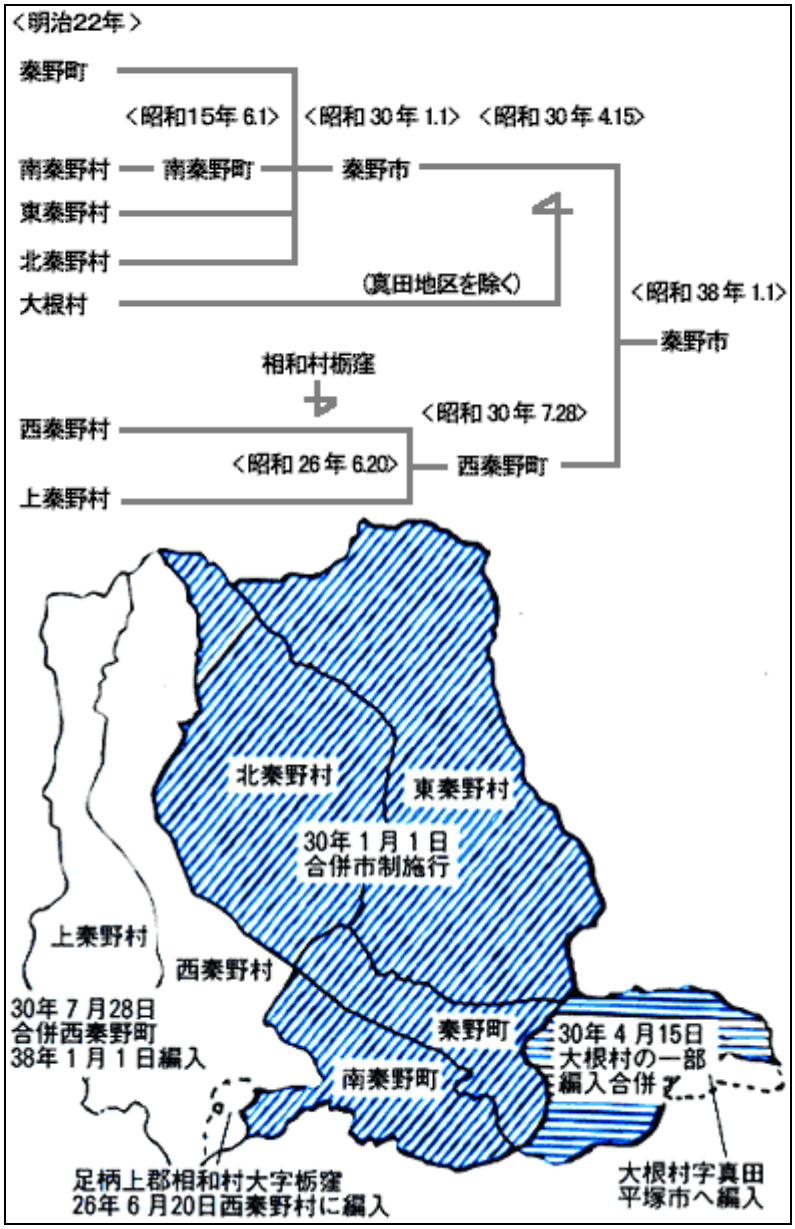

5　人口

市制が施行された年である昭和 30 年(1955 年)の 10 月 1 日現在の人口は 50,747 人、世帯数は 9,143 世帯でしたが、高度経済成長期を経て、昭和 40 年代後半から 50 年代には、首都圏のベットタウンとして人口も急増しました。市制施行から 20 年後の昭和 50 年(1975 年)には、対 5 年前の人口増加率もおよそ 38 パーセントとなり、市制施行当時のほぼ 2 倍に当たる人口 10 万人を達成しました。

その後も人口は緩やかに増加を続け、昭和 63 年に人口 15 万人に、そして、平成 4 年には 16 万人に達しました。しかし、その後は人口の伸びも鈍化し、人口 17 万人に至ったのは、平成 21 年となりました。

一世帯あたりの人員は、核家族化や学生、単身者の増加により減少を続け、昭和 62 年に初めて 3 人を切り、平成 20 年には、2.47 人まで低下しています。

【人口等(各年 10 月 1 日現在)の推移】

項目／年	世帯数	人口（人）			一世帯当たり人員	人口増加率（%）
		計	男	女		
昭和 30 年(1955 年)	9,143	50,747	25,016	25,731	5.55	—
35 年(1960 年)	9,803	51,285	25,309	25,976	5.23	1.1
40 年(1965 年)	12,455	57,930	29,096	28,834	4.65	13.0
45 年(1970 年)	19,550	75,226	39,469	35,757	3.85	29.9
50 年(1975 年)	30,307	103,663	53,895	49,768	3.42	37.8
55 年(1980 年)	38,368	123,133	64,512	58,621	3.21	18.8
60 年(1985 年)	46,699	141,803	74,590	67,213	3.04	15.2
平成 2 年(1990 年)	54,225	155,620	82,514	73,106	2.87	9.7
7 年(1995 年)	59,133	164,722	86,220	78,502	2.79	5.8
12 年(2000 年)	63,437	168,142	87,226	80,916	2.65	2.1
17 年(2005 年)	65,607	168,317	86,664	81,653	2.57	0.1
20 年(2008 年)	68,688	169,777	87,207	82,570	2.47	0.9

【人口及び対5年前人口増加率の推移】

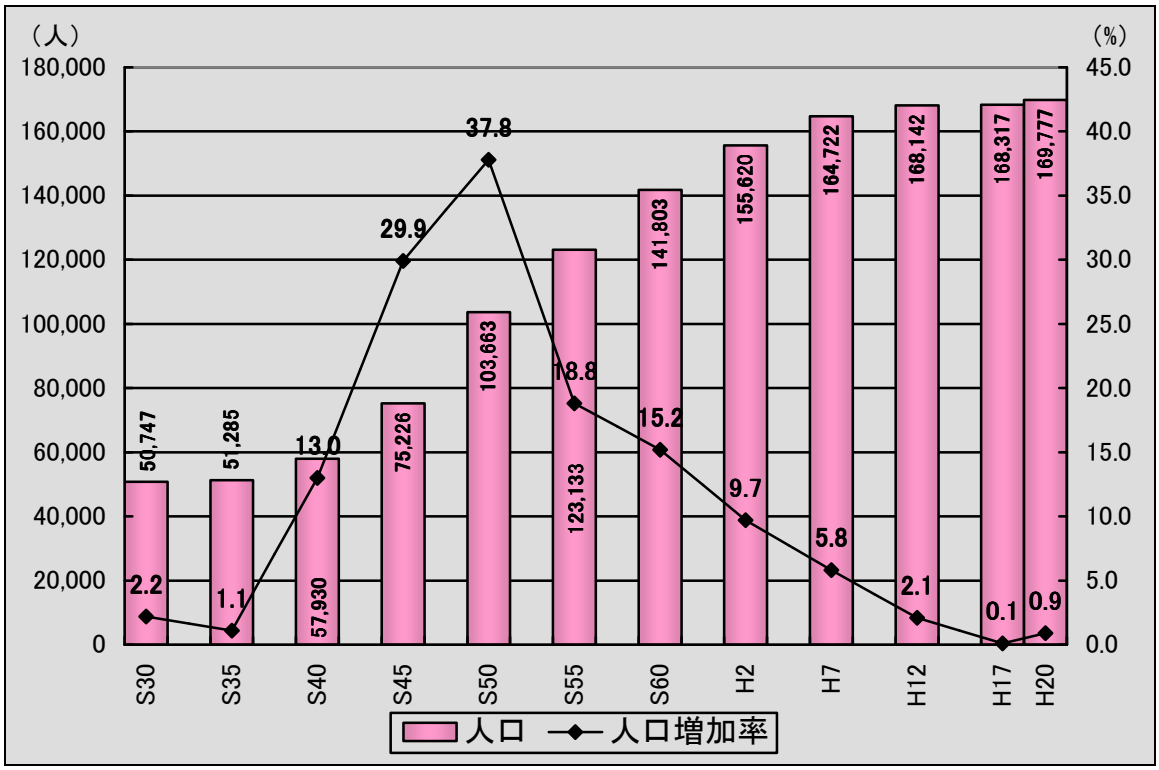

また、少子化とはいわれるものの、自然増加人口（※1）はプラスを続けています。社会増加人口（※2）は、平成 11 年から 17 年にかけてマイナスとなりましたが、それ以外はプラスであり、実質増加人口（※3）も平成 16 年から 17 年にかけてを除きプラスとなっています。

地区別の人口では、大根・鶴巻地区が最も多く、本市の人口のおよそ 26 パーセントを占め、次いで西地区、南地区の順となっています。大根・鶴巻地区は、地区別の面積では、本町地区に次いで狭いにもかかわらず、人口が最も多くなっていることから、人口密度も本市全体の人口密度のおよそ 3 倍以上となる 5,000 人を超えています。

また、最も人口が少ないのは上地区、次いで東地区、北地区の順となりますが、これらの地区は、面積の大半を丹沢大山国定公園やその裾野に広がる農地である市街化調整区域が占めています。

本市の人口をいわゆる年齢3区分（15歳未満、15歳以上65歳未満及び65歳以上）に分け、その構成比の推移を見ると、65歳以上の人口が占める割合が増え続け、平成20年にはおよそ18パーセントに達し、中でも女性に限れば、すでに20パーセントに達しました。

※1　自然増加（減少）人口＝出生数－死亡数
※2　社会増加（減少）人口＝転入人口－転出人口
※3　実質増加人口＝自然増加（減少）人口＋社会増加（減少）人口

【人口増加（減少）数の内訳】

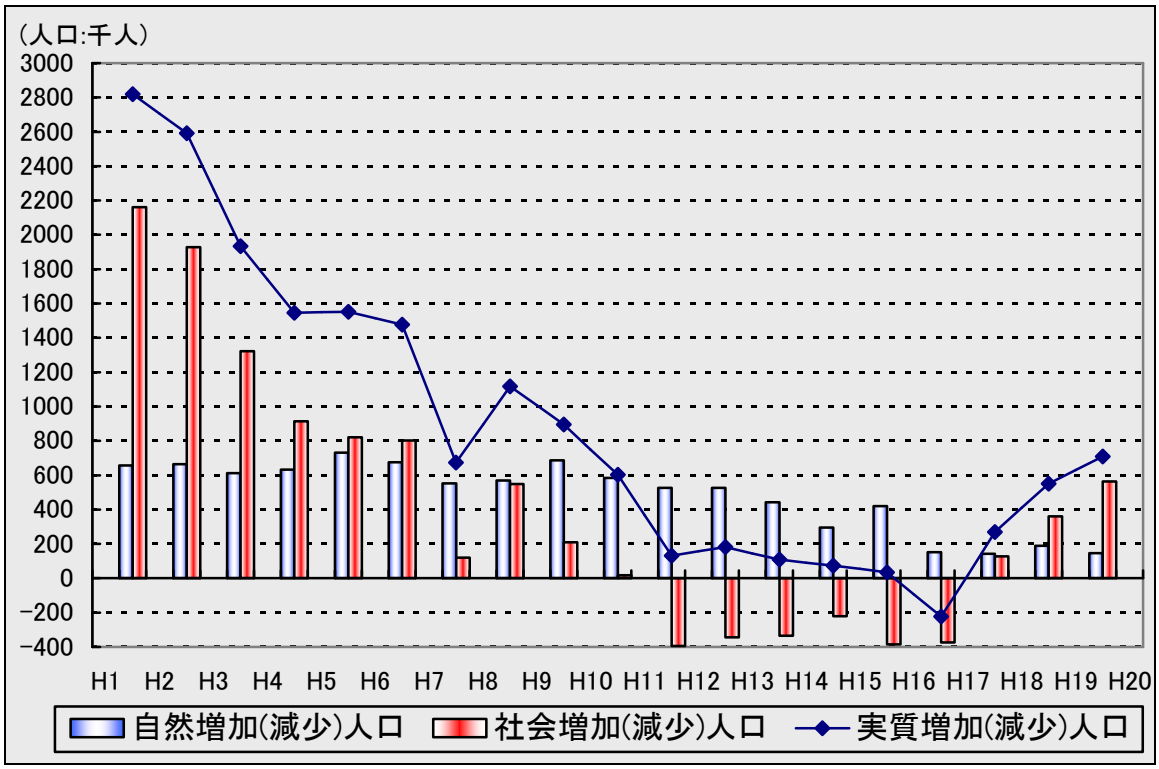

【地区別の人口等】

項目 / 地区	世帯数	人口（人）			女100人につき男	人口割合（%）	1世帯当たり人員	人口密度（人/km²）
		計	男	女				
本町地区	8, 698	21, 625	10, 870	10, 755	101. 1	12. 73	2. 49	3, 489
南地区	12, 025	31, 657	15, 768	15, 889	99. 2	18. 65	2. 63	3, 654
東地区	5, 885	16, 442	8, 214	8, 228	99. 8	9. 68	2. 79	565
北地区	4, 909	13, 968	7, 176	6, 792	105. 7	8. 22	2. 85	708
大根･鶴巻地区	21, 143	43, 735	23, 775	19, 960	119. 1	25. 76	2. 07	5, 094
西地区	15, 217	39, 725	20, 063	19, 662	102. 0	23. 40	2. 61	2, 109
上地区	811	2, 625	1, 341	1, 284	104. 4	1. 55	3. 24	210
合計	68, 688	169, 777	87, 207	82, 570	105. 6	100. 00	2. 47	1, 639

（平成20年10月1日現在）

【地区別の人口と面積の構成比】

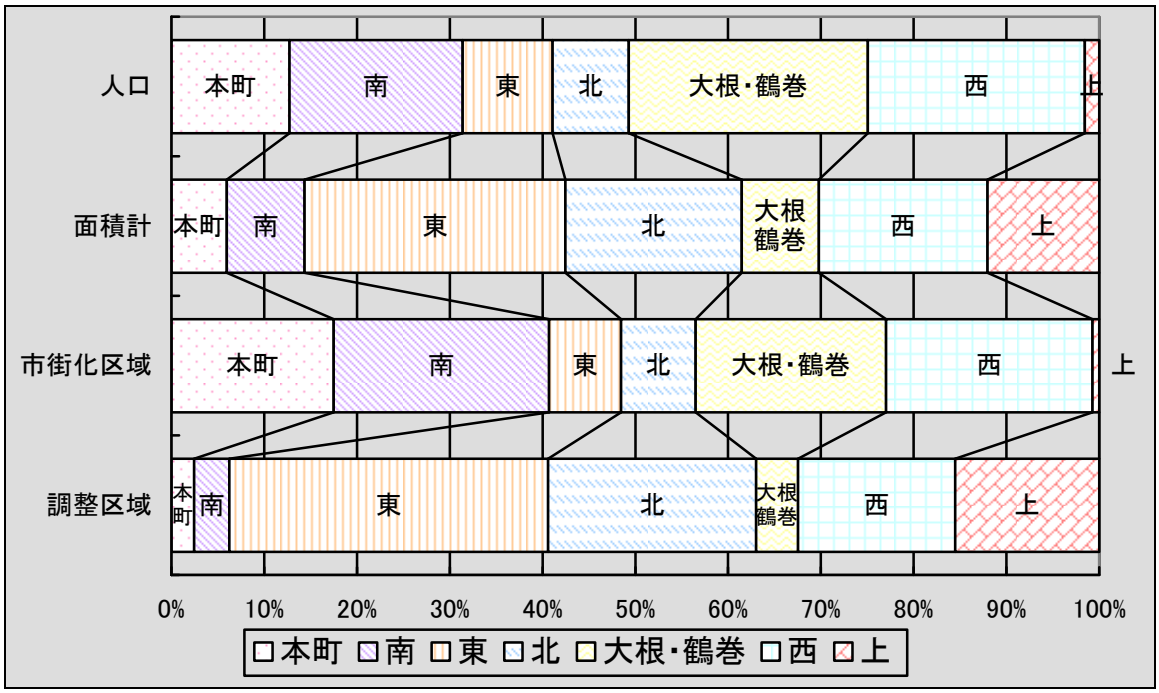

15歳未満の人口が占める割合の低下は、近年、落ち着きを見せ始めていますが、平成15年度に初めて65歳以上の人口が占める割合が、15歳未満のそれを上回っています。また、いわゆる生産年齢である15歳以上65歳未満の人口の割合は、平成8年度をピークに毎年減り続けています。

【３区分人口構成比の推移】

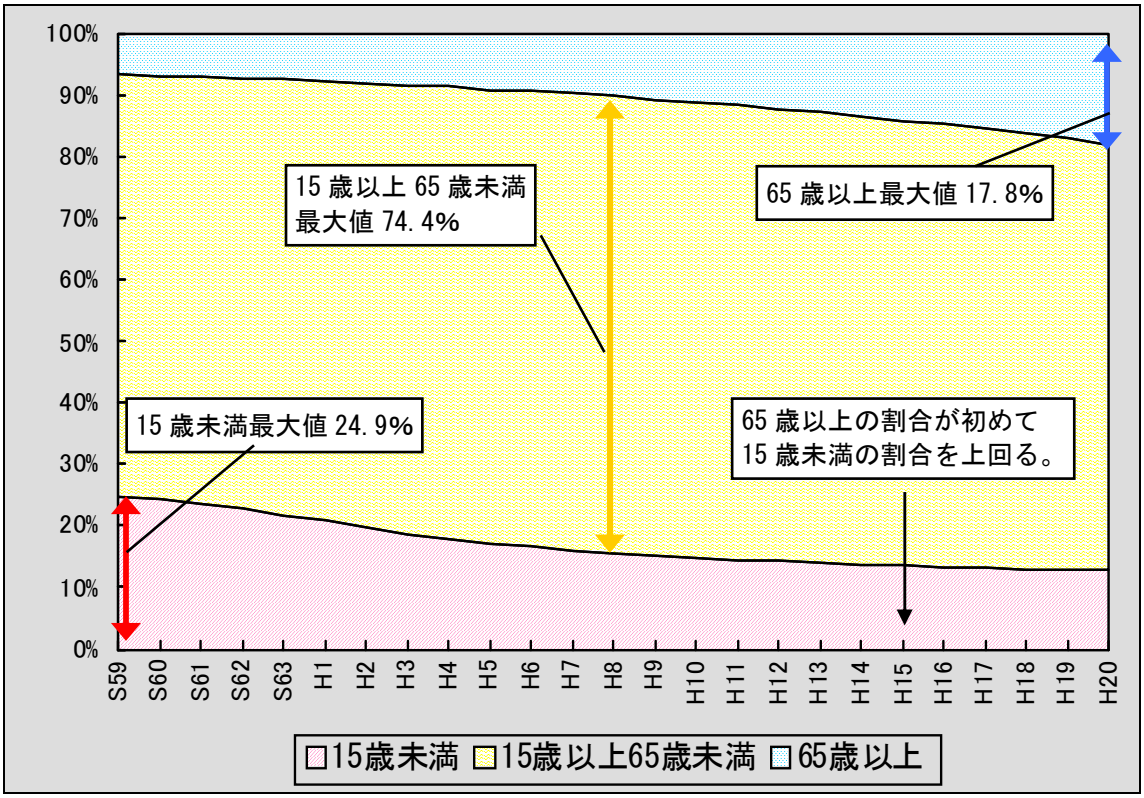

【３区分人口構成比の推移】

区分＼年		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
15歳未満	計	14.5	14.3	14.0	13.8	13.7	13.4	13.3	13.0	12.9	12.9
	男	14.2	14.0	13.8	13.6	13.5	13.3	13.1	12.8	12.7	12.7
	女	14.8	14.5	14.3	14.1	13.9	13.6	13.5	13.3	13.1	13.1
15 歳以上65歳未満	計	74.0	73.7	73.4	73.0	72.4	72.1	71.6	71.0	70.2	69.3
	男	76.4	76.1	75.7	75.3	74.7	74.3	73.8	73.3	72.4	71.5
	女	71.5	71.3	70.8	70.5	70.0	69.7	69.2	68.6	67.8	66.9
65歳以上	計	11.5	12.0	12.6	13.2	13.9	14.5	15.1	15.9	16.8	17.8
	男	9.4	9.9	10.5	11.1	11.8	12.4	13.1	13.8	14.7	15.7
	女	13.7	14.2	14.9	15.4	16.1	16.7	17.3	18.1	19.1	20.0

（各年1月1日現在）

【年齢別人口の推移】

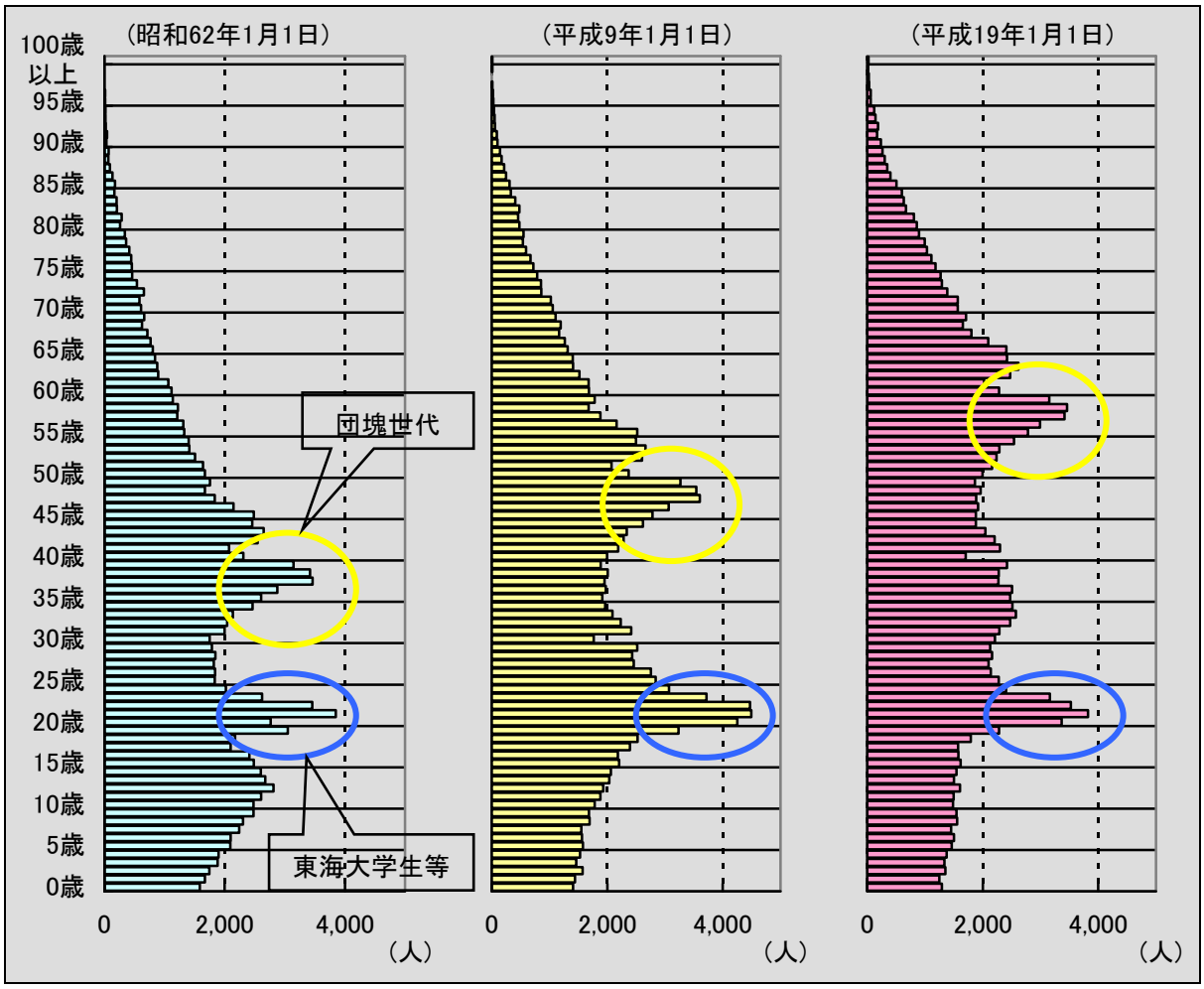

６　財政（平成 20 年度決算状況等）

平成 20 年度に本市が収入した金額は、一般会計(※1)、五つの特別会計(※1)及び水道事業会計の総額で 741 億 6,419 万円、支出した金額は、総額 726 億 7,875 万円でした。前年度と比べると、歳入決算額は 75 億 6,097 万円の減(－9.3%)、歳出決算額は 62 億 7,287 万円の減(－7.9%)となりました。(※2)

一般会計の歳入総額は、418 億 1,095 万円となり、前年度と比較すると、8,538 万円の減(－0.2%)となりました。歳出総額は、403 億 1,250 万円となり、前年度と比べると、7 億 921 万円の増(＋1.8%)となりました。

また、一般会計を 10 年前と比較すると、歳入は、市税以外の自主財源が約 10 億円減少するなど、歳入総額は約 13 億円も減少しています。歳出では、人件費がおよそ 10 億円減少していますが、少子高齢化が進み、介護や医療、児童手当などの社会保障関係経費の増大により、扶助費が約 30 億円増加していることから、義務的経費は、およそ 55 パーセントとなっています。一方で、公共施設の建設などの経費(普通建設事業費)は、約 57 億円減少しています。

【平成 20 年度決算状況】

会計区分		歳　　入	歳　　出	差引残額
一般会計		418 億 1095 万円	403 億 1250 万円	14 億 9845 万円
特別会計	国民健康保険事業	146 億 9538 万円	146 億 8550 万円	988 万円
	下水道事業	60 億 9050 万円	60 億 8886 万円	164 万円
	老人医療	8 億 6480 万円	8 億 6480 万円	0 万円
	介護保険事業	69 億 515 万円	68 億 5337 万円	5178 万円
	後期高齢者医療事業	11 億 4615 万円	11 億 4561 万円	54 万円
水道事業		26 億 5127 万円	27 億 2810 万円	Δ7683 万円
合　　計		741 億 6419 万円	726 億 7875 万円	14 億 8544 万円

※　水道事業会計の歳出額は、一般会計の支出総額に相当する額です。

※1　一般会計とは、地方公共団体における会計区分の一つで、特別会計に属さない財政を包括的、一般的に経理する会計のことをいいます。特別会計とは、税負担の公平性等の観点から、特定の収入をもって特定の事業を行う場合に設けられる会計をいいます。

※2　平成 20 年 4 月から後期高齢者医療事業がスタートしたことにより、老人医療特別会計が、歳入歳出ともに大幅な減少となったことの影響を受けています。

少子高齢化が進み、介護、医療、児童手当などの社会保障関係経費が増加する一方、今後も市税を中心とする歳入の大幅な伸びは期待できません。こうした厳しい財政環境に対応し、より効率的・効果的な市政運営を推進するため、引き続き事務事業の見直しや、徹底した経費の削減に取り組むとともに、未収金対策の強化や未利用地の売却、広告収入の拡大など、自主財源の確保に努めています。

【一般会計歳入決算額の内訳】

区分	款	平成20年度		平成19年度	
		決　算　額	構成比	決　算　額	構成比
自主財源（※1）	市税	255億8024万円	71.9%	258億2949万円	72.2%
	繰越金	14億7304万円		17億6092万円	
	諸収入	14億3925万円		12億　300万円	
	使用料及び手数料	7億 857万円		7億2943万円	
	分担金及び負担金	4億5052万円		4億4411万円	
	財産収入、寄附金	1億1495万円		1億8574万円	
	繰入金	2億7803万円		8886万円	
依存財源（※2）	国・県支出金	66億6712万円	28.1%	67億3817万円	27.8%
	市債	22億9350万円		19億3280万円	
	地方消費税交付金	13億6578万円		14億7647万円	
	自動車取得税交付金	3億1716万円		4億1499万円	
	地方譲与税	3億8789万円		4億　92万円	
	地方交付税	1億4547万円		1億3712万円	
	地方特例交付金	2億9307万円		1億2807万円	
	その他	2億9636万円		4億2624万円	
合　　計		418億1095万円		418億9633万円	

※1･2　自主財源は、市税や使用料、手数料など、市が自主的に収入できる財源です。依存財源は、国庫支出金や市債など、国や県に依存し、額と内容が国や県の基準に基づくものです。

【一般会計歳入決算額の推移】

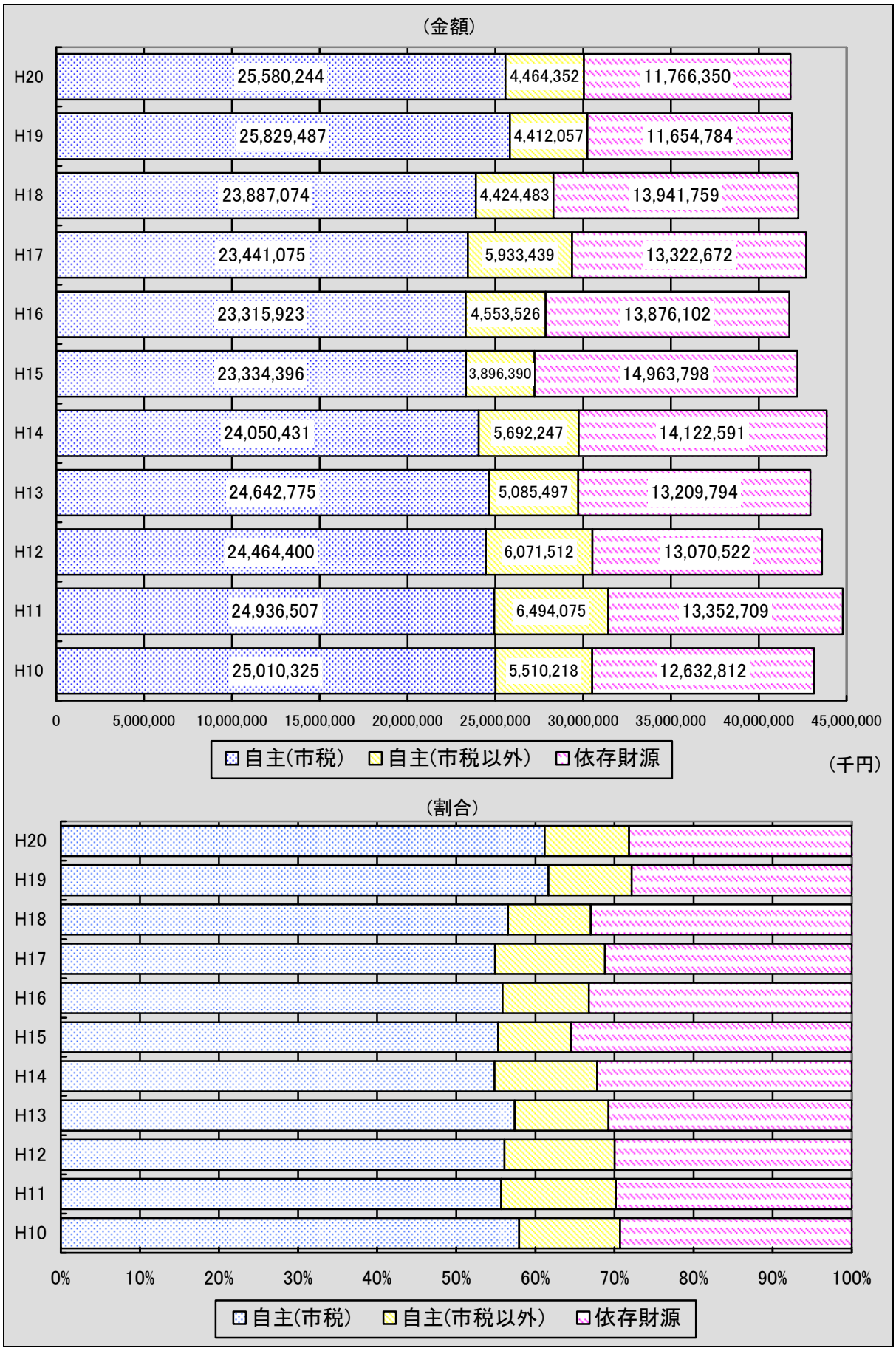

【一般会計歳出決算額の内訳】

	款	平成 20 年度		平成 19 年度	
		決　算　額	構成比	決　算　額	構成比
義務的経費（※1）	人件費（※2）	97 億 6673 万円	54.9%	100 億 1801 万円	55.6%
	扶助費（※3）	79 億 7668 万円		77 億 6494 万円	
	公債費（※4）	44 億　37 万円		42 億 2713 万円	
投資的経費（※5）とその他	繰出金（※6）	47 億 3792 万円	45.1%	55 億 2642 万円	44.4%
	物件費（※7）	47 億 8500 万円		47 億 8831 万円	
	普通建設事業費（※8）等	39 億 7329 万円		33 億 7892 万円	
	補助金（※9）など	33 億 7932 万円		25 億 7855 万円	
	投資・出資・貸付金（※10）	7 億 8609 万円		7 億　622 万円	
	積立金	2 億 2860 万円		3 億 2680 万円	
	維持補修費	2 億 7851 万円		2 億 8799 万円	
	合　　計	403 億 1250 万円		396 億　329 万円	

※1　義務的経費：人件費、扶助費及び公債費の合計です。支出が義務付けられていて、削減が難しい経費です。歳出全体に占める義務的経費の割合が高いと、財政が硬直化していると言えます。
※2　人件費：職員の給与や議員の報酬などの経費です。
※3　扶助費：生活保護や医療費助成、子育て支援などの社会保障に要する経費です。
※4　公債費：市債を返済するための経費です。
※5　投資的経費：普通建設事業や災害復旧のための経費です。施設建設など、将来にわたる資本の形成に向けられる経費です。
※6　繰出金：法律の定めや歳入不足により、一般会計から国民健康保険や介護保険などの特別会計へ支出する経費です。
※7　物件費：旅費や光熱水費、委託料などの経費です。
※8　普通建設事業費：道路、橋、学校などの施設の整備・建設・取得に係る経費です。
※9　補助金：団体への補助金などです。
※10　投資・出資・貸付金：中小企業振興のための貸付金などの経費です。

【一般会計歳出決算額の推移】

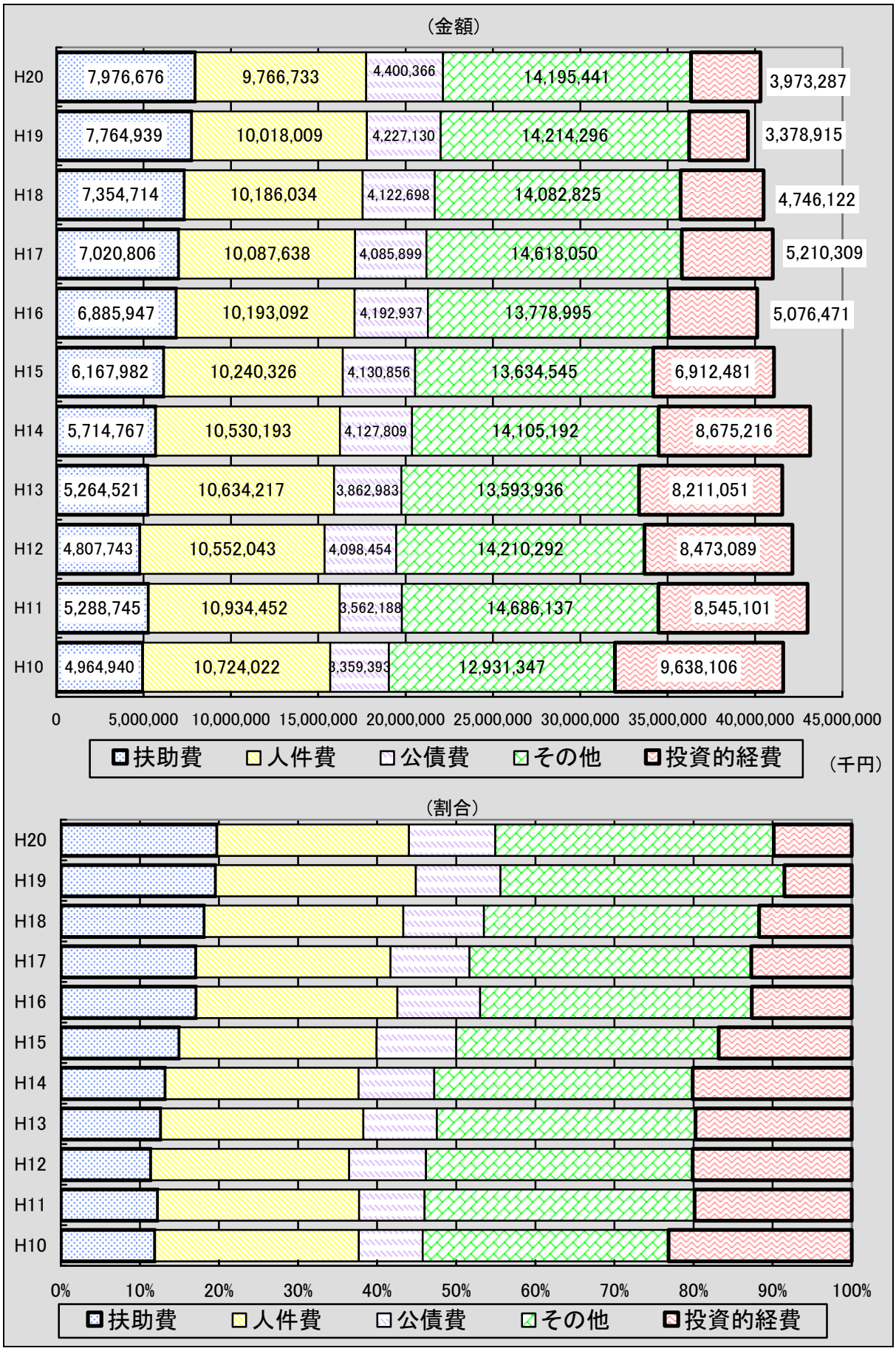

公共施設の整備や管理運営に関連する経費として、普通建設事業費を含む投資的経費及び維持補修費の推移、並びに施設整備の際の主要な財源の一つとなった公債費の残高の推移を表しました。

投資的経費は、財政状況の悪化とともに急激に減少し、平成 10 年度との比較では、およそ 41 パーセントにまで減少し、施設の老朽化が進んでいるにもかかわらず、維持補修費もおよそ 72 パーセントに減少しています。

【投資的経費の推移】

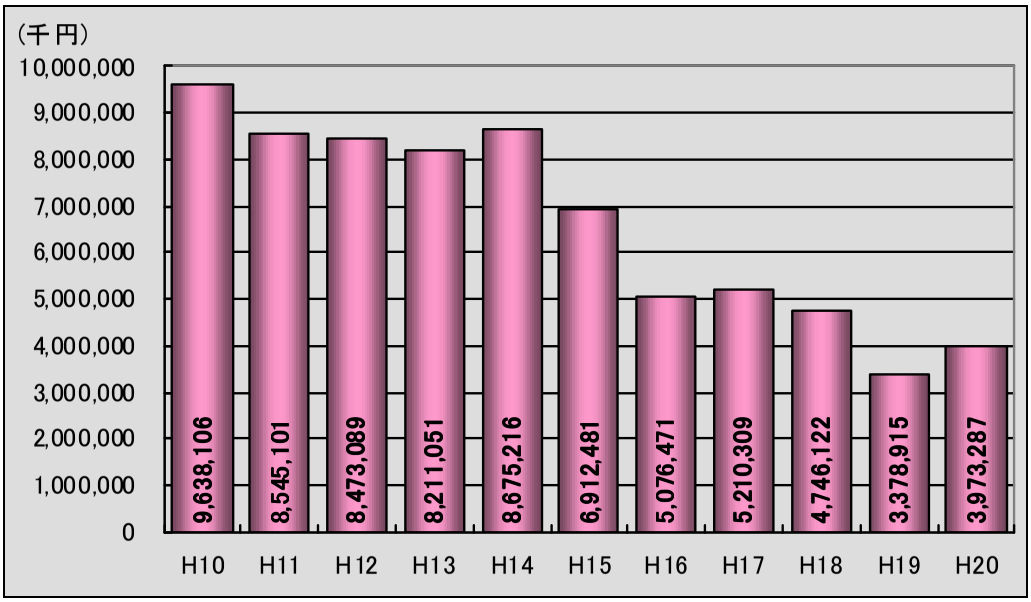

【維持補修費の推移】

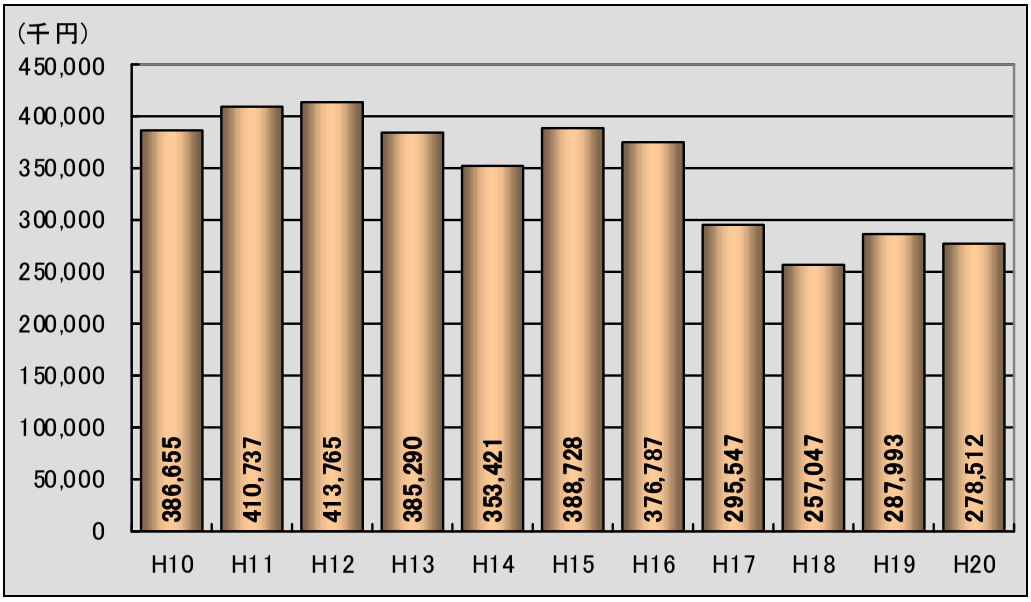

また、公債費は、平成 16 年度に 40 億円を超える減税補填債を発行したことから、年度末残高も最高となっていますが、以降発行の抑制に努めていることから、年度末残高は減少傾向にあります。

地方債現在高比率(※1)は 131.1 パーセントと、県下各市の平均 128.1 パーセントよりやや高くなっていますが、公債費比率(※2)は、9.9 パーセントと、県下各市の平均 10.1 パーセントよりやや低くなっています。

【公債費発行高等の推移】

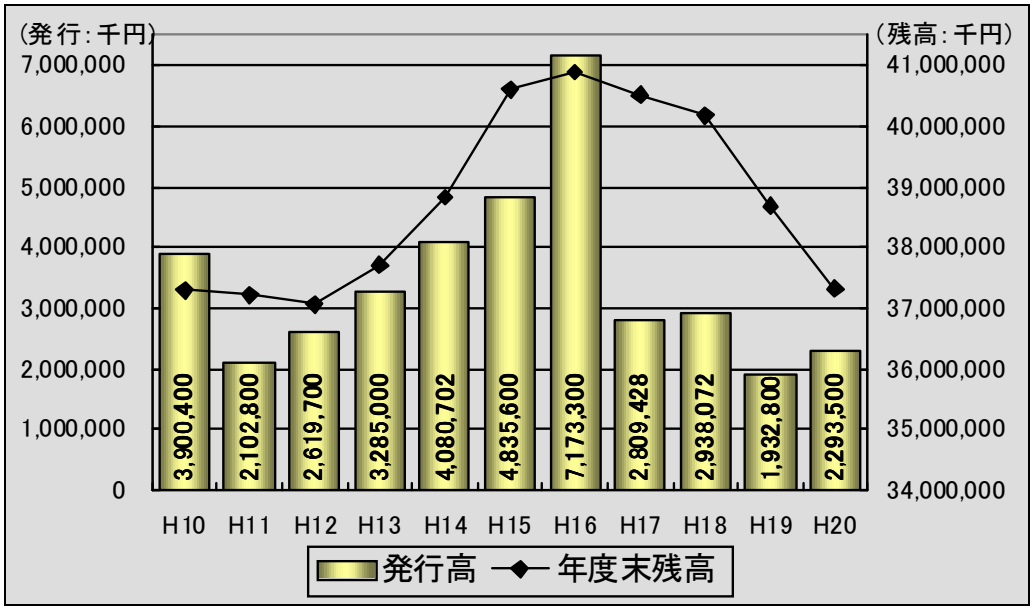

【公債費発行残高の比較】

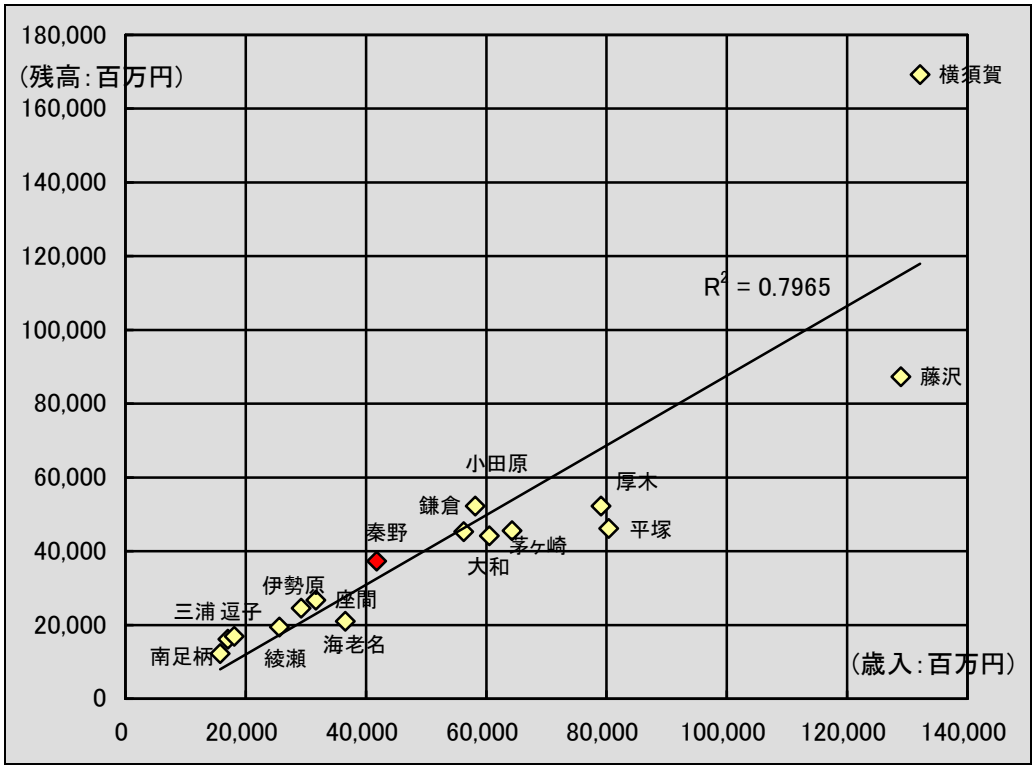

※1　現在高÷標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模)

※2　地方債元利償還充当一般財源÷標準財政規模

7　財産

本市が所有する土地(一般会計及び下水道会計所管分)は、平成 21 年 3 月 31 日現在、道路及び水路を除き、およそ 181 万 1,000 平方メートルありますが、そのうち約 87 パーセントに当たるおよそ 157 万 1,700 平方メートルが行政財産(※1)です。

また、建物は、およそ 33 万 7,300 平方メートルを所有していますが、そのほとんどが行政財産です。

行政財産の年度末残高の推移を見ると、投資的経費の抑制は続いていますが、土地、建物ともに増え続けています。

また、道路については、平成 20 年 4 月 1 日現在、総延長約 60 万 5,500 メートル、道路敷面積約 422 万 6,100 平方メートルとなっていますが、総延長、道路敷面積ともに増え続けています。

【財産の内訳】

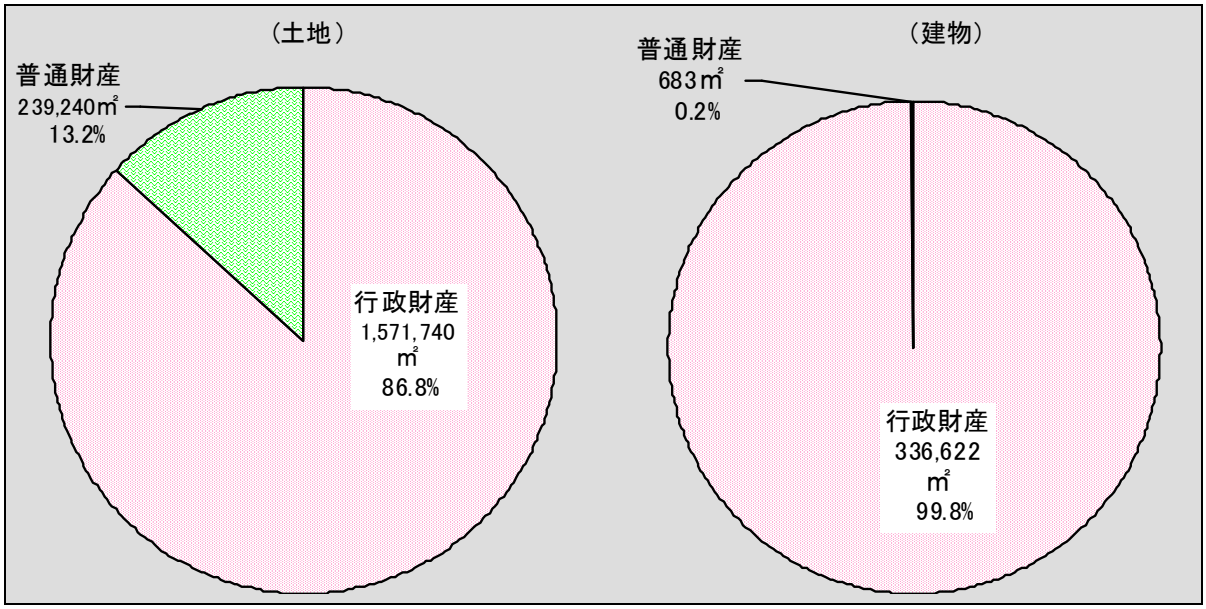

※　決算書の数値であり、借地等も含めている公共施設概要調査の数値とは異なります。

※1　公用又は公共用に利用し、又は利用することを決定した財産をいいます。また、行政財産以外の財産を普通財産といいます。

【行政財産の面積の推移】

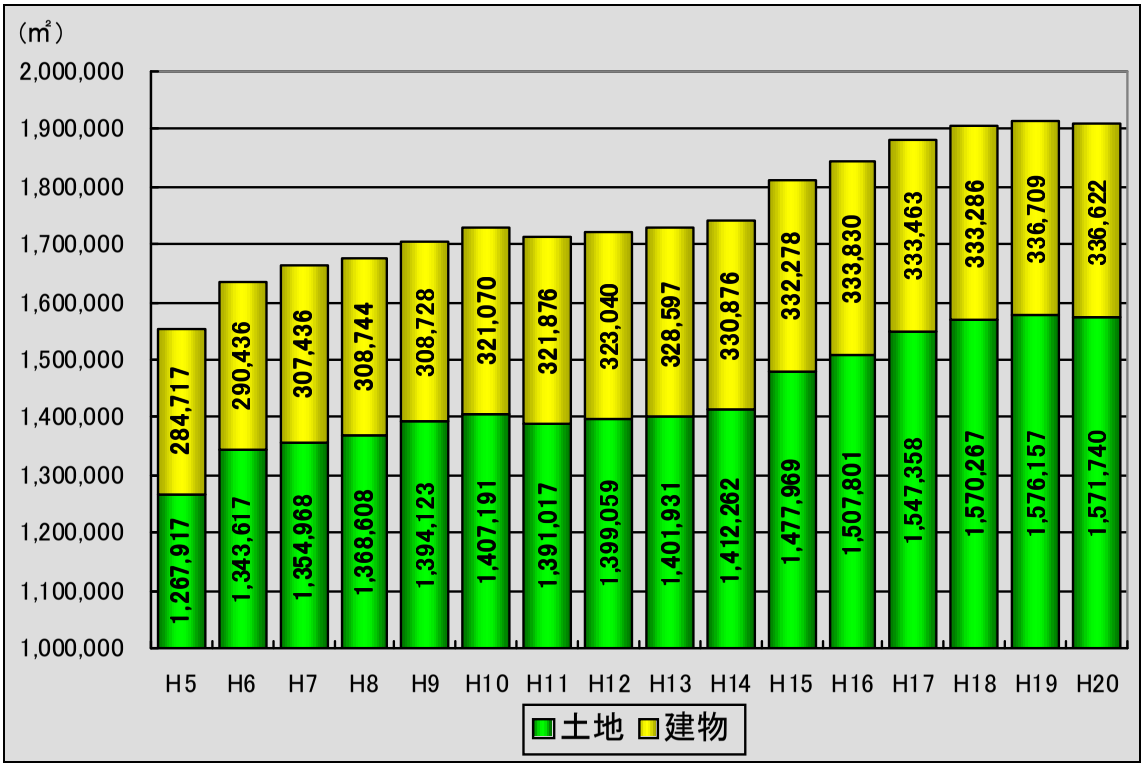

【市道延長等の推移】

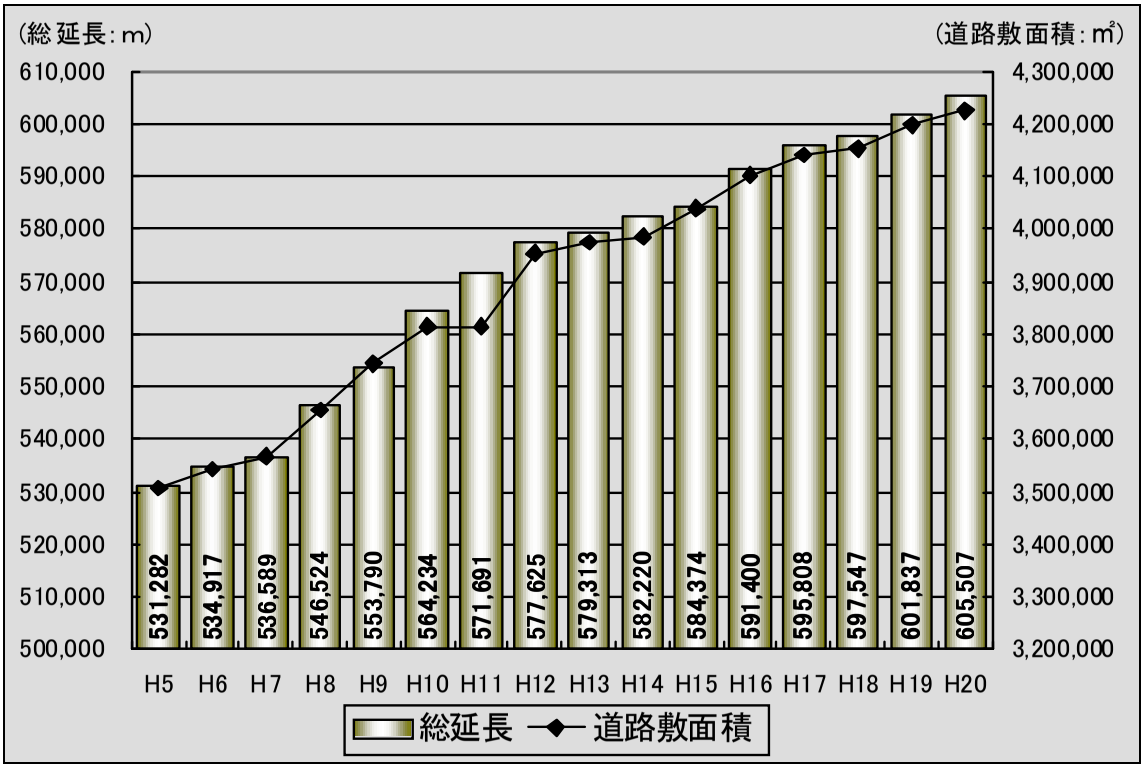

8　職員数

本市の職員数(一般行政職、特別行政職(教育職及び消防職)及び公営企業等職員)は、条例上の定数は1,284名となっていますが、平成20年4月1日現在の実数は、1,097名であり、一般行政職員の平均年齢は、43歳10月となっています。

10年前との比較では、職員数は、136人減少し(－11.0%)、一般行政職員の平均年齢は、3歳3月上昇しています。

平成20年度における人件費は、およそ98億円となり、平成7年度以来13年ぶりに100億円を下回りましたが、人件費比率は、24.2パーセントとなり、県下各市の平均24.0パーセントを若干上回っています。

【職員数及び平均年齢の推移】

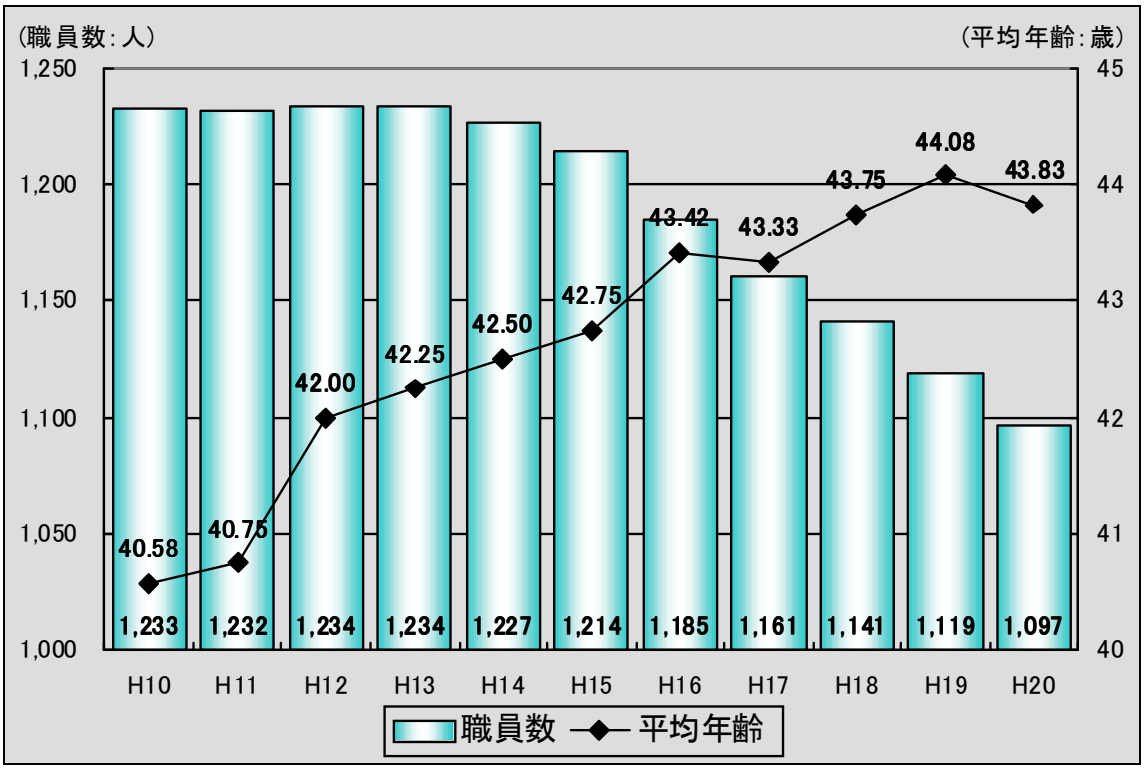

また、職種別に10年前と比較すると、事務・技術職は67人減(－8.8パーセント)、消防職は32人増(＋20.3パーセント)、技能・業務員は84人減(－44.0パーセント)、教育職(※1)は17人減(－14.3パーセント)となっています。

全職員数にそれぞれの職種が占める割合では、事務・技術職(62.0%→63.6%)及び教育職(9.7%→9.3%)は、ほとんど変化がありませんが、技能・業務員の割合が減り(15.5%→9.8%)、消防職の割合が増えています(12.8%→17.3%)。

※1　幼稚園教諭、指導主事、司書及び学芸員、学校栄養職員をいいます。

【職種別の職員数の推移】

さらに、平成 19 年 4 月 1 日現在における県下各市(横浜、川崎及び相模原市を除きます。)の職員数との比較では、人口 1 万人当たりの職員数では、海老名市、座間市に次いで、3 番目に少ない職員数となっています。

自治体の職員数は、市立病院、自営水道、市立幼稚園などの有無に影響を受けます。本市には、自営水道と県下で最も多い市立幼稚園があるにもかかわらず、職員数は他市よりも少なくなっています。

したがって、一般行政職員だけの比較を見ると、本市の人口 1 万人当たりの職員数は、県下では茅ヶ崎市に次いで、2 番目に少ない数となります。

【県下各市との職員数の比較】

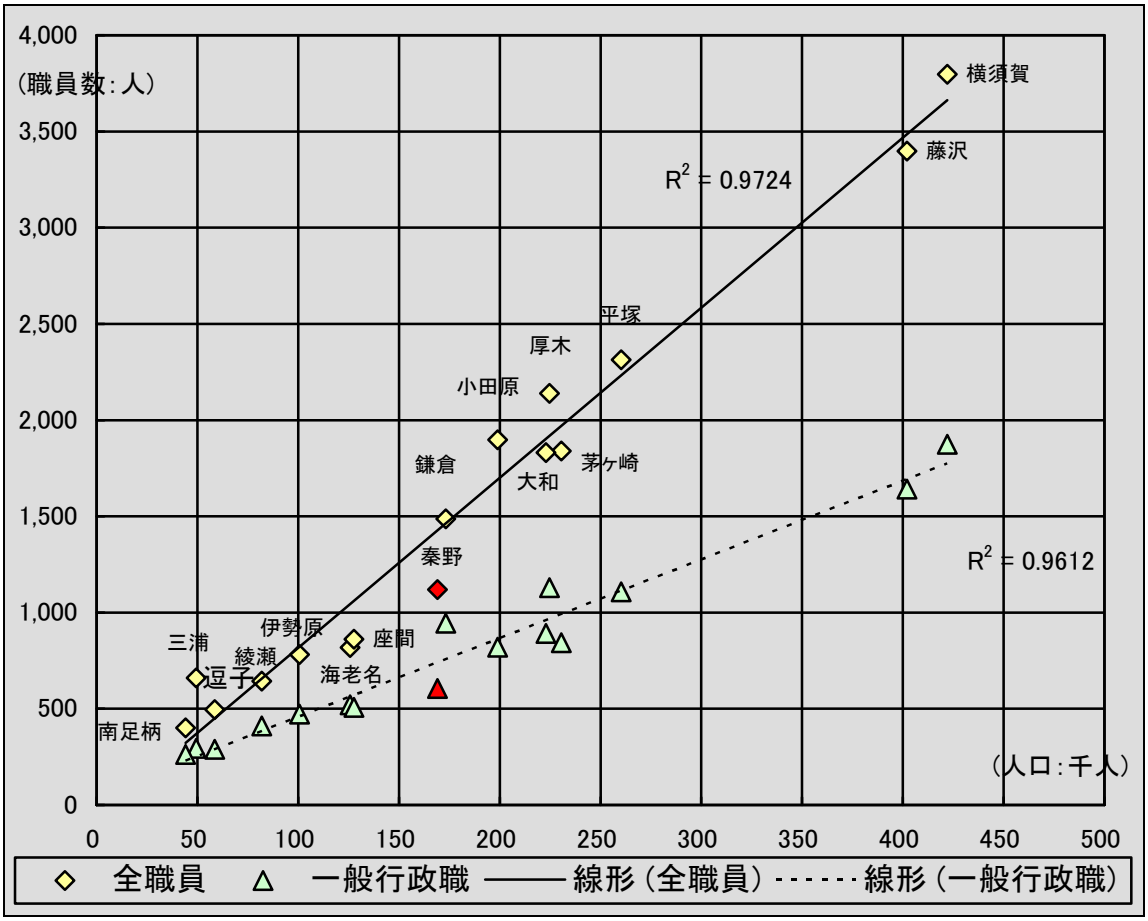

第３章　公共施設の現状と課題

第3章　公共施設の現状と課題

第１節　公共施設の現状

本市の公共施設は、道路や上下水道などの市民生活には欠かせない基盤施設や小中学校や幼稚園などの教育施設をはじめ、文化会館や図書館、公園のように広く市民の方が利用する施設、市役所や消防施設のように必要な行政サービスを提供するための施設など、さまざまな施設があります。

１　施設の数と面積

平成20年度に行った公共施設概要調査の結果、平成20年4月1日現在、道路や上下水道等の基盤施設を除く公共施設の数は、457施設、土地面積約168万1,400平方メートル、建物面積約32万9,800平方メートルとなっています。

このうち、学校教育施設及び生涯学習施設などの教育関連施設が107施設あり、全体の土地面積の約56パーセントに当たるおよそ94万5,500平方メートル、建物面積の約78パーセントに当たるおよそ25万8,800平方メートルを占めています。

【公共施設の性質別内訳】

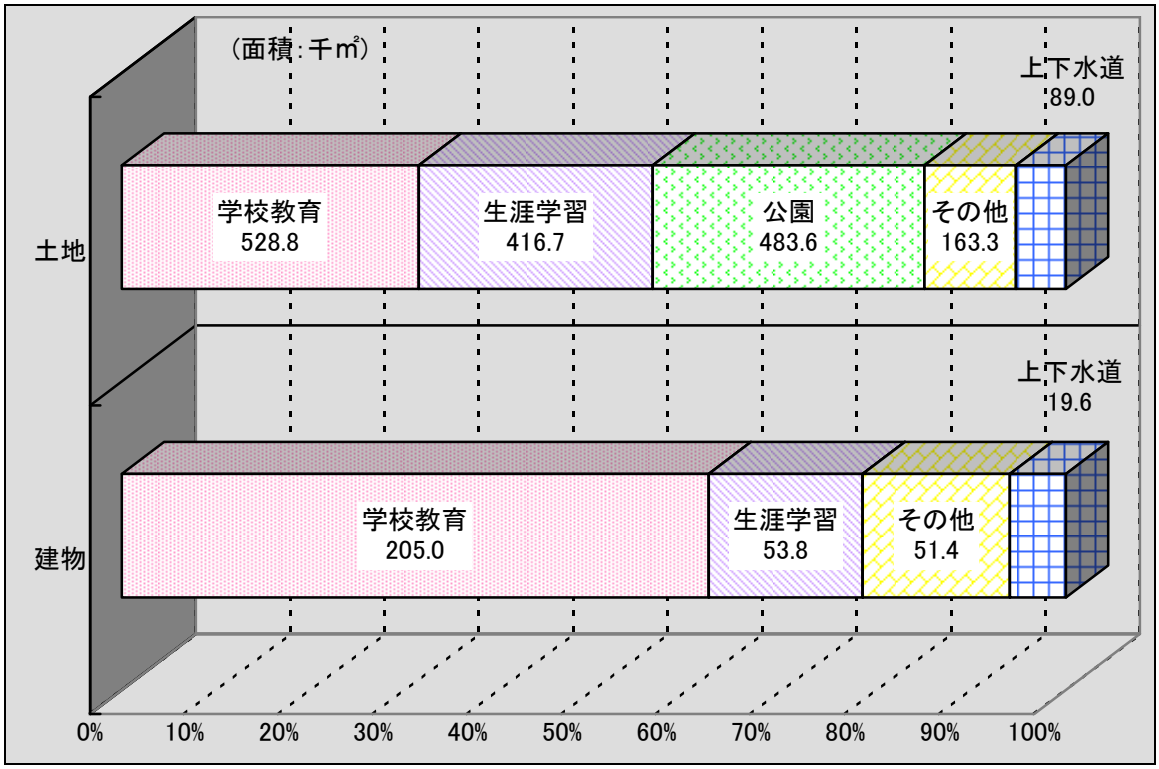

【公共施設の性質別内訳】

大分類	中分類	施設数	土地		建物	
			面積(㎡)	構成(%)	面積(㎡)	構成(%)
学校教育	小学校	13	257,900	15.3	105,600	32.0
	中学校	9	220,300	13.1	82,500	25.0
	幼稚園	14	50,600	3.0	17,000	5.2
	その他	1	0	0.0	0	0.0
	小計	37	528,800	31.4	205,000	62.2
生涯学習	公民館等	14	23,400	1.4	17,600	5.3
	青少年	37	43,800	2.6	6,600	2.0
	文化･芸術･歴史	4	30,200	1.8	9,600	2.9
	スポーツ･健康	14	309,300	18.4	16,300	4.9
	図書館	1	10,000	0.6	3,700	1.1
	小計	70	416,700	24.8	53,800	16.3
庁舎等	庁舎	8	26,200	1.6	16,000	4.9
	連絡所	2	0	0.0	100	0.0
	倉庫	41	5,300	0.3	2,900	0.9
	その他	2	4,300	0.3	600	0.2
	小計	53	35,800	2.1	19,600	5.9
福祉	保育・子育て	27	1,600	0.1	400	0.1
	高齢者	9	6,700	0.4	2,800	0.8
	その他	3	10,100	0.6	8,900	2.7
	小計	39	18,400	1.1	12,100	3.7
観光・産業	観光	11	4,600	0.3	1,900	0.6
	産業振興	4	14,400	0.9	700	0.2
	小計	15	18,900	1.1	2,600	0.8
公営住宅		23	54,300	3.2	15,300	4.6
公園・緑地	都市計画公園	50	202,100	12.0	0	0.0
	その他公園	146	281,500	16.7	0	0.0
	小計	196	483,600	28.8	0	0.0
環境・衛生	自然環境	2	33,400	2.0	300	0.1
	その他	9	600	0.0	1,000	0.3
	小計	11	34,000	2.0	1,300	0.4
その他		8	1,900	0.1	400	0.1
一般会計合計		452	1,592,400	94.7	310,200	94.1
水道		4	8,300	0.5	1,600	0.5
下水道		1	80,700	4.8	18,000	5.5
総合計		457	1,681,400	100.0	329,800	100.0

（100㎡未満四捨五入。複合化している施設は、主たる用途の施設に参入）

【公共施設の土地及び建物の面積の比較】

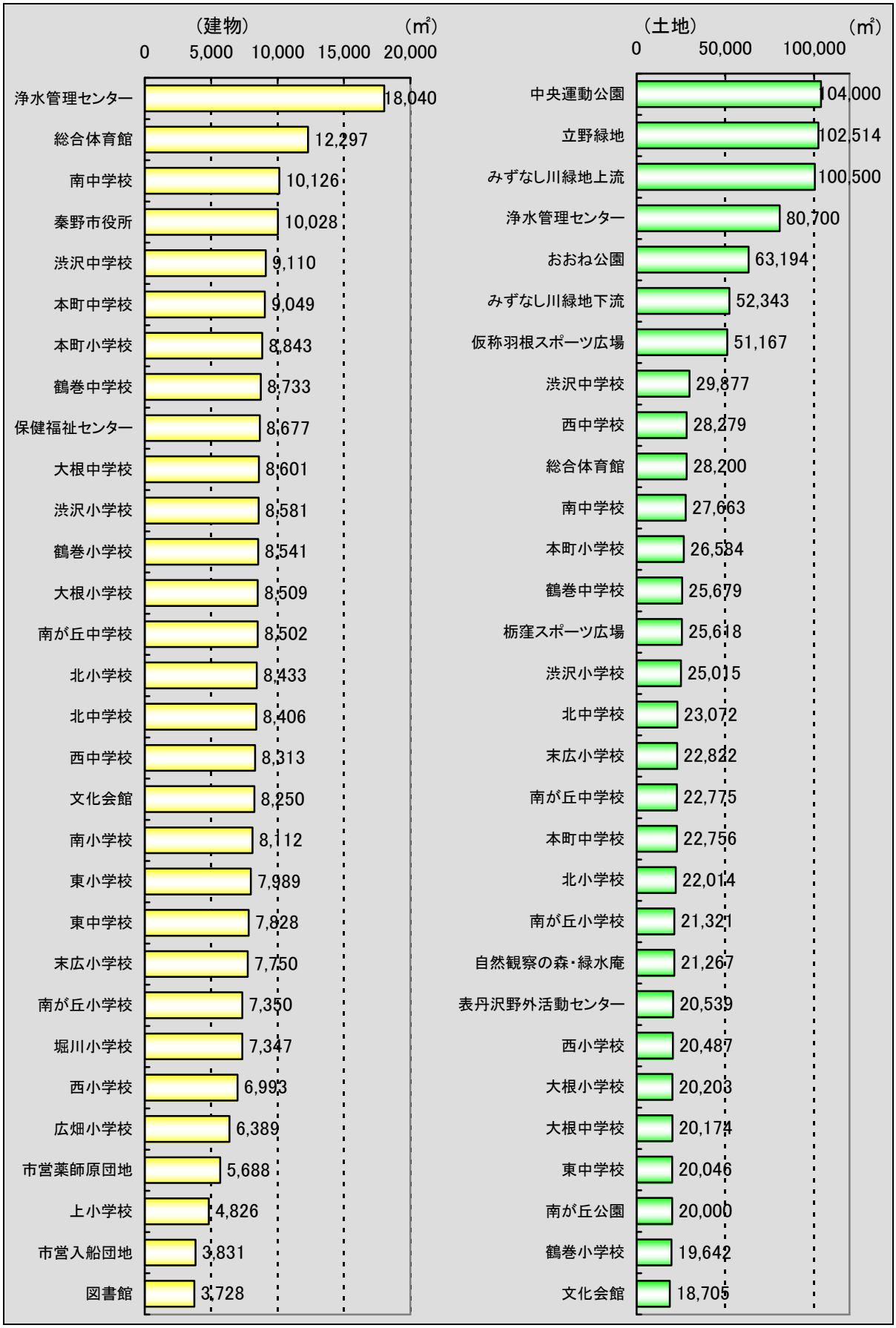

2　建物の築年数

本市は、人口が大きく増加した昭和50年代に小中学校をはじめ、多くの公共施設を建設してきました。主な建物294棟のうち、これらの建物が78棟(棟数の約27パーセント、建物面積の約48パーセント)を占めています。

また、一般的に設備機器や一部部材などの更新が必要な築20年以上となる建物は、229棟(棟数の約78パーセント、建物面積の約77パーセント)あり、多くの施設が設備等の更新時期を迎えている状況にあります。

【公共施設の築年別内訳】

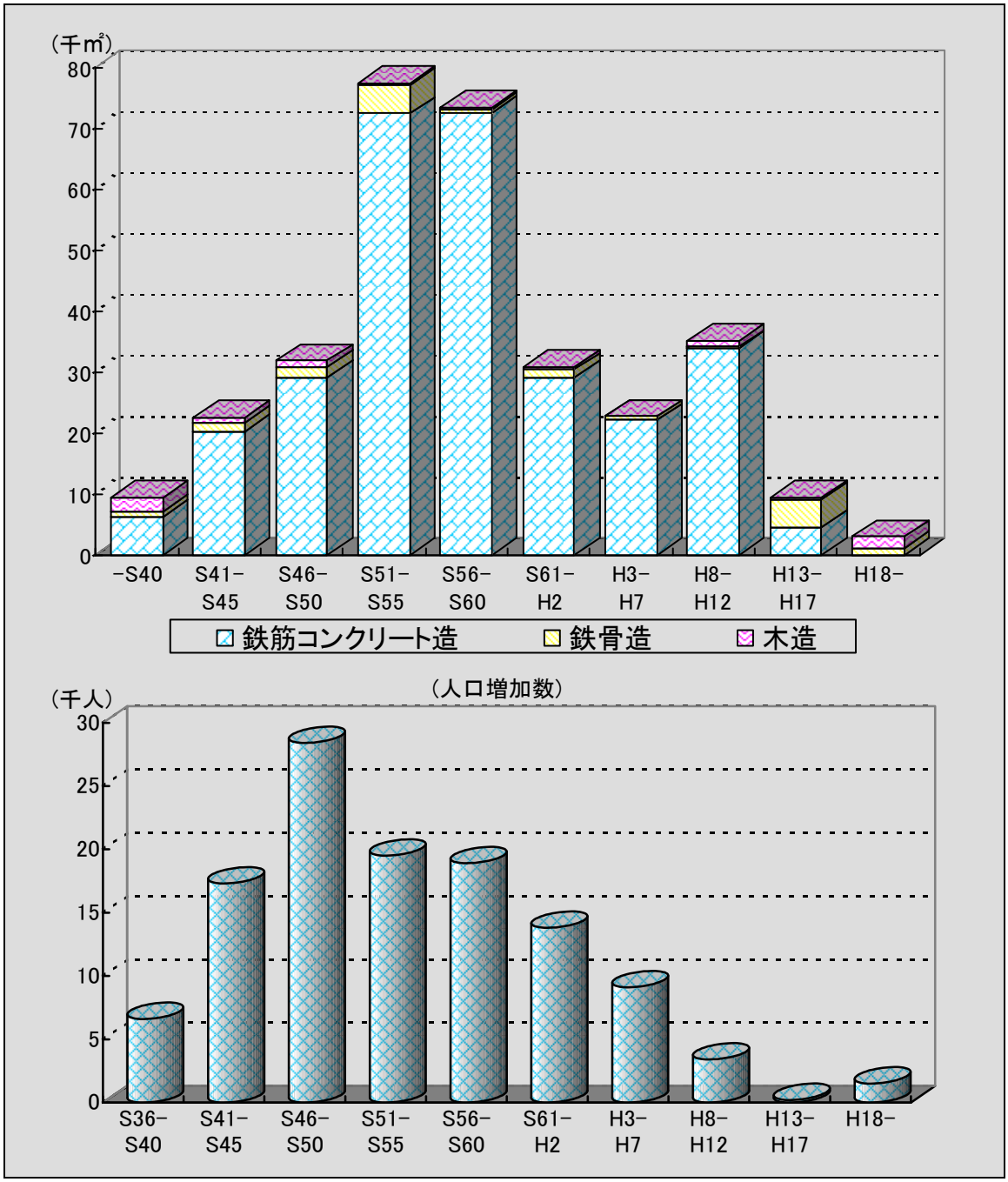

【公共施設の建物の築年別内訳】

建築年	鉄筋コンクリート造			鉄骨造			木造			計		
	棟数	面積（㎡）	構成（%）	棟数	面積（㎡）	構成（%）	棟数	面積（㎡）	構成（%）	棟数	面積（㎡）	構成（%）
～S40（‘65）	8	6,300	2.2	1	700	4.2	65	2,300	27.7	74	9,400	3.0
S41（‘66）～S45（‘70）	11	20,300	7.0	2	1,400	8.5	11	900	10.8	24	22,600	7.2
S46（‘71）～S50（‘75）	17	29,100	10.0	6	1,700	10.3	8	1,000	12.0	31	31,900	10.1
S51（‘76）～S55（‘80）	26	72,500	25.0	15	4,700	28.5	2	300	3.6	43	77,500	24.6
S56（‘81）～S60（‘85）	26	72,600	25.0	10	700	4.2	2	200	2.4	38	73,500	23.3
S61（‘86）～H02（‘90）	13	29,200	10.1	9	1,200	7.3	5	400	4.8	27	30,700	9.7
H03（‘91）～H07（‘95）	11	22,100	7.6	4	500	3.0	1	0	0.0	16	22,700	7.2
H08（‘96）～H12（‘00）	10	33,900	11.7	2	100	0.6	6	1,100	13.3	18	35,100	11.1
H13（‘01）～H17（‘05）	4	4,500	1.5	10	4,600	27.9	2	200	2.4	16	9,200	2.9
H18（‘06）～	0	0	0.0	3	900	5.5	4	1,900	22.9	7	2,800	0.9
合計	126	290,500	100.0	62	16,500	100.0	106	8,300	100.0	294	315,300	100.0

注：　100 ㎡未満四捨五入。なお、本表は、主要な建物を対象としていること、及び借り上げている建物は除いていることから、概要調査の建物面積の合計数値とは一致しません。

【公共施設の築年数】

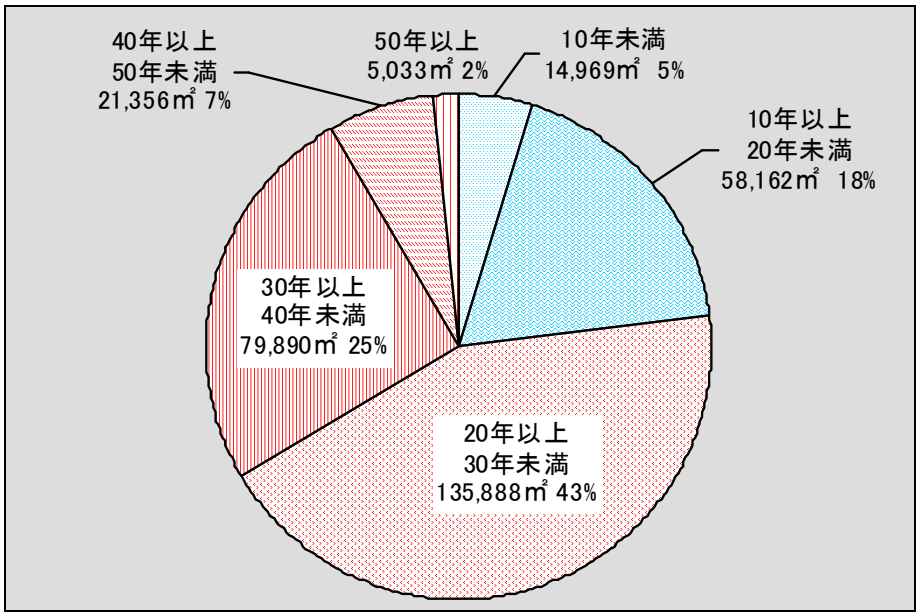

3　管理運営経費

(1)　管理・運営に要した費用等

457 の公共施設について、平成 19 年度にその管理運営等に要した費用の合計は、約 65 億 7,400 万円となりました。このうち、上下水道の庁舎等を除いた一般会計分は、約 56 億 4,460 万円で一般会計歳出総額の約 14 パーセントに当たります。

内訳では、学校教育施設の管理運営費が全体の約 37 パーセントに当たる 24 億 3,240 万円を占め、次いで、生涯学習施設が全体の約 20 パーセントに当たる 12 億 7,870 万円となり、教育関連の施設で全体の約 57 パーセントを占めています。

また、管理・運営等に要した正規職員の労力は、約 295 人分で、これは、平成 19 年 4 月 1 日現在の本市の正規職員数の約 26 パーセントに当たります。

【管理運営経費の公共施設の性質別内訳】

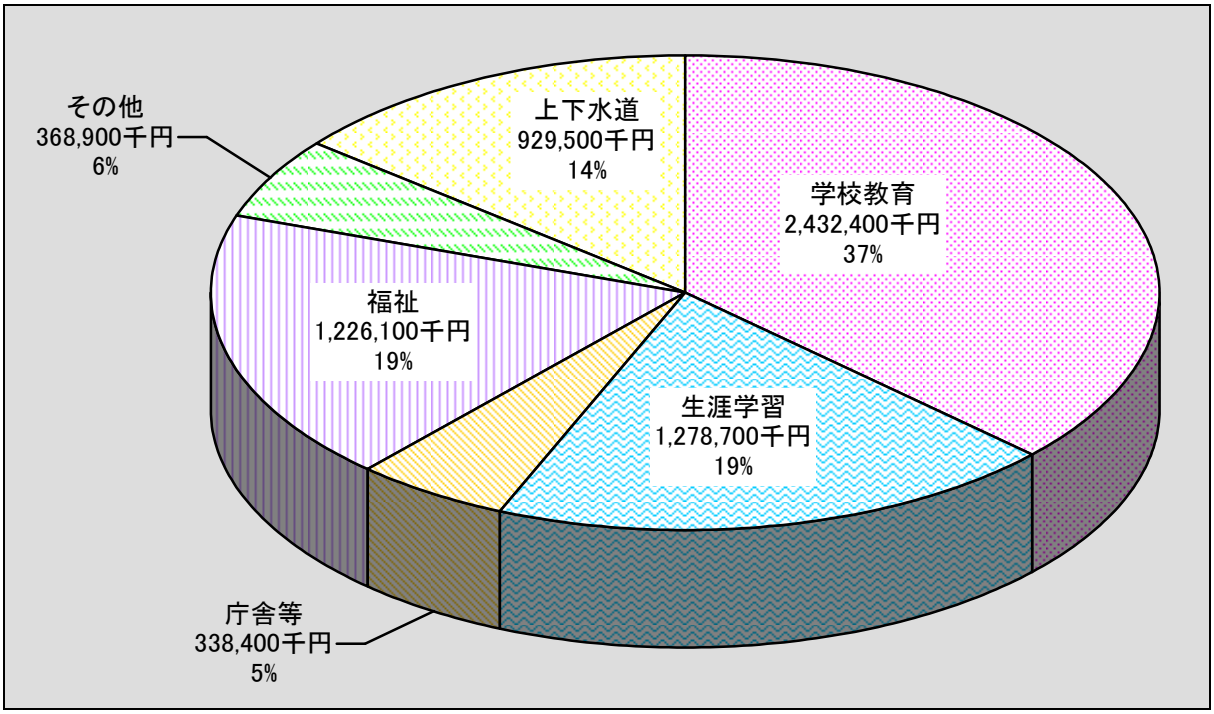

【公共施設の性質別管理運営経費】

大分類	中分類	施設数	経費(千円)	構成比(%)
学校教育	小学校	13	1,045,400	15.9
	中学校	9	506,600	7.7
	幼稚園	14	874,700	13.3
	その他	1	5,700	0.1
	小計	37	2,432,400	37.0
生涯学習	公民館等	14	327,500	5.0
	青少年	37	158,300	2.4
	文化･芸術･歴史	4	265,900	4.0
	スポーツ･健康	14	325,800	5.0
	図書館	1	201,200	3.1
	小計	70	1,278,700	19.5
庁舎等	庁舎	8	286,500	4.4
	連絡所	2	17,800	0.3
	倉庫	41	4,900	0.1
	その他	2	29,100	0.4
	小計	53	338,400	5.1
福祉	保育・子育て	27	1,017,000	15.5
	高齢者	9	34,900	0.5
	その他	3	174,200	2.6
	小計	39	1,226,100	18.7
観光・産業	観光	11	110,600	1.7
	産業振興	4	39,200	0.6
	小計	15	149,800	2.3
公営住宅		23	42,900	0.7
公園・緑地	都市計画公園	50	36,200	0.6
	その他公園	146	70,100	1.1
	小計	196	106,300	1.6
環境・衛生	自然環境	2	11,900	0.2
	その他	9	52,600	0.8
	小計	11	64,500	1.0
その他		8	5,400	0.1
一般会計合計		452	5,644,600	85.9
水道		4	19,200	0.3
下水道		1	910,300	13.8
総合計		457	6,574,000	100.0

（管理運営経費の 10 万円未満は四捨五入）

【公共施設の管理運営経費上位施設】

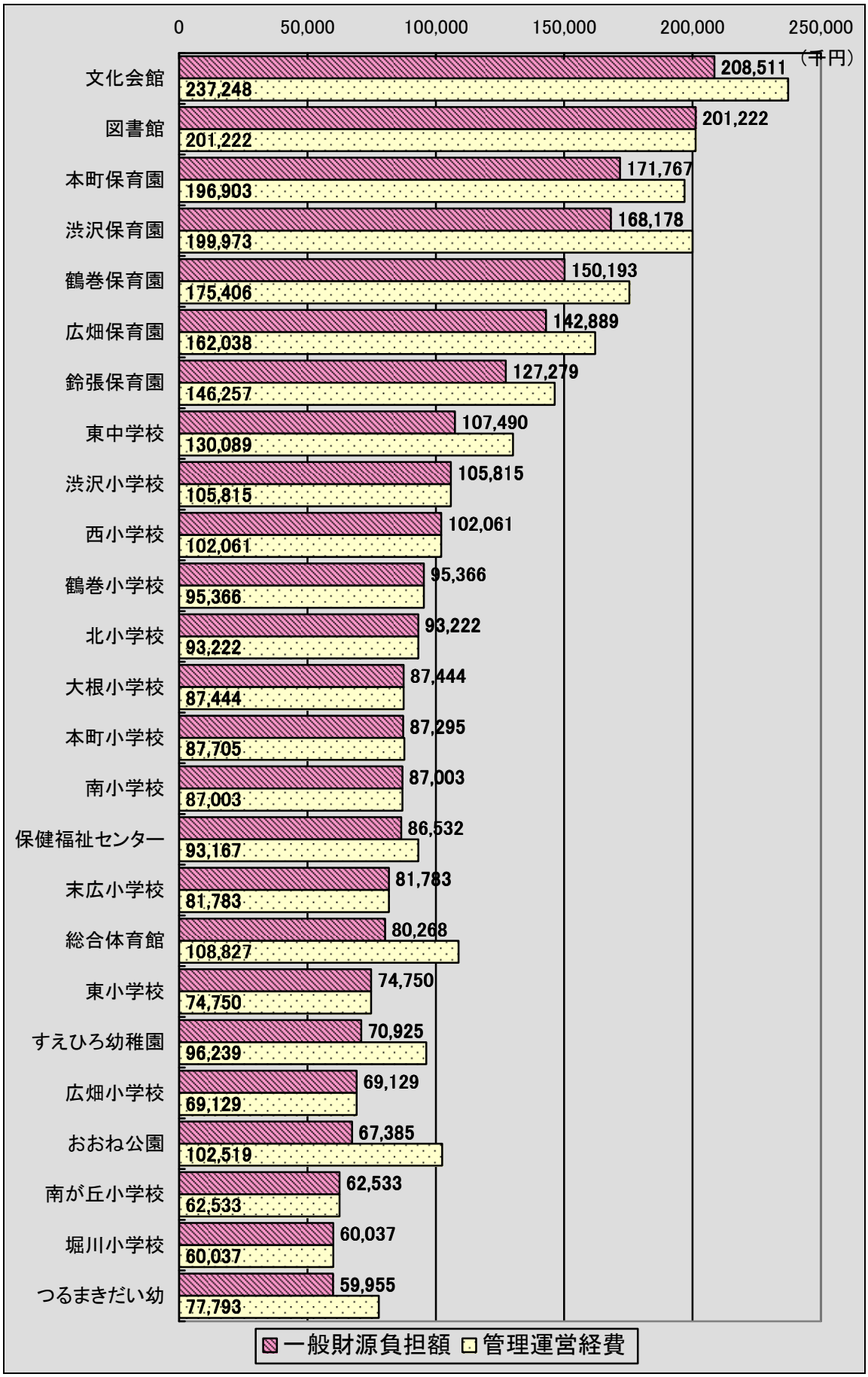

(2)　管理・運営経費の内訳

管理運営に要した経費の内訳を見ると、正規職員及び非常勤職員等の人件費(以下「人件費」といいます。)が全体のおよそ 46 パーセントに当たる約 30 億 2,100 万円となり、このうちのおよそ 78 パーセント(全体の約 36 パーセント)に当たる約 23 億 6,150 万円が正規職員の人件費となっています。

そのほか、光熱水費や委託料などの施設運営のための費用(以下「運営費」といいます。)がおよそ 38 パーセントに当たる約 24 億 7,670 万円、維持補修のための修繕や工事の費用(以下「維持補修費」といいます。)がおよそ 16 パーセントに当たる約 10 億 7,630 万円となっています。

また、一般会計分を見ると、人件費は、約 29 億 6,590 万円となりますが、管理運営費に占める割合はさらに高くなり、およそ 52 パーセントを占めることとなります。このうち、およそ 78 パーセント(全体の約 40 パーセント)に当たる 23 億 650 万円が正規職員の人件費となっています。

そのほかでは、管理運営費がおよそ 35 パーセントと 3 ポイント下がり、約 19 億 5,540 万円、維持補修費がおよそ 13 パーセントと 3 ポイント下がり、約 7 億 2,320 万円となっています。

【管理運営経費の内訳】

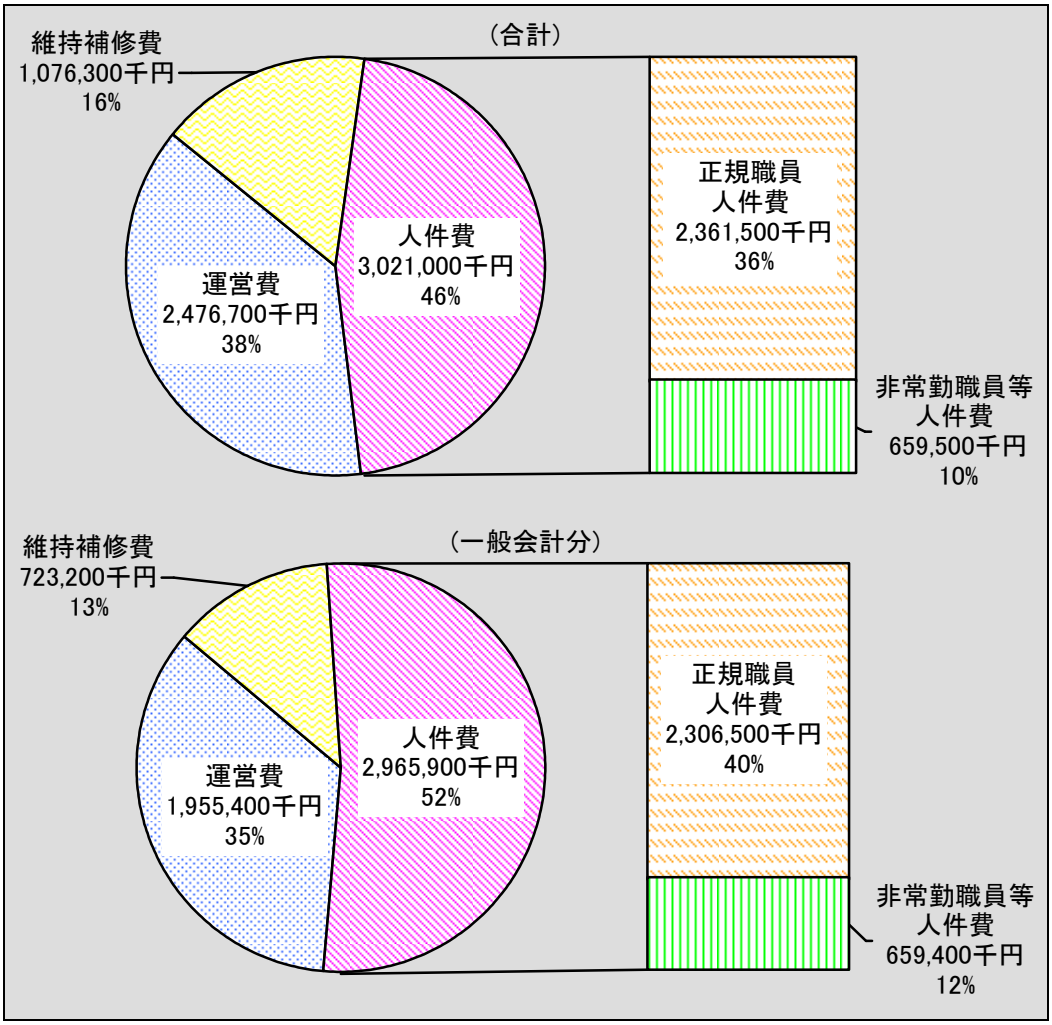

また、施設の性質別に見ると、人件費の占める割合が最も高くなるのは福祉施設、運営費の占める割合が最も高くなるのは環境・衛生施設、維持補修費の占める割合が最も高くなるのは、下水道施設となっています。逆に人件費の占める割合が最も低いのは下水道施設、運営費の占める割合が最も低いのは公営住宅、維持補修費が占める割合が最も低いのは環境・衛生施設となっています。

【施設の性質別管理運営経費】

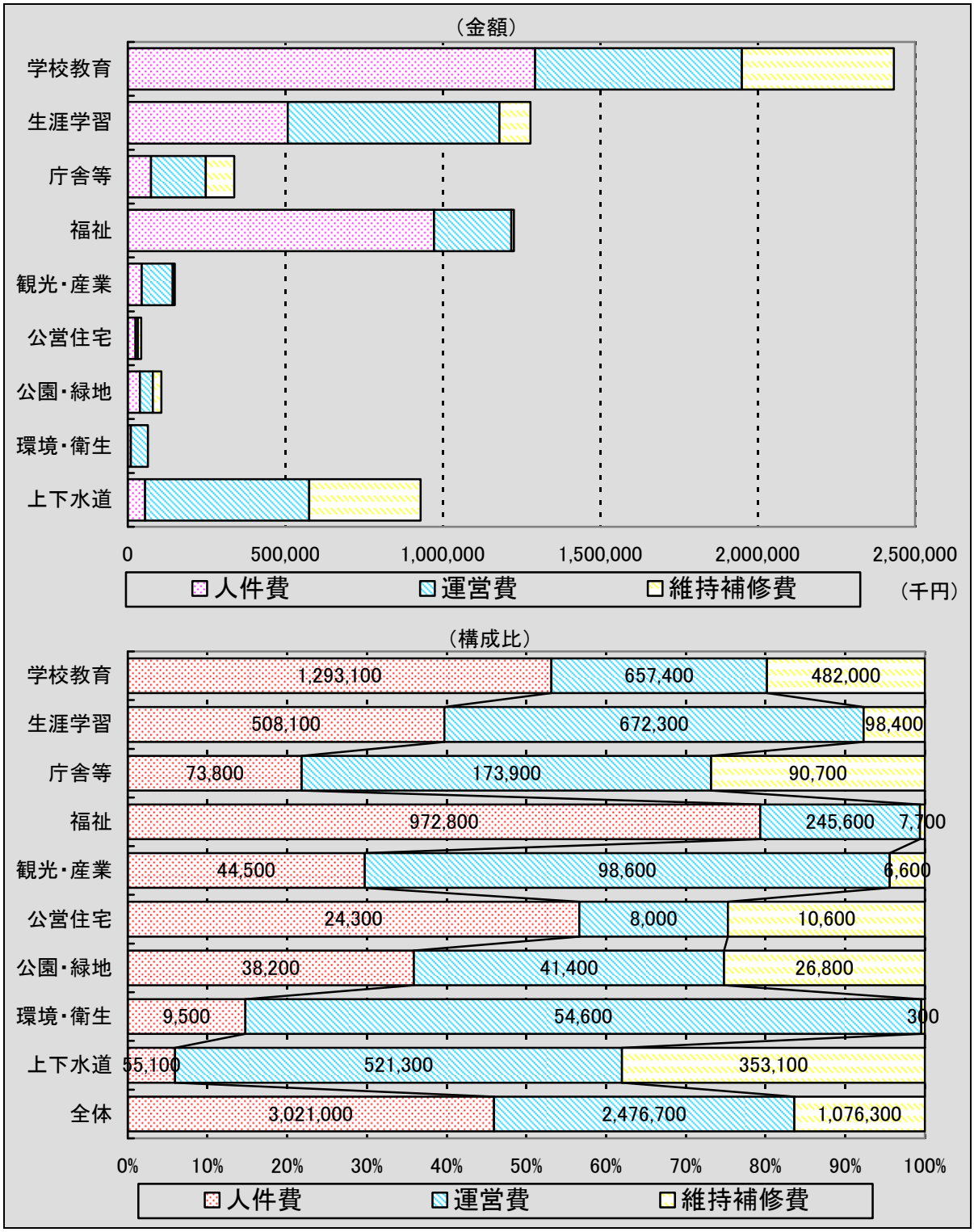

【施設の性質別の経費の内訳】

大分類	中分類	人件費	運営費	維持補修費	合計
学校教育	小学校	447,800	407,600	190,000	1,045,400
	中学校	118,500	199,800	188,300	506,600
	幼稚園	721,400	49,600	103,700	874,700
	その他	5,500	300	0	5,700
	小計	1,293,100	657,400	482,000	2,432,400
生涯学習	公民館等	187,500	130,300	9,700	327,500
	青少年	84,400	39,100	34,800	158,300
	文化･芸術･歴史	67,900	164,200	33,800	265,900
	スポーツ･健康	65,000	253,200	7,600	325,800
	図書館	103,200	85,600	12,400	201,200
	小計	508,100	672,300	98,400	1,278,700
庁舎等	庁舎	41,900	154,100	90,600	286,500
	連絡所	12,600	5,200	0	17,800
	倉庫	2,500	2,300	100	4,900
	その他	16,700	12,300	0	29,100
	小計	73,800	173,900	90,700	338,400
福祉	保育・子育て	892,100	121,200	3,700	1,017,000
	高齢者	18,000	16,600	300	34,900
	その他	62,700	107,800	3,700	174,200
	小計	972,800	245,600	7,700	1,226,100
観光・産業	観光	35,400	69,100	6,100	110,600
	産業振興	9,200	29,500	500	39,200
	小計	44,500	98,600	6,600	149,800
公営住宅		24,300	8,000	10,600	42,900
公園・緑地	都市計画公園	15,700	16,300	4,300	36,200
	その他公園	22,500	25,100	22,500	70,100
	小計	38,200	41,400	26,800	106,300
環境・衛生	自然環境	8,800	2,900	200	11,900
	その他	700	51,700	100	52,600
	小計	9,500	54,600	300	64,500
その他		1,700	3,700	100	5,400
一般会計合計		2,965,900	1,955,400	723,200	5,644,600
水道		5,800	13,000	400	19,200
下水道		49,300	508,300	352,700	910,300
総合計		3,021,000	2,476,700	1,076,300	6,574,000

（単位：千円　経費の 10 万円未満は四捨五入）

(3)　利用者一人当たりのコスト

平成 19 年度における公共施設の管理運営経費に充当した利用者(受益者)からの使用料及び国・県支出金等の総額は、約 14 億 1,220 万円(このうち一般会計分約 8 億 4,100 万円)となりましたが、これは、管理運営経費のおよそ 21 パーセント(一般会計分は、15 パーセント)に当たります。

管理運営経費に充当した一般財源(※1)は、約 51 億 6,190 万円(このうち一般会計分約 48 億 350 万円)となりましたが、これは、市民一人当たり(平成 20 年 10 月 1 日現在)約 30,400 円(一般会計分約 28,300 円)の負担となります。

【管理運営経費の財源】

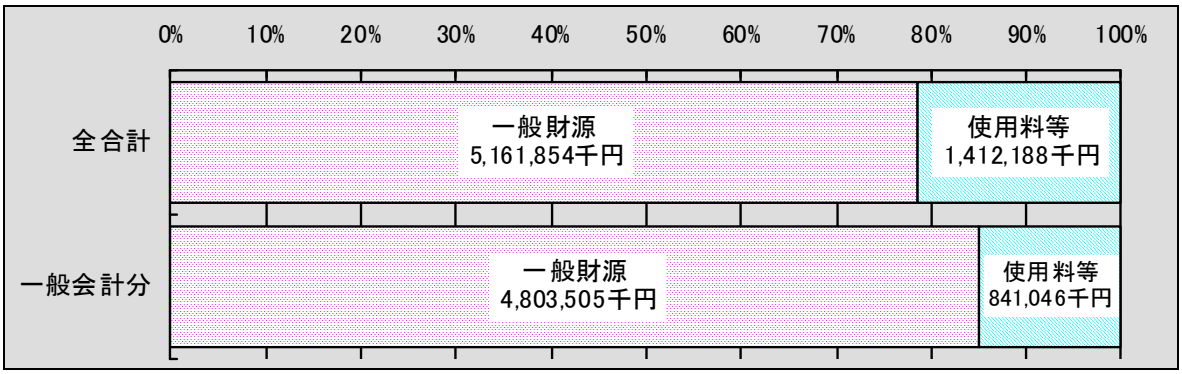

また、主に不特定の市民が利用する施設について、利用者一人に対する一日当たりの管理運営コスト(使用料等の充当分を除いた一般財源負担額)を比較すると、最も低くなったのは、鶴巻温泉弘法の里湯、最も高くなったのは、はだのこども館となっています。

利用者一人当たりの管理運営コストが 1,000 円を超えている施設は、8 施設、利用者の負担だけで単年度の管理運営費が賄えている施設は、4 施設となっています。

さらに、学校等(幼稚園及び保育園を含む。)にあっては、児童等一人に対する一日当たりの管理運営コスト(県費で負担する小中学校の教職員の人件費を除きます。)が最も低くなったのは、西中学校、最も高くなったのは、上幼稚園となっています。

上位 10 施設は、すべて幼稚園又は保育園となり、下位 10 施設は、すべて小中学校となりました。

※1　その施設の管理運営費に充てることを目的とした、使用料、補助金その他の収入を除いた財源のことをいいます。

【公共施設の管理運営コスト】

《不特定の市民が利用する施設》

順位	高い施設		低い施設	
	施設名	金額(円/人･日)	施設名	金額(円/人･日)
1	はだのこども館	3,032(※1)	鶴巻温泉弘法の里湯	△275
2	自然観察の森・緑水庵	2,195	渋沢駅北口駐車場	△210
3	市民活動サポートセンター	2,112(※2)	片町駐車場	△60
4	表丹沢野外活動センター	1,532(※3)	秦野駅北口自転車駐車場	△25
5	里山ふれあいセンター	1,401	交通公園	58
6	文化会館	1,057	テクノスポーツ広場	59
7	くずはの家	1,051	寺山スポーツ広場	85(※4)
8	渋沢児童館	1,013	老人いこいの家ほりかわ荘	103
9	上公民館	924	老人いこいの家すずはり荘	109
10	谷戸児童館	830	老人いこいの家かわじ荘 田原ふるさと公園	110

《学校等》

順位	高い施設		低い施設	
	施設名	金額(円/人･日)	施設名	金額(円/人･日)
1	上幼稚園	8,148	西中学校	317
2	鈴張保育園	6,462	南小学校	403
3	広畑保育園	5,751	本町中学校	404
4	本町保育園	5,399	北中学校	443
5	鶴巻保育園	5,330	大根中学校	453
6	つるまきだい幼稚園	4,474(※5)	南が丘小学校	506
7	渋沢保育園	4,336	西小学校	514
8	大根幼稚園	3,377	末広小学校	530
9	みなみがおか幼稚園	3,355	渋沢中学校	543
10	みどり幼稚園	2,805	南が丘中学校・鶴巻小学校	558

※ 県費負担教職員の人件費を含めると、公共施設概要調査の結果を基にした教育委員会の試算では、小学校は平均 2,427 円/人･日、中学校は平均 3,194 円/人･日となり、これに対し幼稚園は、県費負担はなく、平均 2,267 円/人･日となります。

※1　耐震補強工事の経費を差し引くと、1,229 円/人･日となります。
※2　はだのこども館の耐震補強工事により、曽屋ふれあい会館に仮移転していることから、平年より利用者が減少しています。
※3　表丹沢野外活動センターは、開館初年度であり、通年開館ではありません。
※4　借地にかかる固定資産税減免額の影響は除いています。
※5　幼保一体化工事の経費を差し引くと、2,861 円/人･日となります。

【不特定の市民が利用する施設の利用者一人当たりのコスト（利用者2万人未満）】

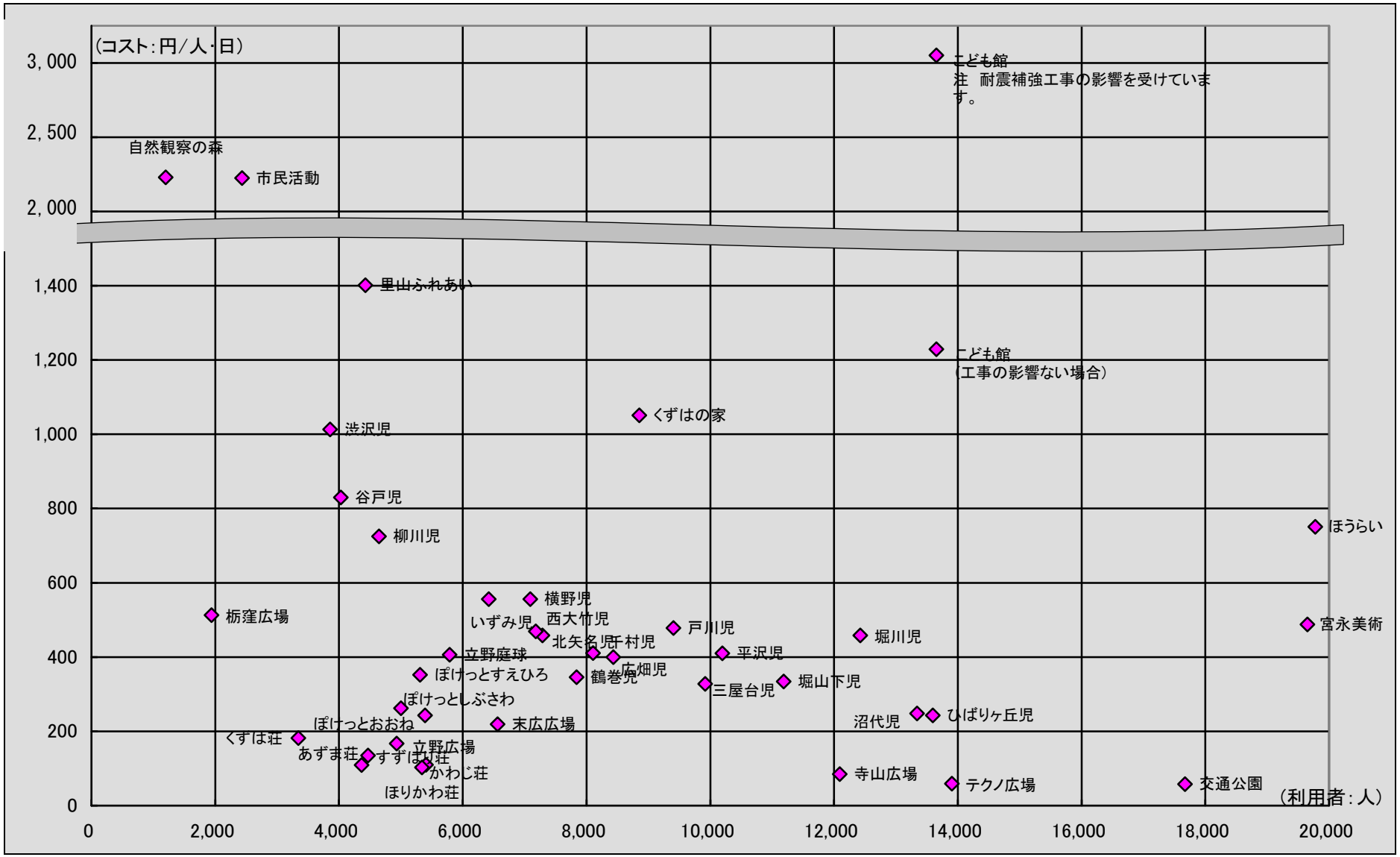

【不特定の市民が利用する施設の利用者一人当たりのコスト（利用者2万人以上）】

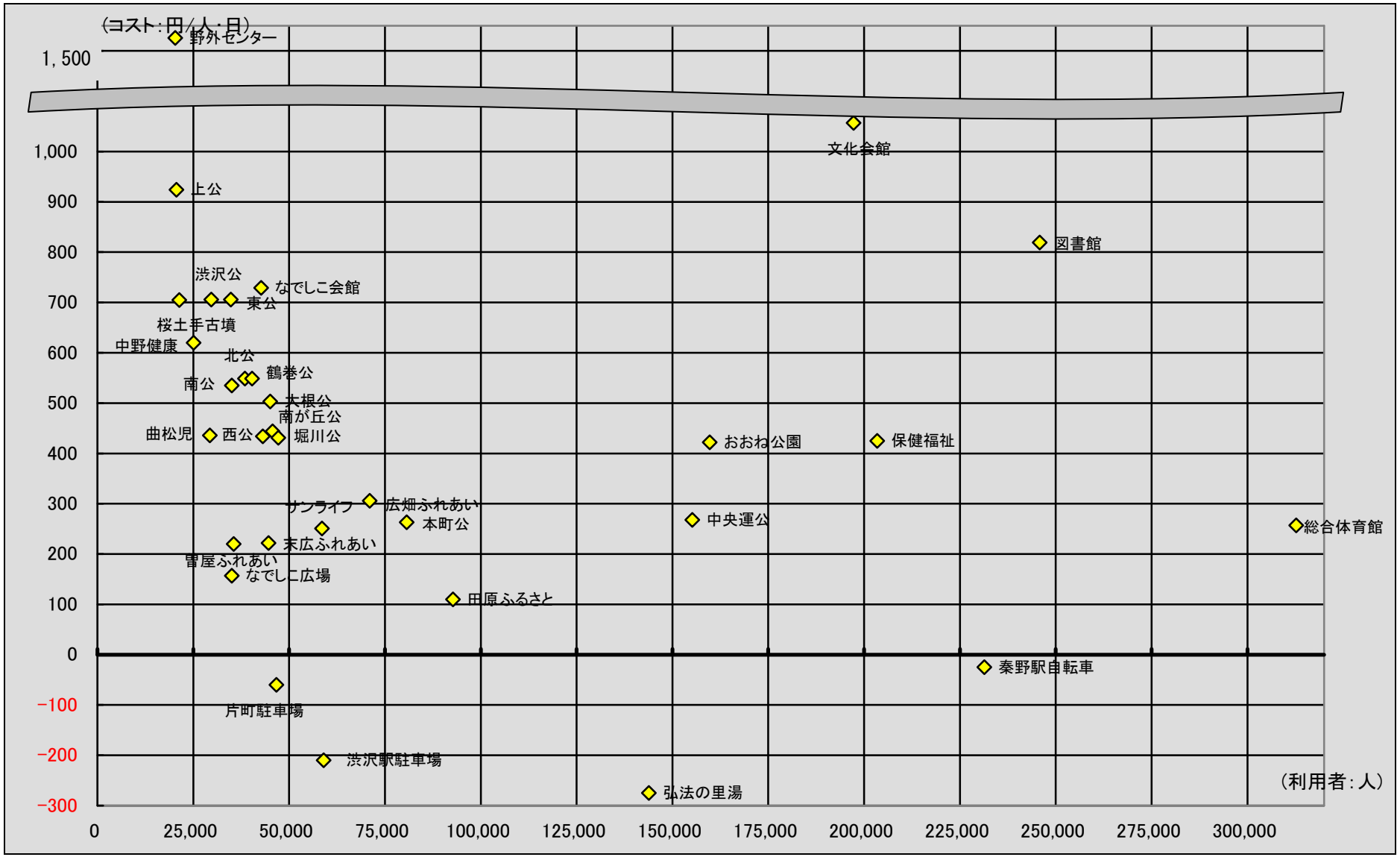

【小中学校の児童等一人当たりのコスト】

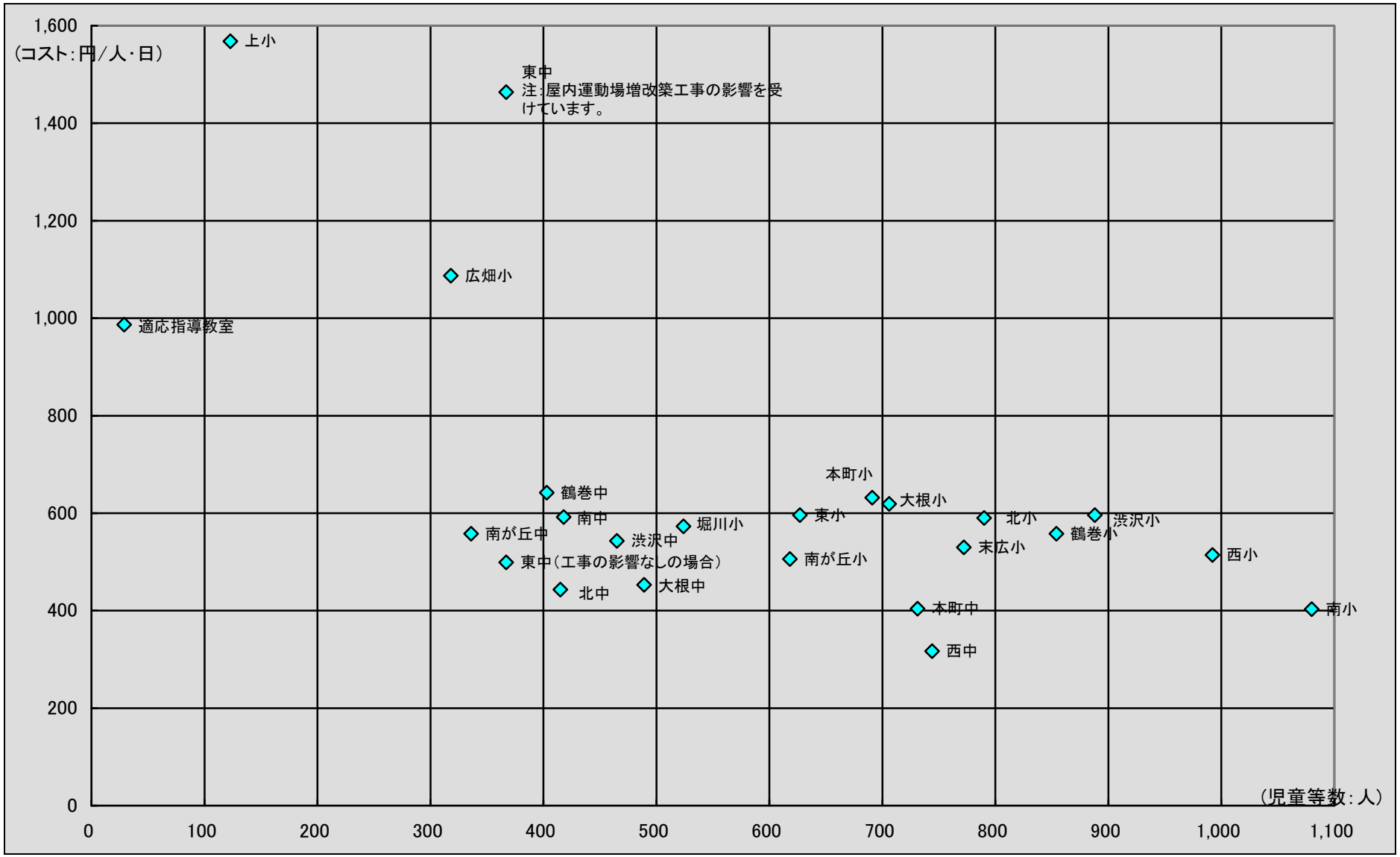

【幼稚園及び保育園の園児一人当たりのコスト】

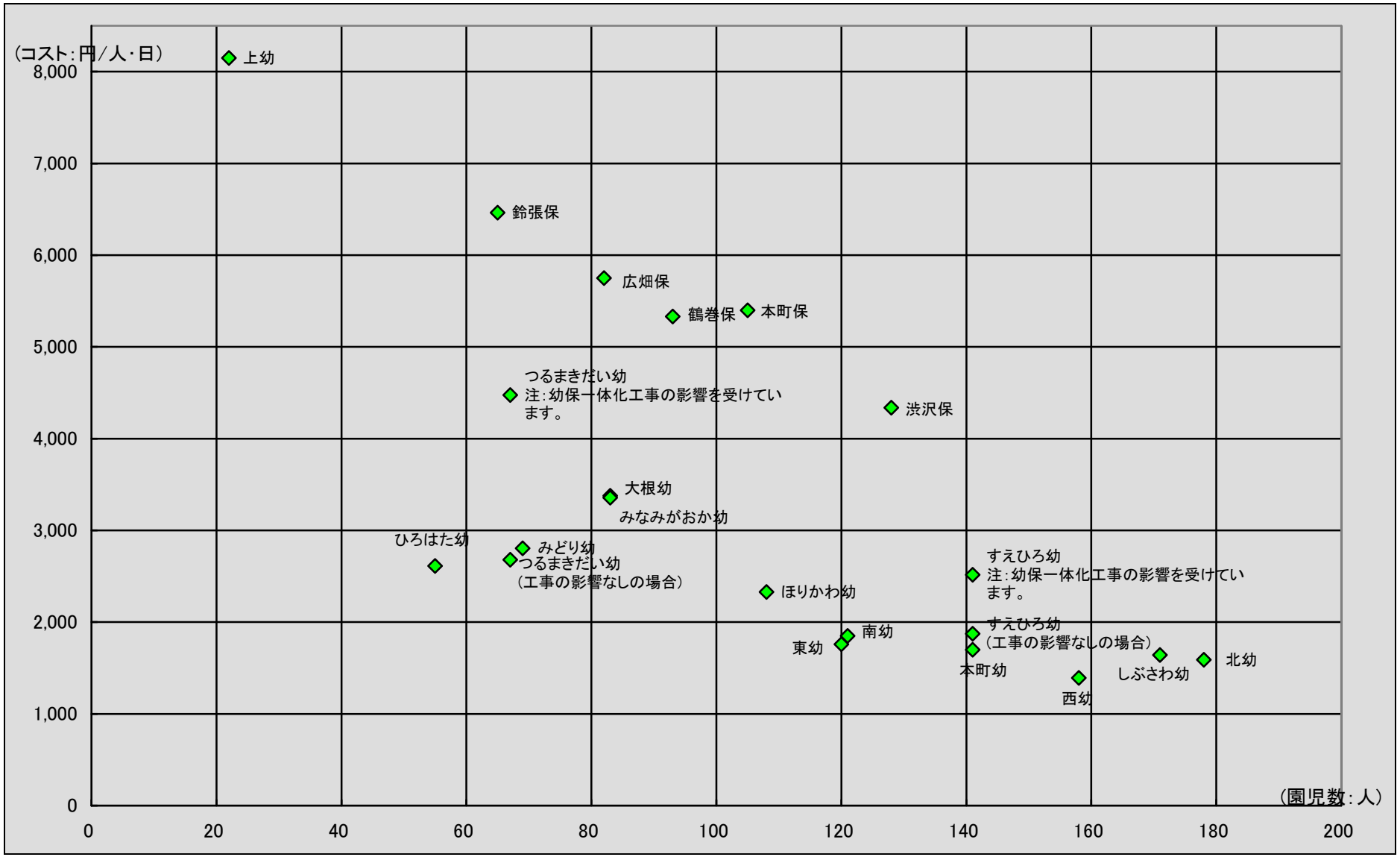

４　土地等を借り上げている施設

公共施設として使用している土地及び建物の大半は、本市が所有しているものですが、用地取得時における事情や開設後の駐車場のニーズの高まりなどにより、土地や建物を借り上げて運営している場合があります。

平成20年4月1日現在、建物を借り上げている施設は、なでしこ会館及び駅連絡所(2か所)の3施設で、面積約1,600平方メートル、賃料は、年額およそ3,050万円(平成19年度実績)となっています。また、土地を借り上げている施設は、次表に表したとおり84施設あり、その総面積は約16万1,400平方メートル、賃料の総額は、年額およそ4,350万円(平成19年度実績)に上り、両者を合わせた賃料の総額は、およそ7,400万円となっています。

【土地を借り上げている公共施設】

区分		施設名	土地面積	借地面積	所有者	期間	賃借料
建物あり	学校教育	渋沢小学校	25,015.13	3,505.13	国・県	有期	有償
		末広小学校	22,821.76	2,698.76	国・県	有期	有償
		西中学校	28,279.00	264.00	個人私法人	有期	有償
		大根幼稚園	4,660.50	2,551.50	個人私法人	有期	有償
		西幼稚園	3,514.00	775.00	個人私法人	有期	有償
		すえひろ幼稚園	4,742.26	874.26	国・県	有期	有償
		しぶさわ幼稚園	5,215.27	811.27	国・県	有期	有償
	生涯学習	東公民館	2,399.79	159.29	国・県	有期	有償
		本町公民館	1,500.25	1,500.25	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		曽屋ふれあい会館	753.54	753.54	個人私法人	有期	有償
		いずみ児童館	330.00	330.00	個人私法人	有期	有償
		渋沢児童館	725.00	477.00	個人私法人	有期	有償
		谷戸児童館	288.82	288.82	個人私法人	無期	無償(固定免除)
		堀山下児童館	837.75	837.75	個人私法人	有期	有償
		戸川児童館	373.55	373.55	個人私法人	有期	有償
		平沢児童館	493.12	493.12	個人私法人	有期	有償
		千村児童館	471.28	471.28	個人私法人	無期	無償(固定免除)
		横野児童館	429.91	429.91	個人私法人	有期	有償
		広畑児童館	564.20	564.20	その他法人	無期	無償(固定免除)
		堀川児童館	705.00	705.00	個人私法人	無期	有償
		宮永岳彦記念美術館	【注 1】				
		サンライフ鶴巻	2,913.87	2,913.87	個人私法人	有期	有償
	庁舎等	消防署大根分署	423.90	423.90	個人私法人	有期	有償
		第１分団第１部車庫待機室	73.38	73.38	個人私法人	有期	無償
		第１分団第３部車庫待機室	91.86	91.86	個人私法人	有期	無償

区分		施設名	土地面積	借地面積	所有者	期間	賃借料
		第１分団第４部車庫待機室	105.72	16.82	国・県	有期	有償
		第１分団第８部車庫待機室	166.64	166.64	個人私法人	有期	有償
		第２分団第１部車庫待機室	82.07	82.07	個人私法人	有期	有償
		第２分団第２部車庫待機室	207.05	207.05	個人私法人	有期	有償
		第２分団第３部車庫待機室	35.97	35.97	個人私法人	有期	無償
		第３分団第１部車庫待機室	99.90	99.90	個人私法人	有期	有償
		第３分団第２部車庫待機室	183.99	183.99	個人私法人	有期	有償
		第３分団第３部車庫待機室	146.71	146.71	個人私法人	有期	有償
		第３分団第４部車庫待機室	100.46	100.46	国・県	無期	無償
		第３分団第５部車庫待機室	108.05	108.05	個人私法人	有期	有償
		第４分団第１部車庫待機室	186.48	186.48	個人私法人	有期	有償
		第５分団第２部車庫待機室	127.97	127.97	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		第５分団第３部車庫待機室	111.65	111.65	個人私法人	有期	有償
		第６分団第１部車庫待機室	71.34	71.34	個人私法人	有期	無償
		第６分団第３部車庫待機室	80.62	80.62	個人私法人	有期	無償
		第７分団第１部車庫待機室	267.28	267.28	個人私法人	有期	有償
		第７分団第４部車庫待機室	108.22	108.22	個人私法人	有期	有償
		放置自転車等保管場所	3,972.00	3,972.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
	福祉	渋沢保育園【注 2】	1,641.56	1,015.81	個人私法人	有期	有償
		老人いこいの家かわじ荘	1,153.70	1,153.70	個人私法人	なし	無償(固定免除)
		老人いこいの家あずま荘	391.98	391.98	個人私法人	なし	無償(固定免除)
	観光・産業	震生湖公衆便所	165.63	165.63	個人私法人	無期	有償
		栃窪公衆便所	84.10	84.10	個人私法人	なし	無償
		戸沢出合公衆便所	64.40	64.40	その他法人	なし	無償
		蓑毛公衆便所	178.69	178.69	個人私法人	なし	無償
		鶴巻温泉弘法の里湯	3,575.12	3,575.12	個人私法人	有期	有償
		里山ふれあいセンター	2,018.19	284.01	個人私法人	有期	有償
	住	市営柳川住宅	440.76	440.76	個人私法人	有期	有償
	公	蓑毛自然観察の森	21,266.57	19,836.23	個人私法人	有期	無償(固定免除)
	小計			54,632.29			
建物なし	生涯学習	鶴巻公民館駐車場	745.00	745.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		渋沢公民館駐車場	1,672.51	1,672.51	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		ひばりヶ丘子供広場	567.00	567.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		小原台子供広場	496.00	496.00	個人私法人	有期	有償
		臼井戸子供広場	1,206.00	1,206.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		北町子供広場	661.00	661.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		落合西子供広場	743.74	743.74	個人私法人	有期	無償(固定免除)

区分		施設名	土地面積	借地面積	所有者	期間	賃借料
		落合原子供広場	495.00	495.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		宿矢名子供広場	1,037.00	1,037.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		下大槻第２子供広場	2,184.86	2,184.86	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		下大槻子供広場	1,577.90	1,577.90	その他法人	なし	無償
		渋沢中第１子供広場	356.20	356.20	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		曲松５区子供広場	293.00	293.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		中央運動公園	104,000.00	53,964.50	国・県	有期	無償
		末広自由広場	4,984.00	538.59	国・県	有期	有償
		寺山スポーツ広場	4,579.00	4,579.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
	観光産業	田原ふれあい公園広場	6,421.00	6,421.00	個人私法人	有期	有償
		市営片町駐車場	1,516.55	510.77	その他法人	有期	有償
		市営渋沢駅北口駐車場	1,050.05	1,050.05	個人私法人	有期	有償
	公園	ことぶき公園	742.00	515.00	国・県	なし	無償
		ふじみ児童遊園地	469.50	445.60	国・県	なし	無償
		まがりまつ児童遊園地	175.00	175.00	国・県	なし	無償
		ハイウェイパークはだの	12,365.00	12,365.00	その他法人	なし	無償
		さくらどて公園	948.70	948.70	国・県	なし	無償
		さんのうしたふれあい公園	1,675.00	1,675.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		しぶさわふれあい公園	2,070.00	2,070.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		ほこのきふれあい公園	1,723.30	1,723.30	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		もものきばらふれあい公園	4,803.90	4,803.90	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		さんやふれあい公園	1,000.00	1,000.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		松葉緑地	723.30	723.30	国・県	なし	無償
		堀川緑地	1,224.90	1,224.90	国・県	なし	無償
	小計			106,768.82			
合計				161,399.11			

注1　鶴巻温泉弘法の里湯に含まれています。
注2　渋沢保育園用地は、平成20年度において取得しています。

５　地区別の公共施設の配置

地区別の公共施設の数量を比較すると、土地、建物ともに面積が最も多いのは、中央運動公園周辺に全市的な利用を図る施設が集まっている南地区となります。

次いで多いのは、土地、建物ともに浄水管理センターが存在する本町地区となり、さらに、学校教育施設の多い西地区が続きます。

施設の性質別では、学校教育施設では、土地、建物ともに西地区、生涯学習施設、福祉施設、公園緑地では、土地、建物ともに南地区がそれぞれ最も多くなっています。

【各地区別の公共施設の数量】

		本町	南	東	北	大根	鶴巻	西	上	計
学校教育	箇所	5	8	3	3	5	3	8	2	37
	土地	79,396	99,864	34,856	47,868	66,476	49,164	131,944	19,200	528,768
	建物	28,370	37,888	16,696	17,835	26,472	18,665	43,735	5,476	195,137
生涯学習	箇所	11	18	5	6	6	5	17	2	70
	土地	12,649	187,084	8,506	74,331	7,330	69,853	54,995	1,934	416,683
	建物	5,450	29,388	1,181	3,896	1,468	5,137	6,324	986	53,831
庁舎等	箇所	13	10	7	3	4	2	9	5	53
	土地	20,624	2,848	2,681	408	734	2,266	5,550	678	35,790
	建物	14,186	1,679	1,130	121	387	1,037	854	192	19,586
福祉	箇所	7	8	2	2	7	3	8	2	39
	土地	3,029	10,476	392	409	1,032	0	1,926	1,154	18,417
	建物	585	9,082	125	99	1,576	0	514	133	12,114
観光産業	箇所	6	1	3	2	0	1	2	0	15
	土地	1,517	166	10,444	2,083	0	3,575	1,134	0	18,918
	建物	178	17	367	360	0	1,668	2	0	2,591
公営住宅	箇所	7	5	0	5	1	0	4	1	23
	土地	11,677	18,527	0	13,813	5,806	0	4,024	441	54,288
	建物	4,571	1,139	0	1,899	5,688	0	1,960	56	15,314
公園緑地	箇所	18	44	16	19	49	13	32	3	194
	土地	16,486	187,961	32,835	6,329	43,643	8,858	30,707	3,988	330,806
	建物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境衛生	箇所	3	2	1	0	2	1	2	0	11
	土地	12,364	0	21,267	0	281	47	45	0	34,003
	建物	935	63	126	0	50	43	60	0	1,277
その他	箇所	8	0	0	0	0	0	0	0	8
	土地	1,894	0	0	0	0	0	0	0	1,894
	建物	422	0	0	0	0	0	0	0	422
水道	箇所	2	2	0	0	0	0	0	0	4
	土地	1,636	3,773	0	0	0	0	0	0	8,335
	建物	1,325	321	0	0	0	0	0	0	1,647
下水道	箇所	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	土地	80,700	0	0	0	0	0	0	0	80,700
	建物	18,040	0	0	0	0	0	0	0	18,040
合計	箇所	81	98	37	40	74	28	82	15	455
	土地	241,971	510,699	110,981	145,240	125,301	133,764	230,325	27,395	1,528,601
	建物	74,063	79,576	19,624	24,210	35,641	26,550	53,449	6,843	319,957

※　土地・建物欄は面積（㎡）を表し、地区別面積を明確にできない水無川緑地（2箇所）は除く。

【地区別の公共施設の面積（土地）】

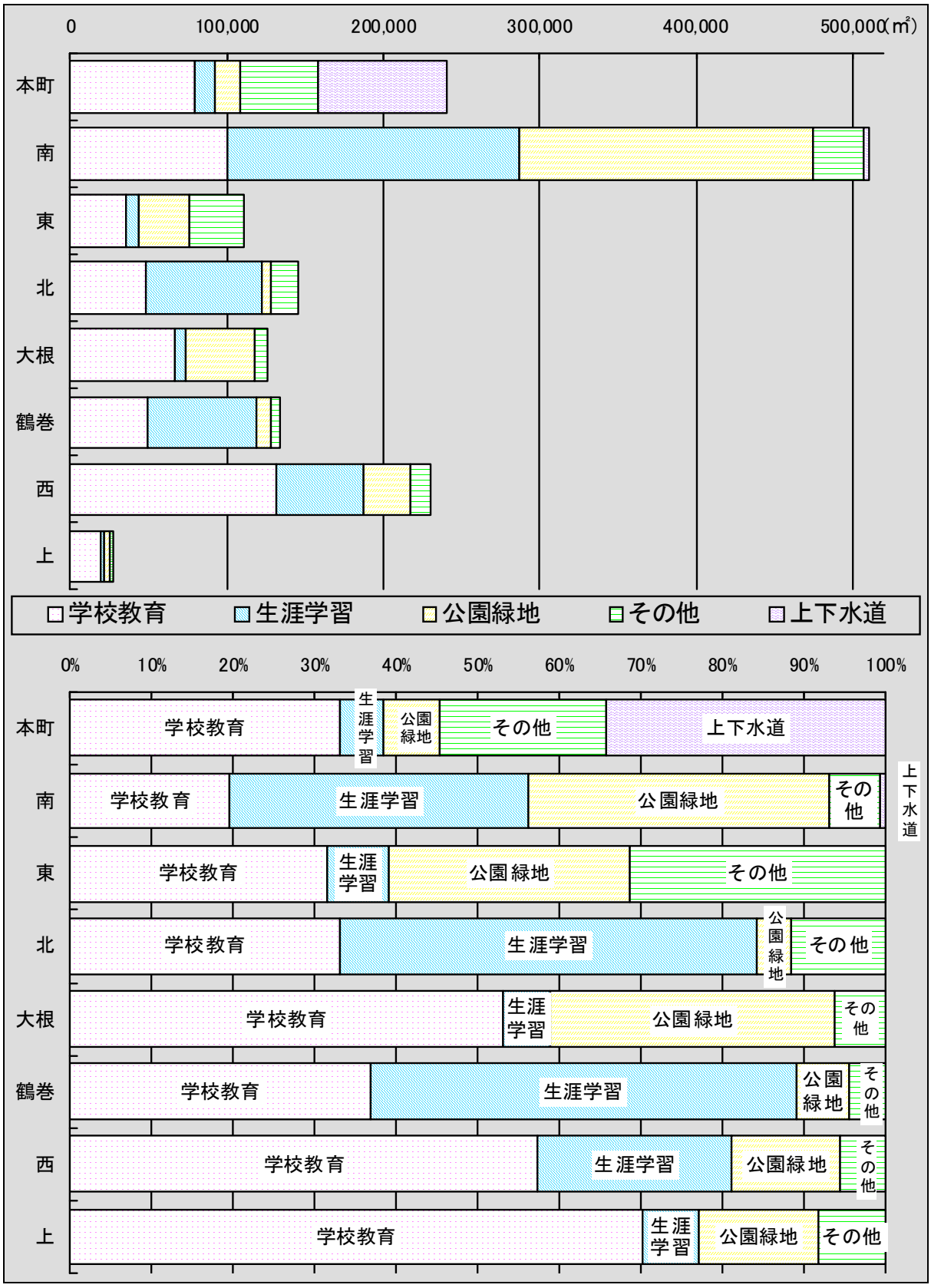

【地区別の公共施設の面積（建物）】

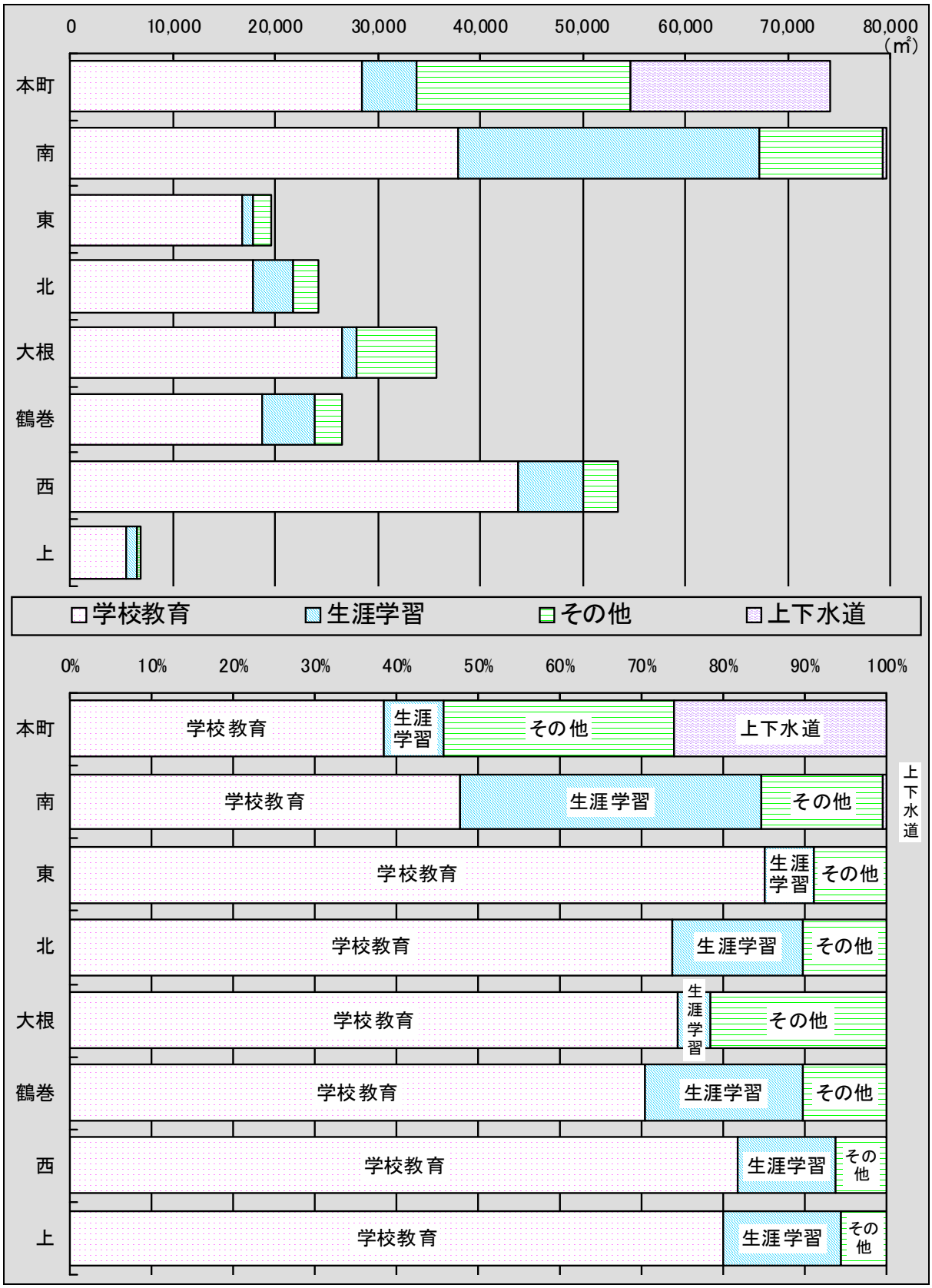

【地区別の主な公共施設の種類別配置】

施設＼地区名	本町		南		東	北	大根		鶴巻	西			上
中学校	本町		南	南が丘	東	北	大根		鶴巻	渋沢	西		
小学校	本町	末広	南	南が丘	東	北	大根	広畑	鶴巻	渋沢	西	堀川	上
幼稚園	本町	すえひろ	南 みどり	みなみがおか	東	北	大根	ひろはた	つるまきだい	しぶさわ	西	ほりかわ	上
保育所		本町	鈴張					広畑	鶴巻	渋沢			
公民館		本町	南	南が丘	東	北	大根		鶴巻	渋沢	西	堀川	上
児童館	ひばりヶ丘 ほうらい	末広ふれあいセンター	平沢 いずみ	西大竹	谷戸	戸川・横野 三屋台	北矢名	広畑	鶴巻	渋沢 千村 典松児童センター	沼代 堀山下	堀川	柳川
老人いこいの家			すずはり荘		あずま荘	くずは荘		おおね荘				ほりかわ荘	かわじ荘
その他貸館等	ほうらい会館 曽屋ふれあい会館	はだのこども館		なでしこ会館				広畑ふれあいプラザ	サンライフ鶴巻				
運動施設	中野健康センター なでしこ運動広場	末広自由広場		立野緑地庭球場 スポーツ広場	寺山スポーツ広場					栃窪スポーツ広場		テクノスポーツ広場	
全市域対応施設	くずはの家		総合体育館・文化会館 図書館・中央運動公園 保健福祉センター		田原ふるさと公園 蓑毛自然観察の森	表丹沢野外活動センター 里山ふれあいセンター			おおね公園 弘法の里湯 宮永岳彦記念美術館			桜土手古墳展示館	

【各地区の主な公共施設の配置（※1）】

※1　各地区の主な公共施設の配置は、周辺の道路や鉄道並びに各施設間の大まかな配置を表したものであり、実際の配置とは多少のずれがあります。

南地区公共施設配置図

学校・幼稚園・保育園

不特定の市民が利用する施設

庁舎等

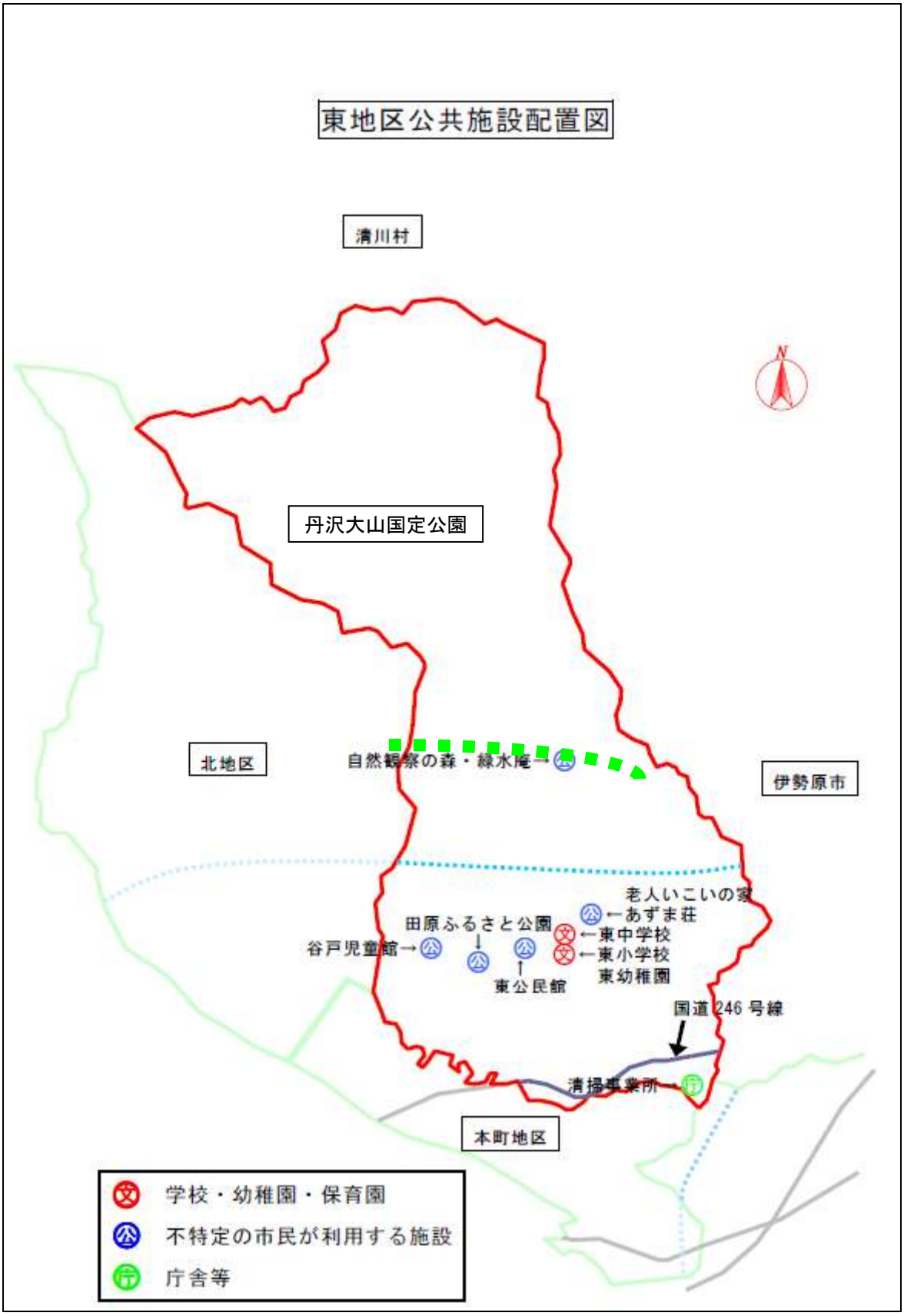
東地区公共施設配置図
清川村
丹沢大山国定公園
北地区
自然観察の森・緑水庵
伊勢原市
老人いこいの家
あずま荘
田原ふるさと公園
東中学校
谷戸児童館
東小学校
東公民館
東幼稚園
国道246号線
清掃事業所
本町地区
学校・幼稚園・保育園
不特定の市民が利用する施設
庁舎等

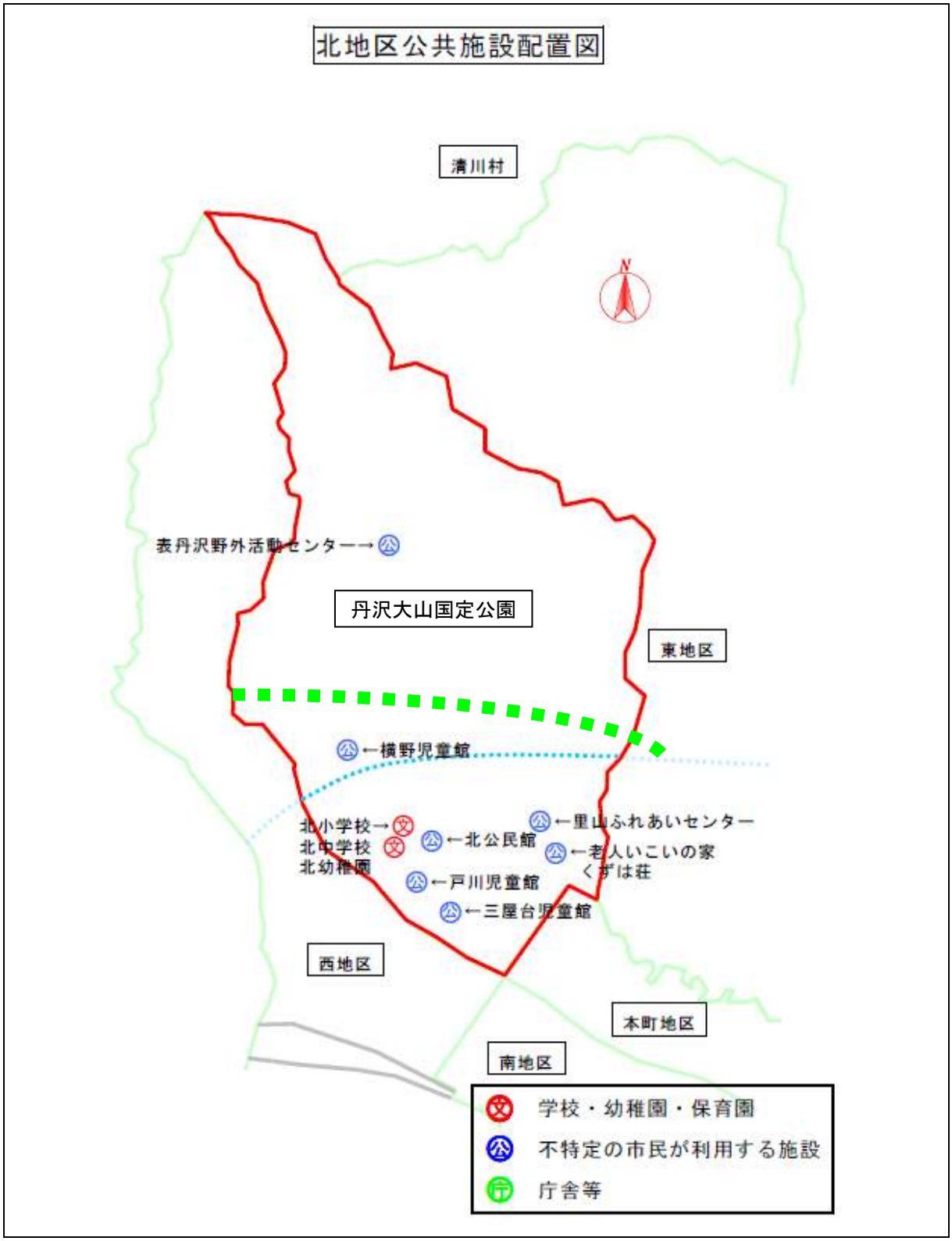
北地区公共施設配置図
清川村
表丹沢野外活動センター→
丹沢大山国定公園
東地区
←横野児童館
北小学校→
北中学校
北幼稚園
←北公民館
←里山ふれあいセンター
←老人いこいの家
くずは荘
←戸川児童館
←三屋台児童館
西地区
本町地区
南地区
学校・幼稚園・保育園
不特定の市民が利用する施設
庁舎等

大根・鶴巻地区公共施設配置図

西地区公共施設配置図

文	学校・幼稚園・保育園
公	不特定の市民が利用する施設
庁	庁舎等

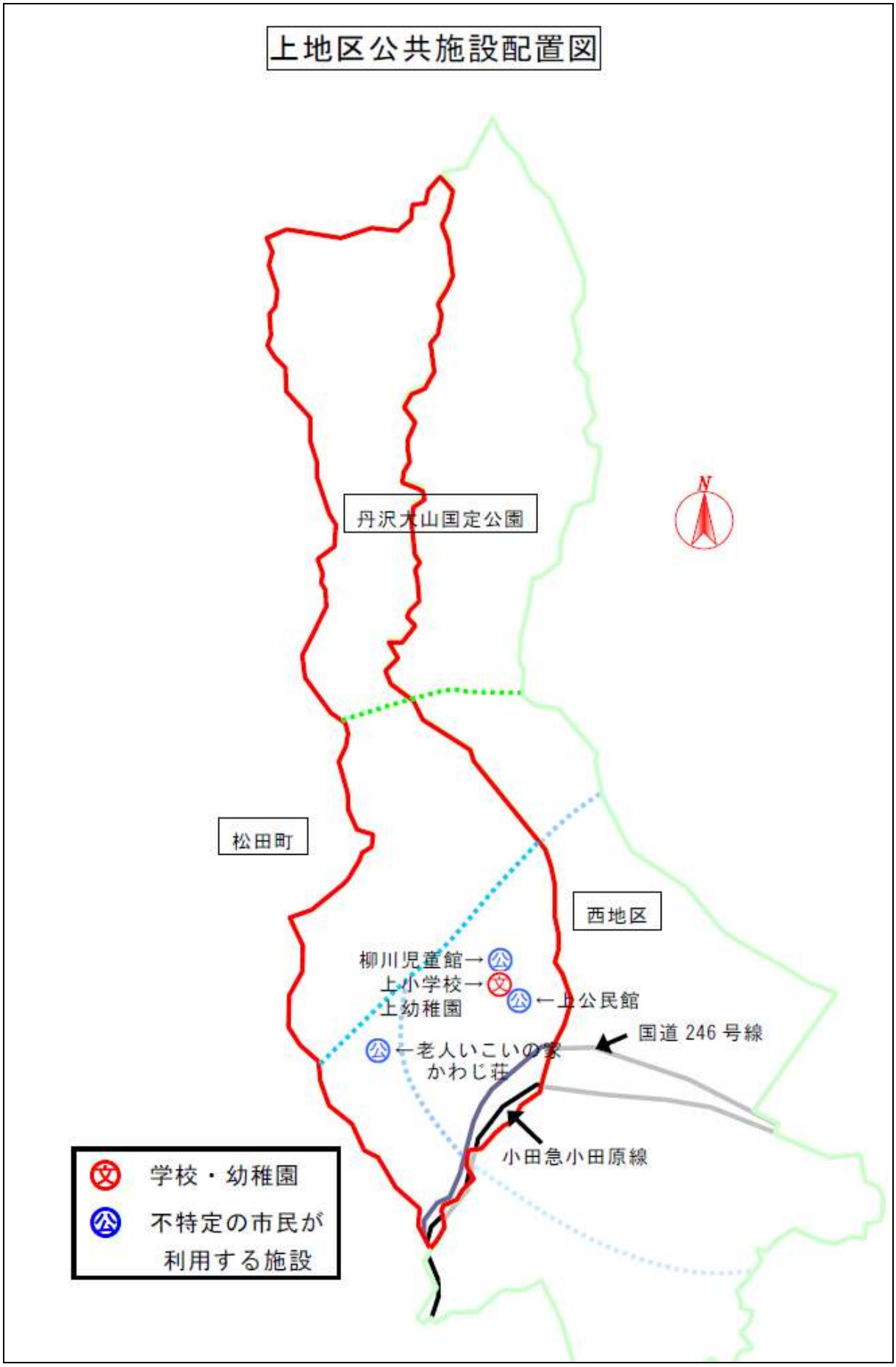
上地区公共施設配置図
丹沢大山国定公園
N
松田町
西地区
柳川児童館→
上小学校→
上幼稚園
←上公民館
国道 246 号線
←老人いこいの家
かわじ荘
小田急小田原線
学校・幼稚園
不特定の市民が
利用する施設

第２節　公共施設の持つ課題

１　維持管理費用の負担増

平成 20 年 4 月 1 日現在、本市が保有する公共施設の建物は、そのうちの約 77 パーセントが築 20 年以上を経過し、今後、建替えまでの間、計画的な維持補修を行っていくために、その費用は、増加傾向になると考えられます。

しかし、次図に表すとおり、少子高齢化に伴う人口減少社会を迎え、労働人口も減り始める今日となっては、将来の大幅な税収増も望みは薄く、逆に扶助費の増大等により、維持補修費に充てられる一般財源は減少することが予想されます。

【本市の人口構成の変化】

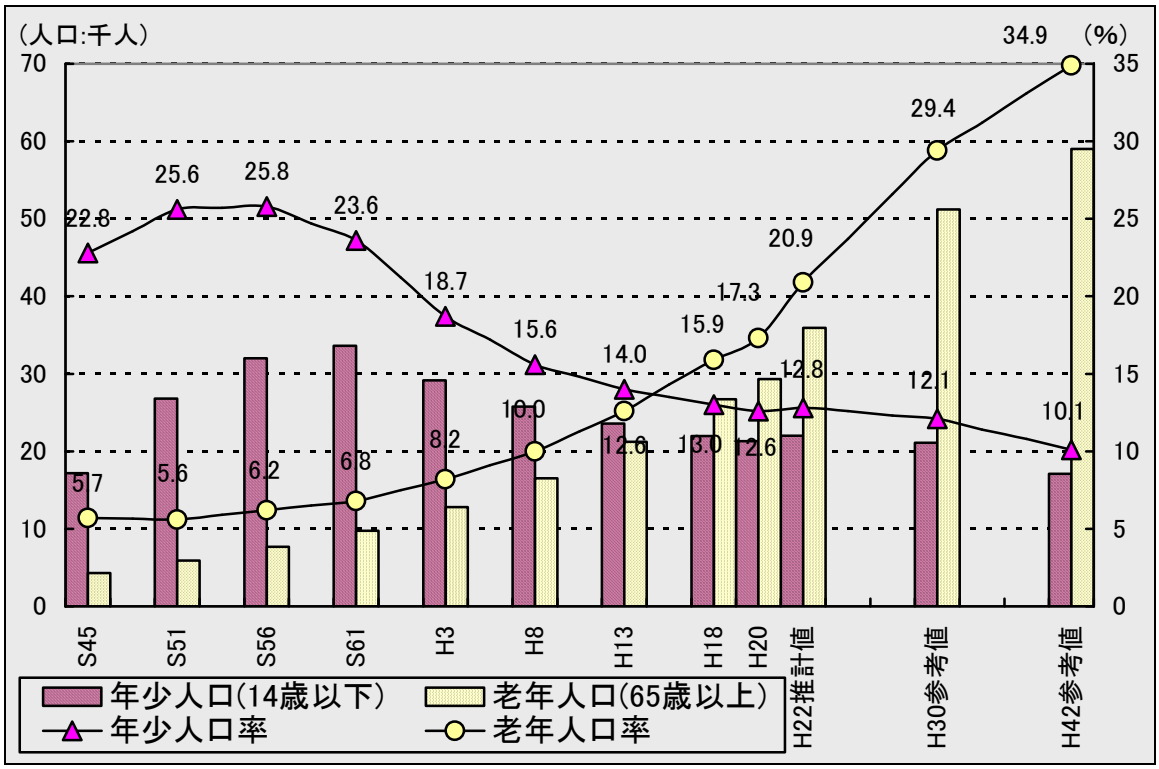

２　施設の老朽化（維持管理の増加と改修・建替時期の集中）

現在の公共施設の総量を維持し耐用年数に応じて建替えを行うと、次図に表すとおり、新総合計画が始まる平成 23 年度以降 50 年の間、5 年ごとに約 10 億円から約 300 億円の建設事業費が必要となり、特に建替えのピークを迎える平成 48 年(2036 年)からの 10 年間は、年間約 60 億円の事業費が必要になると試算されます。

また、改修は、中学校の新築ラッシュから 30 年を経過する平成 23 年からの 5 年間がピークになり、年間 10 億円以上の改修費が必要になると試算されます。

ところが、現状では本市の財政状況が好転する材料は乏しく、高齢者や子どもたちに必要な支出は増加が見込まれる中では、建設事業に充当可能な一般財源は減

少傾向にあり、これを道路や橋りょうの維持補修費用と分け合わなければならないことから、現在の公共施設の総量維持は、ほぼ不可能であると考えられます。

【公共施設の建替え費用の推移】

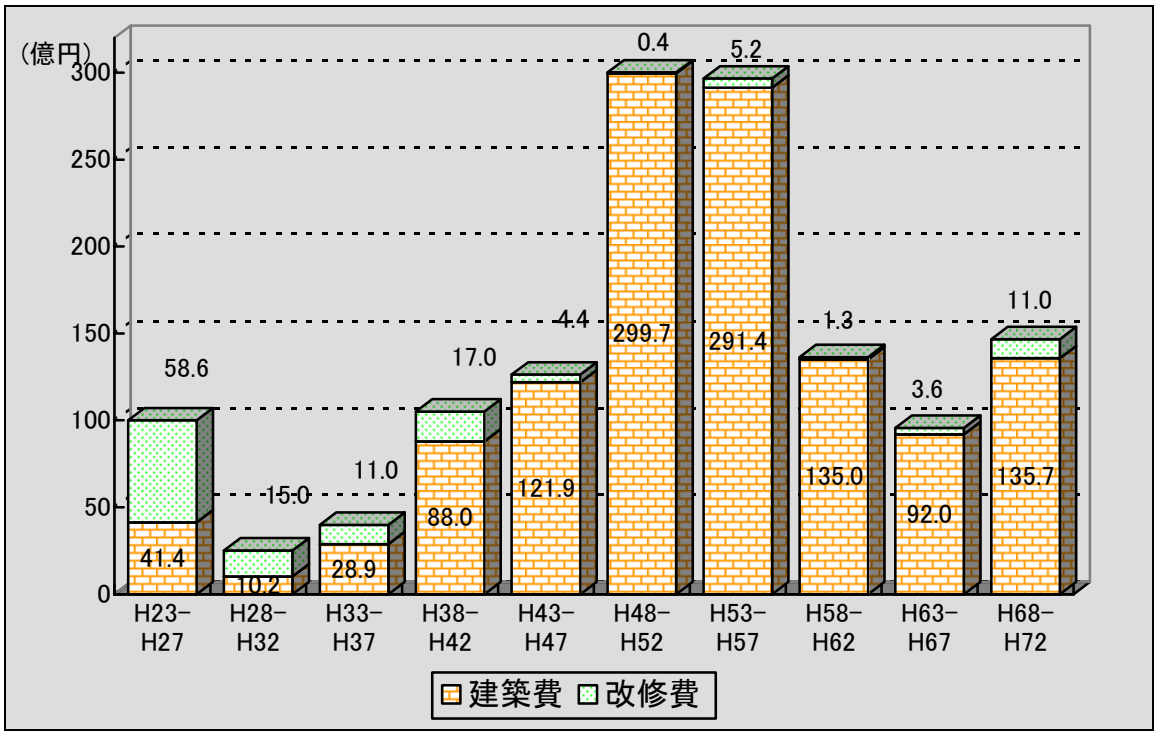

※１　建替えは、木造 30 年、鉄骨造 45 年、鉄筋コンクリート造 60 年、改修は、30 年と仮定
※２　すでに建替え時期を迎える建物は、すべてを H23-H27 の数値に算入
※３　建替えは、解体費込みで 1 ㎡当たり 40 万円、改修は、1 ㎡当たり 5 万円と仮定

【一般会計における一般財源の推計】

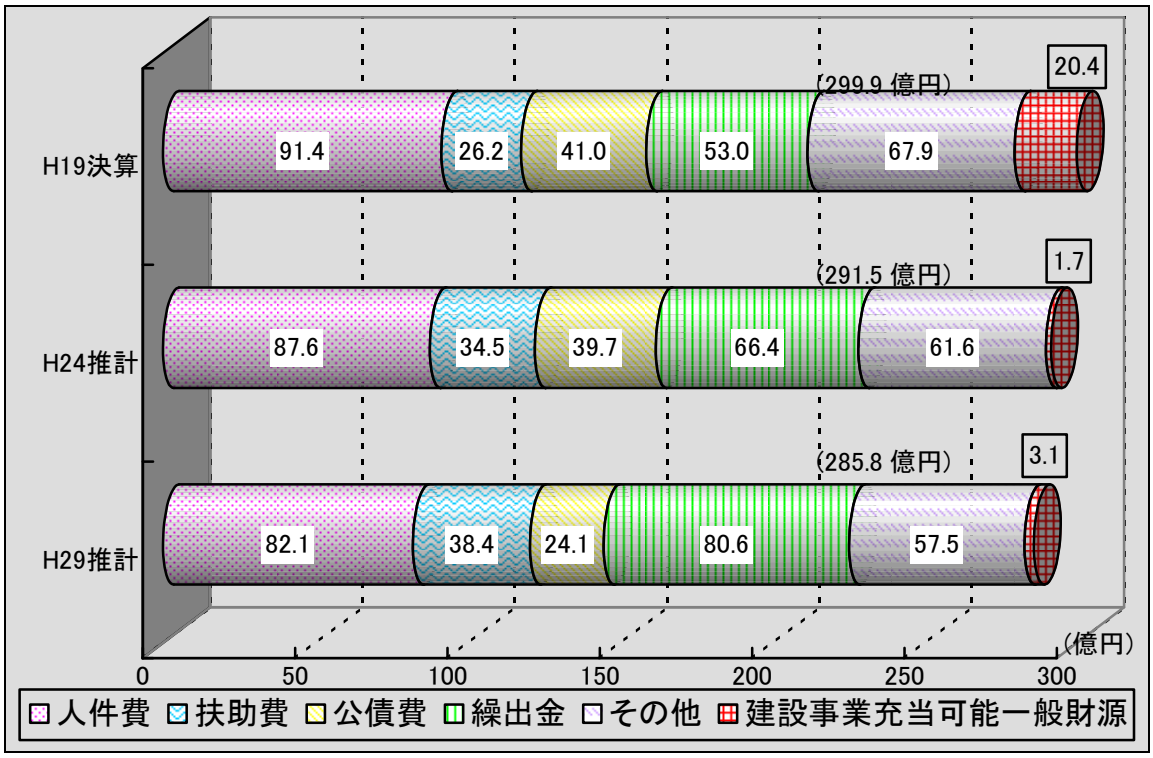

【公共施設の建物の床面積と築年数】

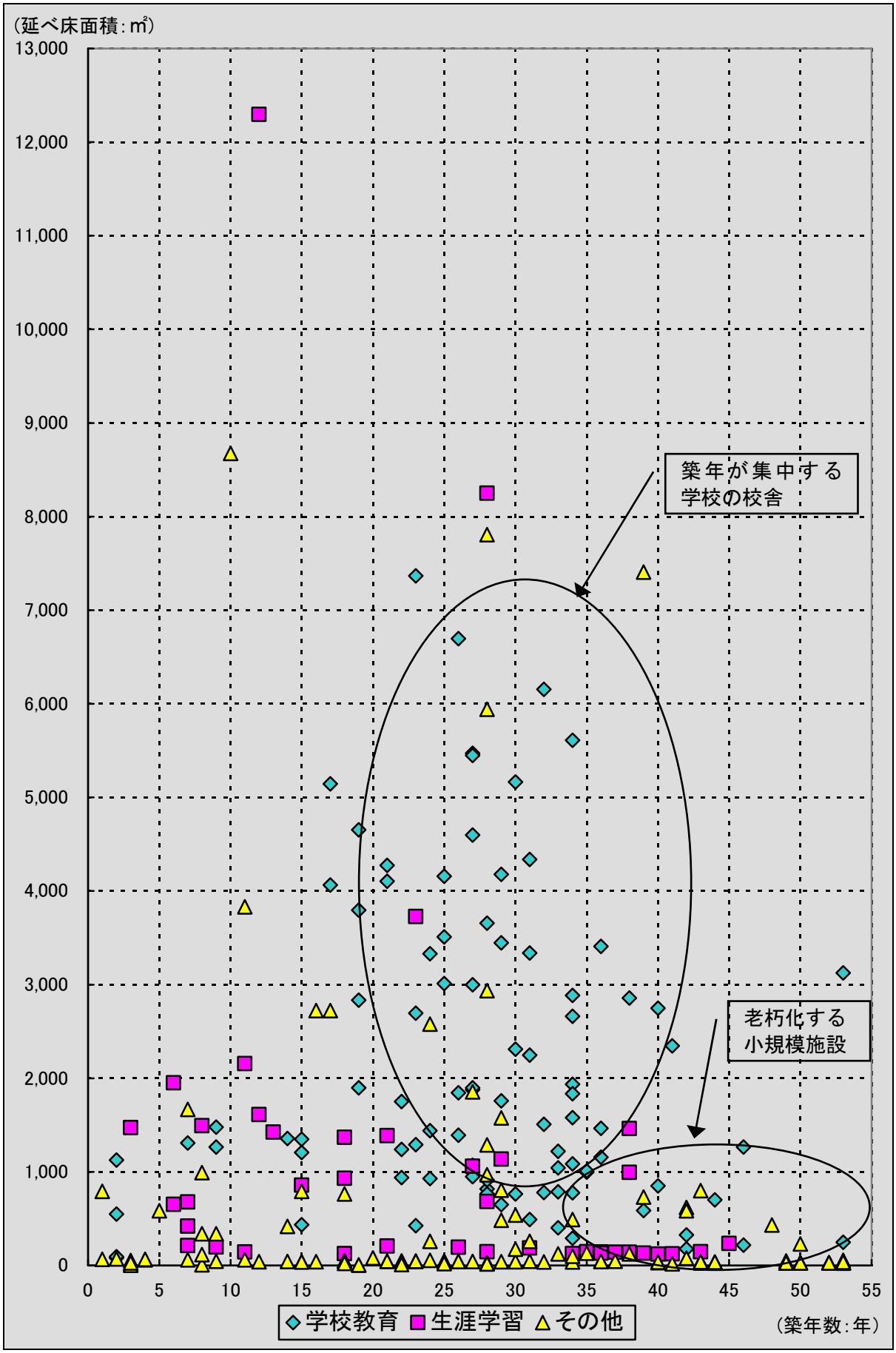

3　施設機能の重複

公共施設は、それぞれ行政目的を持って建設されてきたものですが、所管部局が掲げる利用目的は異なるものの、施設(部屋)の機能や利用内容が重複しているものが多くあります。

また、これらの施設や部屋の中には、施設利用の周知や予約の方法、使用料等が統一されておらず、結果として、利用者間の公平性等に疑問が生じている場合も少なくありません。

今後、公共施設の総量を維持することは難しくなることを前提とすれば、公共施設の建替えや大規模改修時には、極力近隣の同機能を持つ施設や部屋を集約することにより施設の稼働率を上げ、より効率的な管理運営を行っていく必要があります。

また、地域の拠点となる施設である学校や公民館などの土地や建物については、既成概念にとらわれない一層の複合化を進めることが必要です。

【本町地区の主な公共施設の建替え予定年度(※1)】

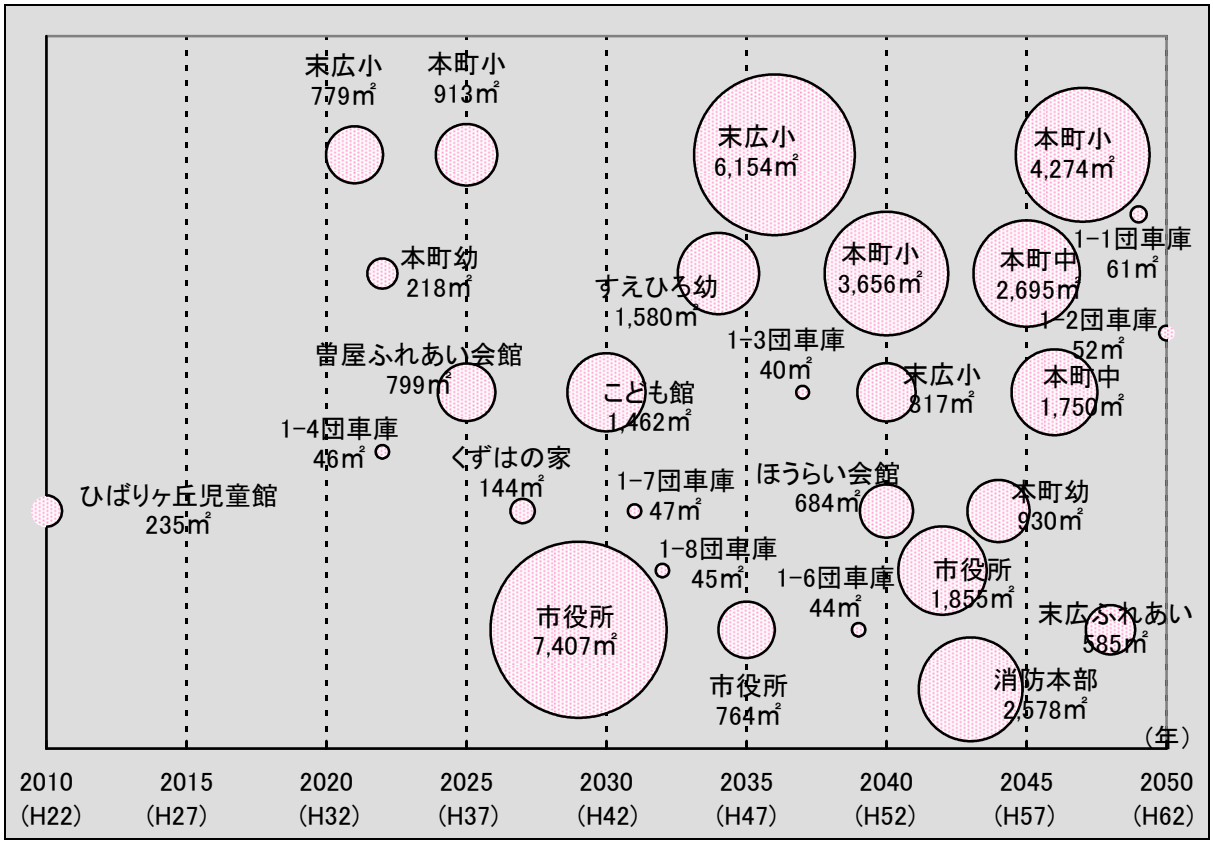

※1　円の大きさは、建物の大きさを、グラフ内の文字は、施設名と現在の延べ床面積を現しています。また、木造 30 年、鉄骨造 45 年、鉄筋コンクリート造 60 年で建替えと仮定し、すでに建替え時期を迎える建物は、すべてを 2010 年に現しました。以下、他地区のグラフにおいても同じです。

【南地区の主な公共施設の建替え予定年度】

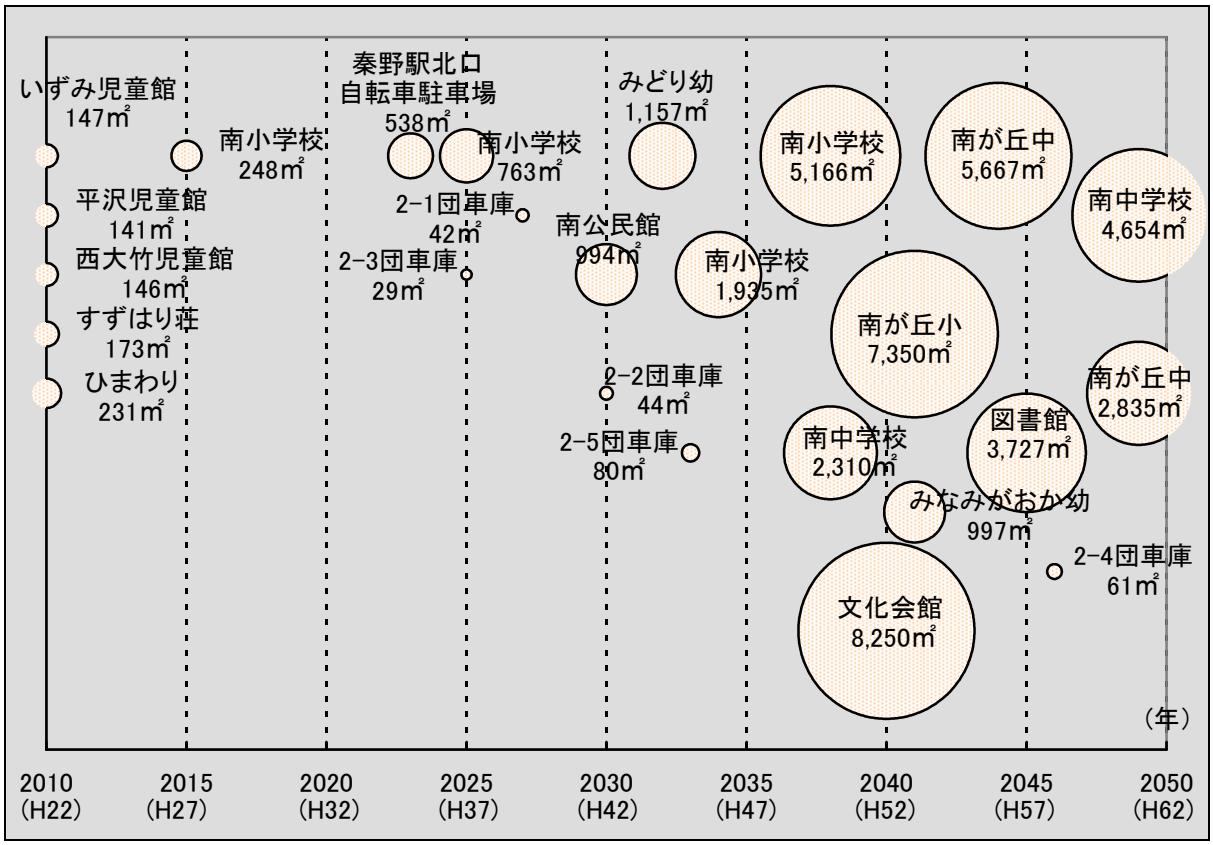

【東地区の主な公共施設の建替え予定年度】

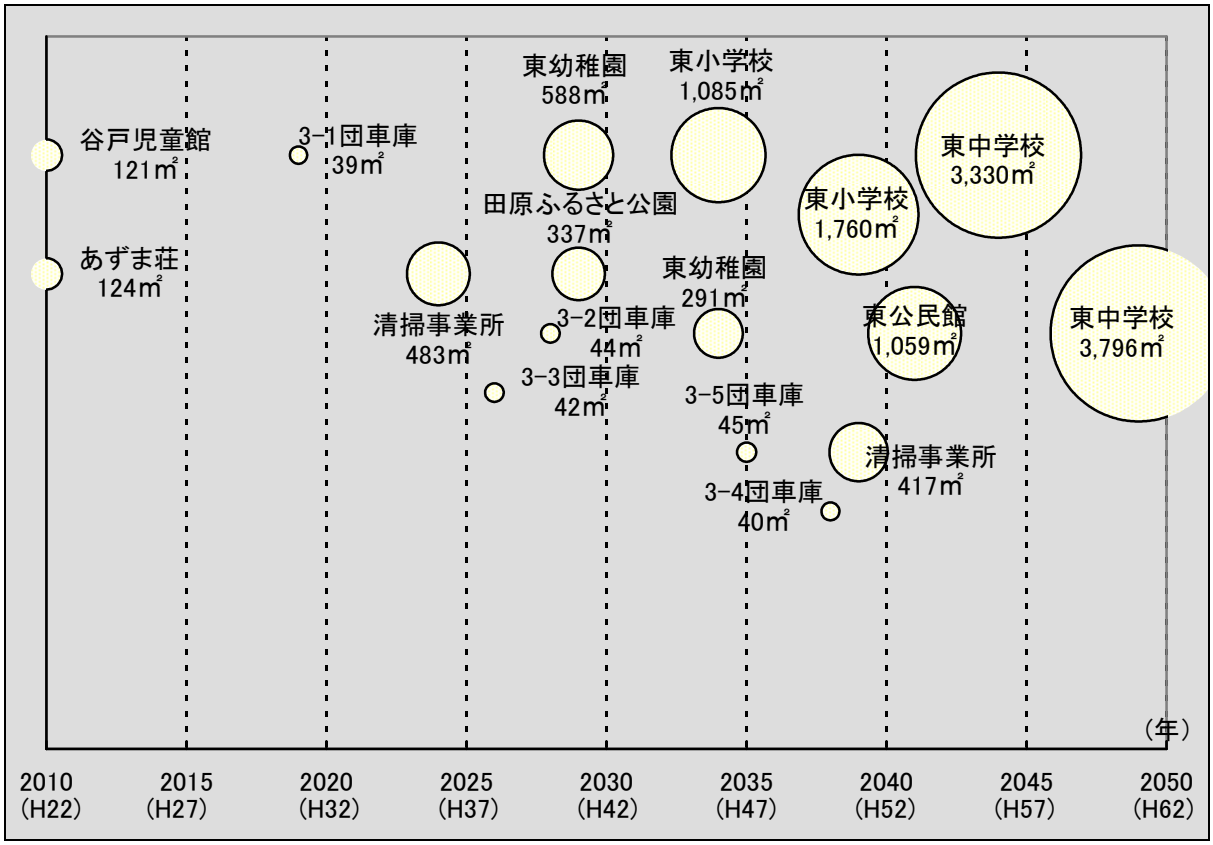

【北地区の主な公共施設の建替え予定年度】

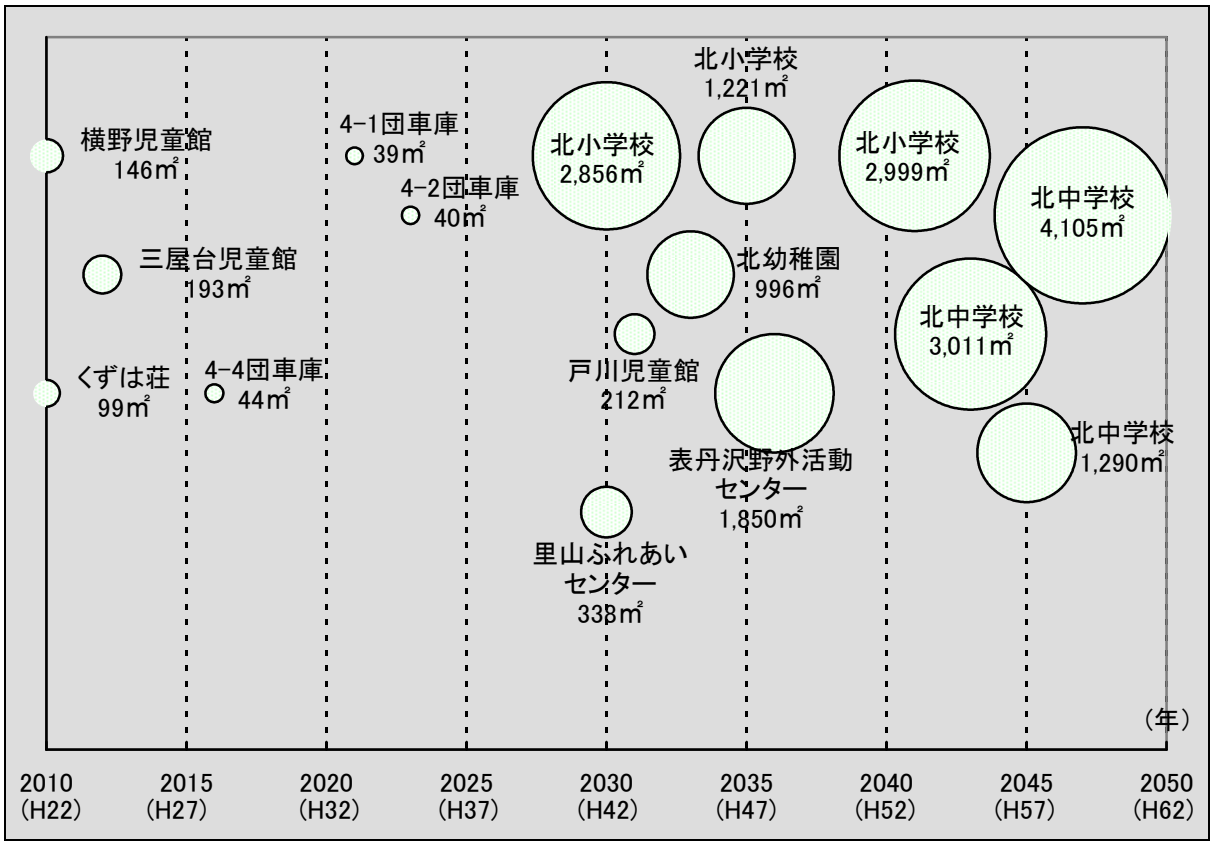

【大根・鶴巻地区の主な公共施設の建替え予定年度】

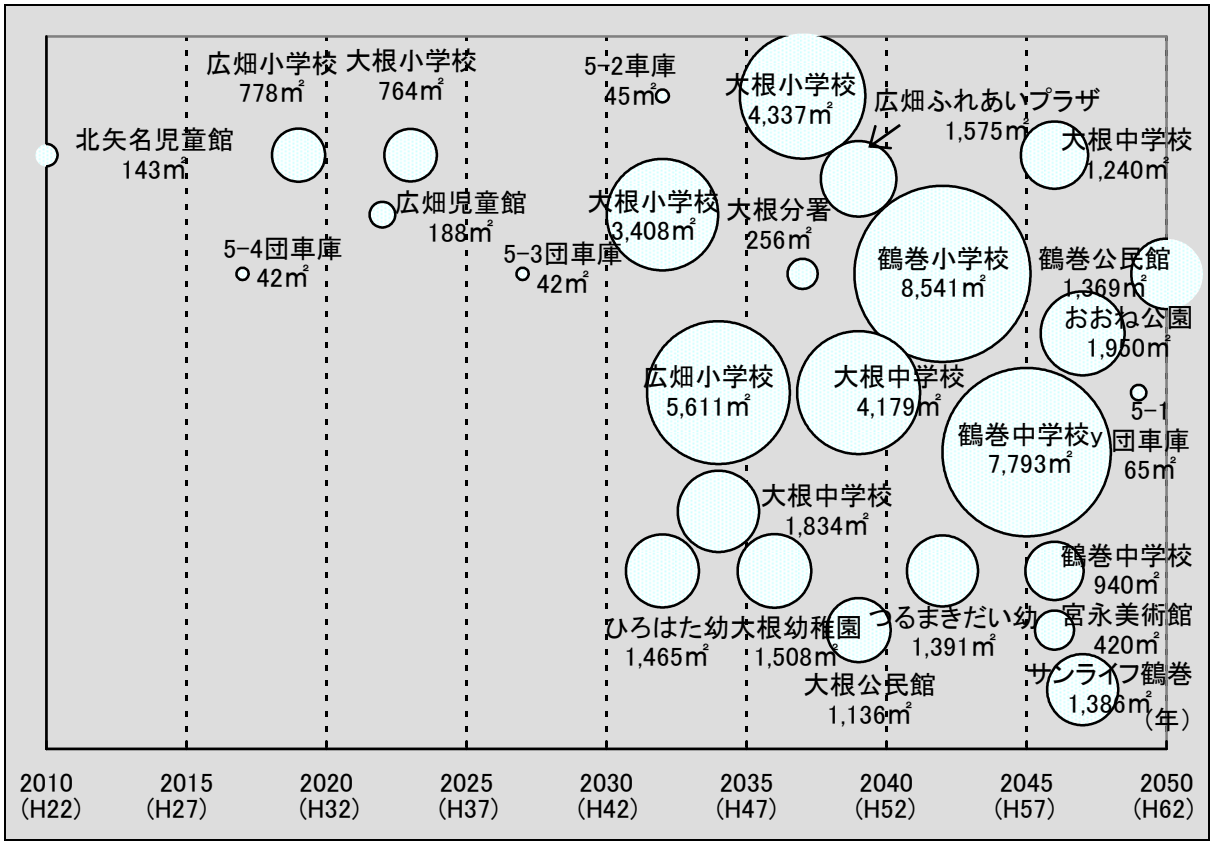

【西地区の主な公共施設の建替え予定年度】

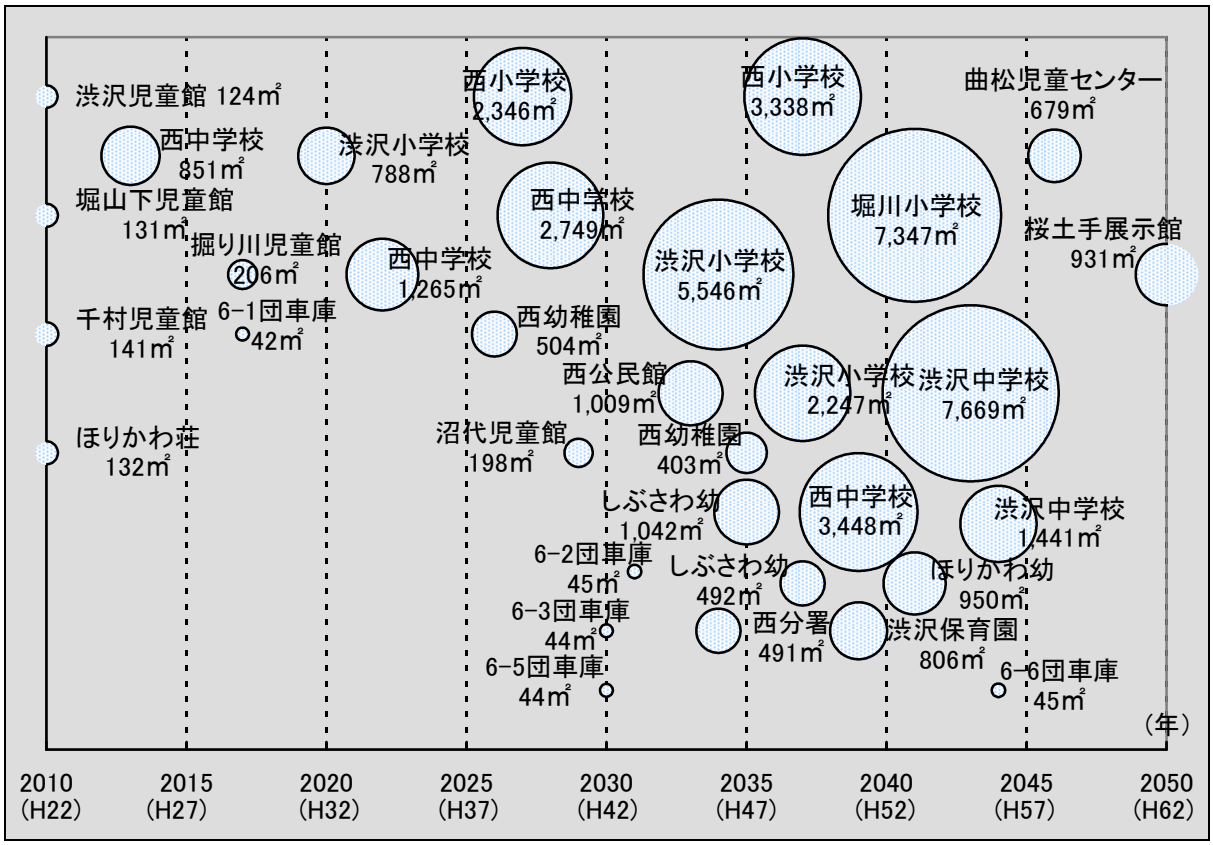

【上地区の主な公共施設の建替え予定年度】

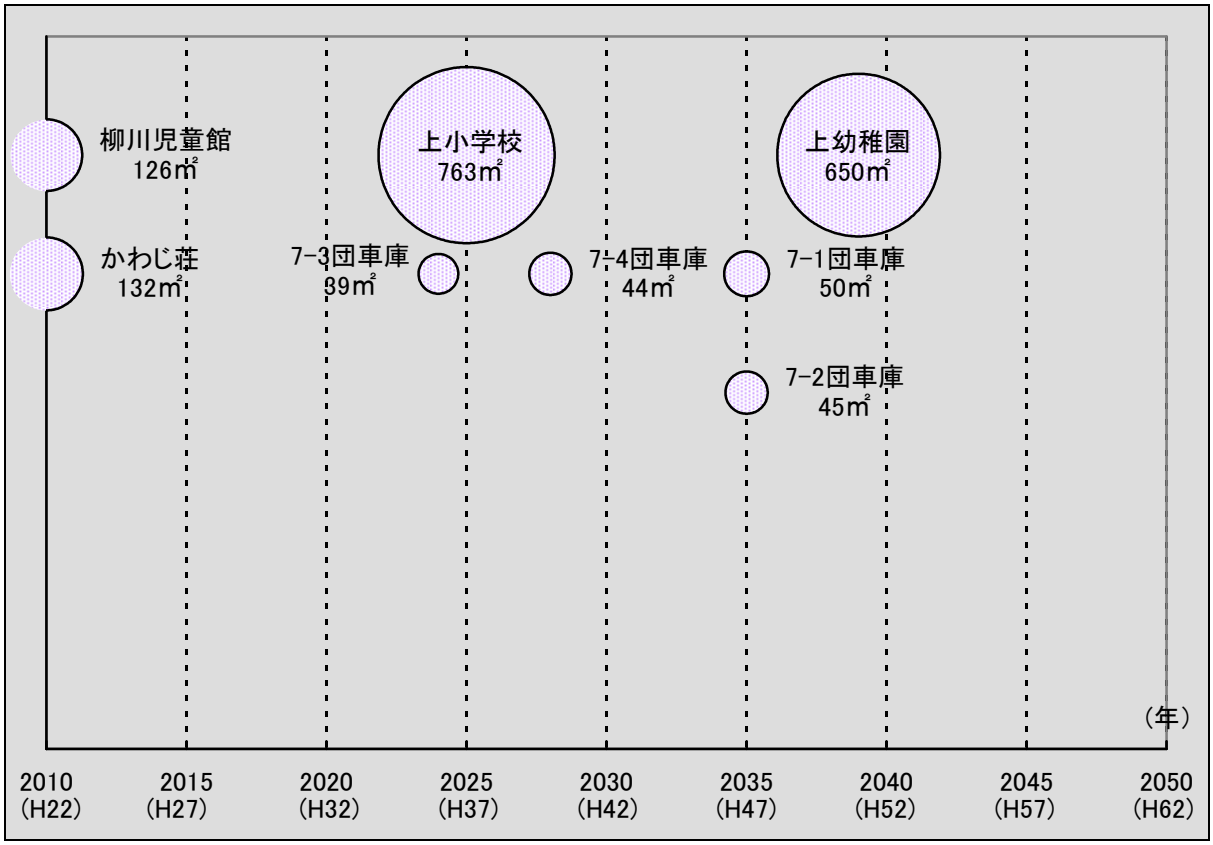

4　配置の偏在

公共施設は、利用対象者に着目すると、全市的な利用を図るもの、地区や学区単位での利用を図るもの、地域での利用を図るものとに分けることができます。

本市では、過去には小学校区に 1 館を目標として公民館の整備が進められるなどしましたが、地区や地域での利用を図る公共施設の中には、その配置が偏在しているものもあります。

全市的に利用を図る公共施設の配置にも左右されますが、次図に表すとおり、住民一人当たりの公共施設面積は、地区によって土地、建物ともに 2 倍以上の差が出ています。

【地区別住民一人当たりの公共施設面積】

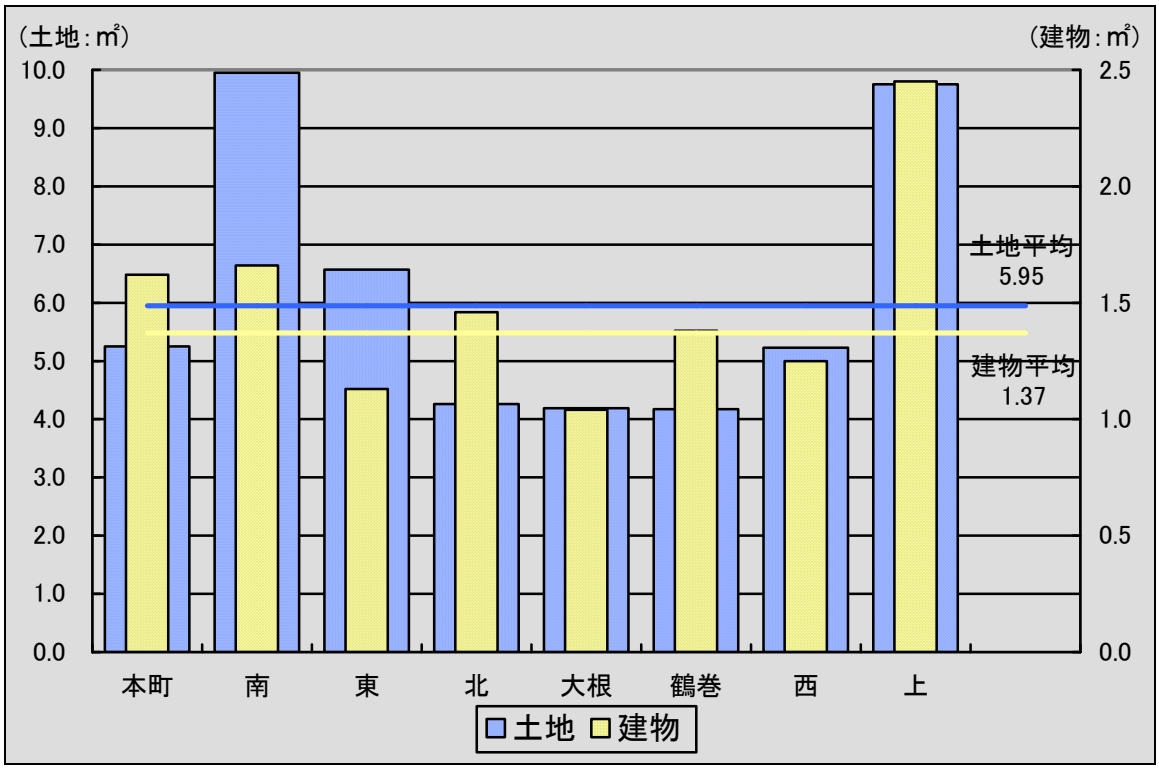

※　不特定の住民の利用が主となる公共施設の面積、人口は平成 19 年 10 月 1 日現在

しかし、現在となっては、設置されていない地区や地域のすべてに新たに公共施設を配置することは難しい状況になっていることから、今後も小学校区や旧行政区単位での施設配置を基準としていくか否かについては、次図にも表したような人口構造の変化を踏まえた上で、その必要性を再考する必要があります。

また、その結果、将来にわたり既存の施設を維持することとなる場合であっても、事業内容については見直すとともに、配置のバランスや複合化についても検討を進めていく必要があります。

【地区別の老年人口率の推移】

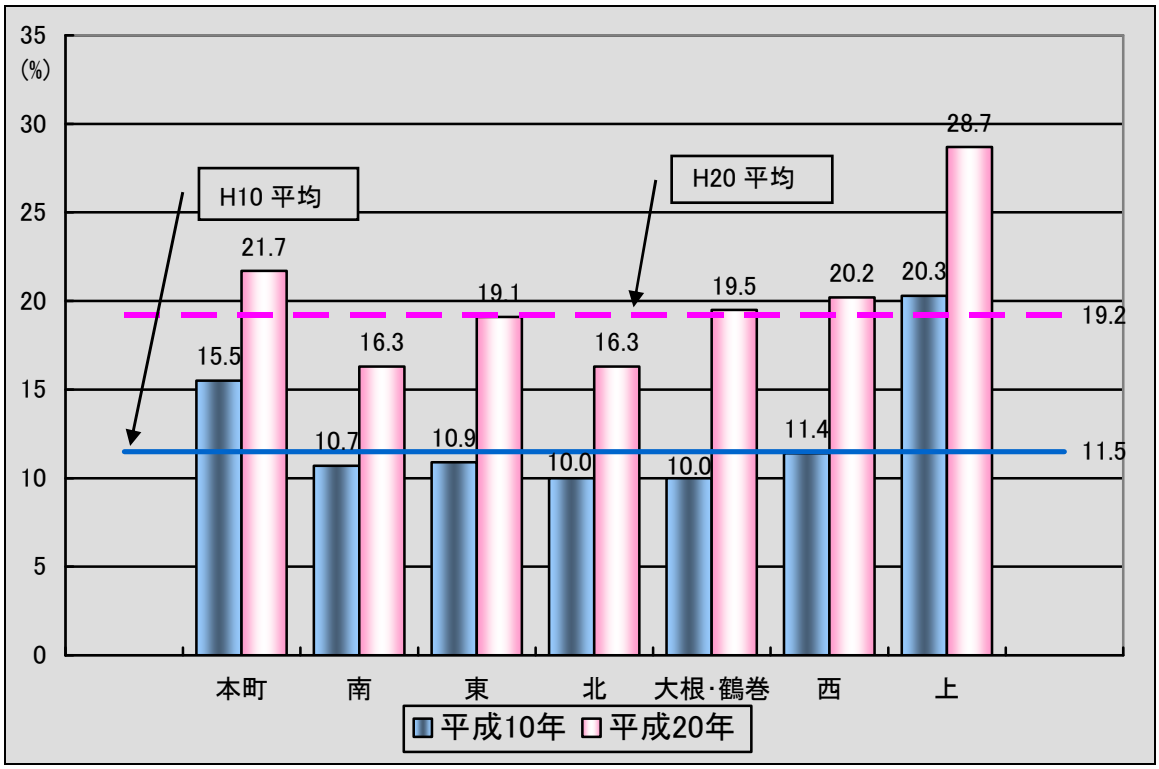

※　各年 10 月 31 日現在の住民基本台帳上の人口から算定

【地区別の対前年人口増加率の推移】

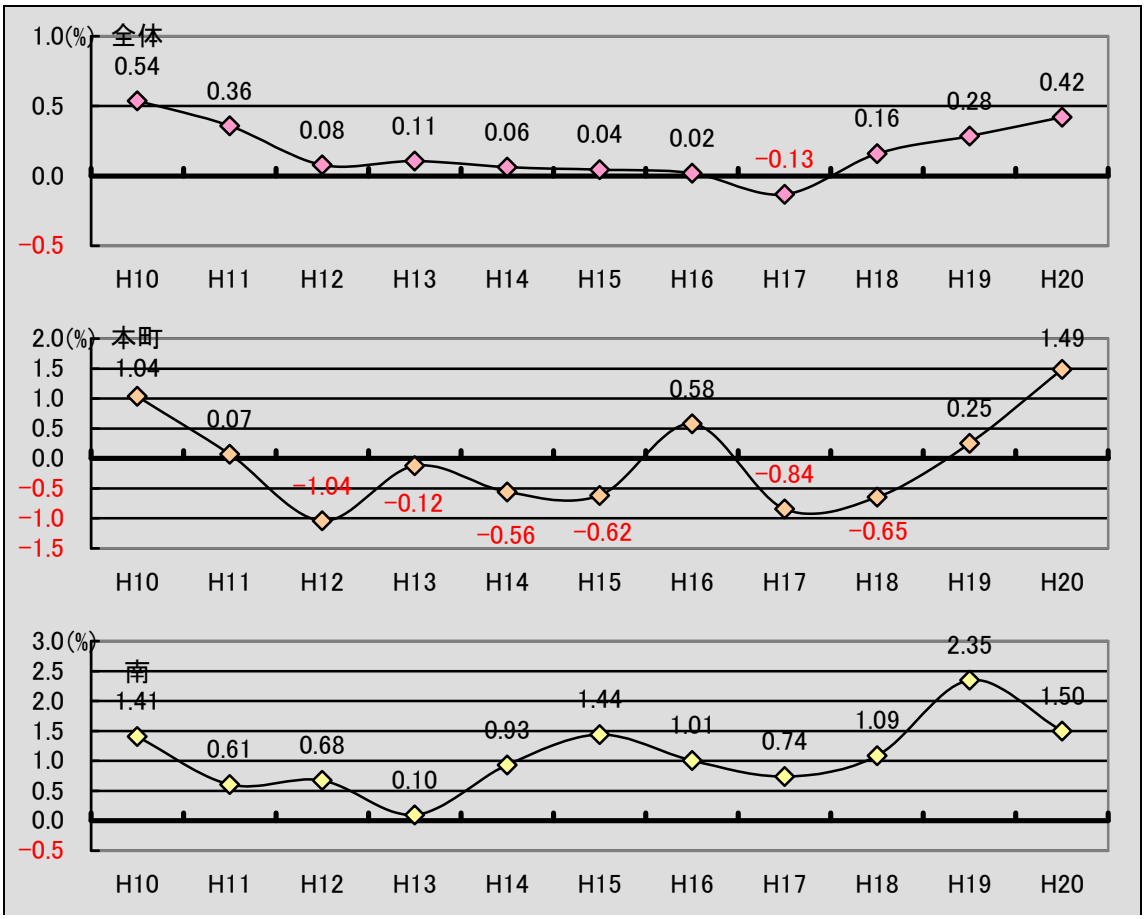

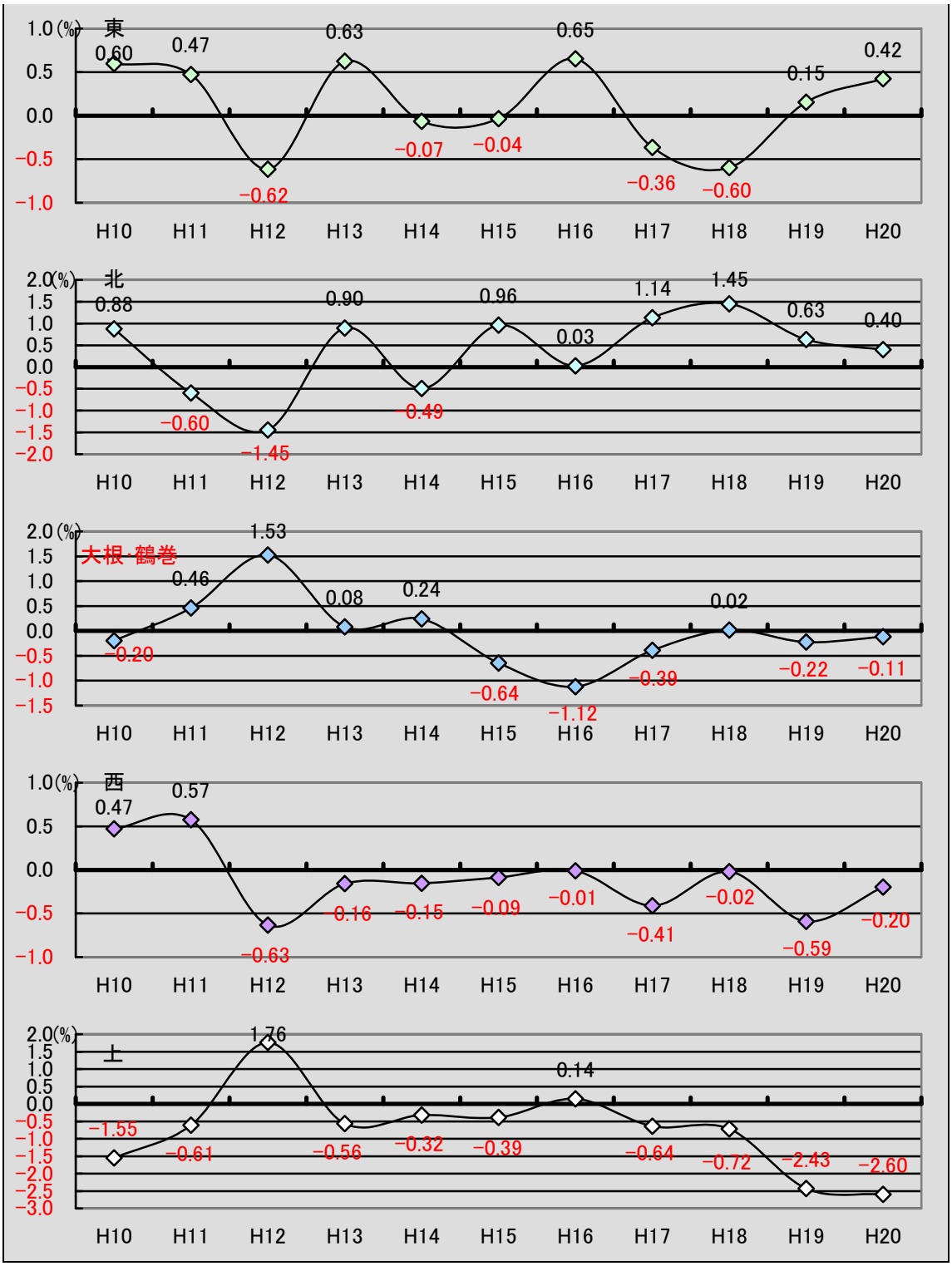

※　各年 10 月 1 日現在の人口統計調査結果から算定

5　適切な利用と受益者負担

(1)　目的外利用

施設の設置目的とは異なる利用者が、多くを占める施設も見受けられます。これらの目的外ともいえる利用者は、公民館を利用して同様の活動を行えば有料となるものもあり、施設の空き時間の有効活用とはいえるものの、利用者間の公平性の観点からは好ましくない状況にあるといえます。

また、こうした利用形態が既得権化することにより、今後、再配置の障害となる場合も考えられます。

(2)　受益者負担

平成 21 年 4 月から 5 月にかけて実施した公共施設利用者アンケート(詳細は、巻末の附属資料に掲載しました。)の結果では、現在の公共施設の使用料について、およそ 4 分の 1 の利用者が「高い」、「やや高い」と感じてはいるものの、およそ半分弱の利用者が、少子高齢化に伴う人口と税収減を前提として、「施設を維持するためには、利用者の負担がある程度増えることは仕方がない。」と回答しています。

また、同じく平成 21 年 6 月にインターネットを利用して行った公共施設に関するアンケート調査(詳細は、巻末の附属資料に掲載しました。)では、「施設を維持するためであれば、利用者の負担を増やすことは当然である。」とする回答者が 4 割強を占めています。

この調査では、次図に表したとおり、過去 1 年間における公共施設の利用頻度を尋ねていますが、単純集計では、「定期的に利用した」とする者が 34.8 パーセント、「1 回又は数回利用した」とする者が 41.4 パーセントを占め、何らかの形で公共施設を利用した者がおよそ 4 分の 3 を占めています。

【公共施設の利用頻度】

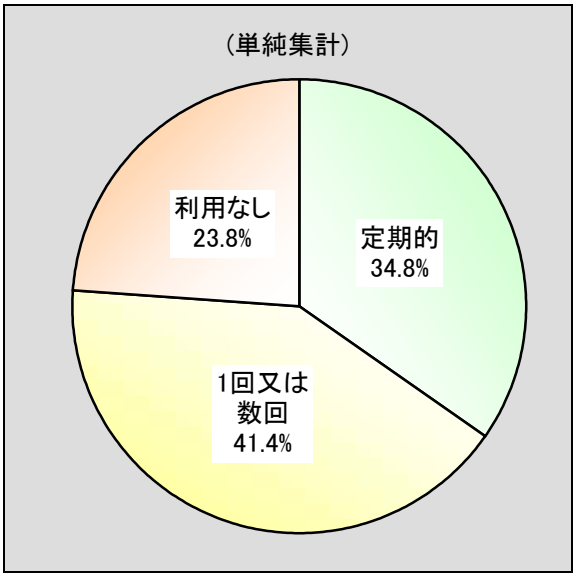

このように公共施設は、多くの市民に利用されていますが、着目しなければならないのは、「定期的に利用した」とする者の割合にあります。

この場合の公共施設は、義務教育施設のようにすべての市民が等しくその恩恵を受けることができる施設とは異なりますが、公共施設を定期的に利用し、最大限にその恩恵を受けているといえるのは、市民の 3 人に一人程度であると推測できます。

また、公民館、図書館、文化会館、体育館など、不特定の市民が生涯学習活動等の余暇活動に利用できる公の施設(利用人数がカウントできない公園等の施設を除きます。)は、全部で 71 施設あります。

平成 19 年度におけるこれらの施設の年間利用者は、延べ 300 万人を超えていますが、1 施設当たりの平均利用者数は、42,373 人となり、利用者一人当たりのコスト(一般財源負担額)は、398 円/人・日となっています。

このうち、利用者から使用料を徴収している施設は 30 施設あります。これらの施設の利用者が全体のおよそ 4 分の 3 を占めていますが、この有料施設の利用者一人当たりのコスト(一般財源負担額)は、358 円/人・日となり、無料施設の利用者一人当たりのコスト(一般財源負担額)の 512 円/人・日を大きく下回っています。

【有料施設と無料施設の比較】

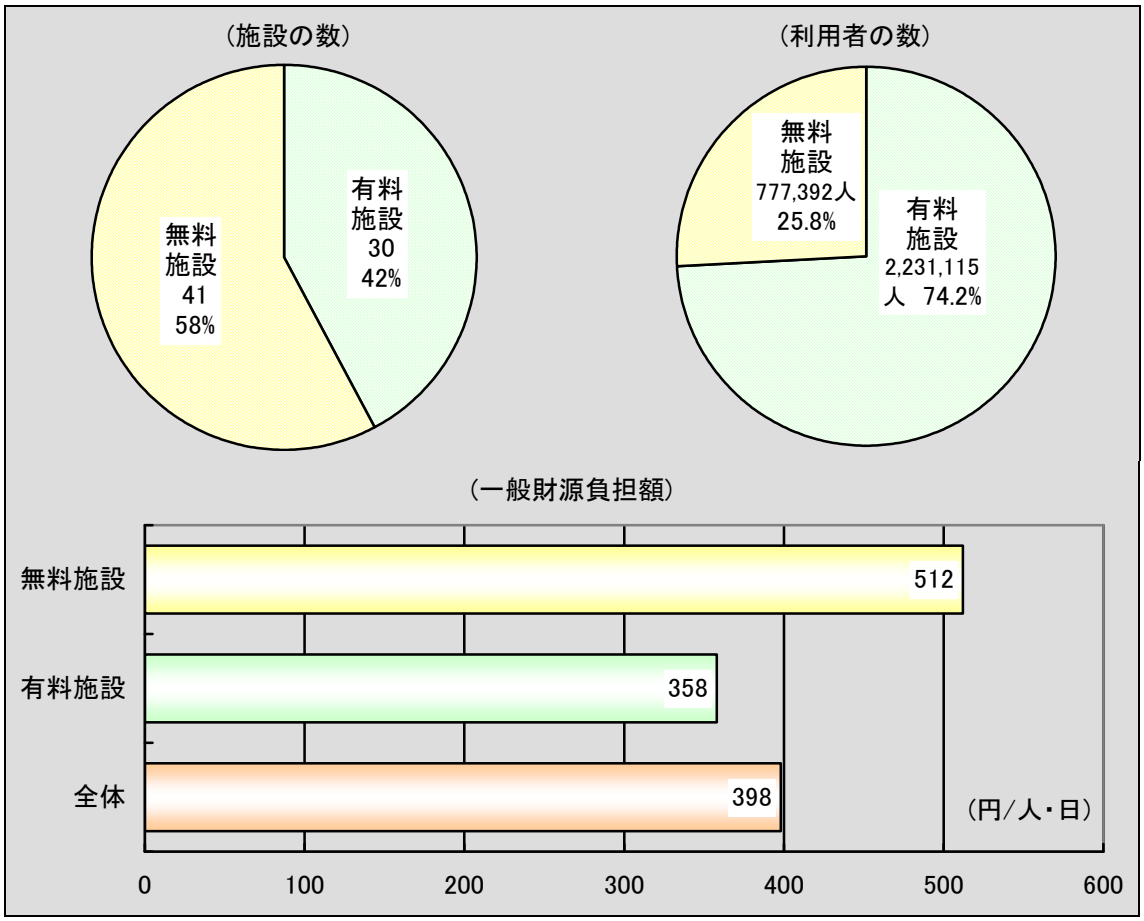

今後は、今まで以上にすべての施策にわたり、財源の効果的な投資を行うことが求められます。平成 17 年度から公民館等の有料化が行われましたが、受益者負担のあり方については、今一度議論する必要があります。

特に本市の税収は、次図にも表すとおり、県下各市との比較において、市民一人当たりの額が低くなっています。このような状況下で他市と同等の公共施設を維持していくためには、適切な利用者負担を求め、使用料等に頼る必要もあります。

【県下各市の人口と税収の比較】

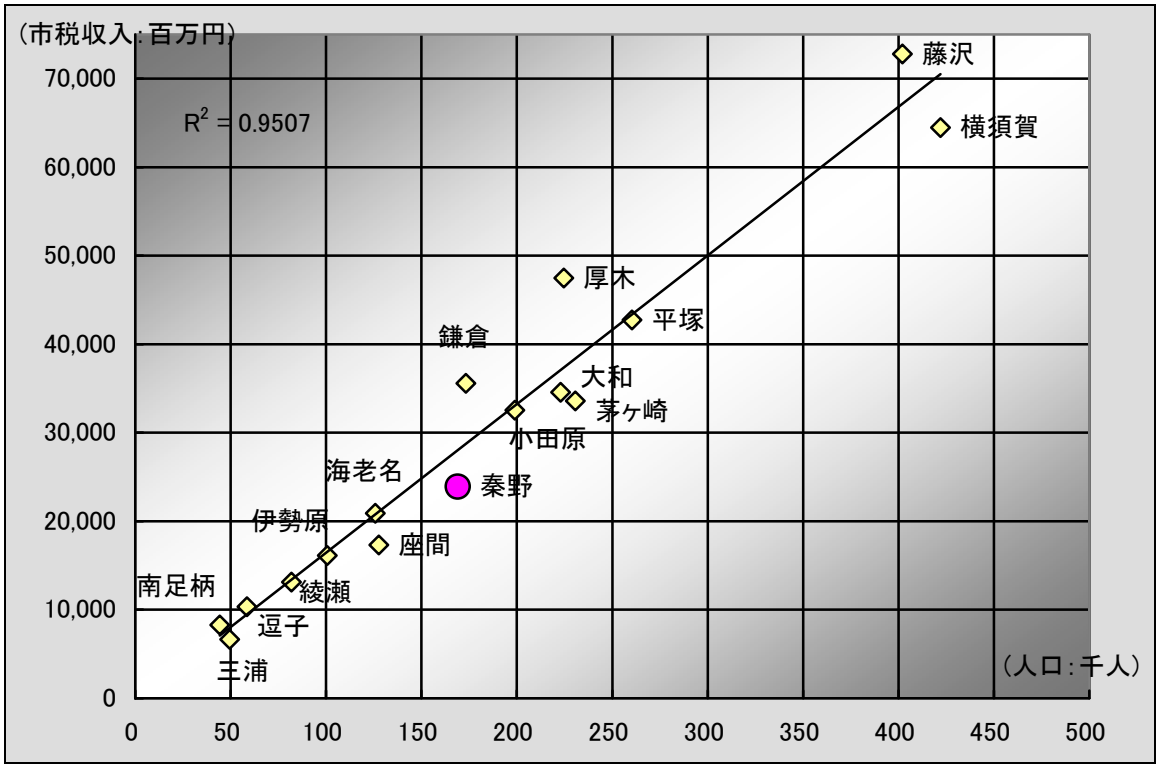

6　計画的な維持補修とコスト削減のための工夫

(1)　管理台帳

多くの施設管理担当課で、管理台帳等が十分に備えられていない現状がうかがえます。このような状況下では、計画的な維持補修を行っていくことは、厳しい財政状況のもとではなおさら難しいものと思われ、中期的な視野に立った改修計画を作成して財政負担を平準化するなど、今後一層の努力が必要となります。

(2)　コストの検証

相対的に利用者数が少ない施設ほど、一人当たりのコストが高い傾向が現れています。このような施設については、事業内容の見直しや他施設との統廃合を積極的に検討する必要があります。

また、同種の施設間でもコストのばらつきが大きく、その原因を分析し、管理

運営方法を改善するとともに、施設存続の必要性や受益者負担のあり方について検討する必要があります。

さらに、学校教育施設や保育所等についても、施設間で児童・生徒等一人当たりの管理運営コストにばらつきがあり、公の施設等と同様に、その原因を分析し、改善していく必要があります。

なお、民地を借り上げている施設については、その賃借料にばらつきが見られます。施設間での比較を十分に行い、他施設よりも明らかに負担の大きくなっている施設については、早急に見直しを行う必要があります。

7　一元的な管理運営

(1)　格差の解消

現在、公共施設は、行政財産として各所管課が管理運営を行っていますが、管理運営に関するノウハウや予算などは、所管課の持つ人的及び物的能力に依存していることから、公共施設の状態に格差が生じてしまう場合があります。

このような状態を解消するとともに、管理運営に要する資源の集約によるスケールメリットを活かすためには、一元的な管理運営を行う組織・体制づくりが必要となります。

(2)　施設情報の一元化

本市では、インターネットによる施設予約システムが取り入れられていますが、貸館業務を行っているにもかかわらず、そこに組み入れられていない施設もあります。

また、空き情報の検索も施設ごとにしか行えませんが、用途や部屋の種類からの検索が行えれば、特定の施設や時間への予約の集中が緩和されるとともに、施設の利用者を増やす効果も期待できます。

さらに、施設によっては、ホームページ等の情報が極端に少なく、利用率向上の妨げになっていると思われる場合もあります。

施設情報の提供方法や予約システムについても、各施設間の格差が生まれないようにするため、所管課任せにしない一元的なチェック体制づくりと運営が必要です。

第４章　施設別の現状と課題

第4章　施設別の現状と課題

施設の利用状況に基づく費用対効果や老朽化、耐震性の状況、改修、建替え等の将来負担などの分析に基づき、施設規模のスケールメリットや提供サービスの将来需要を含めた評価を行い、施設形態ごとの現状と課題について整理し、その概略を次ページ以降に記載しました。

なお、各施設の規模、位置及び現状と課題を抽出するに当たって参考とした調査・分析の結果等、内容の詳細については、別冊の施設別解説編に記載したとおりです（記載ページは、各見出し中の[　]内に表しました。）。

第１節　学校教育施設　［解説編 P1］

第１款　施設全般の現状と課題等［解説編 P3］

【現状と課題】

①　平成 19 年度に学校教育施設の管理運営に要した経費（市費で負担していない小中学校教職員の人件費を除きます。以下、本節において同じです。）は、一般会計で管理運営を行う公共施設全体の管理運営経費のおよそ 44％に当たる約 24 億 3,240 万円となっています。

②　平成 20 年 4 月 1 日現在、学校教育施設の建物は、一般会計で管理運営を行う公共施設のおよそ 66％に当たる約 20 万 5,000 ㎡を占め、土地は、道路やごみ収集所を除いた公共施設のおよそ 33％に当たる約 52 万 8,800 ㎡を占めています。

第２款　義務教育施設

1　小中学校（13 小学校及び 9 中学校）　［解説編 P16］

【施設名及び設置（建設）年度】

《小学校》

施設名	設置年度	主な校舎等の建設年度			
本町小学校	S30（1955）	S55（1980）	S62（1987）		
南小学校	S30（1955）	S30（1955）	S49（1974）	S53（1978）	S55（1980）
東小学校	S30（1955）	S49（1974）	S54（1979）	H3（1991）	
北小学校	S30（1955）	S45（1970）	S50（1975）	S56（1981）	H6（1994）
大根小学校	S30（1955）	S47（1972）	S52（1977）	S53（1978）	
西小学校	S30（1955）	S42（1967）	S52（1977）	H13（2001）	
上小学校	S30（1955）	S55（1980）	H3（1991）		
広畑小学校	S50（1975）	S49（1974）			
渋沢小学校	S50（1975）	S49（1974）	S50（1975）	S52（1977）	
末広小学校	S52（1977）	S51（1976）	S55（1980）		
南が丘小学校	S57（1982）	S56（1981）			
堀川小学校	S57（1982）	S56（1981）			
鶴巻小学校	S58（1983）	S57（1982）			

《中学校》

施設名	設置年度	主な校舎等の建設年度			
本町中学校	S30(1955)	*S30(1955)*	S60(1985)	S61(1986)	H11(1999)
南中学校	S30(1955)	S53(1978)	H1(1989)	H11(1999)	
東中学校	S30(1955)	*S39(1964)*	S59(1984)	H1(1989)	
北中学校	S30(1955)	S58(1983)	S60(1985)	S62(1987)	
大根中学校	S30(1955)	S49(1974)	S54(1979)	S61(1986)	H5(1993)
西中学校	S30(1955)	*S37(1962)*	S43(1968)	S54(1979)	
南が丘中学校	S57(1982)	S56(1981)	H1(1989)		
渋沢中学校	S59(1984)	S58(1983)	S59(1984)		
鶴巻中学校	S61(1986)	S60(1985)	S61(1986)		

※１　昭和 30 年設置の小中学校については、市制施行以前から村立又は町立学校として開設されています。
※２　建設年度は、主要な校舎等の建設年度です。
※３　平成 20 年 4 月 1 日現在の状況を表したものであり、本書発行の時点ですでに取り壊され若しくは使用を中止し、又は建て直されている校舎等は、*斜体文字*で現しました。

【設置の根拠又は目的】

市内の学齢児童を就学させるために設置するもの。

根拠法令等：学校教育法、秦野市立学校の設置に関する条例

【主な事業】

小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを行い、中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を行っています。

【平成 19 年度実績値】

	児童等数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
小学校	8,983 人 (平均 691 人)	10 億 4,542 万円 (平均 8,042 万円)	116,377 円/年	116,332 円/年
中学校	4,368 人 (平均 485 人)	4 億 1,312 万円 (平均 4,590 万円)	94,578 円/年	94,578 円/年

※　東中学校体育館建設事業費を除く。

【現状と課題】

①　小中学校ともに児童生徒数が 600 人程度以上となると、管理運営経費面でのスケールメリットが現れる可能性があります。しかし、平成 19 年度にこの条件を満たしているのは、小学校では 10 校、中学校では 2 校となっています。

②　県下各市の学校数を児童生徒数及び学校教育費から比較した結果、本市の学校数は、標準的な学校数を上回るものではありませんでした。

③　平成 19 年度における小中学校の管理運営経費は、約 14 億 5,900 万円ですが、およそ 20%に当たる約 2 億 9,740 万円が施設の維持補修費に充てられています。

④　小学校の校舎は、およそ 50%が築後 30 年を超え、3 年後には、その割合は 80%を超えます。また、中学校の校舎は、現時点では築後 30 年を超えているのは、20%弱ですが、10 年後には、その割合は 90%を超え、一気に老朽化が進むことになります。

⑤　小学校では、校舎のおよそ 12%に当たる約 10,300 ㎡が、また、中学校では、それを上回る校舎のおよそ 25%に当たる約 17,300 ㎡が国の定める必要面積を超過しています。

第３款　その他の施設

1　幼稚園（14 園）　[解説編 P29]

【施設名及び設置(建設)年度】

施設名	設置年度	主な園舎の建設年度	
本町幼稚園	S30(1955)	S37(1962)	S59(1984)
南幼稚園	S30(1955)	H5(1993)	
東幼稚園	S30(1955)	S44(1969)	S49(1974)
北幼稚園	S30(1955)	S48(1973)	
大根幼稚園	S32(1957)	S51(1976)	
西幼稚園	S42(1967)	S41(1966)	S50(1975)
上幼稚園	S33(1955)	S54(1979)	
ひろはた幼稚園	S47(1972)	S47(1972)	
みどり幼稚園	S48(1973)	S47(1972)	
すえひろ幼稚園	S50(1975)	S49(1974)	
しぶさわ幼稚園	S51(1976)	S50(1975)	S52(1977)
みなみがおか幼稚園	S57(1982)	S56(1981)	H5(1993)
ほりかわ幼稚園	S57(1982)	S56(1981)	
つるまきだい幼稚園	S58(1983)	S57(1982)	

※　昭和 30 年設置の幼稚園については、市制施行以前から村立又は町立幼稚園として開設されています。

【設置の根拠又は目的】

市内の幼児に対し、義務教育及びその後の教育の基礎を培う場所として設置し

ているもの。
　根拠法令等：秦野市立学校の設置に関する条例

【主な事業】
　幼稚園は、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長しています。

【平成 19 年度実績値】

園児数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
1,517 人 （平均 108 人）	8 億 1,497 万円 （平均 5,821 万円）	537,225 円/年	414,009 円/年

※　すえひろ及びつるまきだい幼稚園のこども園化工事費を除く。

【現状と課題】

①　30 年前には 80%近かった公立幼稚園への就園率が、平成 20 年度には、およそ 53%にまで低下しています。この原因としては、結婚、出産後も働く女性が増え、保育所に通う幼児が増加していることもありますが、3 年保育や通園バスによる送迎を行う私立幼稚園に通う園児が増えていることも挙げられます。

②　国庫負担に上乗せした私立幼稚園への就園奨励費の交付が行われていますが、公立幼稚園 14 園を維持したままでは、幼児教育に対する二重投資になってしまいます。

③　幼稚園費に占める保育料収入の割合は、かつて 30%を超えていましたが、近年は 20%台前半で推移しています。14 園体制では、スケールメリットを活かした施設運営もますます難しくなることから、現状のままでは、収支構造は改善されません。

④　小学校費及び中学校費は、財政規模との比較において県下の標準に見合ったものであるのに対し、幼稚園費を加えた学校教育費は、県下の標準を上回る支出となっています。

2　適応指導教室　［解説編 P39］

【設置及び建設年度】
設置：H7(1995)《現在地へは、H18 に移転》
建設：S63(1988)《民間建物をなでしこ会館として賃借》

【設置の根拠又は目的】

不登校児童生徒の自立心の高揚や集団生活への適応、学習意欲の向上を支援するため設置しています。

【主な事業】

通常の義務教育と同じですが、自立や集団生活への適応のための指導及び助言も行われています。

【平成 19 年度実績値】

通室 児童生徒数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
29 人	573 万円 (1,832 万円)	197,417 円/年 (631,808 円/年)	197,417 円/年 (631,808 円/年)

※ ( )内は、なでしこ会館の賃貸料等を加えた数値

【現状と課題】

① 不登校児童生徒数は、県下の標準数よりも少ない傾向にあるものの、近年増え続けています。また、通室する児童生徒は、平成 19 年度には、大幅に増え、不登校児童生徒に占める割合も、20%を超えています。

② 現在の施設の設置場所は、適応指導教室の設置場所として、立地条件は申し分ありませんが、賃借している建物であり、恒久的に使用できる保障はありません。

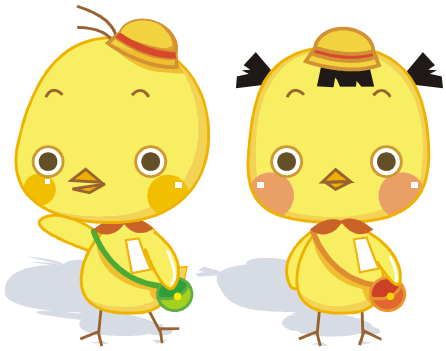

第２節　生涯学習施設　［解説編 P43］

第１款　施設全般の現状と課題等　［解説編 P45］

【現状と課題】

①　平成 20 年 4 月 1 日現在、生涯学習施設は 70 施設あります。このうち、建物を有している施設は 41 施設あり、その床面積の合計は、約 53,800 ㎡と、一般会計で管理運営を行う本市の公共施設のおよそ 18％を占めています。また、土地は、約 416,700 ㎡であり、およそ 26％を占めています。

②　平成 19 年度において、生涯学習施設の管理運営に要した経費は、約 12 億 7,870 万円であり、一般会計で管理運営を行う本市の公共施設の管理運営経費のおよそ 23％を占めています。

③　主な施設の平成 19 年度の利用者数は、総合体育館の約 31 万 3 千人を筆頭に 6 つの施設で 10 万人を超え、合計は、延べ約 228 万人となっています。

第２款　公民館等

1　公民館（11 館及びほうらい会館）　［解説編 P50］

【施設名及び設置(建設)年度】

施設名	設置年度	建設年度	施設名	設置年度	建設年度
西公民館	S45(1970)	S48(1973)	鶴巻公民館	H2(1990)	H2(1990)
上公民館	H5(1993)	H5(1993)	渋沢公民館	H7(1995)	H7(1995)
南公民館	S45(1970)	S45(1970)	本町公民館	H8(1996)	H8(1996)
北公民館	S50(1975)	H12(2000)	南が丘公民館	H9(1997)	H9(1997)
大根公民館	S54(1979)	S54(1979)	堀川公民館	H17(2005)	H17(2005)
東公民館	S56(1981)	S56(1981)	ほうらい会館	S55(1980)	S55(1980)

※　上は、現在地への移転開設年度。それ以前は、位置及び管理運営が別形態

【設置の根拠又は目的】

文化、学術等の教養を高める事業を行い、すべての市民に豊かな学習機会を提供するとともに、市民の自主的な学習活動を支援し、促進することを目的として設置しています。

根拠法令等：社会教育法、秦野市公民館設置条例

【主な事業】

① 市民の文化、教養等を高めるための自主事業
② 市民の自主的な学習活動を支援するための貸館事業
③ 図書館の分館的役割を果たす図書室の開放
④ 行政サービスの利便性を高めるための連絡所業務

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
480,562 人 （平均 40,047 人）	2 億 7,734 万円 （平均 2,311 万円）	577 円/人･日	509 円/人･日

※ ほうらい会館を含む。

【現状と課題】

① 公民館全体の利用者は増え続けてきましたが、近年は大きな増加傾向にありません。堀川公民館開館後の利用者の伸びは、それ以前の公民館新設後の伸びより鈍化していることから、利用者数は、今後近いうちに頭打ちの状態になる可能性があると推測できます。
② 利用者が年間 6 万人程度以上あれば、管理運営費用にスケールメリットが働く可能性がありますが、平成 19 年度においてこの条件を満たしているのは、本町公民館 1 館だけとなっています。
③ 平成 21 年 2 月 16 日からの 3 週間の予約状況から見ると、利用者の最も多い本町公民館の稼働率は、全体で 44%であり、午前と午後に 2 時間程度のピークが現れ、70%以上の高い値を示していますが、一方では、稼働率の低い部屋や時間帯も存在します。他の公民館では、さらに低い稼働状況となっていますが、年間利用者の多少にかかわらず、利用者が利用したい部屋と時間が集中しています。
④ 管理運営に要する一般財源負担額は、利用者が多くなってもそれと比例して増えていくものではないことから、仮に公民館利用者が増えたとしても、新たな公民館を建設した場合の管理運営費用より、既存の公民館の稼働率を上げた場合の管理運営費用の増加額のほうが低くなる可能性が高く、管理運営費用面では効率的です。
⑤ 公民館以外の貸館も含めた貸館全体の利用者数も横ばい傾向にあり、これ以上人口が増えないのであれば、貸館等の利用者も増えないことが推測できます。
　また、公民館建設に対する補助制度もなくなり、新たに建設することとなれば、財源も一般財源と起債に頼らなければならなくなります。これに加えて、1 館当たり年間 2,000 万円以上を要する管理運営費用を考えると、新たな公民館の建設は、大きな負担となります。
⑥ 公民館主催事業の件数は、平均では利用件数の約 10%となっていますが、公

民館別では、約 5%から 22%と差があります。各公民館が行っている生涯学習に関連する事業の企画運営以外にも、施設の維持管理等に関する職務や、年々増加する連絡所や他の行政事務も行わなければならないことなどから、自主事業の回数や内容には、ばらつきが見られてしまいます。

⑦　使用料を徴収する生涯学習施設は、26 施設あります。平成 19 年度の施設利用者一人当たりの一般財源負担額の平均は、約 481 円/人･日、使用料収入が管理運営費用に占める割合の平均は約 15%、人件費及び維持補修費を除いた光熱水費などの施設維持費用に占める割合の平均は、約 24%となりました。

一般財源負担額で平均を下回る公民館は、11 館中 4 館であり、また、使用料収入が管理運営費用に占める割合では、平均を上回る施設は一つもなく、人件費や維持補修費を除いた施設の維持に必要な経費に対する割合も、5 館が平均を下回っています。

⑧　平成 20 年 9 月から 11 月までの間、複数回利用した団体が団体数の約 75%を占めましたが、これらの団体による使用は、利用件数の約 94%を占め、1 団体当たりの平均の利用件数は、約 3.9 件となりました。

また、市の事業を除いた利用団体の人数の全公民館の合計は、約 34,300 名ですが、1 年を通じて定期的に利用している団体が大部分であると推測できることから、公民館の受益者となる市民の数もこの数とほぼ同じであると推測できます。なお、このうち、サークル活動等の私益での受益者は、約 25,600 名となっています。

⑨　堀川公民館を例に取ると、事業費に人件費を加えたものを管理運営経費とした場合の利用者一人当たりのコストは、431 円/人･日であったのに対し、公債費を含めると、利息を除いてもおよそ 1.7 倍に当たる 752 円/人･日となり、また、減価償却費を含めた場合では、およそ 1.4 倍に当たる 605 円/人･日となります。

⑩　同じく堀川公民館を例に取ると、事業費に人件費を加えたものを管理運営経費とした場合でも、受益者負担割合は、およそ 13 パーセントにすぎないにもかかわらず、公債費を含めるとおよそ 7 パーセント、減価償却費を含めるとおよそ 9 パーセントにしかなりません。

2　曽屋ふれあい会館　[解説編 P77]

【設置及び建設年度】

設置：H10(1998)《ふれあい会館として開設した年度》
建設：S40(1965)《福祉会館として建設》

【設置の根拠又は目的】

市民の自主的かつ主体的な学習の場を提供するための施設として設置していま

す。
根拠法令等：秦野市曽屋ふれあい会館条例

【主な事業】
市民の自主的な学習活動を支援するための貸館事業

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
35,524 人	901 万円	254 円/人･日	220 円/人･日

【現状と課題】
① 平成 19 年度は、およそ 3 万 5 千人が利用し、この数は、上及び渋沢公民館を上回り、東及び南公民館に匹敵します。また、混雑する本町公民館の補完的役割を果たし、両館を合わせた利用者数は、年々伸びています。

② 利用者一人当たりの一般財源負担額も貸館業務を行う施設の中では最も低い部類に属します。この点においては、優良な施設ですが、建物は、すでに築 40 年以上を経過していることから老朽化が目立ち、今後も維持し続けていくためには、多額の維持補修費が必要になると見込まれます。
③ 敷地を有償で借りていることに加え、開設の経緯等から、相応の施設規模があるにもかかわらず、インターネット予約システムに載せていないなどの特徴があります。

3 なでしこ会館 ［解説編 P79］

【設置及び建設年度】
設置：S63(1988)《民間建物を賃借して設置》
建設：S63(1988)

(1) 貸館 ［解説編 P80］

【設置の根拠又は目的】
市民の文化及び教養を高めるための施設として設置しています。
根拠法令等：秦野市なでしこ会館条例

【主な事業】
市民の自主的な学習活動を支援するための貸館事業

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
42,716 人	2,019 万円	473 円/人･日	313 円/人･日

【現状と課題】

① 開館以来、大会議室の利用者が占める割合が最も多く、逆に第 1 会議室の利用者が占める割合が最も少なくなっています。また、展示室の利用者が占める割合が増え続けています。

② 利用者一人当たりの一般財源負担額は、賃借料の引下げを行ったことや稼働率の低い 5 階に適応指導教室が移転したことなどにより、平成 15 年度における一般財源負担額 555 円/人･日から大きく改善されています。

③ 平成 19 年度における利用団体のうち、企業が約 28%を占めています。使用料には、営利目的に対する加算措置がありますが、使用料だけで施設の管理運営費のすべてが賄われているわけではなく、営利目的の利用にも一般財源の負担が生じています。

④ 開設以来の賃借料の総額は、平成 20 年度末現在、約 7 億 7 千万円に達していることに加え、賃借料以外にも年間 1,300 万円弱の管理費用を支払っています。様々な事情から、賃借という手法をとったものですが、これだけの費用を支払えば、十分に自前の施設を用意することも可能であり、不動産を賃借することの本旨からは、かけ離れてきていると考えられます。

(2) 地域職業相談室 [解説編 P84]

【設置の根拠又は目的】

国の公共職業安定所と共同で運営し、市独自の相談・情報提供業務と連携した職業相談・職業紹介を行うことにより、求職者の再就職の促進を図るために設置しています。

【主な事業】

求人情報の提供、職業相談、職業紹介

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
22,479 人	912 万円	406 円/人･日	406 円/人･日

【現状と課題】

利用者は、近年増加傾向にあり、不透明な経済情勢が続く中では、公共職業安定

所を補完する施設として、ますます重要になります。しかし、現在の場所は、経費面で割高であり、賃借している施設では、将来的な維持にも不安が残るとともに、自家用車での来室には、不便をきたします。

(3)　歯科休日急患診療所　［解説編 P85］

【設置の根拠又は目的】

休日における歯科の急患に対応するため、設置しています。

【主な事業】

社団法人秦野伊勢原歯科医師会が休日の午前 9 時から午後 5 時までの間、歯科診療を行っています。

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
288 人	1,500 万円	52,067 円/人･日	40,904 円/人･日

【現状と課題】

① 利用者数は、平成 2 年度のピーク時には 662 人でしたが、以後減り続け、平成 19 年度には、288 人となり過去最低を記録しています。また、休日診療所と比較すると、患者数は 40 分の 1 以下であるのに対し、患者一人当たりの補助金額は、休日診療所の 8 倍を超えています。

② 補助金以外にも、賃借部分の管理費を市が負担していることから、平成 19 年度には、この診療所に訪れた患者一人当たりに対して、40,000 円を超える一般財源が投入された計算になります。また、開設以来、市内の歯科診療所の数も 59 から 79 にまで増え、現在では、13 の診療所が日曜日の診療も行っています。

第３款　青少年用施設

1　児童館（18 館）　[解説編 P87]

【施設名及び設置(建設)年度】

施設名	設置年度	建設年度	施設名	設置年度	建設年度
ひばりヶ丘児童館	S39(1964)	S38(1963)	北矢名児童館	S48(1973)	S47(1972)
いずみ児童館	S40(1965)	S40(1965)	横野児童館	S49(1974)	S48(1973)
渋沢児童館	S43(1968)	S42(1967)	柳川児童館	S50(1975)	S49(1974)
谷戸児童館	S44(1969)	S43(1968)	広畑児童館	S53(1978)	S52(1977)
堀山下児童館	S45(1970)	S44(1969)	西大竹児童館	S55(1980)	S55(1980)
戸川児童館	S45(1970)	H13(2001)	ほうらい児童館	S55(1980)	S55(1980)
沼代児童館	S46(1971)	H11(1999)	三屋台児童館	S58(1983)	S57(1982)
平沢児童館	S46(1971)	S45(1970)	堀川児童館	S63(1988)	S62(1987)
千村児童館	S47(1972)	S46(1971)	鶴巻児童室	H2(1990)	

※　ほうらい児童館はほうらい会館と、鶴巻児童室は鶴巻公民館と複合化されています。

【設置の根拠又は目的】

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的として設置しています。

根拠法令等：児童福祉法、秦野市児童館条例

【主な事業】

①　児童の共用による遊戯室、図書室等の利用
②　乳幼児の健全な育成と子育て支援のための占用利用
③　児童の健全な育成に資するための自主的事業
④　児童の健全育成施設としての運営に支障のない範囲における地域住民の生涯学習施設、地域交流施設としての占用利用

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
144,946 人 (平均 8,526 人)	6,219 万円 (平均 366 万円)	429 円/人･日	429 円/人･日

※　児童館単独での管理運営費用が算定できないほうらい児童館を除く。

【現状と課題】

① 10,000 人程度の利用者がいる場合には、スケールメリットが働く可能性がありますが、平成 19 年度においては、11 館がこの条件を下回っています。

② 14 歳以下の年少人口が減り続けていることに加え、こどもの遊びが多様化しているにもかかわらず、児童館全体の利用者は、横ばい傾向にあります。従来の児童館よりも、施設規模の大きい末広ふれあいセンターや曲松児童センターが開館したことの影響もありますが、この理由の一つには、成人利用者の割合が高くなっていることがあると考えられます。

同様の利用を公民館で行えば有料となる場合もあり、施設利用の公平性の観点からは、検討が必要であると考えられます。

2 曲松児童センター ［解説編 P98］

【設置及び建設年度】

設置・建設：H13(2001)

【設置の根拠又は目的】

児童の心身ともに健やかな育成並びにその体力増進及び創作活動の場とするとともに、児童と地域住民との交流の場とすることを目的として設置しています。

根拠法令等：秦野市曲松児童センター設置条例

【主な事業】

① 児童の共用による遊戯室、図書室等の利用

② 乳幼児の健全な育成と子育て支援のための占用利用

③ 児童の健全な育成に資するための自主的事業や地域住民との交流事業

④ 地域住民の生涯学習施設、地域交流施設としての占用利用

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
29,317 人	1,313 万円	448 円/人･日	436 円/人･日

【現状と課題】

① 利用者数は、平成 15 年度の約 27,400 人から減少を続けていましたが、平成 19 年度には回復し、過去最高を記録しました。また、平成 14 年度以降は、成人の利用が児童の利用を上回り、最も成人利用者の割合が高い平成 17 年度は、およそ 60%となっています。

② 渋沢地区には、曲松児童センターのほかに、渋沢公民館、渋沢児童館及び千

村児童館が存在し、合計の利用者数は、6 万から 8 万人の間で推移しています。内訳を見ると、渋沢公民館は、平成 12 年度の利用者が最も多く 4 万人を超えましたが、曲松児童センターの開館後減少し、平成 19 年度には、両館の利用者はほぼ同数となっています。渋沢及び千村児童館の利用者も減少傾向にあり、交通の便や地形的な問題から、利用者の多くが曲松児童センターに流れていることが推測できます。

3　はだのこども館　［解説編 P101］

【設置及び建設年度】

設置：H1(1989)　《県からの譲渡年度。H19 からこども館として運営》
建設：S45(1970)　《県立青少年会館として神奈川県が建設》

【設置の根拠又は目的】

子どもたちに交流と社会体験活動の場を提供し、心身ともに健全な育成を図るための施設として設置しています。

根拠法令等：はだのこども館条例

【主な事業】

①　児童の共用によるロビー、学習室の利用
②　子ども関係団体、子どもとの交流事業を行う団体による会議室等の占用利用
③　子どもたちの健全な育成に資するための自主的事業や地域住民との交流事業

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
13,654 人	4,832 万円 (1,706 万円)	3,539 円/人･日 (1,250 円/人･日)	3,032 円/人･日 (1,229 円/人･日)

※　(　)内は、耐震補強工事費を除いた数値

【現状と課題】

①　平成 20 年 7 月 17 日からの 3 週間の予約状況から見ると、稼働率は、最も高い体験学習室でも 20%、最も低いのは、研修室Ａ・Ｂの 9%となりました。合計の稼働率も 12%であり、稼働率は非常に低い状況にあります。
②　利用者数は、平成 11 年度まで減少傾向にありましたが、平成 12 年度から始まった通年開館により一時回復し、平成 15 年度までは、4 万人以上を維持してきました。しかし、その後再び減少し、平成 16 年度には初めて 3 万人台になり、耐震補強工事で平年の 5 割しか開館しなかった平成 19 年度には大きく落ち込んでいます。耐震補強工事により利用できない期間があったこと、所管課の事務室も設けられていることなどの要因も考えられますが、利用者一人当たりの一般財源負担額は、貸館を行う公共施設の中では最も高額となりました。

③　平成 20 年度には、日平均利用者数も過去最低となりましたが、研修室等は、サークル活動などにも利用できる部屋です。これらの部屋の有効活用が望まれます。

4　表丹沢野外活動センター　[解説編 P105]

【設置及び建設年度】

設置：H19(2007)《建替え以前は、くずは青少年野外センターとして運営》
建設：H18(2006)

【設置の根拠又は目的】

青少年が、丹沢の自然を大切にし、自然や人とのふれあいを通して自立と連帯の心を育てることを目的とするとともに、「ふるさと秦野」を次代に継承するために、市民等が里地里山保全活動を行う拠点として設置しています。

根拠法令等：秦野市表丹沢野外活動センター条例

【主な事業】

①　青少年・学校・部活動等の野外活動、体験学習の場としての宿泊場所等の提供
②　人のふれあいや環境教育、森林ボランティアの活動拠点としての宿泊場所等の提供
③　環境教育や体験活動の場としての自主事業の実施

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
20,294 人	3,371 万円	1,661 円/人･日	1,532 円/人･日

【現状と課題】

①　平成 19 年 7 月に開館したばかりであり、今回の調査結果は、年間を通した実績ではないこと、初期調度費用などが必要であったことなどにより、利用者一人当たりに対する一般財源負担額は一時的に高くなっています。
②　通年開館となった平成 20 年度には、利用者約 3 万人、事業費ベースでの一般財源負担額は 829 円/人となり、利用者一人当たりのコストは、約 27 パーセントも下がりました。しかし、これでも閉館前年度のくずは青少年野外センター時代をやや上回り、本市の施設の中では高い部類に属します。今後施設の老朽化に伴い、維持管理費も増えていくと思われますが、管理運営コストについては、常に注意を払う必要があります。
②　本市としては珍しい近代的な木造建築物です。定期的なメンテナンスをしっ

かり行っていく必要がありますが、他に同様な施設が存在しないことから、そのノウハウの蓄積もなく、将来の維持管理に不安が残ります。

第４款　文化・芸術施設

1　文化会館　［解説編 P107］

【設置及び建設年度】

設置・建設：S55(1980)

【設置の根拠又は目的】

市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための施設として設置しています。

根拠法令等：秦野市文化会館条例

【主な事業】

①　文化芸術事業へのホール、展示室等の貸館業務

②　市民の自主的な文化芸術活動を支援するための会議室、練習室等の貸館業務

③　芸術文化を推進するための自主的事業としての公演等の実施

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
197,236 人	2 億 3,725 万円	1,203 円/人･日	1,057 円/人･日

【現状と課題】

①　平成 19 年度には、本市の公共施設の中では、総合体育館、図書館、秦野駅北口駐輪場、保健福祉センターに次ぐ 5 番目に多い利用者がいました。ただし、利用者一人当たりに対する一般財源負担額は、これらの 5 つの施設の中では最も高い金額となります。

②　平成 19 年度における管理運営経費に占める一般財源額は、市民が利用する本市の公共施設の中では最も高い約 2 億 900 万円となっています。

③　平成 20 年度における利用者は、大ホールの利用者がもっとも多く、全体の約 47 パーセントを占め、次に小ホールの約 20 パーセント、会議室等の 7 室の貸部屋全体の約 19 パーセントと続き、展示室の約 18 パーセントなっています。

④　平成 20 年 9 月から 11 月までの 3 か月間の会議室、練習室及び和室は、反復利用が団体数のおよそ 64%、利用件数のおよそ 90%を占めています。なお、定

期的な利用者の実数は、2,300～2,400 名程度であると推測できます。

⑤　自主事業を行う文化会館事業協会には、専従の職員はおらず、会計管理や興行運営などは、市の職員が行うことから、その労力も含め、6 名の正規職員を配置しています。また、自主事業は、市民に幅広いジャンルの質の高い公演などをより安く提供することを目的としていることから、独立採算は望めないため、毎年市から多額の補助金が交付され、平成 19 年度にも 2,000 万円を超える補助金が支出されています。

⑥　カルチャーパーク用地として取得した文化会館に隣接する土地については、現在、臨時駐車場用地として活用していますが、この土地を引き続き駐車場用地として位置付ければ、現在の駐車場には、多少の余裕を見込むことができます。カルチャーパークには年間 100 万人を超える市民が訪れ、中でも現在の駐車場は接道条件もよく、商業的価値の高い土地といえます。

2　図書館　[解説編 P116]

【設置及び建設年度】

設置：S30(1955)

建設：S60(1985)《本町地区から移転》

【設置の根拠又は目的】

図書、記録その他必要な資料を収集、整理、保存し、市民の利用に供することにより、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として設置しています。

根拠法令等：図書館法、秦野市図書館条例

【主な事業】

①　図書、記録、その他の資料の収集、整理及び保存

②　上記図書等を利用する市民への提供

③　調査研究室の提供

④　視聴覚室等を利用した市民の教養向上のための事業の実施

⑤　公民館図書室との連携や他自治体との広域利用の推進

⑥　自動車文庫による巡回図書貸出サービスの実施

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
245,782 人	2 億 122 万円	819 円/人･日	819 円/人･日

【現状と課題】

①　本市の公の施設の中では、総合体育館に次いで利用者が多く、平成 19 年度に

おける管理運営費用、利用者一人当たりに対する一般財源負担額は、ともに文化会館に次いで高い施設です。

② 蔵書数は、20 年間一貫して増え続けているにもかかわらず、利用登録者については、平成 12 年度以降、ほぼ横ばいの状態が続いています。また、貸出利用者及び貸出冊数は、平成 15 年度をピークに減少に転じています。

③ 蔵書数は、人口との比較において県下の標準的数量ですが、蔵書数に対する貸出冊数は、県下の標準にはないことがわかりました。

④ 県下各市との比較において、人口規模に見合った利用登録者数がいないことがわかりました。これに対して、貸出冊数は、利用登録者数にほぼ見合ったものであることから、利用登録者を増やすことが蔵書を活かす近道であるといえます。

⑤ 図書館周辺の南地区及び西地区では、地区人口の割合よりも貸出利用者の割合が高くなり、また、逆に大根・鶴巻地区では、地区人口の割合よりも貸出利用者の割合が低くなっていることがわかりました。このことから、人口比の大きい大根・鶴巻地区での貸出が低調であることが、人口に見合った登録者がいない最大の原因であると推測できます。

⑥ 平成 14 年度以降、公民館と図書館を合わせた貸出冊数に大きな変化はありませんが、公民館での貸出利用者が増加傾向にあります。

この要因としては、平成 17 年度の堀川公民館会館により、11 館の体制が整ったことや、検索・予約システムの充実、公民館と図書館の間のネットワークの充実などが挙げられます。身近な地域にある公民館での図書の利用は、高齢化社会の進展により、今後も増加していくものと思われます。

⑦ 蔵書収集の継続性が失われること等を理由に、否定的意見が強かった図書館の指定管理者についても、全国各地で導入が進み、平成 19 年度までに 73 の自治体が導入し、平成 20 年度以降 99 の自治体が導入する予定となっています。

⑧ 視聴覚室や会議室は、稼働率が低い状況にあります。また、総利用者数は 24 万人を超えます。工夫次第では、施設や配布物を活用した広告料収入を得ることも十分に可能であると考えられます。

3 桜土手古墳展示館 [解説編 P123]

【設置及び建設年度】

設置・建設：H2(1990)

【設置の根拠又は目的】

秦野市桜土手古墳群に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民等の利用に供し、あわせて当該資料に関する調査研究を行うことにより市民等の教育、

学術及び文化の発展に寄与するために設置しています。
　根拠法令等：秦野市立桜土手古墳展示館条例

【主な事業】
①　桜土手古墳群について実物資料、映像などの情報を提供
②　市内で出土した遺物の展示
③　映像室等を利用した市民の教養向上のための事業の実施

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
21,349 人	1,506 万円	705 円/人･日	705 円/人･日

【現状と課題】
①　利用者は、平成 9 年度にピークを迎え、その後減少を続けましたが、平成 14 年度を境に再び上昇に転じています。しかし、公共施設の中では、少ない部類に属します。

②　唯一の博物館的施設であり、建設補助金の交付を受けていることから、文化財担当の事務所と複合化しているものの、廃止や転用は難しい状況にあります。また、隣接する桜土手古墳公園は、9 番目に大きい公園であり、市民のいこいの場として大きな役割を果たしています。
③　地下プロムナードは、一定のコンセプトに基づいて設置されているものですが、バリアフリーに対応できていません。
④　文化財担当の事務所を併設していますが、発掘された埋蔵文化財及び民俗文化財は、公共施設の空きスペースに分散して保管されています。

4　宮永岳彦記念美術館　[解説編 P125]

【設置及び建設年度】
設置・建設：H13(2001)

【設置の根拠又は目的】
　宮永岳彦作品を常設展示し、及び芸術創作作品の展示の場を市民に提供することにより市民文化の向上を図る施設として設置しています。
　根拠法令等：秦野市立宮永岳彦記念美術館条例

【主な事業】
① 本市に寄贈された宮永作品の常設又は企画展示
② 市民ギャラリーの貸館業務

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
19,648 人	1,119 万円	570 円/人･日	488 円/人･日

【現状と課題】
① 常設展示の入場者は、開館直後の平成 14 年度の年間約 6,600 人をピークに以後減少し、平成 19 年度には、約 4,100 人に落ち込んでいます。
② 市民ギャラリーは、利用者が限られていることに加え、市の同等の施設よりも使用料を低く抑えています。

第５款　スポーツ・健康施設

1　総合体育館　[解説編 P127]

【設置及び建設年度】
設置・建設：H8(1996)

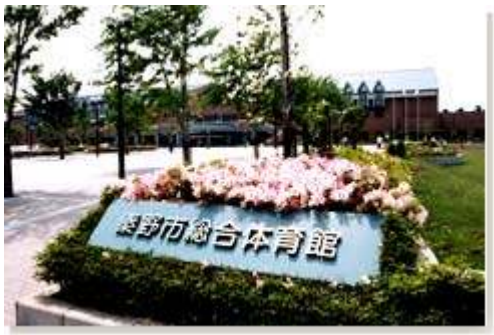

【設置の根拠又は目的】
市民の運動能力の向上と健康づくりのため、自主的な体育活動の場を提供するために設置しています。なお、法体系上は、都市公園の有料公園施設として位置付けています。

【主な事業】
① 市民の自主的な体育活動のための貸館業務
② スポーツ振興財団等によるスポーツ教室等の開催

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
312,717 人	1 億 883 万円	348 円/人･日	257 円/人･日

【現状と課題】

① 利用者数は、平成 15 年度と 18 年度に 30 万人を超えるなど、公共施設の中では、最も多い施設となりますが、近年は、横ばい傾向にあります。体育施設の有料利用者の内訳を見ると、アリーナがおよそ 5 割、武道・弓道場がおよそ 3 割、トレーニングルームがおよそ 2 割と、ほぼ一定の割合が続いています。

② 平成 19 年度における管理運営費に占める使用料収入の割合は、約 26%であり、公の施設の中では、4 番目に高く、他の施設より受益者負担の適正化も図られています。

③ 平成 20 年 11 月 27 日からの 3 週間の予約状況から見ると、施設の稼働率は、全時間帯にわたり、公民館の中で最も稼働率の高い本町公民館の稼働率を上回るなど、公共施設の中では最も高くなり、ピーク時間帯には、90%近くに達しています。

④ 平成 20 年 9 月から 11 月までの 3 か月間、複数回利用した団体がおよそ 85%を占め、これらの団体が利用件数の約 98%を占めていました。1 団体あたりの平均利用回数は、約 7.1 回となりましたが、この回数は、公共施設の中では、保健福祉センターに次ぐ 2 番目の高さになっています。特に、弓道場及び武道場は、多数回利用している団体が多く、10 回以上利用している団体の割合は、武道場では 40%を超え、弓道場にいたっては 60%を超えています。

利用者が固定化していることに加え、稼働率もほぼ飽和状態に近く、これ以上の大きな利用者増は事実上不可能です。また、逆に高齢化社会の進行により、現在をピークに中期的には利用者が減り始めるということも考えられます。仮にそうとなれば、今後は、収入増の見込みが少ない中で、施設老朽化に伴う維持管理費の負担増が見込まれることとなります。

2 中央運動公園 [解説編 P133]

【設置年度】

設置：S47(1972)

【設置の根拠又は目的】

市民の運動能力の向上と健康づくりのため、自主的な体育活動の場を提供するとともに、市民のいこいの場とするために設置しています。なお、法体系上は、都市公園として位置付けられています。

【主な事業】

① 市民の自主的な体育活動のための有料施設等の提供

② 有料施設等を利用したスポーツ振興財団等によるスポーツ教室等の開催

③ 市民の日等の全市的なイベントの場としての利用

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
155,193 人	5,566 万円	359 円/人･日	268 円/人･日

【現状と課題】

① 平成 19 年度の有料利用者は、ピーク時の昭和 59 年度のおよそ半分程度に落ち込んでいます。施設別に見ると、庭球場だけは増加していますが、他の陸上競技場、プール及び野球場は、大きく減少しています。中でも、陸上競技場とプールは、4 割程度にまで落ち込み、陸上競技場に関しては、中央運動公園内で最も広い面積を占めているにもかかわらず、最も使用料収入の少ない施設となっています。

② 利用者が減少している要因としては、総合体育館や温水プールの建設など、市民がスポーツを楽しむ際の選択肢が増えたことや、競技に対する嗜好の変化などが考えられます。利用者数の減少は収束傾向を見せ始めてはいるものの、今後も高齢化が進展していく中では、現状の施設内容のままでは、利用者の増加は難しいと思われます。

3 おおね公園 ［解説編 P135］

【設置及び建設年度】

設置・建設：H14(2002)

【設置の根拠又は目的】

市民の運動能力の向上と健康づくりのため、自主的な体育活動の場を提供するとともに、市民のいこいの場とするために設置しています。なお、法体系上は、都市公園として位置付けられています。

【主な事業】

① 市民の自主的な体育活動のための有料施設等の提供

② 有料施設等を利用したスポーツ振興財団等によるスポーツ教室等の開催

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
159,743 人	1 億 252 万円	642 円/人･日	422 円/人･日

【現状と課題】

① 温水プールは、中央運動公園プールの規模には劣るものの、通年利用できることから、およそ 2 倍に当たる年間 8 万人程度の利用者があり、有料利用者の

50%以上を占めています。

② 庭球場は、利用者の 2 割弱を占めていますが、利用者数は、中央運動公園庭球場の半分弱程度（ただし、1 面当たりの利用者数は、約 1.1 倍）、トレーニングルームは、利用者の 1 割強を占めていますが、利用者数は、総合体育館トレーニングルームの半分程度となっています。

③ 使用料収入は、管理運営費の 34%以上を占め、この割合は、公共施設の中では、最高となっています。しかし、温水プールの維持管理に要する負担は重く、利用者一人当たりに対する一般財源負担額は、スポーツ施設の中では、最も高額となります。ただし、この額は、トレーニングルームや庭球場利用者も含めた計算であり、温水プールだけに限れば、この額より、さらに高くなると推測できます。また、今後は、計画的な設備の更新とともに、室内プールという性格上、建物の傷みも早くなることが想定され、維持補修費は、大きな負担になると予測されます。

4 サンライフ鶴巻 ［解説編 P138］

【設置及び建設年度】

設置：H15(2003)《市が譲渡を受けサンライフ鶴巻として運営》

建設：S62(1987)《雇用・能力開発機構が中高年労働者福祉センターとして建設》

【設置の根拠又は目的】

身近な健康づくりの運動を通して、市民の健康の維持及び増進を図るための事業を展開するとともに、市民の主体的な活動及び交流の場を提供するため設置しています。

根拠法令等：秦野市立サンライフ鶴巻条例

【主な事業】

① 市民の自主的な体育活動のための体育室等の提供

② 市民の自主的な生涯学習活動等のための会議室等の貸館業務

③ 市及びスポーツ振興財団によるスポーツや健康づくり教室等の開催

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
58,591 人	2,012 万円	343 円/人･日	251 円/人･日

【現状と課題】

① 平成 15 年度に本市が取得して以来、利用者は減少傾向にあります。

② 平成 20 年 9 月から 11 月までの 3 か月間、複数回利用した団体が約 85%を占め、これらの団体が延べ利用件数の約 97%を占めています。1 団体の平均利用回数は、約 5.0 回となり、公民館の平均値である約 3.9 回よりも高く、定期的な利用者の実数は、2,200 から 2,300 名程度と推測できます。

③ 施設内には、体育室、トレーニングルーム、創作活動室、和室など、近隣の鶴巻公民館やおおね公園の施設内容と重複するものが多く、これらの施設の利用が飽和状態とならない限り、利用者の大幅増を望むことは難しいと考えられます。さらに、敷地も民地を有償で借り受けているものであり、その負担も決して軽くはありません。

5 スポーツ広場・学校開放 [解説編 P142]

【施設名及び設置年度】

施設名	設置年度	施設名	設置年度
末広自由広場	S54(1979)	立野緑地スポーツ広場	H2(1990)
栃窪スポーツ広場	H10(1998)	テクノスポーツ広場	H12(2000)
寺山スポーツ広場	H4(1992)	なでしこ運動広場	S54(1979)

【設置の根拠又は目的】

市有財産を有効活用して市民に自主的な体育活動の場を提供し、体育能力の向上と健康づくりに努めるために設置しています。

【主な事業】

スポーツ団体への施設の提供

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
74,458 人	1,180 万円	159 円/人･日	159 円/人･日

※ スポーツ広場のみの数値

【現状と課題】

① 6 か所のスポーツ広場のうち、末広自由広場及び寺山スポーツ広場を除く 4 か所は、事業用地や公共施設を暫定利用しているものです。

② 利用者数を見ると、なでしこ運動広場利用者が全体の 50%程度を占めています。全体では、平成 5 年度と平成 15 年度に 10 万人前後という 2 回のピークがありますが、近年は減少傾向にあり 6 万人から 7 万人程度で推移しています。

③ スポーツ広場全体の維持管理費用及び一般財源負担額は、他の公共施設より

も低くなっています。しかしながら、限られた団体だけが利用しているような施設もあります。こうした施設が公共施設整備までの暫定的な利用であるならば仕方のないことと考えられますが、末広自由広場や寺山スポーツ広場については、借地料などの負担が生じています。

④　学校開放は、平成 8 年度に総合体育館が開館した影響により、一時的に体育館の利用者が減少したことから、全体の利用者数も減少しました。しかし、総合体育館がほぼ飽和状態にあることから利用者が回帰して平成 16 年度まで増加し、近年では、33 万人程度で横ばいとなっています。

⑤　学校開放は、南中学校ナイター設備を除き無料で行われてきましたが、平成 19 年 4 月から体育館は 300 円/H、格技室は 100 円/Hの電気料負担金を徴収しています。しかし、グラウンドの使用は、引き続き無償となっています。

⑥　南中学校ナイター設備は、更新時期が近づいてきていますが、設置当時とは競技人口も異なることに加え、中央運動公園野球場利用者も減少しています。

６　中野健康センター　[解説編 P148]

【設置及び建設年度】

設置・建設：H14(2002)《浄水管理センターの屋上部に設置》

【設置の根拠又は目的】

市民の健康の保持増進及びふれあいの場として設置しています。

根拠法令等：秦野市中野健康センター条例

【主な事業】

市民の自主的な体育活動や生涯学習活動等に利用するための施設の提供及び貸館業務

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
25,078 人	1,826 万円	728 円/人･日	620 円/人･日

【現状と課題】

①　利用者数は、開館以来 3 年間は上昇を続けましたが、平成 16 年度をピークに減少しています。平成 16 年度に増設した運動広場の利用者が増えていることにより、全体の利用者数は、持ち直しつつあるものの、トレーニング室をはじめとする他の施設は、減少傾向にあり、他のスポーツ施設との比較においても利用者数の少ない施設といえます。また、利用者の内訳を見ると、トレーニングルームは、全体の 4 割前後と一定割合で推移していますが、コミュニティ保育室の利用者割合が大きく減っています。

② 相談室及び広場を除き、使用料を徴収していますが、稼働率が他の施設よりも低いことから、平成 19 年度における利用者一人当たりに対する一般財源負担額は、本市のスポーツ・健康施設の中では、最も高いものとなり、利用者の負担額に対する一般財源負担額も 5.74 倍と、最も高くなっています。

第３節　庁舎等　［解説編 P151］

第１款　本庁舎等

1　本庁舎、西庁舎及び東庁舎　［解説編 P153］

【施設名及び設置(建設)年度】

施設名	設置年度	建設年度	備　　考
本庁舎	S30(1955)	S44(1969)	寿町から移転
西庁舎	H15(2003)	S56(1981)	民間建物を取得して改修し、設置
東庁舎	H2(1990)	H2(1990)	

【設置の根拠又は目的】

本市の行政事務を行うとともに、市民に必要な行政サービスを提供する場所として設置しています。

【主な事業】

行政事務の執行及び行政サービスの提供

【平成 19 年度実績値】

管理運営費	一般財源負担額	来庁者数(推定)
2 億 2,433 万円	2 億 1,241 万円	49 万 9,000 人

【現状と課題】

① 平成 40 年には、鉄筋コンクリート造である本庁舎と鉄骨造である東庁舎が耐用年数を迎えることとなります。

② 庁舎面積を 15,000 ㎡（建築面積 2,500 ㎡の 6 階建）と仮定して、その建設費用及び財源を試算すると、少なくとも 40 億円を超える自主財源が必要であるとの結果が出ましたが、これを基金で賄うとすれば、向こう 20 年間、2 億円ずつの積立金が必要となります。しかし、今後は、維持補修費用も相当な額にのぼると予測され、さらに建設基金の積み立てを行うとなれば、財政負担が重くのしかかることになります。また、本庁舎の耐用年数経過後には、多くの公共施設が建替えの時期を迎えることから、安易に起債に頼ることも難しくなると考えられます。

③　本庁舎は、過去に耐震補強工事が行われていますが、財政面や業務への影響に考慮し、その耐震性は、「震度 6 強程度の地震が来た場合、本震では圧壊しない」程度に抑えられていることから、建物自体に大きな被害が出ることが予想されます。しかし、本庁舎内には、住民記録が記憶されているコンピューターサーバーをはじめとして、万が一その機能が失われれば、市民生活に重大な支障を及ぼす機能も備えられています。

④　現在文書倉庫として使用している旧寿町第 1 分庁舎の敷地とその周辺の土地は、本市にとって重要な資源となる一団の土地であり、今のうちに保管してある公文書の移動先を確保しておく必要があります。

2　連絡所　[解説編 P155]

【施設名及び設置(建設)年度】

施設名	設置年度	建設年度	備考
秦野駅連絡所	H8(1996)	H8(1996)	民間建物を賃借
大根連絡所	S54(1979)	S54(1979)	大根公民館に併設
鶴巻連絡所	H2(1990)	H2(1990)	鶴巻公民館に併設
渋沢駅連絡所	H5(1993)	H5(1993)	民間建物を賃借
上連絡所	H5(1993)	H5(1993)	上公民館に併設
東連絡所	H5(1993)	S56(1981)	東公民館に併設
渋沢連絡所	H7(1995)	H7(1995)	渋沢公民館に併設
南が丘連絡所	H9(1997)	H9(1997)	南が丘公民館に併設
北連絡所	H12(2000)	H12(2000)	北公民館に併設
堀川連絡所	H17(2005)	H17(2005)	堀川公民館に併設
東海大学前駅連絡所【※】	H20(2008)	S61(1986)	民間建物を賃借

※　東海大学前駅連絡所は、平成 21 年 2 月に開設しているため、公共施設概要調査の対象とはなっていません。

【設置の根拠又は目的】

行政サービスの一部を身近な場所で提供することにより、市民の利便性を向上させるために設置しています。

【主な事業】

①　諸証明書の発行や税の収納等

②　観光案内等（駅連絡所）

【平成 19 年度実績値(秦野及び渋沢駅連絡所の合計数値)】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
31,559 人	1,778 万円	563 円/人･日	266 円/人･日

【現状と課題】

① 平成 19 年度には、住民票は、発行件数のおよそ 31%に当たる約 31,000 件、印鑑証明は、およそ 46%に当たる約 33,000 件、また、税証明は、およそ 29%に当たる約 5,000 件が連絡所で発行されています。

② 平成 3 年度には、連絡所での諸証明の発行割合は、全体の 1 割程度であったものが、現在は、3 割程度にまで達しています。しかし、発行件数は、本庁舎も含めた全体の発行件数が減少傾向にあることから、平成 8 年度の約 87,000 件をピークに横ばいから減少傾向にあります。戸籍の電算化により連絡所でも戸籍の謄抄本の発行が可能となったことから、平成 21 年度以降、発行割合の増加傾向には、さらに拍車がかかると思われますが、この増加分を含めても、ピーク時には及ばないと推測できます。

③ 公民館に併設する連絡所は、公民館業務と兼務できることから、諸証明の発行コストも低く抑えられます。これに対して駅連絡所は、利用者が多く、また、業務の性格上これ以上減らすことができない人員の余力を活かして、近隣の公共施設の受付業務や観光案内業務なども行い、市民の利便性を高めているとはいえますが、諸証明の発行コストは、割高な施設となっています。

第２款　消防庁舎等

1　消防庁舎　[解説編 P160]

【施設名及び設置(建設)年度】

施設名	設置年度	建設年度	備考
消防本部	S30(1955)	S59(1984)	寿町から移転
西分署	S49(1974)	S49(1974)	
大根分署	S52(1977)	S52(1977)	
南分署	H5(1993)	H5(1993)	
鶴巻分署	H12(2000)	H12(2000)	

【設置の根拠又は目的】

市域における火災、風水害、震災その他の災害による被害を軽減し、人命の救急救助を行うための警防活動及び警防業務の拠点として設置しています。

【主な事業】

警防活動及び警防業務並びに消防行政事務

【平成 19 年度実績値】

管理運営費	一般財源負担額
4,276 万円	4,237 万円

【現状と課題】

① 西分署は、昭和 49 年に建設され、築 35 年が経過しています。耐用年数までには、まだ余裕がありますが、周辺には西中学校や西公民館が存在し、これらの施設の建替え計画との整合を図る必要があります。

② 大根分署は、昭和 52 年に建設され、築 32 年が経過しています。西分署と同様、耐用年数までには、まだ余裕がありますが、敷地は、民地を有償で借りていることに加え、現在の規模では、土地、建物ともに手狭です。行政界に近いことから、消防の広域化の動向に注意を払いながら将来計画を検討する必要があります。

③ 本署に関しては、築 25 年を経過し、計画的な維持補修により、非常電源設備やトイレ等の水回りの設備等の更新は完了するものの、庁舎内の舗装や電気設備の更新を迎えようとしています。

2 消防団車庫・待機室 [解説編 P163]

【設置及び建設年度】

設置：S38(1963)

建設：S46(1971)～H19(2007)

【設置の根拠又は目的】

各消防団の活動の拠点とするとともに、装備等の保管場所として設置しています。

【主な事業】

消防団による消防活動

【平成 19 年度実績値】

管理運営費	一般財源負担額
297 万円	297 万円

【現状と課題】
本市の消防団は、1 本部 7 分団 36 部で組織し、そのすべてが車庫･待機室を使用していますが、17 施設の敷地がその全部又は一部を借り受けています。このうち、7 施設については、個人又は私法人からの無償借受けであり、有償であっても賃借料が相場より著しく低いと思われるものが 4 施設あります。

第３款　その他の施設

1　市民活動サポートセンター　[解説編 P164]

【設置及び建設年度】
設置：H15(2003)
建設：S45(1970)《はだのこども館に併設》

【設置の根拠又は目的】
福祉、社会教育、まちづくり、環境保全、国際交流など様々な分野の営利を目的としない公益的な活動を行っている団体などの市民活動を支援するための施設として、また、ＤＶ被害者の相談場所として活用するために設置しています。

【主な事業】
① 市民活動団体の支援、活動紹介
② 市民活動団体が利用するための会議室の貸館業務
③ 女性相談業務

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
2,434 人	514 万円	2,112 円/人･日	2,112 円/人･日

【現状と課題】
① 利用者は、開設の翌年から 3 年間は、4,000 人程度で推移していましたが、平成 19 年度は、はだのこども館の耐震補強工事による一時移転が影響し、大きく落ち込みました。平成 20 年度には、利用者は 3,400 人に回復していますが、あまり芳しい状況にあるとは言えません。
② 平成 21 年 1 月の会議室の稼働率は、自主事業やスタッフ会議を加えても、13%でした。また、延べ 24 回の団体利用がありますが、利用団体数は 11 団体であり、特定の団体が定期的に利用していました。

③　市内には様々な分野の市民活動団体が存在し、センターの恩恵を受けずに活動する団体も数多くあります。また、これらの団体は、必要に応じて公民館等の会議室を有料で使用している場合もあります。

④　女性相談室の果たす役割も年々重くなり、その機能の充実が求められますが、相談内容によっては、後述する子ども家庭相談班の役割と重複することなども考えられます。女性や子どもに関する相談や支援業務の機能強化のためには、一元的な相談体制の整備を検討する必要もあると考えられます。

２　放置自転車保管場所　［解説編 P167］

【設置年度】

設置：H8(1996)《緑町地内から移転》

【設置の根拠又は目的】

放置禁止区域内に放置されている自転車等を移動し、保管するために設置しています。

根拠法令等：秦野市自転車等の放置防止に関する条例

【主な事業】

①　自転車等放置禁止区域内等から移動した自転車の保管

②　放置されていた自転車の所有者への引渡し

【平成 19 年度実績値】

管理運営費	一般財源負担額
1,553 万円	1,314 万円

【現状と課題】

①　バイク引取り率は、ほぼ 90%以上の水準で一定していますが、自転車引取り率は、保管場所が移転した平成 8 年度以降、平均約 36%であり、それ以前の平均約 54%から大きく下がっています。

②　引取り率の低下の原因としては、本市の撤去自転車等の約 63%(平成 19 年度実績)が東海大学前駅周辺で撤去されていることにあると考えられます。東海大学前駅周辺で撤去された自転車等の所有者が、堀川地内の保管場所まで引き取りに行き、持って帰るためには大きな労力が必要となります。

③　現在の保管場所は、私有地を借り上げていることから、地権者の事情によっては、急遽移転や買取りを求められる可能性があります。

３　秦野駅北口自転車駐車場　［解説編 P169］

【設置及び建設年度】

設置・建設：S54(1979)

【設置の根拠又は目的】

自転車等が大量に放置される恐れのある地域における放置防止のために設置しています。

根拠法令等：秦野市自転車等の放置防止に関する条例

【主な事業】

定期又は臨時的自転車駐車場所の提供

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
231,350 人	1,357 万円	59 円/人･日	△25 円/人･日

【現状と課題】

①　秦野駅北口及び南口(第 1 及び第 2)、渋沢駅北口(第 1 及び第 2)並びに東海大学前駅の 6 箇所に自転車駐車場が設置されています。自転車駐車場は、管理運営費(建設費は除く。)を上回る収入を上げることができる数少ない公共施設のうちの一つです。しかし、直営で管理運営を行っているのは、秦野駅北口自転車駐車場だけであり、他の自転車駐車場は、(財)自転車駐車場整備センターが管理運営を行っています。

②　秦野駅の北口は、付近に民営の自転車駐車場が少ないため、市営自転車駐車場への臨時駐車の需要が多く、臨時駐車の使用料収入は、平成 19 年度には、平成 3 年の 2.4 倍に、全体でも 1.6 倍にまでなっています。しかし、収容能力の限界に近づいていることに加え、建物は築後 30 年を経過し老朽化しています。

③　現在、新設する駐輪場は、初期投資が不要であることから、本市が土地を手当てし、その設置及び管理運営には(財)自転車駐車場整備センターが当たる手法を活用しています。しかし、秦野駅北口駐輪場は、駅前ロータリーの一角の整形地という好立地でもあります。

4　自治会館　［解説編 P171］

※　市が所有・管理運営を行う公共施設ではありませんが、補助金を交付することにより、地域住民が利用する公益的施設として建設されていることから、本書に取り上げることとします。

【設置の根拠又は目的】

自治会を中心とする地域住民の主体的な活動の拠点とするため、自治会等が設置しています。

【主な事業】

地域住民による自治会活動等

【平成 19 年度実績値】

建設等補助金額	一般財源負担額
1,956 万円	1,956 万円

※　建設や修繕、敷地の借り上げ等に対する一部補助

【現状と課題】

①　平成 20 年 4 月 1 日現在、市内には、244 の単位自治会があり、そのうち 143 自治会が 89 の自治会館を所有しています。自治会館の敷地については、32 の会館が市有地を借りています。これらの土地には、開発行為等の際に市に寄付されたものと、もともと市有地であったものがあります。分譲地等の開発当時は、自治会が不動産を所有することができなくても、その後法人化された自治会の場合は、不動産の所有権を得ることができます。

②　契約上、無償貸付であるから日常の維持管理は自治会が行うとしていたとしても、土地の維持管理は、第一義的には所有者が負うものであり、今後は、人口急増期に寄付された土地の擁壁やフェンスの老朽化等により、市の負担が増える恐れがあります。

③　市有地を借りていない自治会は、自前で土地を取得又は賃借していますが、その費用は、一部を市が補助するものの自治会員が負担しています。これに対して、寄付地以外の市有地を借りている場合は、一切負担が生じていません。

④　自治会館の稼働率は、低いものと思われますが、サークル活動などは、自治会館を利用して行うことが可能な場合もあると考えられます。

第４節　福祉施設　［解説編 P173］

第１款　保育・子育て支援施設

1　保育所（5 園）　［解説編 P175］

【施設名及び設置(建設)年度】

施設名	設置年度	建設年度	備考
本町保育園	S45(1970)	S49(1974)	すえひろ幼稚園とこども園化
鶴巻保育園	S49(1974)	S57(1982)	つるまきだい幼稚園とこども園化
広畑保育園	S53(1978)	S47(1972)	ひろはた幼稚園とこども園化
渋沢保育園	S54(1979)	S54(1979)	
鈴張保育園	H11(1999)	S47(1972)	みどり幼稚園とこども園化

【設置の根拠又は目的】

保護者の労働又は疾病その他の理由により、その監護すべき乳児、幼児又は児童の保育に欠けるところがある場合の保育を行うために設置しています。

根拠法令等：児童福祉法、秦野市立保育所条例

【主な事業】

児童福祉法に基づく児童の随時又は臨時的保育

【平成 19 年度実績値】

園児数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
473 人 (平均 95 人)	8 億 8,058 万円 (平均 1 億 7,612 万円)	1,861,685 円/年	1,607,414 円/年

【現状と課題】

① 平成 19 年度の公立保育園の入所者一人当たりに要するコストは、公立幼稚園に通う園児一人当たりに要するコストのおよそ 3.2 倍に当たります。

② 平成 19 年 4 月 1 日現在の本市の幼児(4･5 歳児)は、半分強が公立幼稚園に通い、公立保育所に通う幼児と合わせると、およそ 62%の幼児が公立の施設に通っています。しかし、保育所に関しては、官民を問わず保育料は同額であり、保育所に通う幼児の 7 割が民間保育所に通っています。

③ 保育所に通う乳幼児数は、平成 4 年度以来、一貫して増え続けています。現

在も定員に対する入所者の割合は、100%を超えており、経済情勢も依然として不透明な状況が続いていることから、今後もしばらくは、保育所に入所する乳幼児の数は、増えることが予想されます。

④　平成 19 年度における公立保育所と民間保育所の管理運営にかかる月額コスト(臨時的経費を除く。)を比較したところ、事業費ベースのコストは、公立では、園児一人当たり約 113,500 円/月であるのに対し、民間では、一人当たり約 102,900 円/月となり、大きな差は出ませんでした。しかし、園児一人当たりに要する一般財源負担額を比較すると、公立の約 90,500 円/月に対し、民間では、約 43,400 円/月と半分以下になります。保育料は、公立でも民間でも同額ですが、民間保育所には、国からの運営補助金が交付され、この差が、一般財源投入額に現れています。

⑤　県下各市の保育所定員に占める公立保育所の定員の割合と 5 歳以下の人口に占める保育所定員の割合(以下「充足率」といいます。)について見ると、公立保育所の定員が占める割合が高いほど、充足率が低くなる傾向があることがわかりました。このことは、現行の国の制度では、国からの運営補助がなく、園児一人当たりの一般財源負担が大きくなる公立保育所の定員を多くするほど、市の財政が圧迫され、結果として、その市の民間保育所も含めた保育所全体の定員を増やせなくなっていることを表した結果と推測することができます。

⑥　園児数がおおむね 90 人程度以上になると、管理運営経費にスケールメリットが現れる可能性があることがわかりました。公立であるか民間であるかを問わず、小規模な保育所が増えると、市の負担も割高になることを現しています。

⑦　渋沢保育園では、給食調理業務委託の効果額は、およそ 650 万円、園児一人当たりのコストに換算すれば、1 日当たり約 168 円のコスト減が図られたと試算できます。しかし、保育園の給食調理業務を担当する業務員は、3 人体制が基本であり、保育園業務からの配置転換を行わずに委託化を進めると、3 人の退職者を待たなければ新たな委託は行えないことになります。

⑧　平成 19 年度における公立幼稚園と公立保育所の管理運営経費に占める保育料収入の割合は、公立幼稚園では、約 22%であったのに対し、公立保育所では、約 20%となっています。

⑨　前年の世帯所得税額が 200,000 円の場合の県下各市の 1 歳及び 4 歳児の月額保育料並びに両名を預けた場合の月額保育料を見ると、本市の保育料は、1 歳児は、下から 2 番目(平均の約 86%)、4 歳児は、下から 3 番目(平均の約 94%)、また、両名を預けた場合は、同じく下から 3 番目(平均の約 90%)となっています。

２　児童ホーム（19 施設）　［解説編 P184］

【施設名及び設置年度】

施設名	設置年度	施設名	設置年度
本町児童ホーム	H11(1999)	渋沢第１児童ホーム	S63(1988)
南第１児童ホーム	S63(1988)	渋沢第２児童ホーム	H14(2002)
南第２児童ホーム	H18(2006)	末広第１児童ホーム	H5(1993)
東児童ホーム	H12(2000)	末広第２児童ホーム	H14(2002)
北児童ホーム	H8(1996)	堀川児童ホーム	S57(1982)
大根第１児童ホーム	S58(1983)	南が丘児童ホーム	S58(1983)
大根第２児童ホーム	H14(2002)	鶴巻第１児童ホーム	S63(1988)
西第１児童ホーム	S54(1979)	鶴巻第２児童ホーム	H16(2004)
西第２児童ホーム	H18(2006)	上児童ホーム	H18(2006)
広畑児童ホーム	S63(1988)		

※　すべて小学校内に設置

【設置の根拠又は目的】

小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために設置しています。

根拠法令等：児童福祉法

【主な事業】

放課後及び休業期間中における児童の健全育成のための遊び等

【平成 19 年度実績値】

入所児童数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
832 人 （平均 44 人）	1 億 2,550 万円 （平均 661 万円）	150,842 円/年	111,457 円/年

【現状と課題】

① 入室者数は、昭和 63 年度から平成 19 年度までの 20 年間でおよそ 3.7 倍となりました。また、児童数に占める入室者の割合も昭和 63 年度の約 4%から、平成 19 年度には約 19 パーセントとなり、およそ 5.4 倍になりました。

② 管理運営経費は、昭和 63 年度のおよそ 7.2 倍となり、一般財源投入額も、およそ 5.9 倍に達しています。また、平成 19 年度の利用者一人当たりの一般財源負担額は、昭和 63 年度の 1.5 倍に上り、平成 20 年度予算では、指導員が 10 名増えることから、さらに増額されています。また、経費として表面には見えて

きませんが、上下水道使用料を除く光熱水費は、学校の管理運営費から支出され、特に夏季休業期間中は、冷房が設置されていることから、その費用も決して小額とはいえません。

③　入室者の保護者は、おやつ代や教材費として月額 4,000 円を保護者会に支払うほか、朝夕の拡大時間に利用する場合は、月額 1,000 円から 3,000 円の自己負担が生じますが、いわゆる保育料に当たるものは、拡大時間以外は徴収されません。しかし、おやつ代や教材費以外の保護者負担に関して他市の例を調べてみると、横須賀市は、保育料として月額 2 万円、安い市でも 5 千円程度を徴収しています。また、無料となっているのは、本市と厚木市が挙げられます。

④　全国の放課後児童健全育成事業を行っている公営の施設は、7,409 箇所(全体の約 44%)であり、必ずしも民間の建物ではなく、学校等の公共施設を利用しているものも含まれますが、民営の施設は 9,276 箇所(全体の約 56%)となっています。

3　ぽけっと 21　[解説編 P186]

【施設名及び設置年度】

施設名	設置年度
ぽけっと 21 すえひろ	H12(2000)
ぽけっと 21 しぶさわ	H8(1996)
ぽけっと 21 おおね	H10(1998)

※　すべてこども園又は幼稚園内に併設

【設置の根拠又は目的】

子供たちが自由に遊び、親同士が子育てについて互いに学び合える場として設置しています。

根拠法令等：児童福祉法

【主な事業】

子供たちが自由に遊び、親同士が子育てについて互いに学び合える場として、自主的に利用できる保育室を提供

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
15,702 人 (平均 5,234 人)	1,093 万円 (平均 364 万円)	696 円/人･日	286 円/人･日

【現状と課題】

①　平成 8 年度にぽけっと 21 しぶさわ、平成 10 年度にぽけっと 21 おおね、そして平成 12 年度にぽけっと 21 すえひろが開設され、利用者数も順調に増え続け

ました。しかし、平成 16 年度をピークに利用者数は減少に転じ、平成 19 年度には、1 施設につき 1 日当たり約 30 名の利用となっています。

② 子育て支援に関する施策は、こども園の制度が始まるなど、ぽけっと 21 の開設当初から大きく変化しています。また、すえひろ幼稚園は、こども園として保育園と共用化しましたが、他のこども園には設置していないぽけっと 21 が設置されていることにより、限られた園舎のスペースを目いっぱいに使用している状況にあり、保育園、幼稚園ともに、今後の定員の拡大は、難しい状況にあります。

第２款　高齢者用施設

1　広畑ふれあいプラザ　[解説編 P189]

【設置及び建設年度】

設置：H12(2000)《広畑小学校の空き教室を転用》

建設：S54(1979)

【設置の根拠又は目的】

市民の老後における心身の健康の保持を図るための事業、高齢者の健康の増進及び教養の向上を図るための事業並びに高齢者の生きがいづくり事業を積極的に展開し、介護を必要とする状態となることを予防することにより、福祉の増進を図ることを目的として設置しています。

根拠法令等：秦野市広畑ふれあいプラザ条例

【主な事業】

① 高齢者等の健康増進や教養の向上を図るための広畑ふれあい塾等の実施

② 生きがい型デイサービス事業の実施

③ 健康器具の設置

④ 児童との交流活動

⑤ 施設の設置目的に合致した活動への貸館業務

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
71,023 人	2,187 万円	308 円/人･日	306 円/人･日

【現状と課題】

① 開設以来利用者は増え続け、近年は 7 万人前後で推移していますが、貸館を行う施設の中では、保健福祉センター、本町公民館に次いで多いものとなります。なお、利用者のうち 3 割弱は、健康器具の利用者です。

② 高齢者等の健康増進、教養の向上並びに生きがいづくりに優先使用していますが、空いているときは、市内在住・在勤の個人又は団体の使用も認めています。

③ 広畑ふれあいプラザをはじめとする複数の施設に設置されている健康器具は、無料で使用できることもあり人気が高く、どの施設も多くの利用者がいます。大半は施設の開設当時に寄付されたものですが、今後、更新することとなれば、その費用は、決して安いものとはいえません。

④ 大根・鶴巻地区の 65 歳以上の居住者は、市内の 65 歳以上の人口の 23.4 パーセントを占めていますが、市内の要介護(要支援)認定者に占める大根・鶴巻地区の認定者は、21.8 パーセントであり、1.6 ポイント低くなっていることがわかりました。また、65 歳以上の人口に占める要介護(要支援)認定者の割合も、12.3 パーセントと北地区に次いで低い数となっています。他にも様々な要因があるとは思いますが、このことからは、広畑ふれあいプラザのような施設が介護予防に効果を表しているということも否定できないことから、その成果の検証が必要であると考えられます。

2 末広ふれあいセンター [解説編 P193]

【設置及び建設年度】

設置・建設：H15(2003)

【設置の根拠又は目的】

高齢者の健康の増進及び教養の向上を図るための事業、高齢者の生きがいづくり活動、高齢者と児童との世代間交流事業等を積極的に展開することにより、介護予防等福祉の増進を図ることを目的として設置しています。

根拠法令等：秦野市末広ふれあいセンター条例

【主な事業】

① ミニデイサービスの実施場所として使用

② 健康器具の設置

③ 健康増進・介護予防等の各種講座の実施場所として使用

④ 世代間交流事業の実施場所として使用

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
44,660 人	993 万円	222 円/人･日	222 円/人･日

【現状と課題】

利用者は、毎年 40,000 人代前半で推移していましたが、平成 20 年度に大きく落ち込んでいます。また、利用者のうち 4 割弱が健康器具の利用者です。和室では、定期的にミニデイサービスが実施されていますが、利用者数からすれば、すべての部屋が最大限に有効活用されているとは言い難い状況にあります。

3　老人いこいの家　[解説編 P195]

【施設名及び設置(建設)年度】

施設名	設置(建設)年度
老人いこいの家かわじ荘	S47(1972)
老人いこいの家ほりかわ荘	S48(1973)
老人いこいの家くずは荘	S49(1974)
老人いこいの家あずま荘	S50(1975)
老人いこいの家すずはり荘	S53(1978)

【設置の根拠又は目的】

高齢者にいこいの場を提供することにより、教養の向上並びに健康及び福祉の増進に役立てるため設置しています。

根拠法令等：秦野市老人いこいの家条例

【主な事業】

①　ミニデイサービスの実施場所として使用

②　地域活動及び自主的学習活動の場として提供

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
30,308 人	283 万円	93 円/人･日	93 円/人･日

【現状と課題】

①　条例に位置付けられた 5 施設及び同機能を持つ大根公民館内のおおね荘の利

用者数は、おおむね 30,000 人程度で推移していますが、平成 20 年度には落ち込みました。利用者を高齢者と一般に区分したとき、過去には最大で一般の利用者が高齢者を 25,000 人程度上回っていましたが、その差は 2,500 人程度にまで縮まっています。

② 本来の設置目的以外に地区会館代わりとして、あるいはサークル活動にも利用されていることから、利用者がほぼ固定化されています。ミニデイサービスの利用者も含め、狭い範囲での利用者が多くなっているものと考えられます。しかし、現況の施設規模のまま利用者の範囲を広げることも不可能であるといえます。

③ 小規模で利用者も限られる公共施設の多くは老朽化し、建替時期が迫ってきています。

第３款　その他の施設

1　保健福祉センター　［解説編 P201］

【設置(建設)年度】

設置・建設：H10(1998)

【設置の根拠又は目的】

高齢者及び障害児・者に対する在宅の保健福祉活動の積極的な展開並びに市民の保健の充実及び福祉の増進を目的とする総合的な施設として設置しています。

根拠法令等：秦野市保健福祉センター条例

【主な事業】

① 高齢者の福祉の増進及び心身の健康保持のため、憩いの場、ふれあいの場、生きがいづくりや健康増進の場、レクリエーションの場としての使用への貸館業務

② 前記以外の市民の主体的な学習活動に対する貸館業務

③ 障害児・者の福祉及びその療育を推進するため、日常生活訓練、社会適応訓練等及び各種の相談等の場としての使用

④ 市民の健康づくりを推進するため、健康診査、健康相談、機能訓練等各種の保健サービスを提供する場としての使用

⑤ 各種福祉関連団体の事務室等としての使用

⑥　福祉・健康づくり関係の行政事務を行う事務室としての使用

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
203,421 人	9,317 万円	458 円/人･日	425 円/人･日

【現状と課題】

①　平成 19 年度の利用者は、本市の公共施設の中では、総合体育館、図書館、秦野駅北口自転車駐車場に続き、文化会館を上回る 4 番目に多い数となります。

②　市民が利用する施設には、保健福祉目的の利用しか行えない健康学習室や健診諸室等の福祉専用施設、一般利用にも開放できる会議室や多目的ホール等の開放可能施設、健康器具と囲碁将棋コーナーの共用施設という 3 つの性格があり、それ以外にも社会福祉協議会をはじめとする福祉団体の事務室やこども健康部の事務室等にも利用しています。また、利用者を前述の 3 つの区分に分けると、その割合は、ほぼ 3 分の 1 ずつに分かれますが、共用施設の 6 割強に当たる 4 万人強が健康器具を利用していることがわかります。

③　利用者の内訳を見ると、開放可能施設では、ホールの利用者が 3 割前後、会議室等の利用者が 4 割強、教養娯楽室の利用者が 2 割前後と、ほぼ一定の割合で推移しています。また、福祉専用施設では、創作活動室、調理実習室、ボランティア室の利用者の割合が増加傾向にあり、健康学習室、遊戯室の利用者の割合が減少傾向にあります。

④　施設の稼働率について、平成 20 年 8 月 18 日からの 3 週間の予約状況から見ると、開放可能施設では、多目的ホールの約 56%、教養娯楽室 1 の約 51%が高く、最も低いのは第 1 会議室の約 20%、全体では約 39%となっています。また、福祉専用施設では、ボランティア室の約 58%、図書室の約 38%が高く、最も低いのは遊戯室の約 8%、全体では約 32%となり、利用者数とともに、開放可能施設を下回っています。

⑤　時間別の稼働率は、午前中のピーク時は、本町公民館のほうが高くなりますが、午後のピーク時間の稼働率は、開放可能施設、福祉専用施設ともに、本町公民館を上回っています。このことに加え、平日は、貸館や共用施設の利用者以外にも、検診などの利用者も訪れていることから、相当な混雑状況にあります。また、開放可能施設、福祉専用施設ともに、特定の曜日に山が現れるとともに、土日は、稼働率が低くなります。

⑥　公の施設の中では、総合体育館に次いで広い床面積を持ち、その維持管理だけで、年間 9,000 万円を超える経費を要しています。年 20 万人以上が利用しているとはいえ、保健福祉目的での利用も多く、貸館としての利用でも無料となっていることから、使用料等の収入も、維持管理費の 7%程度しか得られていません。また、建物も築 10 年を迎え、設備の更新時期が近づくなど、今後は、維

持補修費の増加が懸念されます。

⑦　平成 20 年 9 月から 11 月までの間、約 91%の団体が反復利用しています。1 団体当たりの平均利用回数は約 7.7 回、利用件数の約 99%が反復利用となりますが、1 団体当たりの平均利用回数は、総合体育館占用利用者を上回り、本市の公共施設の中では最多となると思われます。

⑧　使用料が無料となる利用が全体の利用に占める割合は、他の施設は、2 から 12%程度ですが、センターは約 68%でした。

⑨　利用登録団体の中には、公民館等にも登録している団体が少なからずありますが、センターの設置・管理条例では無料としている高齢者の社交ダンスや、囲碁・将棋、陶芸などのサークル活動のための利用は、公民館の設置・管理条例では無料となりません。また、交通事情等から、センターを使用せずに近くの公民館等で活動する高齢者も多いにもかかわらず、センター利用者にはバス代の片道分が交付されています。

2　子ども家庭相談班（青少年相談室）　[解説編 P210]

【設置及び建設年度】

設置：H19(2007)

建設：H10(1998)

【設置の根拠又は目的】

福祉部局の家庭児童相談室と教育委員会の青少年相談室がそれぞれ所管していた子どもに関する相談機能を一元化し、子どもに関する様々な相談への対応を強化するために設置しています。

【主な事業】

子ども家庭相談担当の事務所として使用するとともに、児童・青少年相談、児童虐待相談等を実施

【平成 19 年度実績値】

相談者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
4,649 人	5,775 万円	12,422 円/人･日	12,422 円/人･日

【現状と課題】

①　平成 19 年度から平成 20 年度にかけて、相談の総件数に大きな変化はありま

せんが、来室相談がおよそ16%増えています。
　設置当初から、十分とはいえないスペースを工夫して対応してきましたが、相談数の増加を受け、現在では、事務所があるフロアとは異なるフロアであり、なおかつ空調設備もない倉庫だったスペースまで利用して相談業務を行っている状況にあります。
② 平成 19 年度における相談内容を見ると、養育や虐待関係の相談がおよそ21%、不登校や引きこもりなどの相談がおよそ 29%を占めるなど、相談件数は、今後ますます増加する可能性もあります。また、その内容からも、大勢の市民が訪れる保健福祉センター内で業務を行うためには、相談者のプライバシーには、十分な配慮を行う必要があると考えられます。しかし、現在の場所は、保健福祉センター内のスペースの有効活用策とはなっているものの、保健福祉センターは、当初からこども家庭相談担当の業務を行うことを想定していたものではなく、部屋の配置や大きさは、万全なものであるとはいえません。

3　地域活動支援センターひまわり　[解説編 P212]

【設置及び建設年度】
設置：S61(1986)
建設：S33(1958)

【設置の根拠又は目的】
　在宅の知的障害者及びその介護を行う者に対し、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者の福祉の増進に寄与するため設置しています。
　根拠法令等：障害者自立支援法、秦野市障害者地域活動支援センター条例

【主な事業】
① 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援の実施
② 障害者の日中一時預かりを行う場所として使用

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
6,000 人	2,328 万円	3,880 円/人･日	3,226 円/人･日

【現状と課題】
① 通所者は、一時減少していたものの、平成 11 年度以降、再び増加しましたが、近 2 年は横ばい傾向にあります。
② 知的障害者数は、人口との比較において県下の標準的な数です。これに対し、扶助費の負担は、その財政規模との比較において、県下の標準よりも重い

ものとなっています。

③　地域活動支援センターは、各市にありますが、そのほとんどが社会福祉法人により設置され、自治体直営の地域活動支援センターが設置されているのは、数少なくなっています。

④　現在の建物は、耐震性が低く、使用し続けるためには、耐震補強工事が必要となりますが、仮に補強を行ったとしても、築 50 年経った木造の建物であることから、今後の維持補修費も増えることが懸念されます。

第５節　観光・産業振興施設　［解説編 P217］

1　弘法の里湯　［解説編 P219］

【設置及び建設年度】

設置・建設：H13(2001)

【設置の根拠又は目的】

観光及び地域産業の振興を図るとともに、市民の健康増進及び福祉の向上を目的として設置しています。

根拠法令等：秦野市鶴巻温泉弘法の里湯条例

【主な事業】

①　温泉入浴の場所の提供

②　飲食の提供

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
143,827 人	1 億 641 万円	740 円/人･日	△275 円/人･日

【現状と課題】

①　開館後 2 年間は、18 万人程度の利用者がいましたが、近 3 年は 14 万人程度で推移しています。また、構成比は、開館以来、土日祝日の利用者が 50%程度、平日の市内利用者が 20%程度、市外利用者が 30%程度と、ほとんど変化はないことから、利用者は、固定化されているということが推測できます。

②　管理運営費を上回る収入を上げている数少ない施設のうちの一つですが、管理運営費は、平成 14 年度以降年平均 2.6%の割合で増え続けています。これは、施設の経年変化に伴う維持補修費や光熱水費の増が主な原因と推測できますが、このままでは、平成 28 年度以降、累積収支は赤字となり、平成 31 年度以降は、単年度収支も赤字になると推測できます。

　また、その敷地は、私有地を有償で借り上げており、賃料の値上げや買取請求などのリスクがあります。

２　田原ふるさと公園　［解説編 P224］

【設置及び建設年度】

設置：H12(2000)

建設：H11(1999)

【設置の根拠又は目的】

都市住民と農村との交流を促進し、地域農業の活性化を図るとともに、市民に憩いの場を提供するため設置しています。

根拠法令等：秦野市田原ふるさと公園条例

【主な事業】

①　地場産農産物の販売及び飲食の提供

②　農業振興を図るための事業の開催

③　地域活動等への会議室や広場の貸出し

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
92,740 人	1,159 万円	125 円/人･日	110 円/人･日

【現状と課題】

①　開館の翌年と翌々年には、10 万人の利用者がいましたが、それ以降の近 4 年は、毎年 9 万人前後が訪れています。また、その内訳を見ると、およそ 6 割前後が直売所の利用者であり、飲食施設の利用者の 3 割前後とともに、ほぼ一定割合で推移しています。

②　利用者一人当たりに対する一般財源負担額も低く、この点においては、本市の公共施設の中でも優良な施設であるといえます。

③　現在、施設における事業実施は、設置目的に従った事業を円滑に進めるために、条例に基づき、東地区農産物直売研究会、秦野そば研究会及び東地区漬物研究会に無償で委託され、日常の管理については、これらの 3 団体で構成する協議会に有償で委託されています。

この管理運営形態は、本市の他の公共施設には見られないものですが、もう一つの特徴として、受託者が飲食の提供や野菜の直売等により収入を得ていることがあげられます。受託者は、平成 19 年度には、施設の管理委託料以外に売

上げ収入 7,840 万円を得ていますが、受益の対価として市に支払われているのは、光熱水費のみとなっています。

3　里山ふれあいセンター　[解説編 P227]

【設置及び建設年度】

設置：H13(2001)
建設：H12(2000)

【設置の根拠又は目的】

地域林業者の活動を促進し、並びに森林及び林業に対する市民の理解を深めるため設置しています。

根拠法令等：秦野市里山ふれあいセンター条例

【主な事業】

① 木工実習室等及び木工器具の貸出し
② 木工教室等の開催
③ 森林ボランティアの活動拠点としての使用
④ 森林組合事務所としての使用

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
4,425 人	685 万円	1,548 円/人･日	1,401 円/人･日

【現状と課題】

毎年 4,000 人前後の利用者がありますが、本市の公の施設の中では、児童館や老人いこいの家とともに、利用者が少ない施設の部類に属します。また、利用者一人当たりに対する一般財源負担額は、本市の公の施設の中では、最も高い部類に属しています。

4　駐車場　[解説編 P228]

【施設名及び設置年度】

施設名	設置年度
市営片町駐車場	H6(1994)
市営渋沢駅北口駐車場	H5(1993)

【設置の根拠又は目的】

地域の商業の振興を図るとともに、路上駐車を防止するため設置しています。

根拠法令等：秦野市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例

【主な事業】

時間貸し駐車場の提供

【平成 19 年度実績値】

利用台数	管理運営費	一台当たり 管理運営費	一台当たり 一般財源負担額
105,686 台	2,076 万円	196 円/人･日	△144 円/人･日

【現状と課題】

① 片町駐車場の利用者は、平成 12 年度をピークに減少を続け、いまだにその傾向が続いています。また、渋沢駅北口駐車場の利用者は、開設以来増加を続け、平成 11 年度以降は、ほぼ横ばいの傾向を示しています。

② 使用料収入は、利用者数のピーク以前の平成 9 年度をピークに減少を始め、近年は横ばい傾向になっています。片町の減少分を渋沢駅北口の利用増が吸収していますが、渋沢駅北口の利用増にも限度があり、このまま、片町の利用減が続けば、使用料収入全体も減り始めると考えられます。

③ 平成 19 年度の片町の稼働率は、渋沢駅北口の約 50%に対し、ほぼ 3 分の 1 の約 16%となっています。また、1 台当たりの駐車料金も渋沢駅北口の半分となり、長時間駐車が少ないこともわかりました。片町は、現在は、経営状況は黒字ですが、土地開発公社所有地の利子負担及び管理運営に係る職員の人件費まで考えれば、黒字額は 200 万円弱でしかなく、平成 19 年度より 20%程度利用者が減れば、実質の収支は、赤字に転落します。

④ 片町は、駅から徒歩圏にはあるものの、秦野駅周辺には、同程度の料金で駐車が可能な民間駐車場が複数あることに加え、周辺商店街が衰退していることもあり、このままでは利用者の回復は難しいと推測されますが、この駐車場は、本町地区の中心市街地再整備や駅前の県道の拡幅に必要不可欠な土地です。

第６節　公営住宅　［解説編 P233］

【施設名及び設置(建設)年度】

施設名	設置(建設)年度	施設名	設置(建設)年度
堀川第１住宅	S30(1955)	平沢第２住宅	S33(1958)
柳川住宅	S30(1955)	平沢第３移転住宅	S34(1959)
坂の下住宅	S30(1955)	堀川第２住宅	S34(1959)
龍ヶ淵住宅	S30(1955)	戸川第１住宅	S39(1964)
桜塚住宅	S30(1955)	戸川第２住宅	S40(1965)
下川原第１住宅	S30(1955)	戸川第３住宅	S41(1966)
浄屋第１住宅	S30(1955)	戸川第４住宅	S43(1968)
浄屋第２住宅	S30(1955)	戸川第５住宅	S44(1969)
下川原第２住宅	S31(1956)	渋沢住宅	S55(1980)
平沢第１住宅	S32(1957)	薬師原団地	H3(1991)
堀西住宅	S33(1958)	入船住宅	H9(1997)

※　市制施行(昭和 30 年)以前に設置されていた住宅は、設置年を昭和 30 年としています。

【設置の根拠又は目的】

低額所得者の住宅不足を緩和するため設置しています。

根拠法令等：公営住宅法、秦野市市営住宅管理条例

【主な事業】

低額所得者に対する住宅の供給

【平成 19 年度実績値】

入居者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
564 人 (294 戸)	4,286 万円	75,998 円/年	△20,551 円/年

【現状と課題】

①　市営住宅の戸数は、人口との比較において、県下の標準より少な目の傾向にあるものの、県営住宅等を含めた公共賃貸住宅全体の戸数は、ほぼ県下の標準的な戸数にあります。

②　団地数は、市営住宅の戸数との比較において、県下の標準よりも多い傾向にあります。

③　約 36,000 ㎡に及ぶ平屋建の団地の用地は、本市にとって貴重な資産です。

④　集合住宅形式である渋沢、薬師原及び入船の 3 団地については、家賃収入で管理運営費を賄うことが可能です。

第７節　公園・緑地等　［解説編 P241］

１　公園・緑地　［解説編 P243］

【設置の根拠又は目的】

市民のいこいの場とするとともに、都市部における空間を確保し、又は自然環境を保全する場所として設置しています。

根拠法令等：都市公園法、秦野市都市公園条例、秦野市まちづくり条例

【主な事業】

①　市民へのいこいの場の提供

②　都市における空間の確保

【平成 19 年度実績値】

面積	管理運営費	1 ㎡当たり 管理運営費	1 ㎡当たり 一般財源負担額
483,649 ㎡	1 億 530 万円	218 円/㎡	202 円/㎡

※　道路公園維持課所管公園のみの数値

【現状と課題】

①　街区公園は、箇所数との比較において、県下の標準よりも合計面積が少ない（1 箇所当たりの面積が狭い）傾向があることがわかりました。

②　小規模な公園の大半は、開発行為時に確保されてきたものですが、開発行為時における公園の必要最低面積は 150 ㎡であり、それぞれの開発区域内に確保するよう指導してきました。

その結果、30mおきに 150 ㎡程度の公園が３つ並んでいる場所もありますが、小規模な公園が、近接した場所に増え続けることは、経費面にとっては、マイナス要因となります。

２　くずはの家　［解説編 P244］

【設置及び建設年度】

設置・建設：H9(1997)

【設置の根拠又は目的】

葛葉川ふるさと峡谷の保全と活用を図るため設置しています。

根拠法令等：秦野市くずはの広場条例

【主な事業】
① 葛葉川周辺その他の自然環境に関する講座等の実施
② 葛葉川周辺の自然観察等の実施
③ 葛葉川周辺の自然保護活動の拠点としての使用

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
8,854 人	931 万円	1,051 円/人･日	1,051 円/人･日

【現状と課題】
① 平成 15 年度まで利用者も下降線をたどっていましたが、平成 16 年度からは、自主事業の回数増加とともに利用人数も上昇に転じ、平成 20 年度には開設以来の最高数を記録しました。

② 館長以下の職員がすべて非常勤職員ですが、くずはの広場を含めた施設の管理運営についてもボランティアに支えられ、他の施設が参考とすべき点も多いものと考えます。しかし、平成 19 年度における利用者一人当たりに対する一般財源負担額は、葛葉緑地の保護や調査、情報発信などの業務に要する人件費の比重が高くなってはいますが、公共施設の中では、高い部類に属しています。

3 蓑毛自然観察の森・緑水庵 ［解説編 P246］

【設置及び建設年度】
設置・建設：H2(1990)《移築年度》

【設置の根拠又は目的】
昭和初期の標準的農家住宅を保存するとともに、周辺の雑木林における四季を通じた自然観察活動を行う場として設置しています。

【主な事業】
① 自然観察会等の実施
② 地域の文化伝承活動の場所として利用

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
1,200 人	263 万円	2,195 円/人･日	2,195 円/人･日

【現状と課題】

古民家の文化財としての保存と自然観察の拠点という二つの性格を併せ持った施設です。

ヤマビルの発生時期は、利用が低調となることもあり、自然観察の森を自由散策する利用者を除けば、年間利用者も 1,200 人でした。鹿柵を設置したことにより、回復が見込まれますが、さらに利用者を増やすための工夫が必要です。

第８節　上下水道施設　［解説編 P249］

1　上水道施設　［解説編 P251］

【局舎設置及び建設年度】

設置：S30(1955)

建設：S41(1966)《S62(1987)買収移転》

【設置の根拠又は目的】

生活用水その他の浄水を市民等に供給するため設置しています。

根拠法令等：秦野市水道事業の設置等に関する条例

【主な事業】

水道事業を経営するための事務所の設置

【平成 19 年度実績値】

管理運営費	一般財源負担額
1,753 万円	1,594 万円

※　庁舎及び倉庫の管理運営費。一般財源負担額は使用料収入で賄う額

【現状と課題】

①　人口急増期に整備された施設については、将来を見据えた効率的な再配備、更新が必要であり、そのための費用も多額に上ることが予想されます。また、現水道庁舎は、築造年が古く老朽化が著しい状況であるとともに、緊急時の災害対策の拠点としての中央集中監視設備導入の必要性もあります。

②　給水人口の増加とともに給水量が増えていたのは平成 6 年度ごろまでのことであり、それ以降給水人口は、微増傾向を示すものの、給水量については、平成 15 年度にかけて減少し、近 5 年は、ほぼ横ばいの傾向を表しています。水需要予測でも、１人１日平均有収水量が減少傾向を示していますが、今後の水道施設の更新費用等の負担は重くなります。

③　平成 20 年度決算における水道事業の給水原価は、110.28 円/㎥であるのに対し、供給単価は、93.20 円/㎥であり、販売損失が生じています。この状態は、平成 8 年度から続いていますが、水道利用加入金等の営業外収益を充てることにより、平成 19 年度までは、水道事業の決算としては、黒字となっています。しかし、平成 20 年度には 6 年ぶりの赤字決算となっています。

今後、人口減少社会を迎える中では、水道利用加入金も減少していくと思われますが、人口急増期に整備された設備等の更新費用は増えることとなりま

す。

④　水道局の固定資産の中には、市の低・未利用地と同様に売却可能な資産も含まれています。

2　下水道施設　[解説編 P255]

【浄水管理センター設置及び建設年度】

設置：S56(1981)

建設：S55(1980)

【設置の根拠又は目的】

市民の排出する汚水を処理し、浄化した後、公共水域に排出するために設置しています。

根拠法令等：下水道法

【主な事業】

汚水処理及び公共下水道を維持・管理するための事務所

【平成 19 年度実績値】

管理運営費	一般財源負担額
9 億 1,030 万円	3 億 4,075 万円

【現状と課題】

①　浄水管理センターは、人件費を含めるとおよそ 9 億円の管理運営経費を要し、今後も億単位での設備の更新等の工事が予定されています。しかし、歳入の 6 割を占めているのは、一般会計からの繰入金と市債であり、使用料収入は、4 分の 1 を占めているに過ぎません。平成 20 年度においては、値上げによる増額は見込めるものの、使用料収入だけでは、総務費プラスアルファ程度しか賄えず、歳出の半分近くを占める下水道債の償還に充てる公債費は、一般会計からの繰入金に頼らざるをえない状況が続いています。

②　2 か月で 45 ㎥の水道を使用した場合、値上げ前の本市の下水道使用料は、県下で下から 5 番目の金額でしたが、値上げ後は、上から 4 番目となり、平均を約 8%上回っています。しかし、上下水道合計の使用料は、総額 7,020 円となり、これは、公共下水道使用料を値上げしても県下で 2 番目に低く、平均を約 26%下回っています。

③　浄水管理センターは、建物が本市の公共施設の中では最も大きく、土地も 4 番目に大きい施設です。

最も古い建物は、築 30 年近くを経過し、今後は、多額の維持補修費が必要になると見込まれるとともに、60 年の耐用年数で建替えるとすると、その時期は、一般会計で管理する多くの公共施設の建替え時期と重なることになり、本市の会計全般にわたり、大きな負担となることが予想されます。

また、浄水管理センターの敷地は、将来計画に基づき取得されたものですが、少子高齢化により、当時の推計よりも人口が増えていないことや処理技術の進歩等により、不要となる土地が生まれる可能性もあります。

第９節　低・未利用地　［解説編 P261］

①　本市及び土地開発公社が所有する土地の中には、社会経済情勢の変化等により、計画を廃止し、長い間使用していない土地や、公共施設を廃止し、その跡地利用を行わないまま年月が経過した土地もあります。これらの土地は、従来は、財源不足を補うために、売却を中心としてその活用を図ってきましたが、旧行政区の役場跡地などは、地域住民からの反対意見も多く、必ずしも計画的に売却が行われてきたとはいえません。

②　公社が保有するシビックマート構想等により取得した土地については、過去には最大年 1,600 万円の利子負担が生じていますが、公社による借換え等により、大幅に削減されています。しかし、平成 19 年度にも 1,000 万円を超える利子負担が生じ、取得以来の利子負担の累計は、1 億 5,900 万円に達しています。仮に現在の借入金の償還期限である平成 24 年度までに市が買い戻せない場合は、利子負担も 2 億円を超えることになります。

③　同じく公社が保有する(仮称)高齢者健康維持増進施設等用地は、平成 19 年度にも 1,100 万円以上の利子負担が生じていますが、取得以来の利子負担の総額は、8,500 万円に上ります。平成 20 年度以降も年 800 万円以上の利子負担が予定されていますが、現在の借入金の償還期限である平成 24 年度までに用途が決定しなければ、利子負担の総額は 1 億 2,000 万円を超えることになります。したがって、早急に土地利用計画を立てる必要がありますが、取得当時とは財政状況も異なり、過重な負担が生じるような土地利用計画を立てることは、ますます難しくなっています。

第５章　公共施設を取り巻く状況と再配置の必要性

第5章　公共施設を取り巻く状況と再配置の必要性

近年の急速に進む社会的・経済的な環境の変化に伴い、市民のライフスタイルや生活シーンは多様化し、また、公共サービスにおける民間活動領域は広がりを見せるなど、公共施設を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした変化に的確に応えた公共サービスを提供していくため、公共施設のあり方を柔軟に見直していくことが求められています。

1　人口減少・少子高齢化への対応

将来的な人口規模の縮小や少子高齢化の急速な進展による人口構成の変化により、行政サービスの提供そのものに大きな変革が求められています。

公共施設においても、こうした動向を踏まえた必要な施設サービスの質と量を見据え、規模の適正化や用途の転換等が必要となります。

2　厳しい財政状況への対応

人口減少、少子高齢化によって税収が減少することにより、非常に厳しい財政状況が見込まれ、より効率的な行財政運営が求められます。

こうした状況から、公共施設の管理運営や整備に多くの予算を振り向けることは困難な状況にあり、効率的な管理運営や計画的な整備によって財政負担を軽減する必要があります。

3　新たなニーズへの対応

時代とともに、市民のゆとりや豊かさに対する価値観や判断基準は大きく変化し、公共が担うべきサービスの分野とその内容の見直しが求められます。

今後の公共施設は、地域資源としての施設の役割、あり方を明確に位置付けた上で、縦割りの法令等の分類や仕分けからではなく、利用者サイドの視点から、当初の設置目的に限定されない柔軟な活用を考える必要があります。

また、このことを基本に多目的、複合的な利用を進めるとともに、市民ニーズに対応する施設の性能や機能を、良好な状況で将来にわたり保ち続けることを可能とする新たな枠組みを構築することが必要となります。

4　規制緩和等を活用した施設づくりの推進

地方分権の流れの中で規制緩和が進み、公共施設においては、民間活力を利用した指定管理者制度の導入や、幼稚園と保育園を一体化した認定こども園の設置が可能となりました。こうした流れの中、行政が専属的に担ってきたサービスの分野に民間事業者の参入機会が広がっています。

このため、提供サービスの質の維持向上を前提として、民間活力を積極的に活用した効率的な管理運営による施設づくりが求められます。

5　利用機会の平等性と利用負担の公平性の確保

公共施設におけるサービスの提供は、利用機会の平等性と受益者負担の公平性が求められます。

身近な地域の活動拠点の過不足や全市的な利用を図る施設の存在をはじめ、道路や公共交通等の交通利便性など総合的な観点から、施設配置のバランスを検証する必要があります。

また、施設使用料等の受益者負担は、利用頻度が低い市民からも納得が得られるような、公平で適正な負担とすることが求められます。

6　地域住民等との協働・連携

多様化する市民ニーズに対応するためには、多くの行政分野において、地域住民等と行政との協働・連携による取組みをより一層進める必要があります。

公共施設においても、地域交流の促進につながる施設運営やサービス提供といった分野については、地域住民や団体が主体となる運営を進め、地域住民がサービスの利用者としてだけでなく、サービスの提供者として、楽しさや生きがい、喜びを実感できる施設づくりが求められます。

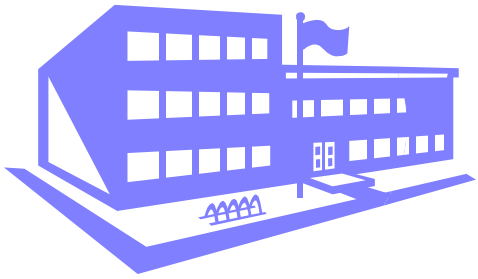

第６章　公共施設再配置の視点

第6章　公共施設再配置の視点

「公共施設の再配置」とは、中長期的視点に立って、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を考えることをいいます。

公共施設再配置計画(仮称)は、道路や上下水道の基盤施設などを除く、すべての公共施設を対象として、適切な施設配置と効率的な管理運営に向けた見直しを行います。また、既存施設を有効活用する新たな枠組みづくりなどによって、施設の総量を抑制しつつ、新たなニーズに対応するために必要となる施設の規模と機能の確保に向けて、計画的に取り組みます。

この計画の策定に当たっては、本市の公共施設のあり方、方向性に関して次の5つの総合的な視点から検討を進めることとします。なお、視点の概要は、次ページ以降に記載したとおりです。

視点１　将来を見据えた施設配置

視点２　公共施設の多機能化と統廃合

視点３　効率的・効果的な管理運営

視点４　施設の長寿命化と計画的な施設整備

視点５　低・未利用地の有効活用

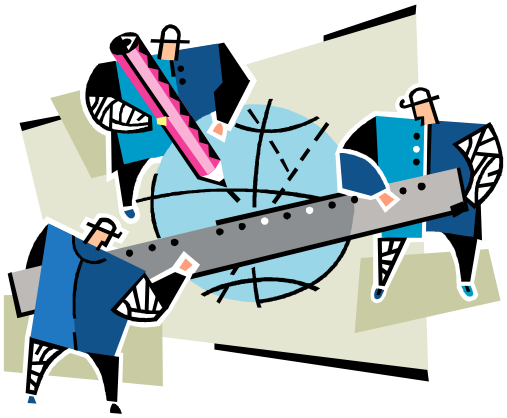

視点１　将来を見据えた施設配置

１　量から質への転換

本市の公共施設は、拡大する行政需要や市民ニーズに対応して整備を進めてきましたが、時代とともに市民ニーズは変化し、施設に求められる機能も変化します。

今後は、建物としての施設だけに目を向けるのではなく、「施設を設けなければ提供できないサービスであるのか」の視点から、必要な施設の規模と機能を確保した中で、提供する市民サービスの質の向上に努めます。

２　柔軟な施設の配置区分

施設の再配置にあたっては、旧町村の行政区域や小中学校区、大字などに基づき、すべての地域に等しく配置するという考え方を切り替え、施設の機能や性質、施設間の距離や交通利便性、地形等から施設の過不足や配置バランスを検討します。さらに、市域を超えた広域的な利用範囲も視野に入れた柔軟な配置を検討します。

なお、幼稚園や小中学校の学校教育施設は、地域性を考慮しつつ、原則として最低限 1 学年 2 学級の規模を確保することとし、今後の園児や児童・生徒数の推計に基づき、施設配置を検討します。

３　施設評価に基づく配置の方向性

施設の利用状況に基づく費用対効果や老朽化・耐震性の状況、改修・建替え等の将来負担などの分析、さらに施設規模のスケールメリット(規模を大きくすることで得られる効果)や提供サービスの将来需要を含めた評価を行い、施設配置の方向性と検討事項を示した上で、具体的な実施方策を検討します。

（施設評価の項目）

＊ 施設設置目的の達成状況及び将来的な施設の必要性
＊ 利用者一人当たりのコスト
＊ 効率的な施設運営が可能となる利用者、対象者数の算定
＊ 施設の耐震性、老朽化の状況及び最小限のコストで使用可能な年数
＊ 法令等の規制及び規制緩和の状況
＊ 他の機能による代替の可能性

視点２　公共施設の多機能化と統廃合

１　既存の枠組みを超えた施設の多目的利用

既存の枠組みによる分類や仕分けをなくし、全市的、総合的な視点から、施設や設備等の共用による多目的な利用の可能性や効果について検討し、柔軟性を持った施設活用による多機能化を進めます。

２　設置効果の低い施設の統廃合

施設評価において設置効果が低いとされる施設については、原則的に統廃合の対象とします。その際には必要な機能を周辺公共施設等に確保することや代替サービスの提供によって、サービスが低下しないよう努めます。

なお、廃止する施設は、他用途への転用を検討し、その必要性がない場合には、売却や代替地として活用します。また、地域の集会施設等としての利用が多く地域と密着した施設は、地元への譲渡を基本とします。

３　地域コミュニティ拠点の総合化

市民に最も身近な公共施設である公民館や小中学校等については、地域における役割、あり方を位置付けた上で、周辺の公共施設を積極的に取り込み、まちづくり支援機能や地域コミュニティの拠点とする総合化を進めます。

＊　公民館の総合的な施設への移行

公民館においては、本来の生涯学習機能に加え、連絡所機能などの様々な機能が併設されています。今後は併設ではなく、施設形態を新たに、地域コミュニティのための総合的な施設への移行を検討します。

＊　小中学校の多目的な利用

公民館の総合的な施設への移行と連携し、学校教育に支障のない範囲で、現在の学校開放事業の取組みを拡充して、地域施設としての利活用に取り組みます。

視点３　効率的・効果的な管理運営

１　効率的な施設サービスの提供

行政目的の達成のために必要性の高い施設サービスであっても、施設の設置や運営に必要な経費の多くが市民の税金によって賄われており、貴重な予算を際限なく投入するわけにはいきません。

このため、施設の設置目的や業務内容等を整理した上で、民間活力の活用や受益者負担の適正化を推進します。

２　民間活力の積極的な活用

民間の知識やノウハウを活用することによって、サービスの向上やコストの削減が図られる施設については、民間事業者等を活用することによる効果と課題、公的関与の必要性等を検証した上で、指定管理者制度の導入や民間施設への移行など、ＰＰＰ(公共サービス民間開放)の活用を進めます。

特に、地域団体や公益法人、その他公的な団体の運営がふさわしい施設は、団体が主体となった運営や施設の譲渡等を積極的に進めます。

また、直営での運営が望ましい施設においても、民間委託すべき業務を抽出し、課題を整理しつつ業務委託を進めます。

３　適正な受益者負担の推進

施設を多く利用する人と利用頻度の低い人との負担の公平性を保つ観点から、サービス提供に伴う経費と利用者負担を比較検討し、適正な受益者負担となるよう施設使用料や手数料等を見直します。なお、同一目的や類似の施設にあっては、原則として適用区分や基準等の統一化を図ります。

また、受益者が明らかな個別のサービスでありながら、無料又は減額としている使用料等については、その妥当性を検証し、負担の公平性を確保します。

４　利用者の視点に立った施設運営

多くの市民が利用しやすい施設とするため、利用者の意向や実態、費用対効果などを的確に把握し、開館時間や開館日などについて、柔軟かつ弾力的に対応することによって利用率や稼働率の向上に努めます。

また、利用者を限定していた施設については、法令等による制限や施設の運営状況から設置目的外の活用が不適当な場合を除き、施設の運用方法や利用要件等の見直しを行い、利用制限の緩和・廃止を進めます。

視点４　施設の長寿命化と計画的な施設整備

１　計画的な予防保全による施設の長寿命化

建替え等に伴う建設コストを軽減するためには、一つひとつの施設をできる限り長く利活用することが必要となります。

従来の老朽化等に伴う故障等が発生してから修繕を行う事後保全から、定期的な点検や耐震性・劣化度調査等に基づいた計画的な改修を行う予防保全に転換し、施設の安全性や快適性も確保した施設の長寿命化を図ります。

なお、老朽化した施設は安易に補修や建替えをせずに、施設の存続期間や将来的な需要を踏まえたうえで、大規模なリフォームや施設廃止などを視野に含めた検討を行います。

２　建替え等に伴う新たな複合施設の整備

増改築等による施設整備を行う場合には、多様なサービスを一つの施設の中で提供できるよう、施設の複合化・多機能化を進めることを基本とするとともに、将来の利用形態の変更に対応できる構造・仕様とします。

３　計画的な大規模施設の改修や建替え

多額の費用が必要な学校施設や庁舎等の大規模な施設の改修や建替えについては、早い段階から個別に検討組織等を設置し、施設のあり方やＰＦＩ（民間資金等の活用による公共施設等の整備）等の整備手法、その後の管理運営手法などを含めた新たな事業手法について十分な検討を行い、計画的な施設の更新に取り組みます。

また同時に、財産の売却などで得られる収入や一般会計から一定額を施設整備基金として積み立てるなどにより、施設更新時の財源確保を図ります。

４　コスト低減を優先した設計

施設の建替え及び改修に当たっては、イニシャルコストとランニングコストを常に意識するとともに、部材や機器は、将来においても入手が容易な市販の規格品を使用し、又は省エネルギータイプを導入するなど、ライフサイクルコスト（設計から建設、維持管理、解体までに要するすべての費用）の低減を優先することに取り組みます。

また、施設管理において蓄積したノウハウを取り入れた設計の標準仕様を作成し、長期にわたる全庁的な取組みとなるように努めます。

視点５　低・未利用地の有効活用

低・未利用地の整理、既存の土地や建物の活用

将来的に行政需要が見込まれない市有地は、賃貸や売却等を行うことにより歳入の確保に努め、施設の改修や改築費用に充てることとします。

また、新たに用地確保が必要な施設整備や基盤整備を行う場合は、原則的に周辺施設を集約することによる跡地の売却益や未利用地を有効活用するなど、市有財産の資産活用を図ることによって財源を捻出することとします。

附属資料　アンケート調査結果

附属資料　アンケート調査結果

1　公共施設利用者アンケート調査結果

(1)　調査目的

施設の統廃合や受益者負担内容の見直しは、今後重要な課題になると考えられることから、利用者を対象としたアンケート調査を実施し、主に受益者負担に対する考え方を中心とした意識を把握するもの。

(2)　調査期間

平成21年4月20日(月)～5月6日(水)

(3)　調査対象

公の施設であり、なおかつ、有料、無料にかかわらず、団体による占用利用を主としている次表の22施設の利用者(団体)を対象とし、共用部分等の個人利用者は除きます。

(4)　調査方法

各施設50団体を上限として、利用時に調査票を直接配付し、利用終了後に回収したもの。なお、すべての施設を通じて、1団体1回限りの回答としました。

(5)　回収率等

配付数　842枚　回収数　776枚　回収率　92.2%

施設名	配付	回収	回収率	施設名	配付	回収	回収率
西公民館	50	44	88.0%	ほうらい会館	28	24	85.7%
上公民館	21	20	95.2%	曽屋ふれあい	50	44	88.0%
南公民館	39	30	76.9%	はだのこども館	15	13	86.7%
北公民館	50	48	96.0%	曲松児童	19	17	89.5%
大根公民館	33	33	100.0%	末広ふれあい	28	28	100.0%
東公民館	35	35	100.0%	文化会館	15	15	100.0%
鶴巻公民館	44	42	95.5%	総合体育館	50	48	96.0%
渋沢公民館	50	47	94.0%	サンライフ鶴巻	50	50	100.0%
本町公民館	50	42	84.0%	中野健康	40	38	95.0%
南が丘公民館	50	42	84.0%	広畑ふれあい	25	25	100.0%
堀川公民館	50	42	84.0%	保健福祉	50	49	98.0%

(6)　設問と回答肢

質問１　失礼ですが、あなたの団体のメンバーのおおよその平均年令（年代）をお教えください。

1　10 代	2　20 代	3　30 代	4　40 代	5　50 代	6　60 代以上

回答	

質問２　あなたの団体のメンバーの性別をお教えください。

1　男性が中心	2　女性が中心	3　ほぼ同じくらい

回答	

質問３　あなたの団体は、今日、何人でこの施設を御利用になりましたか。

1　10 人以下	2　11 人～20 人	3　21 人～30 人	4　31 人以上

回答	

質問４　あなたの団体は、今日、どのような目的でこの施設を御利用になりましたか。

1　趣味のサークル活動	2　福祉等のボランティア活動	3　自治会等の地域活動	4　その他

回答	

質問５　あなたの団体は、この施設を普段どのくらいの頻度で御利用になっていますか。最も近いものを一つ選んでください。

1　週 1～2 回	2　月 1～2 回	3　年数回	4　それ以下

回答	

質問６　あなたの団体が公共施設を利用する主な時間帯を一つお教えください。

1　平日午前	2　平日午後	3　平日夜間	4　土日午前	5　土日午後	6　土日夜間	7　不定期

回答	

質問７　あなたの団体が、この施設を御利用になった理由は何ですか。最も当てはまるものを一つ選んでください。

1　メンバーが集まりやすい場所にあるから。
2　利用したい時間に予約しやすいから。
3　他の施設を利用したかったが、空いていなかった（予約できなかった）ので。
4　他に活動できる設備等が整った場所がないので。
5　その他（　　）

回答	

質問８－１　あなたの団体は、今日、施設の使用料をお支払いになりましたか。支払った方は、金額もお教えください。

1　支払った。	2　支払っていない。

回答		金額	円

質問８－２　質問８－１で「1　支払った」とお答えいただいた団体に伺います。あなた（あなたの団体）は、使用料の負担についてどのように思われますか。

1　高い	2　やや高い	3　適当	4　やや安い	5　安い

回答	

質問９　公共施設の管理運営費は、税金と使用料で賄われていますが、使用料で賄えるのは、管理運営費用の１５パーセント程度です。このことについて、あなた（あなたの団体）は、どのように思われますか。また、１又は３を選択した方は、適当だと思う使用料の負担割合を記入してください。

1　使用料の負担割合を大きくすべきである。
2　適当である。
3　税金の負担割合を大きくすべきである。
4　わからない。

回答	
割合	（1 又は 3 を選択した方） ％程度

質問 10　公共施設は、人口増加に合わせて建設してきましたが、少子高齢化に伴い人口と税収が減少していけば、すべての公共施設を維持することが難しくなると考えられます。今日御利用いただいた施設を維持していくために、今まで無料であった使用が有料となったり、大規模な修繕や建替えのための費用が使用料に上乗せされるとしたら、あなた（あなたの団体）は、どのように思われますか。

1	施設を維持するためには、利用者の負担がある程度増えることは仕方がない。
2	利用者の負担が増えることには反対であり、税金の負担で施設を維持できるようにしてほしい。
3	利用者の負担が増えるのはいやなので、施設がなくなっても仕方がない。
4	その他（　　）
5	わからない。

回答	

質問 11　最後に、今日ご利用いただいた施設の設備やサービスに対するあなた（あなたの団体）の満足度をお教えください。

1　満足	2　やや満足	3　普通	4　やや不満	5　不満

回答	

その他公共施設の管理運営に関し、お気づきの点、御意見などがありましたら記入してください。

(7)　回答結果と分析

問 1　失礼ですが、あなたの団体のメンバーのおおよその平均年令（年代）をお教えください。

回答肢	回答者数	割合
①　10 歳代	47	6.1%
②　20 歳代	13	1.7%
③　30 歳代	55	7.1%
④　40 歳代	57	7.4%
⑤　50 歳代	191	24.6%
⑥　60 歳代以上	406	52.3%
不明無回答	7	0.9%
合計	776	100.0%

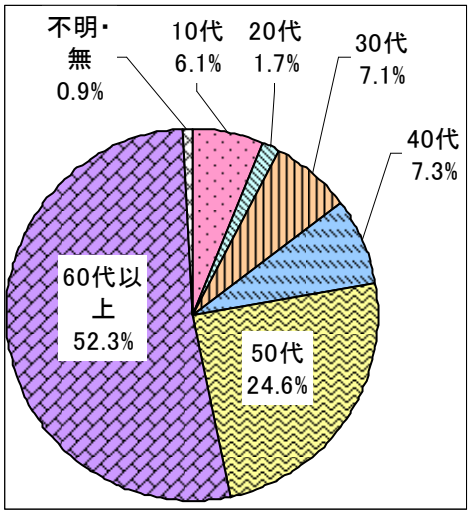

利用者の年代は、60 歳代以上を中心とする団体が半数以上を占め、次いで 50 歳代となり、20 歳代の利用者が最も少なくなりました。

また、スポーツを楽しめる総合体育館及びサンライフ鶴巻では、10 歳代の利用も多く、30 歳代以下の利用者の割合は、総合体育館及び文化会館で高くなっています。

問 2　あなたの団体のメンバーの性別をお教えください。

回答肢	回答者数	割合
①　男性が中心	100	12.9%
②　女性が中心	504	65.0%
③　ほぼ同じくらい	168	21.7%
不明無回答	4	0.5%
合計	776	100.0%

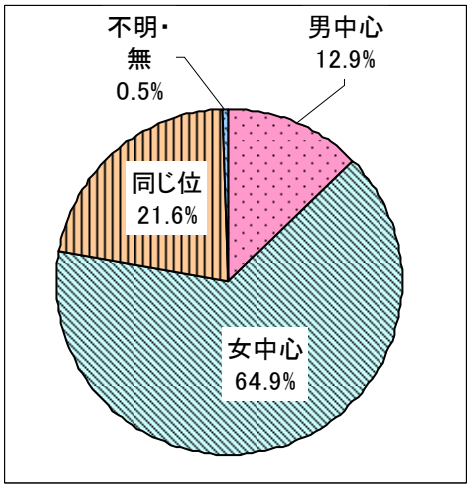

女性がメンバーの中心となっている団体の割合が高く、およそ 3 分の 2 近くを占めています。

年代と合わせると、調査対象となった公共施設の利用者は、高齢の女性が中心

であることがわかります。

問 3　あなたの団体は、今日、何人でこの施設を御利用になりましたか。

回答肢	回答者数	割合
①　10 人以下	360	46.4%
②　11～20 人	263	33.9%
③　21～30 人	98	12.6%
④　31 人以上	46	5.9%
不明無回答	9	1.2%
合計	776	100.0%

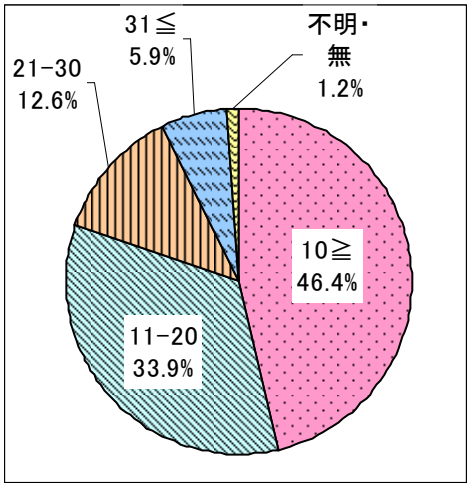

利用団体の人数は、10 人以下の団体が最も多く、半数弱を占め、11 人以上 20 人以下の団体と合わせると、およそ 8 割を占めています。

また、21 人以上での利用が多い施設としては、文化会館、広畑ふれあいプラザがあげられます。

問 4　あなたの団体は、今日、どのような目的でこの施設を御利用になりましたか。

回答肢	回答者数	割合
①　趣味のサークル活動	602	77.6%
②　福祉等のボランティア活動	44	5.7%
③　自治会等の地域活動	34	4.4%
④　その他	89	11.5%
不明無回答	7	0.9%
合計	776	100.0%

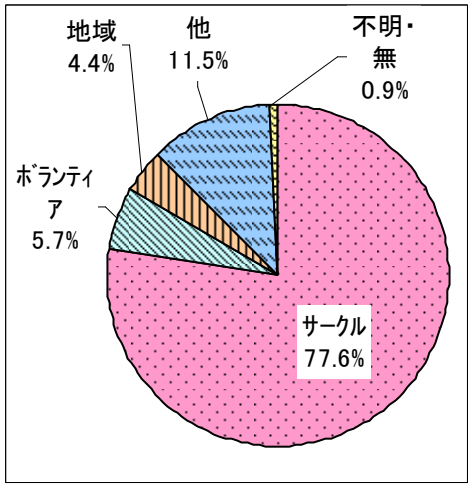

趣味のサークル活動での利用が 8 割弱を占めています。

施設の設置目的から、保健福祉センターでは、ボランティア活動での利用が多くなり、曽屋ふれあい会館では、地域活動が多くなっています。また、営利目的での利用も多い文化会館では、その他の利用が占める割合が高くなっています。

問 5　あなたの団体は、この施設を普段どのくらいの頻度で御利用になっていますか。最も近いものを一つ選んでください。

回答肢	回答者数	割合
①　週 1～2 回	238	30.7%
②　月 1～2 回	465	59.9%
③　年数回	51	6.6%
④　それ以下	15	1.9%
不明無回答	7	0.9%
合計	776	100.0%

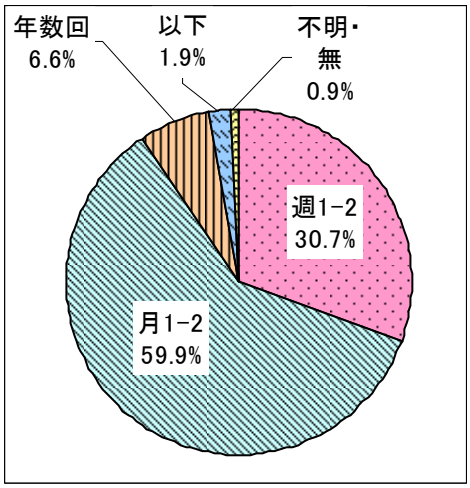

月 1～2 回の利用頻度が最も多く、週 1～2 回を含めると、およそ 9 割の利用者が定期的な利用者であることがわかります。

週 1～2 回の頻繁に利用する団体の割合が高い施設としては、中野健康センター、総合体育館、はだのこども館、ほうらい会館があげられます。

問 6　あなたの団体が公共施設を利用する主な時間帯を一つお教えください。

回答肢	回答者数	割合
①　平日午前	269	34.7%
②　平日午後	232	29.9%
③　平日夜間	104	13.4%
④　土日午前	57	7.4%
⑤　土日午後	50	6.4%
⑥　土日夜間	33	4.3%
⑦　不定期	26	3.4%
不明無回答	5	0.6%
合計	776	100.0%

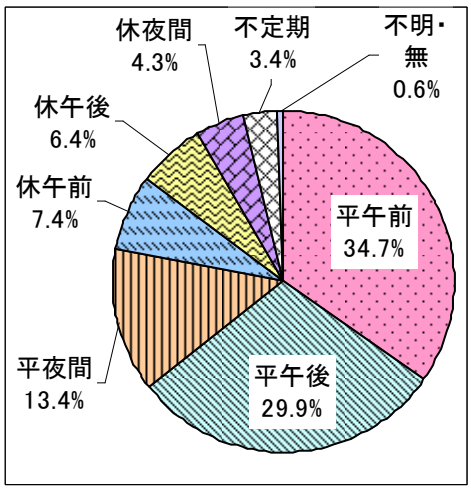

平日の午前中を中心として活動する団体が最も多く、平日の午後及び夜間を合わせると、およそ 8 割の団体が、平日を中心に利用しています。

また、土日が中心となっている団体が占める割合が高い施設としては、上公民館、はだのこども館、文化会館があげられます。

なお、ここまでの結果から、今回調査対象となった施設の利用者は、60 歳以

上の女性を中心とした 10 人程度のグループが、平日を中心に月数回利用しているという姿が標準像であるということわかります。

問 7　あなたの団体が、この施設を御利用になった理由は何ですか。最も当てはまるものを一つ選んでください。

回答肢	回答者数	割合
①　メンバーが集まりやすい場所にあるから	463	59.7%
②　利用したい時間に予約しやすいから	164	21.1%
③　他の施設を利用したかったが、空いていなかった(予約できなかった)ので	28	3.6%
④　他に活動できる設備等が整った場所がないので	77	9.9%
⑤　その他	38	4.9%
不明無回答	6	0.8%
合計	776	100.0%

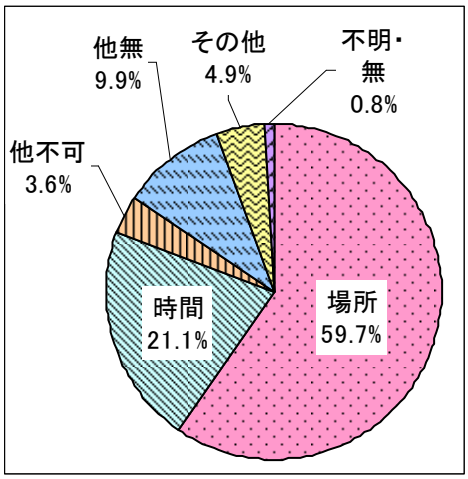

施設利用の理由としては、場所的要因を挙げる団体が最も多く、およそ 6 割を占めています。また、予約しやすさから利用する団体の多い施設には、稼働率の低い施設が目立ちます。

問 8-1　あなたの団体は、今日、施設の使用料をお支払いになりましたか。支払った方は、金額もお教えください。

回答肢	回答者数	割合
①　支払った	543	70.0%
②　支払っていない	222	28.6%
不明無回答	11	1.4%
合計	776	100.0%
平均金額	1,194 円	

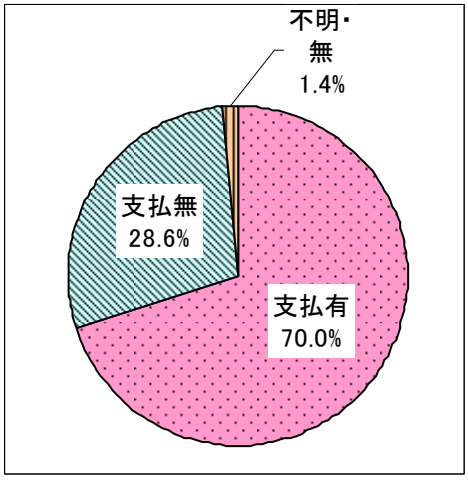

使用料を支払った団体が7割を占めています。残る3割の利用団体は、減免制度の適用を受けたか、又は当初から無料とされている施設の利用者です。

問 8-2　問 8-1 で「1　支払った」とお答えいただいた団体に伺います。あなた（あなたの団体）は、使用料の負担についてどのように思われますか。

回答肢	回答者数	割合	平均使用料
①　高い	50	9.2%	1,138 円
②　やや高い	85	15.7%	
③　適当	321	59.1%	1,003 円
④　やや安い	20	3.7%	2,106 円
⑤　安い	37	6.8%	
不明無回答	30	5.5%	
合計	543	100.0%	1,194 円

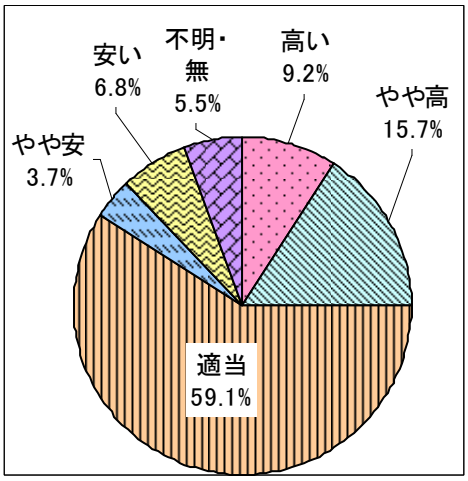

使用料は、適当と考える団体がおよそ 6 割を占めています。また、高いとやや高いを合わせると、およそ 4 分の 1 の団体は、使用料が高いと感じていることがわかります。

なお、文化会館は、1 件当たりの使用料の金額が高い施設となりますが、やや安いと考えている利用者が多いことが特徴的です。

高いと答えた利用者の平均使用料は、1,138 円であり、適当と答えた利用者の平均使用料を 135 円上回っています。また、安いと答えた利用者の中に使用料の高い文化会館利用者が含まれていることから、平均値は高くなっています。

さらに、この設問に関しては、年代別、男女別及び使用頻度別にクロス集計を行いました。

年代別では、40 歳代以下の年齢層でサンプル数が少ないため、断定することはできませんが、使用料を高いと感じる年齢層は、30・40 歳代で最も高くなり、50 歳代が最も低くなります。

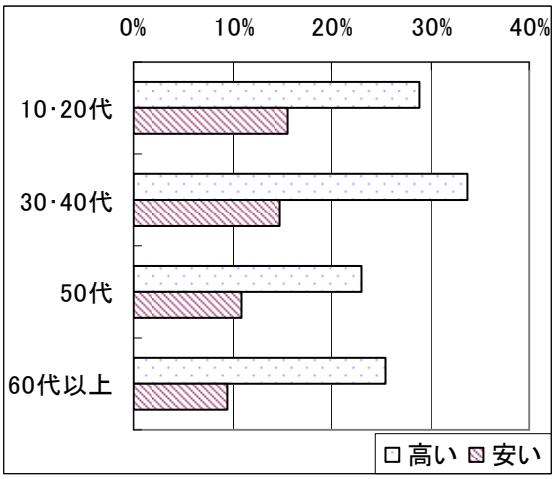

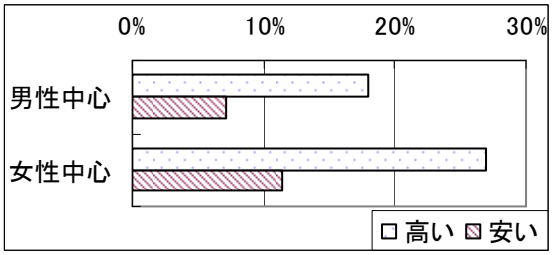

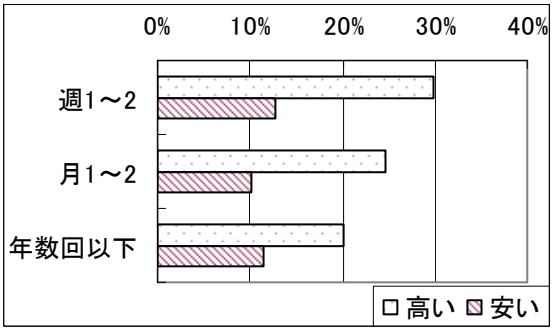

これに対して、安いと感じる割合は、年齢層が低くなるほど多くなっています。

男女別では、男性中心のグループでサンプル数が少ないため、断定することはできませんが、女性中心のグループのほうが、高いと感じる割合、安いと感じる割合ともに高くなっています。

さらに使用頻度別では、年数回以下でサンプル数が少ないですが、利用頻度が高いほど、使用料を高いと感じる割合が高くなっています。

問 9　公共施設の管理運営費は、税金と使用料で賄われていますが、使用料で賄えるのは、管理運営費用の 15 パーセント程度です。このことについて、あなた(あなたの団体)は、どのように思われますか。また、1 又は 3 を選択した方は、適当だと思う使用料の負担割合を記入してください。

回答肢	回答者数	割合
①　使用料の負担割合を大きくすべきである	33	4.3%
②　適当である	453	58.4%
③　税金の負担割合を大きくすべきである	53	6.8%
④　わからない	121	15.6%
不明無回答	116	15.0%
合計	776	100.0%

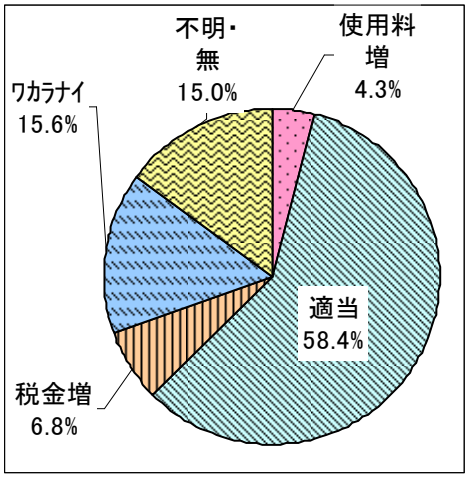

現在の負担割合で適当と考える利用者がおよそ 6 割を占めます。

また、使用料の割合を大きくすべきと考える利用者が多い施設としては、広畑ふれあいプラザ、税金の割合を大きくすべきと考える利用者が多い施設としては、大根公民館、曲松児童センターなどがあげられます。

なお、設問の内容がわかりにくかったためか、「わからない」と回答したものと不明・無回答を加えると、およそ 3 割の利用者が明確な意思を示せなかった結果となりました。

さらに、この設問に関しては、年代別、男女別、使用頻度別、使用料の支払いの有無別にクロス集計を行いました。

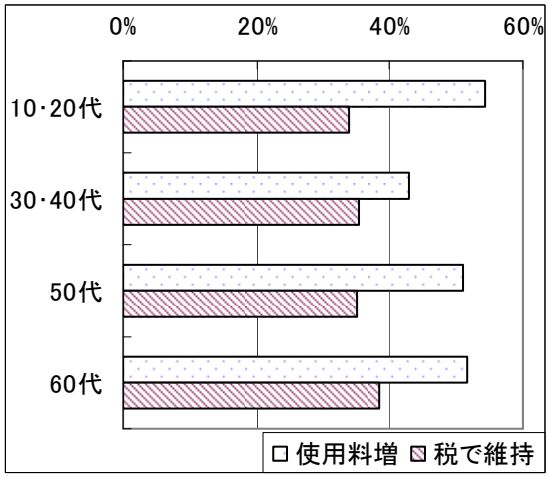

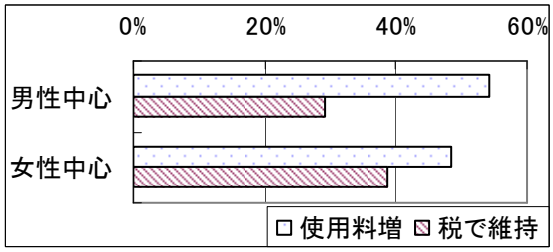

年代別では、若年層でサンプル数が少ないですが、税金の負担で施設を維持すべきと考える割合は、年齢層が上がるほど多くなっています。

また、男女別では、男性のサンプル数のほうが少ないですが、使用料の負担が増えるのは仕方ないという割合は、男性が高く、税の負担で維持すべきと考える割合は、女性が高くなります。

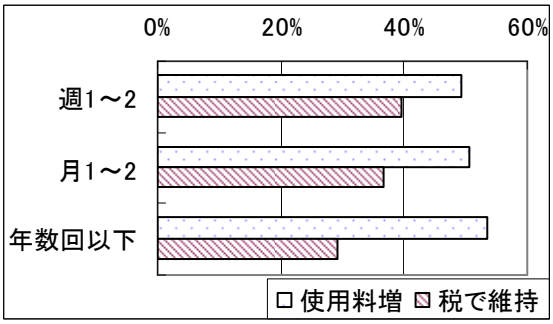

さらに、使用頻度別では、年数回以下でサンプル数が少ないですが、利用頻度が高いほど使用料の負担が増えるのは仕方ないとする割合が減り、税の負担で維持とする割合が高くなります。

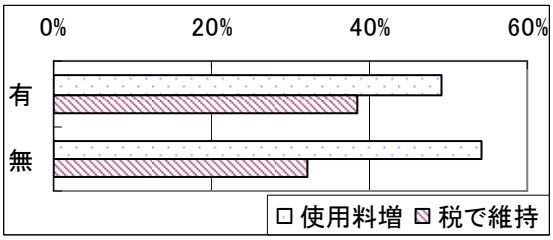

最後に使用料支払いの有無別では、使用料を支払っていない利用者のほうが、使用料の負担が増えるのは仕方ないと考える割合が高く、税の負担で維持とする割合が低くなっています。

問 10　公共施設は、人口増加に合わせて建設してきましたが、少子高齢化に伴い人口と税収が減少していけば、すべての公共施設を維持することが難しくなると考えられます。今日御利用いただいた施設を維持していくために、今まで無料であった使用が有料となったり、大規模な修繕や建替えのための費用が使用料に上乗せされるとしたら、あなた(あなたの団体)は、どのように思われますか。

回答肢	回答者数	割合
①　施設を維持するためには、利用者の負担がある程度増えることは仕方がない	366	47.2%
②　利用者の負担が増えることには反対であり、税金の負担で施設を維持できるようにしてほしい	266	34.3%
③　利用者の負担が増えるのはいやなので、施設がなくなっても仕方がない	15	1.9%
④　その他	31	4.0%
⑤　わからない	46	5.9%
不明無回答	52	6.7%
合計	776	100.0%

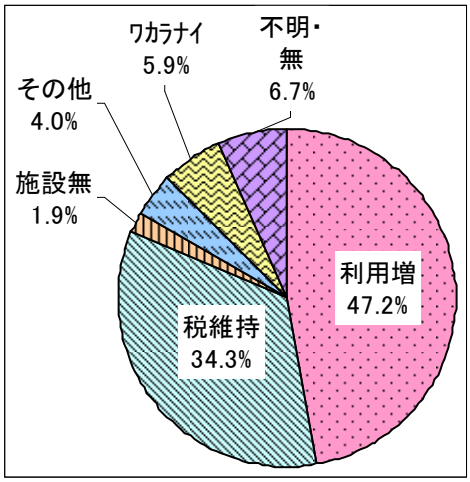

およそ半分弱の利用者が、利用者の負担が増えることも仕方がないと考えてい

ます。

しかし、3 分の 1 強は税金で維持すべきと考え、割合の多い施設としては、鶴巻公民館、渋沢公民館があげられます。

問 11　最後に、今日ご利用いただいた施設の設備やサービスに対するあなた（あなたの団体）の満足度をお教えください。

回答肢	回答者数	割合
①　満足	307	39.6%
②　やや満足	130	16.8%
③　普通	260	33.5%
④　やや不満	28	3.6%
⑤　不満	5	0.6%
不明無回答	46	5.9%
合計	776	100.0%

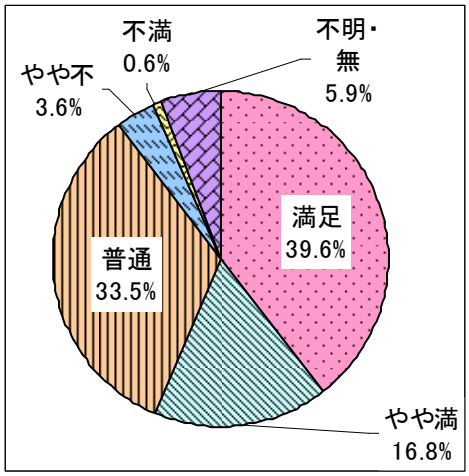

6割近い利用者が施設やサービスを満足と感じ、不満を感じる利用者は、1割にも満たない結果となりました。

不満を感じる利用者が多かった施設としては、比較的古い施設に多いという特徴があります。

2　インターネットによる公共施設に関するアンケート調査結果

(1)　調査目的

公共施設は、多くの市民に利用されていますが、特定の市民が繰り返し利用する場合も多く、公共施設をほとんど、又はまったく利用しないという市民も多いものと思われます。そこで、多く使う市民と利用頻度の低い市民との意識の違いの把握や、税負担の公平性検討のための基礎資料を収集するために調査を行ったものです。

なお、利用者アンケートでは、公共施設の主な利用者となっている中高年齢層の回答が多くなったことから、20 歳代から 40 歳代を中心にデータを収集することができるインターネットによる調査方法を採用することとしたものです。

(2)　調査期間

平成21年6月19日(金)～6月25日(木)

インターネット上での回答受付時間

開始　平成21年6月23日(火)　午後6時11分

終了　平成21年6月25日(木)　午前8時

(3)　調査対象

インターネット上でアンケート調査を行う受託のモニター会員として登録している者の中から、秦野市在住者を抽出し、各年代と性別に応じて、次表の各欄に掲げる数を標準数(合計 300 サンプル)として調査を依頼したものです。

なお、インターネット上で調査を行うという特性から、50 歳代以上のモニター会員数が少ないため、50 歳代以上の回収サンプル数は、調査受託会社と協議のうえ減らしたものであり、意図的に高齢者層の意見を排除しようとするものではありません。

年代／性別	20 代	30 代	40 代	50 代以上	計
男	40	40	40	30	150
女	40	40	40	30	150
合　計	80	80	80	60	300

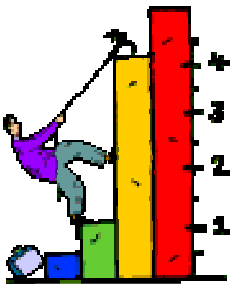

(4)　設問と回答肢

質問１　あなたが居住している地区を教えてください。
①　本町地区　②　南地区　③　東地区　④　北地区　⑤　大根・鶴巻地区
⑥　西地区　⑦上地区　　⑧わからない

質問２　あなたは、秦野市にどのくらいの期間居住していますか。
①　１年未満　　②　１年以上５年未満　　③　５年以上

質問３　あなたは、過去１年間に秦野市立の公共施設を利用しましたか。
（この調査でいう「公共施設」とは、総合体育館、文化会館、図書館、公民館のように、不特定の市民が利用することができる公共の施設のことをいいます。ただし、公園のように職員が常駐していない施設は除きます。）
①　定期的に利用した。　②　１回又は数回、利用した。　③　利用しなかった。

質問４　秦野市の公共施設の量やサービスの内容は、他の市や町に比べて充実していると思いますか。
①　充実している。　②　やや充実している。　③　どちらともいえない。
④　やや劣っている。　⑤　劣っている。

質問５　有料の公共施設の管理運営経費は、税金と利用者が支払う使用料で賄っています。平成 19 年度に使用料で賄われたのは、管理運営経費の 15%程度であり、残りの 85%は、税金で賄われていますが、あなたが適切だと思う使用料と税金の負担割合を記入してください。
（合計が 100 になるように整数で記入してください。）
使用料□%：税金□%

質問６　今ある公共施設は、秦野市の人口が増加するのに合わせて建設してきましたが、今後、少子高齢化に伴い人口と税収が減少していけば、すべての公共施設を維持することが難しくなることも考えられます。
公共施設が減ることに対するあなたの考えに最も近いものを一つ選んでください。
①　公共施設は足りないと思うので、減らすよりも増やすことを考えるべきである。
②　今あるすべての公共施設は必要なものなので、現状維持を優先的に考えるべきである。
③　公共施設の必要性を見直し、人口や税収に見合った数まで減らすべきである。
④　今ある公共施設には、必要性の低い施設が多いと思うので、人口や税収に合わせることなく、積極的に減らすべきである。
⑤　その他（　　）

質問７　税収が減る中で公共施設を維持するためには、経営努力を行うことはもちろんのことですが、今まで無料であった施設を有料としたり、大規模な修繕や建替えのための費用を使用料に上乗せしなければならなくなることも考えられます。

このことについて、あなたは、どのように思われますか。あなたの考えに最も近いものを一つ選んでください。

① 利用者の負担を増やすことは当然である。
② 利用者の負担は増やさず、税金の負担で維持するべきである。
③ 今の利用者の負担で維持できない施設は、なくなっても仕方がない。
④ 公共施設は使わないので、どうなってもよい。
⑤ その他（　　）

質問８　公共施設を減らさなければならないとしたら、あなたは、どのような施設を減らすべきだと考えますか。

あなたの考えに最も近いものを一つ選んでください。

① 市内に一つしかないような規模の大きい施設
② 各地区に配置されているような規模の小さい施設
③ 規模にかかわらず、利用者が少なかったり、管理運営経費が多くかかる施設
④ その他（　　）

質問９　あなたは、次に名前を挙げる公共施設を知っていますか。

それぞれの施設に該当するものを一つ選んでください。

	利用したことがある。	名前も場所も知っているが、利用したことはない。	名前は聞いたことがあるが、場所まではわからない。	名前も場所も知らない。
公民館				
総合体育館				
図書館				
保健福祉センター				
文化会館				
おおね公園				
中央運動公園				
児童館				
鶴巻温泉弘法の里湯				
田原ふるさと公園				
広畑ふれあいプラザ				
サンライフ鶴巻				
末広ふれあいセンター				

なでしこ会館				
曽屋ふれあい会館				
曲松児童センター				
桜土手古墳展示館				
表丹沢野外活動センター				
宮永岳彦記念美術館				
はだのこども館				
中野健康センター				
くずはの家				
里山ふれあいセンター				

質問 10　あなたが、将来にわたり優先的に維持するべきと考える公共施設を５つ選び、優先順位を付けてください。

	第１位	第２位	第３位	第４位	第５位
公民館					
総合体育館					
図書館					
保健福祉センター					
文化会館					
おおね公園					
中央運動公園					
児童館					
鶴巻温泉弘法の里湯					
田原ふるさと公園					
広畑ふれあいプラザ					
サンライフ鶴巻					
末広ふれあいセンター					
なでしこ会館					
曽屋ふれあい会館					
曲松児童センター					
桜土手古墳展示館					
表丹沢野外活動センター					
宮永岳彦記念美術館					
はだのこども館					
中野健康センター					
くずはの家					
里山ふれあいセンター					
この中にはない					

(5)　回答者の属性

属性１　年齢及び性別

選択肢	男		女		計	
	回答者数	割合（実人口割合）	回答者数	割合（実人口割合）	回答者数	割合（実人口割合）
①　20 歳代	42	13.9%（11.3%）	42	13.9%（7.9%）	84	27.8%（19.2%）
②　30 歳代	42	13.9%（9.1%）	42	13.9%（8.0%）	84	27.8%（17.1%）
③　40 歳代	42	13.9%（7.6%）	42	13.9%（7.0%）	84	27.8%（14.6%）
④　50 歳代以上	31	10.3%（23.6%）	19	6.3%（25.6%）	50	16.6%（49.2%）
合　計	157	52.0%（51.5%）	145	48.0%（48.5%）	302	100.0%（100.0%）

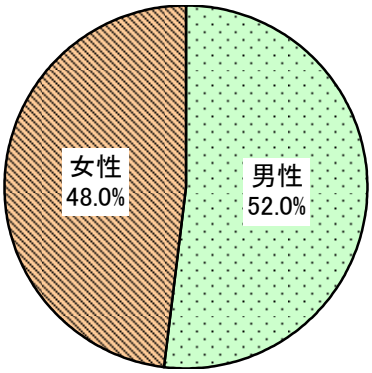

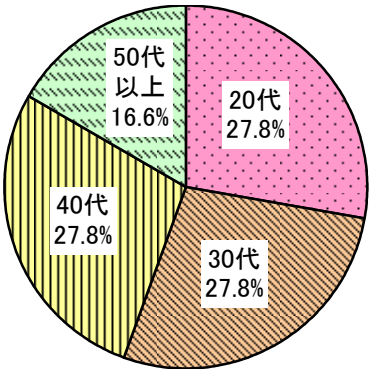

※　実人口割合は、平成 20 年 1 月 1 日現在の 20 歳以上の実人口から算定したもの。

男女の比は、実人口割合とほぼ同じですが、インターネットを用いた調査であるという特性から、20 歳代から 40 歳代では、回答者の割合が実人口割合を上回り、50 歳代以上の回答者の割合は、実人口割合を大きく下回っています。

属性２　未既婚

選択肢	回答者数	割合
①　未婚	107	35.4%
②　既婚	195	64.6%
合計	302	100.0%

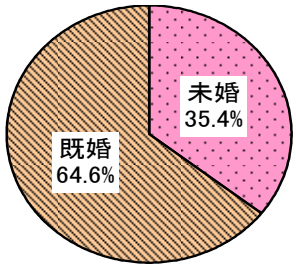

属性３　こどもの有無			
選択肢	回答者数	割合	
①　有	148	49.0%	
②　無	154	51.0%	
合計	302	100.0%	

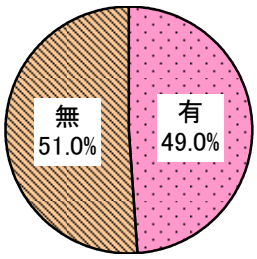

回答者のおよそ３分の２は、既婚者ですが、こどもの有無については、ほぼ同程度の割合となっています。

(6)　回答結果と分析

問１　あなたが居住している地区を教えてください。

回答肢	回答者数	割合（実人口割合）
①　本町地区	37	12.3%（12.7%）
②　南地区	52	17.2%（18.6%）
③　東地区	26	8.6%（9.7%）
④　北地区	18	6.0%（8.2%）
⑤　大根・鶴巻地区	86	28.5%（25.8%）
⑥　西地区	70	23.2%（23.4%）
⑦　上地区	2	0.7%（1.5%）
⑧　わからない	11	3.6%（–%）
合　計	302	100.0%（100.0%）

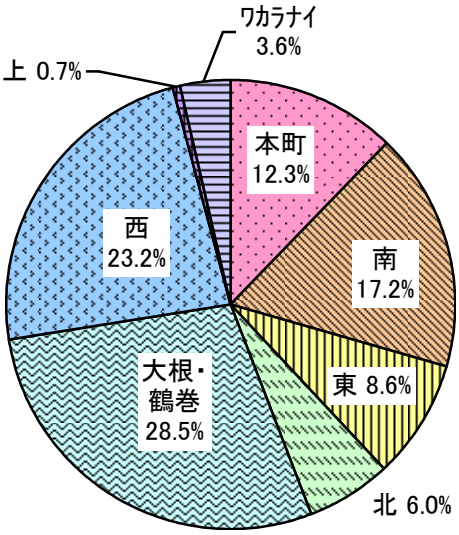

※　実人口割合は、平成 20 年 10 月 1 日現在の実人口（全年齢）から算定したもの。

実人口割合との比較では、大根・鶴巻地区で回答者の割合が 2.7 ポイント上回り、他地区では、実人口割合よりも回答者の割合がやや低くなっています。

また、この設問について、性別及び年齢層別にクロス集計すると（上地区は、回答者が少ないため、隣接する西地区に含めます。以下クロス集計を行う際において同じです。）、次図のとおりとなります。

全体の回答者より男性の割合が多いのが目立つのは、東、西・上地区、女性の割合が多いのが目立つのは、本町、北地区となっています。

【問１　性別】

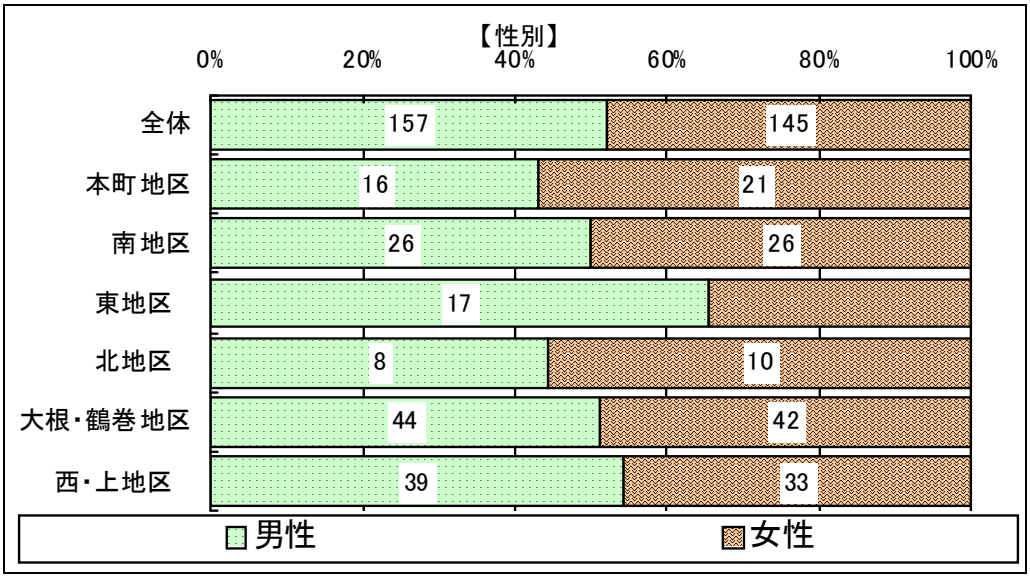

また、男女別に年齢層の構成を見ると、まず男性では、全体より割合が大きくなっているのが目立つのは、20 歳代は東、大根・鶴巻地区、30 歳代は南、北地区、40 歳代は西・上地区、50 歳代以上は本町、南地区となっています。

続いて女性では、全体より割合が大きくなっているのが目立つのは、20 歳代は北地区、30 歳代は本町地区、40 歳代は東地区、50 歳代以上は東、大根・鶴巻地区となっています。

【問１　男性年齢別】

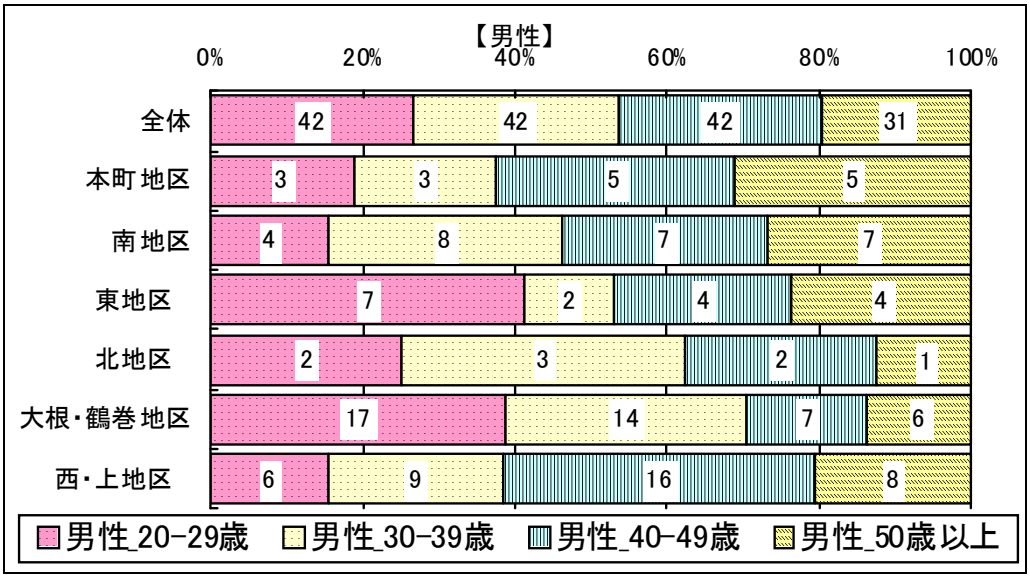

【問１　女性年齢別】

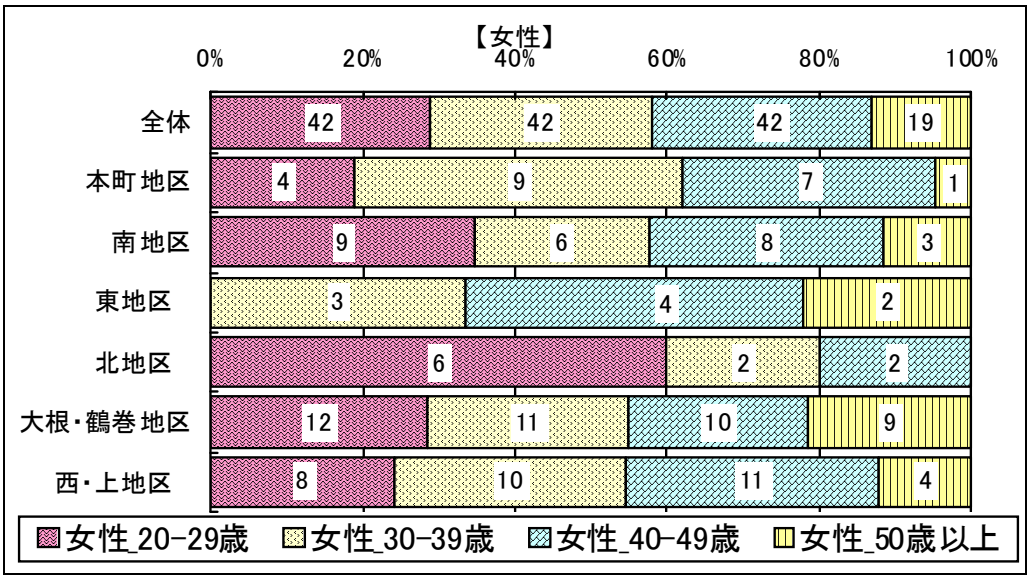

問２　あなたは、秦野市にどのくらいの期間居住していますか。

回答肢	回答者数	割合
①　１年未満	17	5.6%
②　１年以上５年未満	55	18.2%
③　５年以上	230	76.2%
合　計	302	100.0%

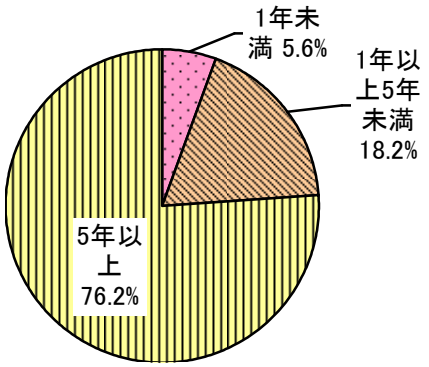

およそ４分の３強の回答者が、公共施設も含めた市政に対して、ある程度以上の情報や知識を有しているものと推測できる５年以上の居住者です。

問３　あなたは、過去１年間に秦野市立の公共施設を利用しましたか。
（この調査でいう「公共施設」とは、総合体育館、文化会館、図書館、公民館のように、不特定の市民が利用することができる公共の施設のことをいいます。ただし、公園のように職員が常駐していない施設は除きます。）

回答肢	回答者数	割合
①　定期的に利用した。	105	34.8%
②　１回又は数回、利用した。	125	41.4%
③　利用しなかった。	72	23.8%
合　計	302	100.0%

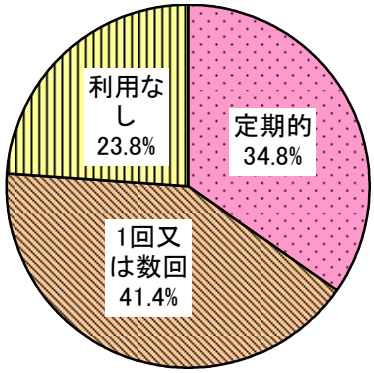

定期的に利用した回答者が３分の１強を占め、１回又は数回利用した回答者を加えると、４分の３強の回答者が過去１年間に、公共施設を利用しています。

なお、先に実施した利用者アンケートでは、高年齢層の女性が多かったのに対し、本調査は、インターネットを用いた調査であることから、高年齢層、特に女性の回答が少なく、実態とのかい離が懸念されます。そこで、実際の人口に占める性別と年代の割合に応じて回答者数に補正をかけた結果、「定期的に利用した」とずる者は 35.2 パーセントとなり、ほとんど変化はありませんが、「1 回又は数回利用した」とする者は、47.4 パーセントとなり、両者の合計は、８割を超える結果となりました。

【問３　補正結果】

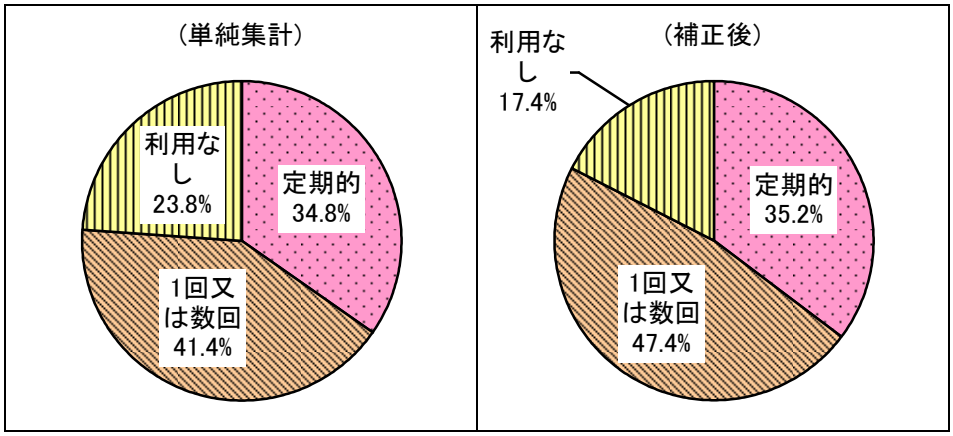

また、この設問について、性別及び年齢層別、未既婚、子供の有無並びに回答者が居住する地区別にクロス集計すると、次図のとおりとなります。

男女別では、利用しなかったという者の割合は、男性では 30 パーセントを超えているのに対し、女性ではその半分程度になっています。

年齢層別では、男性は、年齢層が下がるほど利用していない者の割合が増えていますが、女性は 30 歳代が利用していない者の割合が最も高く、50 歳代以上が最も少なくなっています。また、「定期的に利用した」と回答した割合が最も高いのは、40 歳代の女性であり、「利用しなかった」と回答した割合が最も高いのは、20 歳代の男性となりました。

【問 3　性別・年代別】

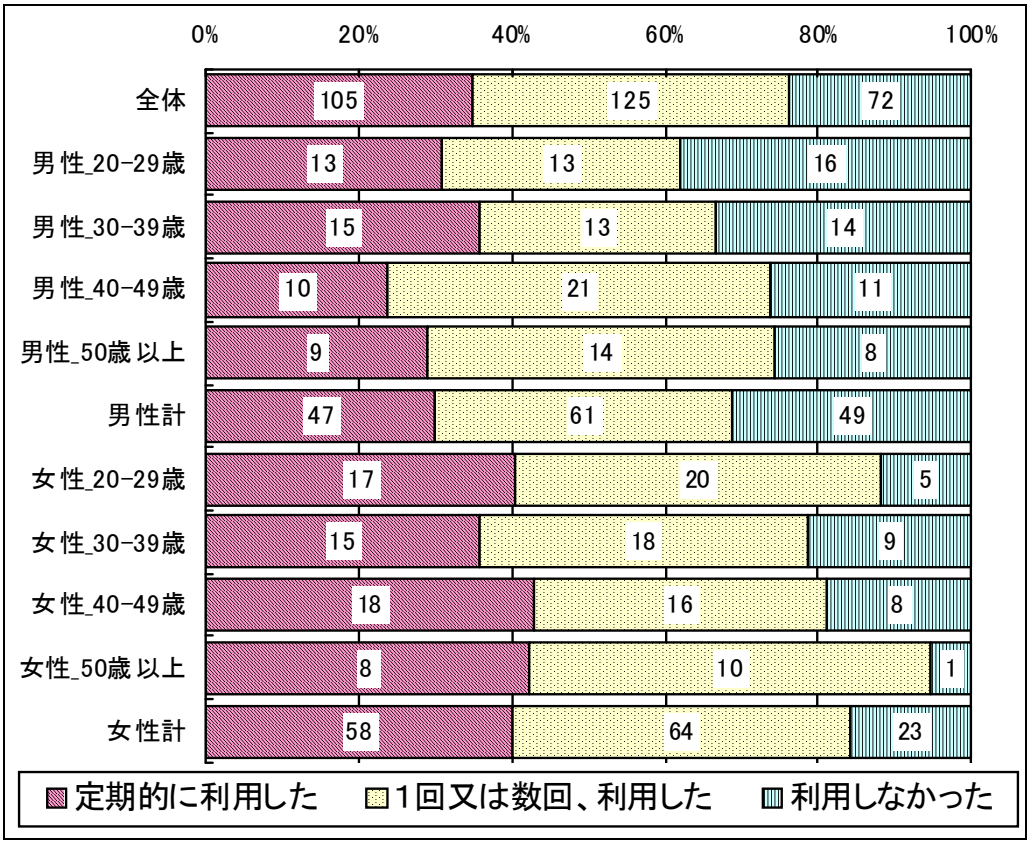

未既婚の別では、「定期的に利用した」、「１回又は数回利用した」と回答した者の割合は、ともに既婚者のほうが高くなり、公共施設を活発に利用していることがわかります。

【問 3　未既婚別】

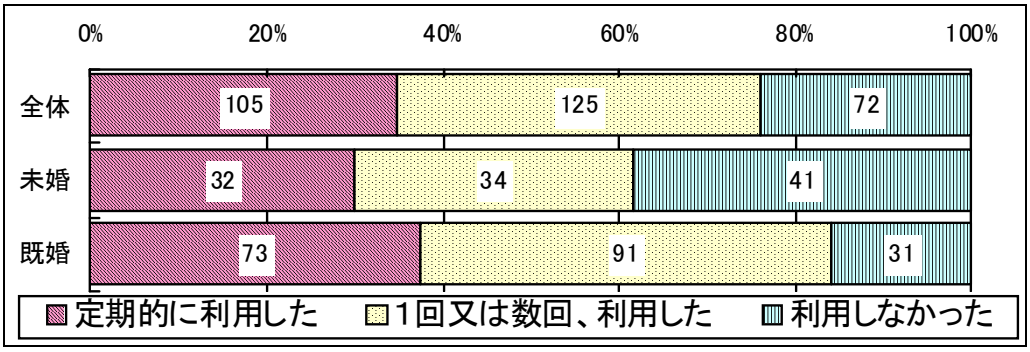

子供の有無別では、「定期的に利用した」、「１回又は数回利用した」と回答した者の割合は、ともに子どものいる回答者のほうが高くなり、公共施設を活発に利用していることがわかります。

【問３　子供の有無別】

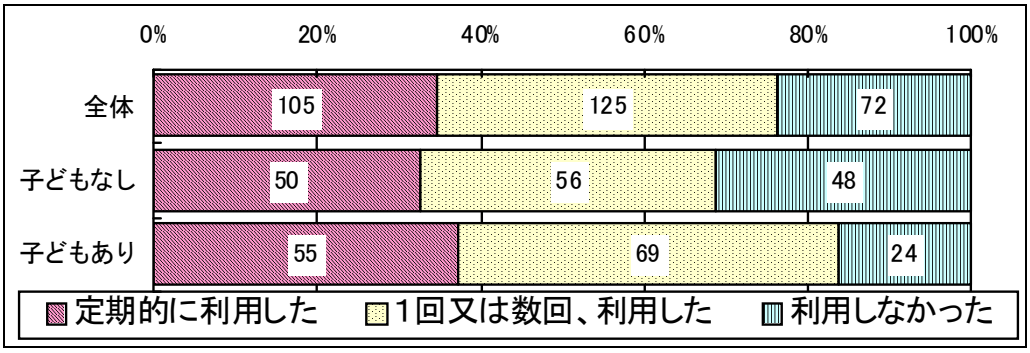

地区別では、「定期的に利用した」と回答した者の割合は、北地区で最も高くなり、大根・鶴巻地区で最も低くなりました。また、「利用しなかった」と回答した者の割合は、東地区で最も高くなり、北地区では、回答した者はありませんでした。

【問３　地区別】

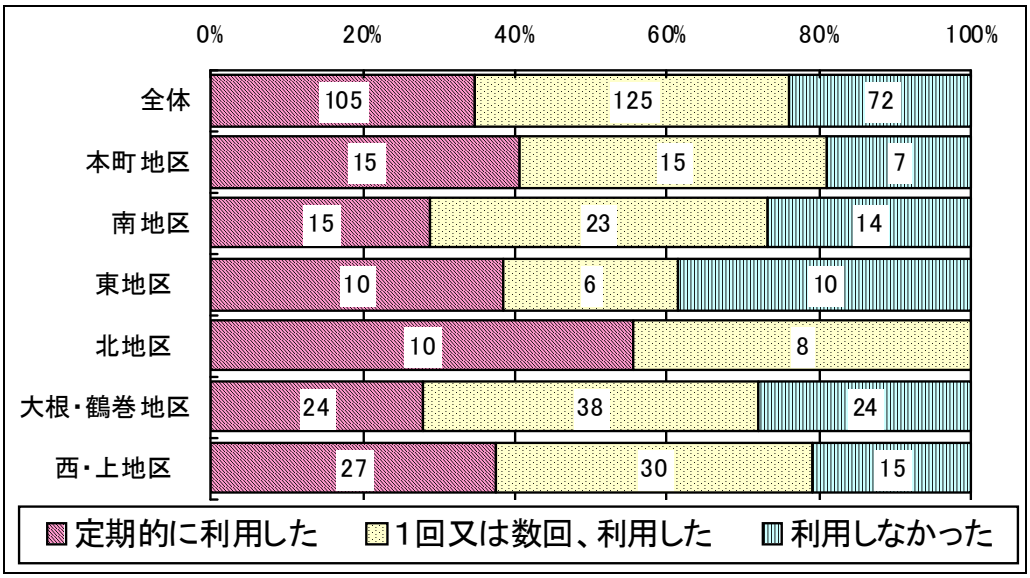

問 4　秦野市の公共施設の量やサービスの内容は、他の市や町に比べて充実していると思いますか。		
回答肢	回答者数	割合
①　充実している。	28	9.3%
②　やや充実している。	90	29.8%
③　どちらともいえない。	141	46.7%
④　やや劣っている。	38	12.6%
⑤　劣っている。	5	1.7%
合　計	302	100.0%

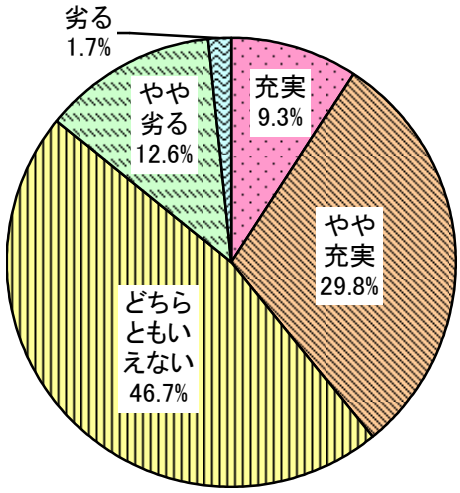

「充実している」と「やや充実している」を合わせると、4 割弱の回答者が充実していると答え、「やや劣っている」、「劣っている」と回答した者の割合を 25 ポイント弱上回っています。

前述のとおり、回答者の性別・年代別の割合と実際の市民の構成割合が異なることから、実際の人口に占める性別と年代の割合に応じて回答者数に補正をかけた結果、あまり大きな変化は見られませんが、「やや充実している」とした者の割合が 1.2 ポイント、「どちらともいえない」とした者の割合が 2.0 ポイント増え、「やや劣る」とした者の割合は、2.5 ポイント減りました。

【問 4　補正結果】

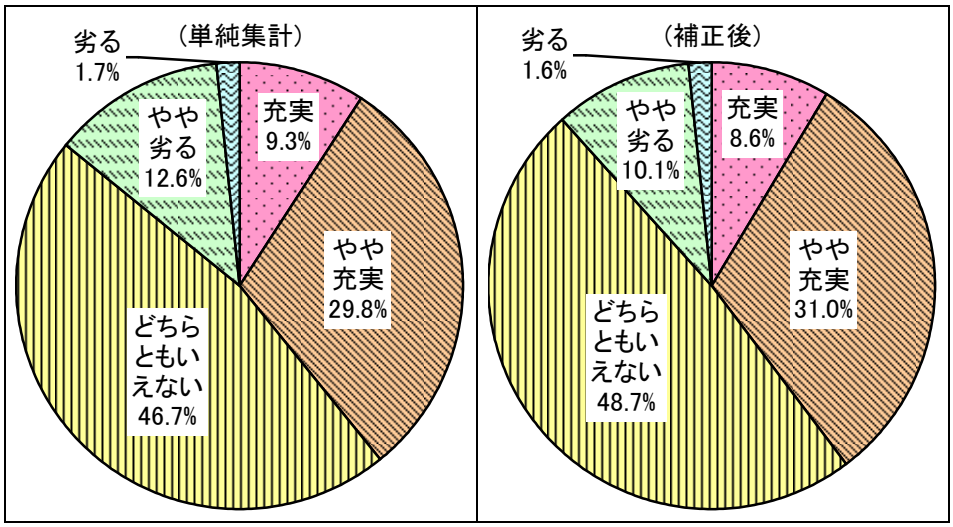

また、この設問について、性別及び年齢層別、未既婚、子供の有無並びに回答

者の居住する地区別にクロス集計すると、次図のとおりとなります。

男女別では、「充実している」及び「やや充実している」と答えた者の割合は、男性のほうが高くなっています。

また、年齢層別では、「充実している」及び「やや充実している」とした者の割合が最も高くなったのは、50 歳代以上の男性であり、最も低くなったのは、50 歳代以上の女性でした。これに対し、「劣っている」及び「やや劣っている」とした者の割合が最も高くなったのは、20 歳代の女性であり、最も低くなったのは、50 歳代以上の男性でした。

男女ともに、年齢層が若くなるほど「劣っている」及び「やや劣っている」とする者の割合が高くなる傾向がありますが、女性では、30 歳代で「劣っている」とする者の割合が低くなり、「どちらともいえない」とする割合が最も高くなります。

前述のとおり、30 歳代の女性は公共施設を利用しなかった者の割合が高く、このことと相関がありそうです。

【問 4　性別・年代別】

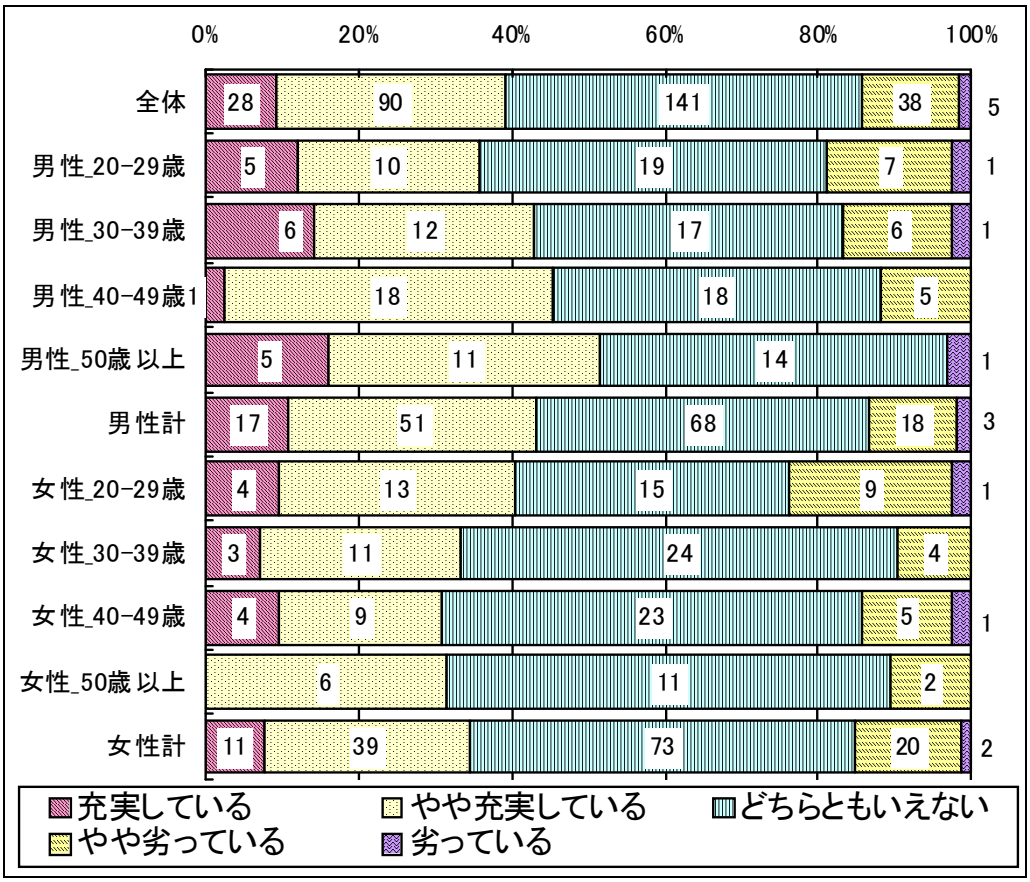

未既婚の別では、「充実している」、「やや充実している」と回答した者の割合は、既婚者のほうが高くなり、満足度が高いことがわかります。

【問４　未既婚別】

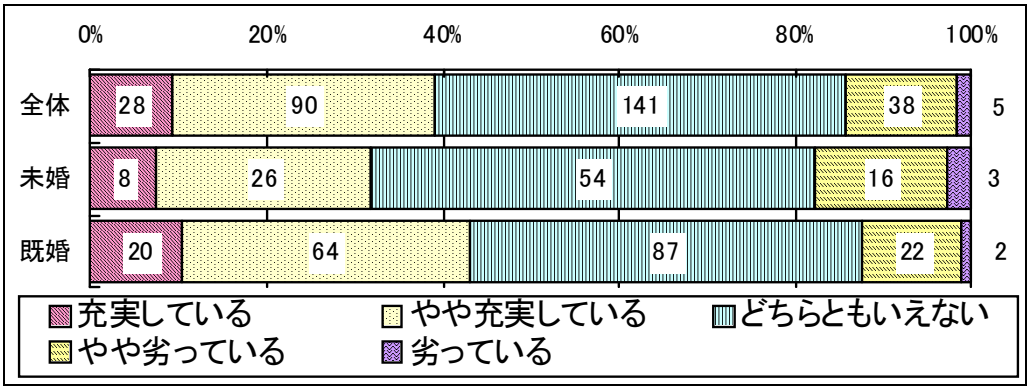

子供の有無別では、「充実している」、「やや充実している」と回答した者の割合は、子どものいる回答者のほうが高くなり、満足度が高いことがわかります。

【問４　子供の有無別】

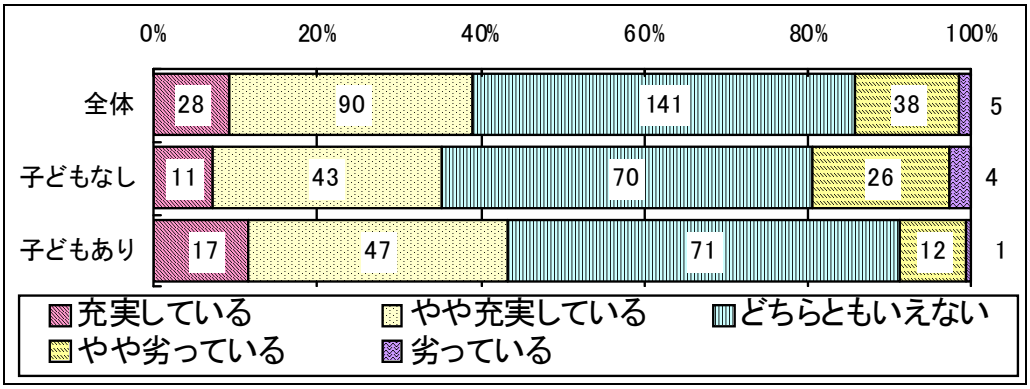

地区別では、「充実している」及び「やや充実している」とした者の割合が最も高くなったのは、東地区であり、「劣っている」及び「やや劣っている」とした者の割合が最も高くなったのは、大根・鶴巻地区となりました。

【問４　地区別】

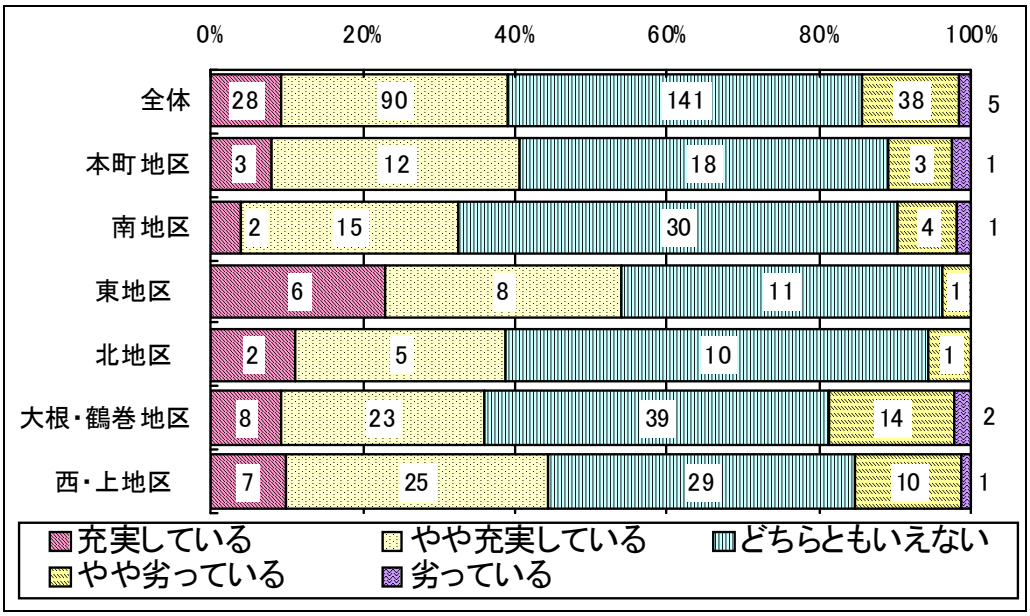

問５　有料の公共施設の管理運営経費は、税金と利用者が支払う使用料で賄っています。平成 19 年度に使用料で賄われたのは、管理運営経費の 15%程度であり、残りの 85%は、税金で賄われていますが、あなたが適切だと思う使用料と税金の負担割合を記入してください(合計が 100 になるように整数で記入してください。)。

使用料の割合 (税金の割合)	回答 者数	割合
0～ 20% (80～100%) 【うち 0～15%】	175 【111】	57.9% 【36.8%】
21～ 40% (60～79%)	58	19.2%
41～ 60% (40～59%)	45	14.9%
61～ 80% (20～39%)	14	4.6%
81～100% (0～19%)	10	3.3%
合　計	302	100.0%

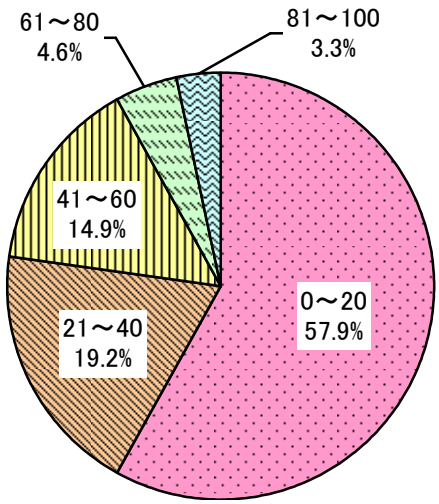

使用料の割合を 0 から 20 パーセントの範囲で答えた回答者が最も多く、全体の 6 割弱を占めています。なお、実質使用料の値下げとなる現在の使用料の負担割合以下の割合を適正と回答をした者は、36.8 パーセントでした。

また、適正だと思う利用者の負担割合は、全回答者の平均値で、現在の利用者

負担割合(約 15 パーセント)の 2 倍弱に当たる 28.2 パーセントとなっています。

【問 5　平均値等】

	平均値	標準偏差	最小値	最大値
使用料	28.2%	21.0	0	99
税　金	71.8%	21.0	1	100

この設問について、性別及び年齢層別にクロス集計し、平均値を表すと、次表のとおりとなります。

男性では、使用料の負担割合は、30 歳代で最も高く、40 歳代で最も低くなり、男女の年齢層別では、この二つの値が最高値と最低値となります。

女性では、最も高くなるのは 40 歳代、最も低くなるのは 20 歳代となり、男女を合計すると、年齢層が若くなるにつれ、使用料の負担割合が高くなる傾向があります。

【問 5　性別・年代別】

性別等 / 年代	男		女		合計	
	使用料	税　金	使用料	税　金	使用料	税　金
①　20 歳代	29.4%	70.6%	26.7%	73.3%	28.1%	71.9%
②　30 歳代	32.9%	67.1%	26.8%	73.2%	29.9%	70.1%
③　40 歳代	24.9%	75.1%	30.8%	69.2%	27.9%	72.1%
④　50 歳代以上	26.0%	74.0%	27.1%	72.9%	26.4%	73.6%
合　計	28.5%	71.5%	28.0%	72.0%	28.2%	71.8%

さらに、過去 1 年間の公共施設の利用頻度別にクロス集計し、平均値を表すと、次表のとおりとなります。

使用料の負担割合が最も低くなったのは、「1 回、又は数回利用した」という回答者のグループであり、全体を 3.3 ポイント下回っています。これに対して、最も高くなったのは、「利用しなかった」という回答者のグループであり、全体を 6.1 ポイント上回りましたが、両者の間には、10 ポイント近い差がつく結果となっています。

【問５　利用頻度別】

利用頻度	使用料	税　金
①　定期的に利用した。	28.0%	72.0%
②　１回、又は数回利用した。	24.9%	75.1%
③　利用しなかった。	34.3%	65.7%
全　体	28.2%	71.8%

問６　今ある公共施設は、秦野市の人口が増加するのに合わせて建設してきましたが、今後、少子高齢化に伴い人口と税収が減少していけば、すべての公共施設を維持することが難しくなることも考えられます。

公共施設が減ることに対するあなたの考えに最も近いものを一つ選んでください。

回答肢	回答者数	割合
①　公共施設は足りないと思うので、減らすよりも増やすことを考えるべきである。	16	5.3%
②　今あるすべての公共施設は必要なものなので、現状維持を優先的に考えるべきである。	113	37.4%
③　公共施設の必要性を見直し、人口や税収に見合った数まで減らすべきである。	139	46.0%
④　今ある公共施設には、必要性の低い施設が多いと思うので、人口や税収に合わせることなく、積極的に減らすべきである。	14	4.6%
⑤　その他	20	6.6%
合　計	302	100.0%

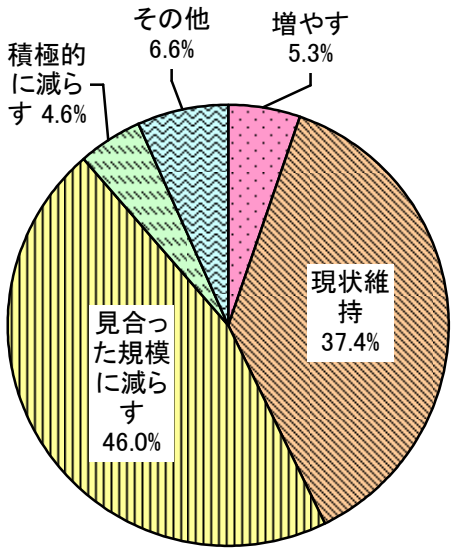

「人口や税収の規模に見合った数まで減らすべき」とした回答者が最も多く、全体の半数弱を占めています。また、「現状維持」を求める回答者も多く、全体の４割弱を占めました。

性別及び年代別の実人口割合に応じて補正した結果は、次図のとおりです。

両者の間には、目立った差は現れませんでした。

【問 6　補正結果】

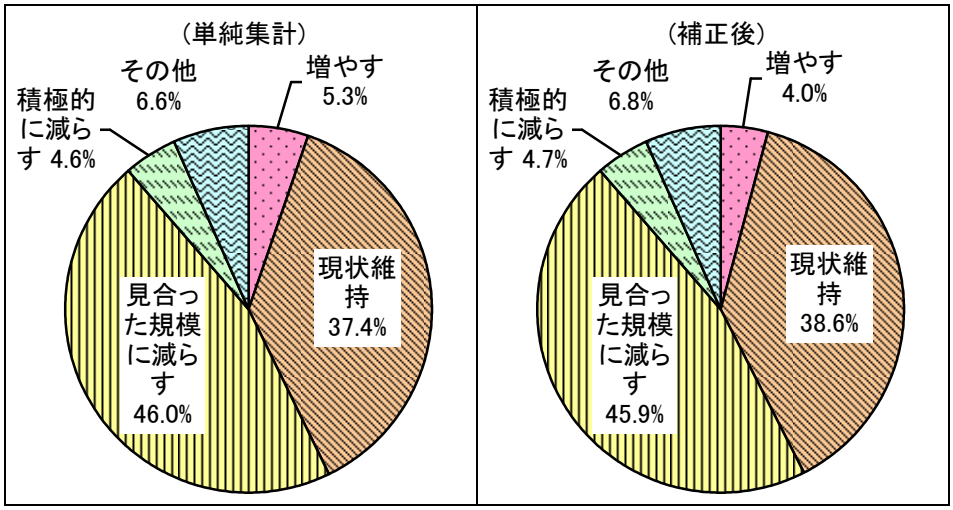

この設問のうち、「現状維持」又は「見合った数まで減らすべき」と答えた回答者について、性別及び年齢層別、未既婚、子供の有無並びに居住している地区別にクロス集計すると、次図のとおりとなります。

男女別では、女性は、「減らすべき」とする回答が多いのに対し、男性では、「減らすべき」がやや多いものの、「現状維持」とほぼ同数となっています。

年齢層別では、目立った傾向は現れませんが、男性は、「減らすべき」とする回答が 20 歳代で最も多くなり、女性は 40 歳代で多くなっています。

【問 6　性別・年代別】

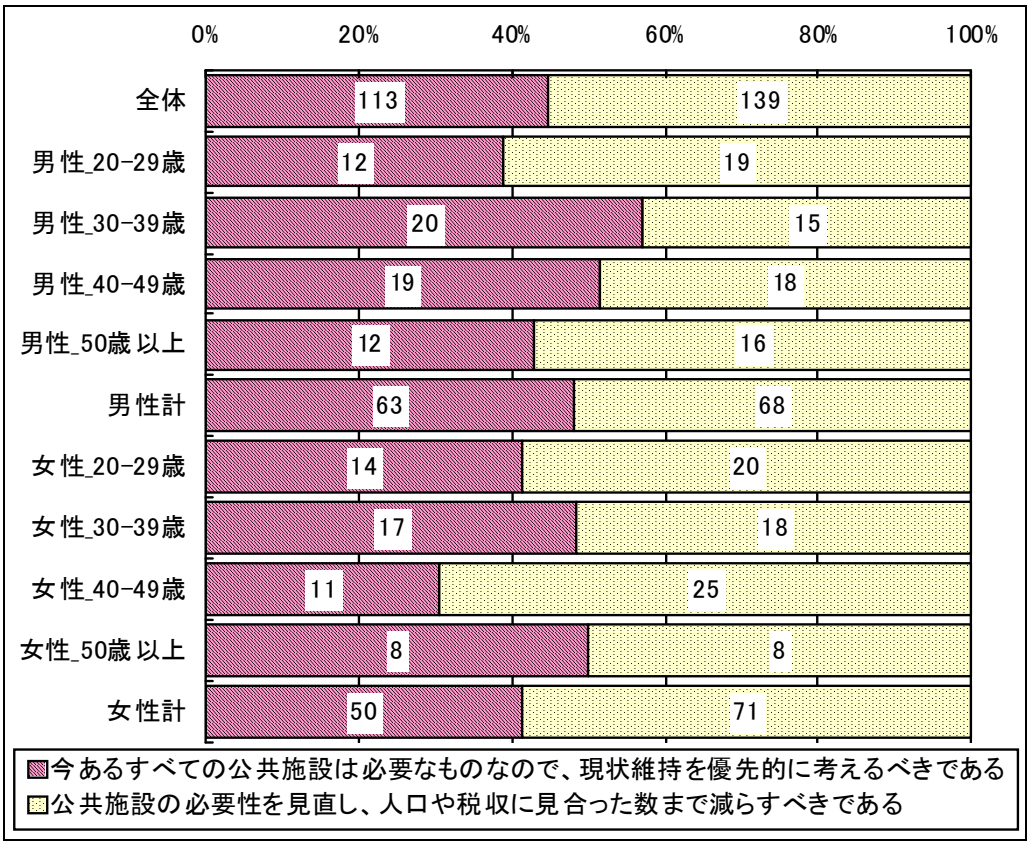

また、未既婚者の別及び子供の有無別では、両者の間に目立った差は現れていません。

【問 6　未既婚別】

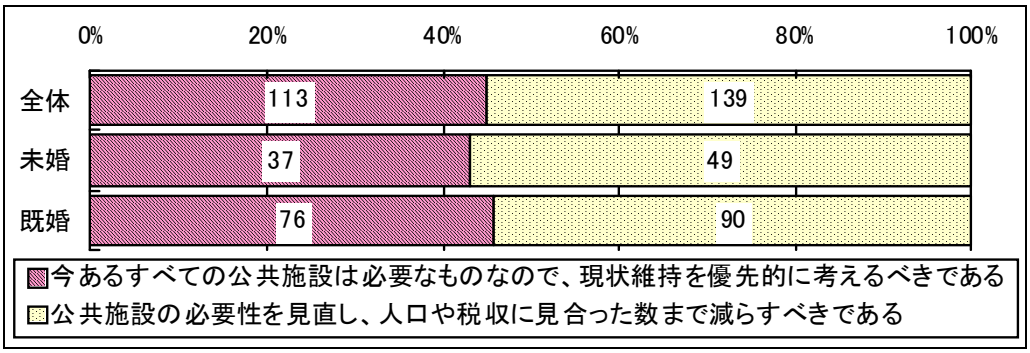

【問 6　子供の有無別】

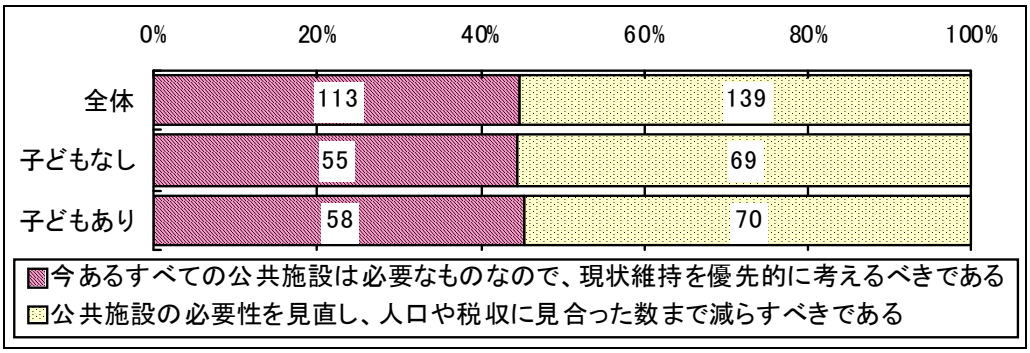

地区別では、「現状維持」を求める回答者の割合が最も多かったのは、北地区であり、「減らすべき」とする回答者が最も多かったのは、本町地区となりました。

【問 6　地区別】

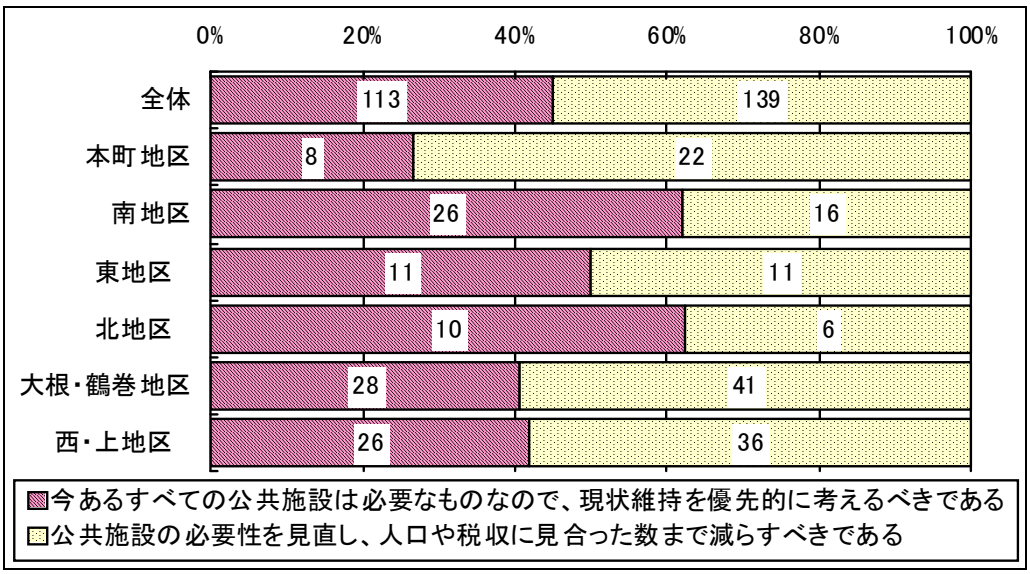

さらに、「現状維持」又は「見合った数まで減らすべき」と答えた回答者について、過去１年間の公共施設の利用頻度別にクロス集計すると、次図のとおりとなります。

「定期的に利用した」と回答したグループで、「現状維持を優先すべき」とする割合が５割を超えているのに対し、「1 回、又は数回利用した」及び「利用しなかった」と回答したグループでは、「現状維持を優先すべき」という回答は、どちらも４割程度となっています。

【問６　利用頻度別】

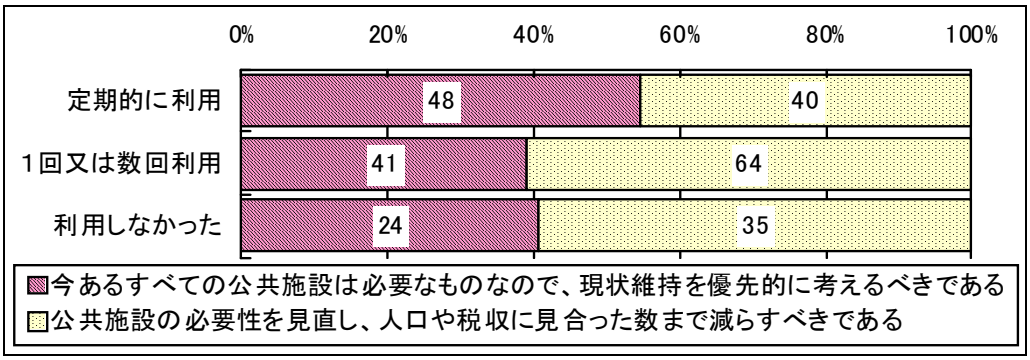

なお、その他の回答肢には、自由意見欄を設けましたが、20 件の意見の記述がありました。意見の内容等は次のとおりです。

意見内容	性別	年齢
利用率の少ない施設は廃止を検討すべきである	男性	30
東地区に何かアミューズメントパークを誘致して下さい	女性	44
高齢者の増加、幼児児童の過疎化にあわせて効率的に使える施設を最低限の投資で増減すべきである	女性	40
３に近いが必要性を見直した結果、どうしても必要な施設であることが明らかな施設は人口や税収に見合わなくても維持すべきである。	女性	64
どれだけの施設があるのか解らないので、答えようがありません。	女性	42
高齢者のための施設に移行していけばいいと思います	女性	50
実体に併せた公共施設を調査して増やすべきである。	男性	70
高齢者向け運動サービスと施設は充実（生きがいと、健康保険費削減）	女性	42
新たに必要なもの、不要なものを市民の意見を取り入れ総合的に再度見直す必要があるのでは	男性	49
施設数は現状のままでも、使用料等を見直したほうがいいと思います	女性	35
市民のニーズにあった公共施設整備は市の特色となり人口流入につながる（というつもりで考えて欲しい）	男性	43
フィットネスジムでのプログラムを充実させてほしい	女性	39
効果	男性	20

意見内容	性別	年齢
必要なものも何故存在しているのか不明なものもある。様々な住民にニーズに対応できる施設を厳選して減らすものは減らす、増やすものは増やす、というふうにしてほしい	女性	30
市民の利用頻度や運営費などデータや分析に基づいたアナウンスを市民に公開し、必要不必要、費用対効果など市民と共に十分に議論すべき	男性	36
もっと積極的に公共施設を使ってもらえば良い	女性	33
必要性の高いものは増やし、利用が少ない施設は減らすべき。	女性	26
一概に増減を決めるのではなく、住民にきちんと意見を聞いて、必要なら増やす。不要なら減らす。そして何がどのように必要なのか、未来を見通して決定する・	女性	28
単純に増減を謳うのではなく、過去の使用実績と今後の見通しをきちんとしたうえで、適切な対応をとるべき	女性	27
人口の構成も変化していくと思うのでそれにあった構成にする	男性	26

問 7　税収が減る中で公共施設を維持するためには、経営努力を行うことはもちろんのことですが、今まで無料であった施設を有料としたり、大規模な修繕や建替えのための費用を使用料に上乗せしなければならなくなることも考えられます。

　このことについて、あなたは、どのように思われますか。あなたの考えに最も近いものを一つ選んでください。

回答肢	回答者数	割合
①　利用者の負担を増やすことは当然である。	123	40.7%
②　利用者の負担は増やさず、税金の負担で維持するべきである。	48	15.9%
③　今の利用者の負担で維持できない施設は、なくなっても仕方がない。	104	34.4%
④　公共施設は使わないので、どうなってもよい。	5	1.7%
⑤　その他	22	7.3%
合　計	302	100.0%

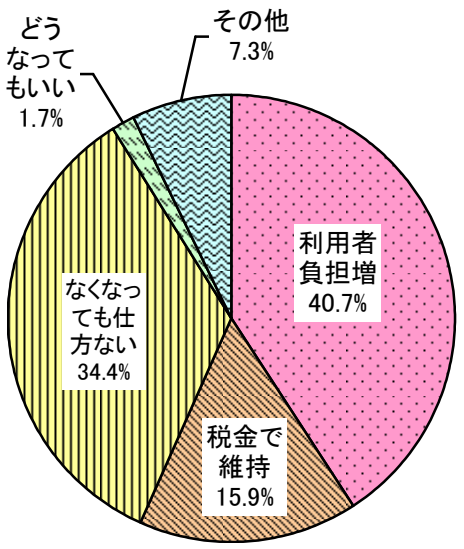

「利用者の負担を増やすことは当然」とする回答が最も多く、全体の約 4 割を占めています。次いで、「今の利用者の負担で維持できない施設はなくなっても仕方がない」とする回答がおよそ 3 分の 1 を占めています。

性別及び年代別の実人口割合に応じて補正した結果は、次図のとおりです。

「利用者の負担を増やすことは当然」とする者の割合が 5.9 ポイント増え、逆に「今の利用者の負担で維持できない施設はなくなっても仕方がない」とする者の割合が 7.6 ポイント減っています。

【問 7　補正結果】

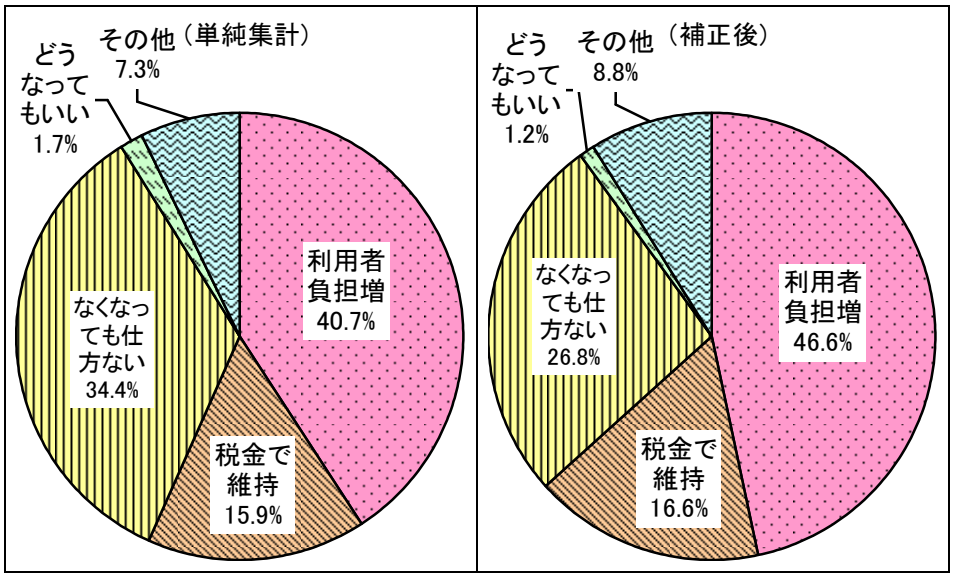

同様の質問は、利用者アンケートにおいても行いましたが、回答者の割合を比較すると次表のとおりとなります。

【両調査の比較】

インターネット調査		利用者アンケート	
回答肢	割合	回答肢	割合
①　利用者の負担を増やすことは当然である。	40.7%	①　施設を維持するためには、利用者の負担がある程度増えることは仕方がない。	47.2%
②　利用者の負担は増やさず、税金の負担で維持するべきである。	15.9%	②　利用者の負担が増えることには反対であり、税金の負担で施設を維持できるようにしてほしい。	34.3%
③　今の利用者の負担で維持できない施設は、なくなっても仕方がない。	34.4%	③　利用者の負担が増えるのはいやなので、施設がなくなっても仕方がない。	1.9%

どちらのアンケートでも、利用者の負担を増やすことを容認する回答者の割合が最も高くなりましたが、「税金の負担で維持」とする回答者の割合は、利用者アンケートで高くなり、インターネット調査のおよそ 2 倍以上となります。

また、「施設がなくなっても仕方ない」とする回答は、利用者アンケートでは、50 人に一人程度であったもの、インターネット調査では 3 人に一人程度と、は

るかに割合が大きくなっています。

さらに、この設問のうち、「利用者負担増」、「税で維持」又は「なくなっても仕方ない」と答えた回答者について、性別及び年齢層別、未既婚、子供の有無、回答者が居住する地区並びに過去1年間の公共施設の利用頻度別にクロス集計すると、次図のとおりとなります。

男女別では、「利用者の負担を増やすことは当然」と考えるのは男性に多く、「施設がなくなっても仕方がない」と考えるのは、女性に多くなっています。

年齢層別では、「利用者の負担を増やすことは当然」と回答した者の割合が最も高くなったのは、50 歳代以上の男性、「税金の負担で維持」と回答した者の割合が最も高くなったのは、50 歳代以上の女性、「施設がなくなっても仕方がない」と回答した者の割合が最も高くなったのは、40 歳代の女性となりました。

男性は、年齢層が高くなるほど、「利用者の負担を増やすことは当然」と考えるものが多くなる傾向があり、女性では、50 歳代以上では、「利用者の負担を増やすことは当然」と考えるものが多くなり、40 歳代で「施設がなくなっても仕方がない」と考えるものが多くなっています。

【問 7　性別・年代別】

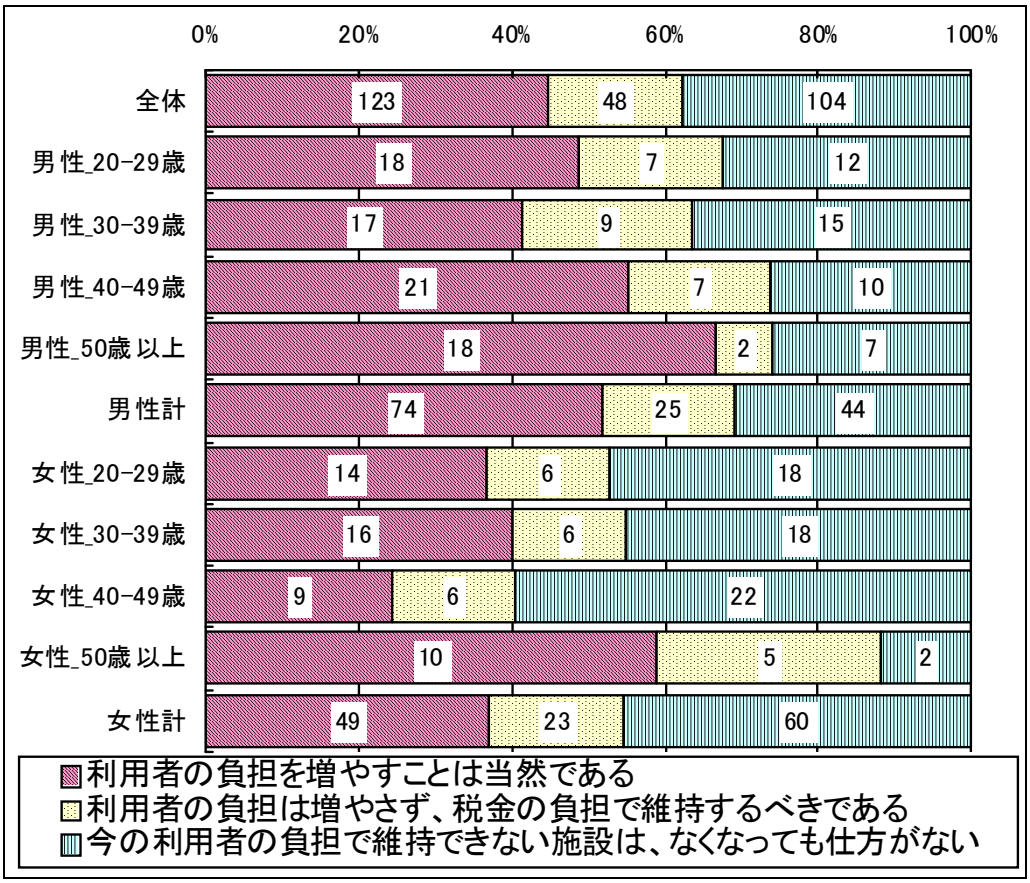

未既婚、子どもの有無別では、「利用者の負担を増やすことは当然である」と考える者の割合は、それぞれ未婚者、子どもなしのほうが高くなります。

【問７　未既婚別】

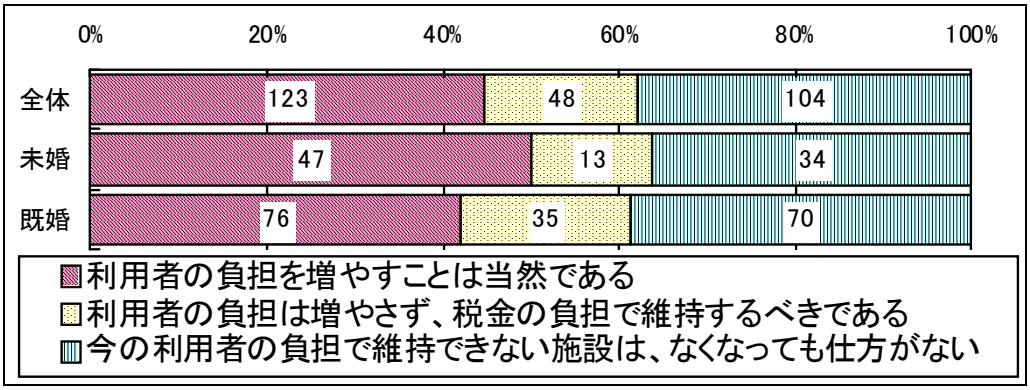

【問７　子供の有無別】

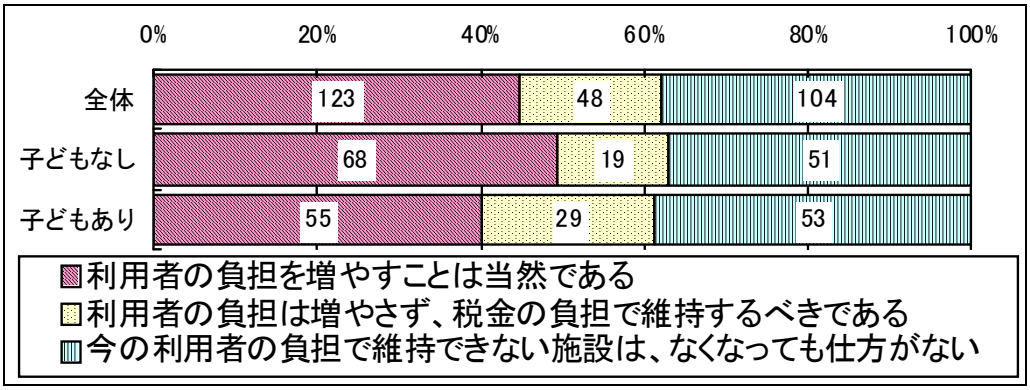

また、地区別では、「利用者の負担を増やすことは当然」と回答した者の割合が最も高くなったのは、大根・鶴巻地区と西・上地区、「税金の負担で維持」と回答した者の割合が最も高くなったのは、北地区、「施設がなくなっても仕方がない」と回答した者の割合が最も高くなったのは、西・上地区となりました。

【問７　地区別】

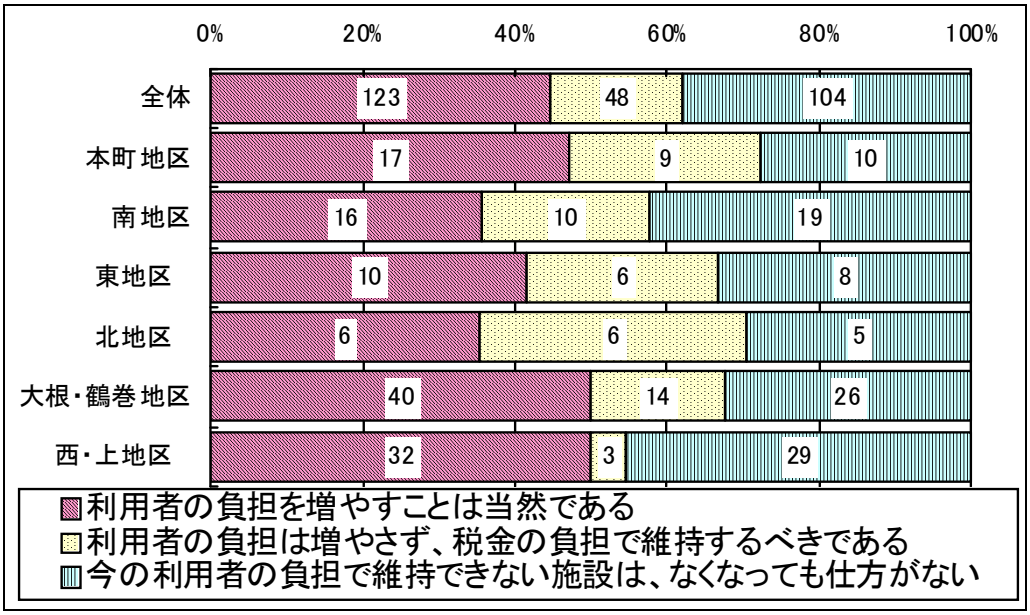

過去１年間の利用頻度別では、「利用者の負担を増やすのは当然」とした者の割合は、「定期的に利用した」回答者のグループで高くなり、「施設がなくなっても仕方がない」とした者の割合は、利用頻度が低くなるほど、高くなっていることがわかります。

【問７　利用頻度別】

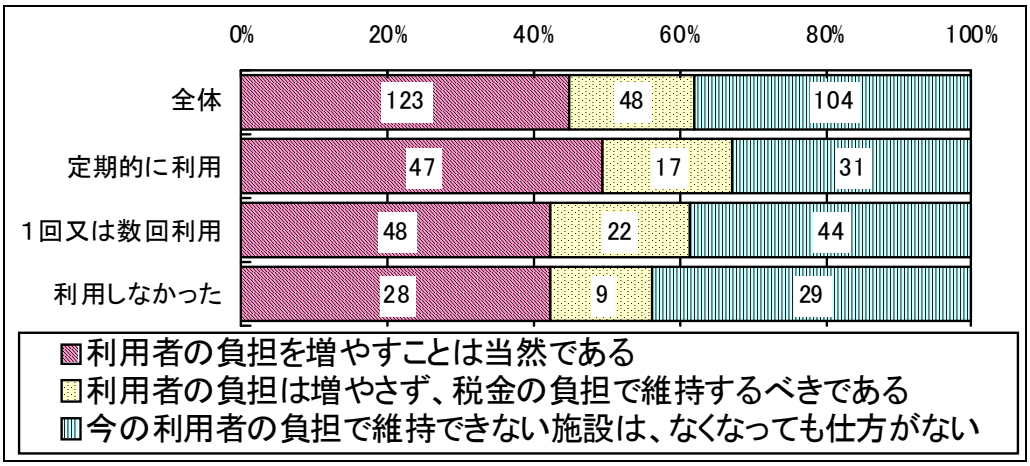

なお、その他の回答肢には、自由意見欄を設けましたが、22 件の意見の記述がありました。意見の内容等は次のとおりです。

意見内容	性別	年齢
どの施設がどの程度必要とされ、負担を増やすべきか決めることだと思うので、一律にはいえない	女性	21
施設ごとに上乗せするか否かを検討すべき。	男性	29
先ずは不要なものを削除して、足りなければ利用者の負担増はやむを得ないと思う	男性	41
広告等を活用して、広告料で維持費を賄う	男性	49
利用料を負担してでも使いたいと思う施設を作るべきである	女性	40
当然とは思わないが、１でしょうか。	女性	42
個々の施設に合わせて考えるべき	女性	50
施設の維持管理をもっと実体に合った努力をすべきである。	男性	70
必要に応じて利用料を負担するのは仕方のないことだ	男性	51
利用者増や利用しやすさ･利用者増の企画を考えませんか？	女性	42
管理・運営は民間に委託し、少しでも安い維持費で運営することは当然であるが、公共施設はもともと儲かるものではないため税金の投入は当然である。	男性	67
税金が適切に使われていてなお不足を考えられるのでは、使用料に上乗せも仕方がないと思います	女性	79
ボランティアの活用等、費用の見直しを考えてほしい	女性	39
税金も市民のお金なので経営努力が最優先	女性	29
使用者の負担が増えるのは仕方ないが、住民がもっと使いやすいように宣伝したり魅力あるイベントを行ったりして集客にも力をいれてほしい	女性	30

意見内容	性別	年齢
受益者負担分の適正化	男性	62
有料化や負担増でも市民が変わらず利用するならば良いですが、使わなくなったらどっちにしろ赤字？試験的に有料化など、やはり市民がからまないとわからない。	男性	36
施設によってその意味合いが違うので一律ではない。	男性	41
公共性の高いものは負担を減らし、低いものは、増やすべきである。	女性	40
負担額は、私用公用などでも分けるべき	女性	28
利用者が負担するのは構わないが、その施設で働く人などを市民から募集し選ぶことで、そのお金を市民へ戻すべき	女性	28
図書館は無料で利用を続けて欲しい	男性	28

問 8　公共施設を減らさなければならないとしたら、あなたは、どのような施設を減らすべきだと考えますか。
あなたの考えに最も近いものを一つ選んでください。

回答肢	回答者数	割合
①　市内に一つしかないような規模の大きい施設	16	5.3%
②　各地区に配置されているような規模の小さい施設	33	10.9%
③　規模にかかわらず、利用者が少なかったり、管理運営経費が多くかかる施設	238	78.8%
④　その他	15	5.0
合　計	302	100.0%

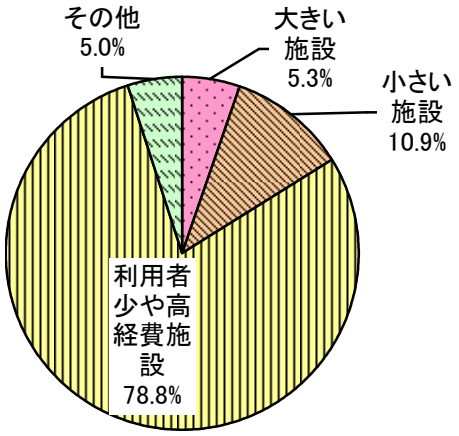

「規模にかかわらず、利用者が少なかったり、管理運営経費が多くかかる施設」を減らすべきとする回答が、全体の８割弱を占めています。

なお、その他の回答肢には、自由意見欄を設けましたが、15 件の意見の記述がありました。意見の内容等は次のとおりです。

意見内容	性別	年齢
施設使用者からアンケートを取り、施設に求めるニーズが他の民間企業の施設でも十分補填できるものを減らすべき。	男性	22
施設を減らすことより、役所の無駄を削ることが先	女性	50
用途によって違うと思う	男性	51
まずは利用者が増えない施設長の左遷と、次期施設長は参加者増が見込まれなければ左遷減給を前提に企画運営させては？	女性	42
ダブっている施設を整理。例えば屋外プールを止め屋内プールだけにする。	男性	67

意見内容	性別	年齢
利用者の少ないもの	男性	49
野球場	男性	43
老朽化した施設、維持よりも改善してほしい	女性	39
市民へのアンケートや調査が必要。利用数が少ないのは不満か存在を知らないのか等・・・。電車の赤字路線と同じで利用客が少ないから廃止と簡単に決められると困る人は出てきませんか？	男性	36
近隣の市と共同で使えるものなどを検討、統合するべき	男性	41
利用者を限定したり、公共性に乏しい施設。	女性	40
無駄であるのはもちろんのこと、以後有効活用ができるなら、他に使ってもらえるように。	女性	28
経営努力のみられない施設	女性	27
施設を減らすのではなく、しっかりPRやメンテナンスをして、市民に有効に使ってもらうようにするべき	女性	28
無駄に税金を使用する施設すべて	男性	25

問９　あなたは、次に名前を挙げる公共施設を知っていますか。
それぞれの施設に該当するものを一つ選んでください。

回答肢 / 施設名	①　利用したことがある。		②　名前も場所も知っているが、利用したことはない。		③　名前は聞いたことがあるが、場所まではわからない。		④　名前も場所も知らない。	
	回答者数	割合(%)	回答者数	割合(%)	回答者数	割合(%)	回答者数	割合(%)
公民館	219	72.5	53	17.5	26	8.6	4	1.3
総合体育館	171	56.6	97	32.1	25	8.3	9	3.0
図書館	226	74.8	45	14.9	25	8.3	6	2.0
保健福祉センター	131	43.4	83	27.5	58	19.2	30	9.9
文化会館	226	74.8	41	13.6	19	6.3	16	5.3
おおね公園	137	45.4	74	24.5	60	19.9	31	10.3
中央運動公園	233	77.2	43	14.2	20	6.6	6	2.0
児童館	93	30.8	84	27.8	77	25.5	48	15.9
鶴巻温泉弘法の里湯	55	18.2	147	48.7	62	20.5	38	12.6
田原ふるさと公園	86	28.5	50	16.6	48	15.9	118	39.1
広畑ふれあいプラザ	20	6.6	63	20.9	72	23.8	147	48.7
サンライフ鶴巻	43	14.2	62	20.5	72	23.8	125	41.4
末広ふれあいセンター	10	3.3	36	11.9	71	23.5	185	61.3
なでしこ会館	59	19.5	82	27.2	86	28.5	75	24.8
曽屋ふれあい会館	8	2.6	44	14.6	55	18.2	195	64.6
曲松児童センター	12	4.0	60	19.9	42	13.9	188	62.3
桜土手古墳展示館	121	40.1	61	20.2	40	13.2	80	26.5
表丹沢野外活動センター	59	19.5	67	22.2	65	21.5	111	36.8
宮永岳彦記念美術館	24	7.9	64	21.2	47	15.6	167	55.3
はだのこども館	18	6.0	43	14.2	49	16.2	192	63.6
中野健康センター	13	4.3	46	15.2	42	13.9	201	66.6
くずはの家	47	15.6	56	18.5	77	25.5	122	40.4
里山ふれあいセンター	19	6.3	45	14.9	64	21.2	174	57.6

※　施設名の表示の順番は、平成 19 年度における利用者数(公民館(11 館)及び児童館(17 館)は、全館の合計)の多い順となっています。

各回答肢別に、回答者の割合が多い施設を集計すると次表のとおりとなります。

「利用したことがある施設」には、カルチャーパーク内の施設が並んでいます。実利用人数でも上位の施設であり、調査結果とのかい離は見られません。

「名前も場所も知っているが利用したことのない施設」には、利用者数は多いものの、趣味や嗜好に利用が左右される施設、利用者に制限がある施設が並んでいます。

「名前は聞いたことがあるが、場所まではわからない施設」には、市の事業等が頻繁に行われ、利用者数も決して少なくない施設も入っています。

「名前も場所も知らない施設」には、比較的新しい施設も含まれてしまいましたが、高齢者や児童が主な利用者となる施設が多く、回答者の属性からは、仕方のない面もあります。

【回答肢別の上位施設】

①　利用したことがある。		②　名前も場所も知っているが、利用したことはない。	
施設名	割合	施設名	割合
中央運動公園	77.2%	鶴巻温泉弘法の里湯	48.7%
図書館	74.8%	総合体育館	32.1%
文化会館	74.8%	児童館	27.8%
公民館	72.5%	保健福祉センター	27.5%
総合体育館	56.6%	なでしこ会館	27.2%
③　名前は聞いたことがあるが、場所まではわからない。		④　名前も場所も知らない。	
施設名	割合	施設名	割合
なでしこ会館	28.5%	中野健康センター	66.6%
児童館	25.5%	曽屋ふれあい会館	64.6%
くずはの家	25.5%	はだのこども館	63.6%
広畑ふれあいプラザ	23.8%	曲松児童センター	62.3%
サンライフ鶴巻	23.8%	末広ふれあいセンター	61.3%

また、回答内容をグラフに表すと、次図のとおりとなります。

施設名は、平成 19 年度における利用者が多い順に上から並べてありますが、下の施設ほど、「名前は聞いたことがあるが、場所まではわからない。」及び「名前も場所も知らない。」とする回答者の割合が増える傾向があり、施設の知名度と利用実態とが結びついていることが良くわかります。

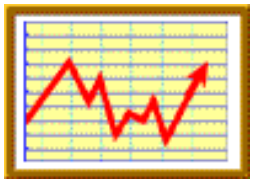

【問９　施設別】

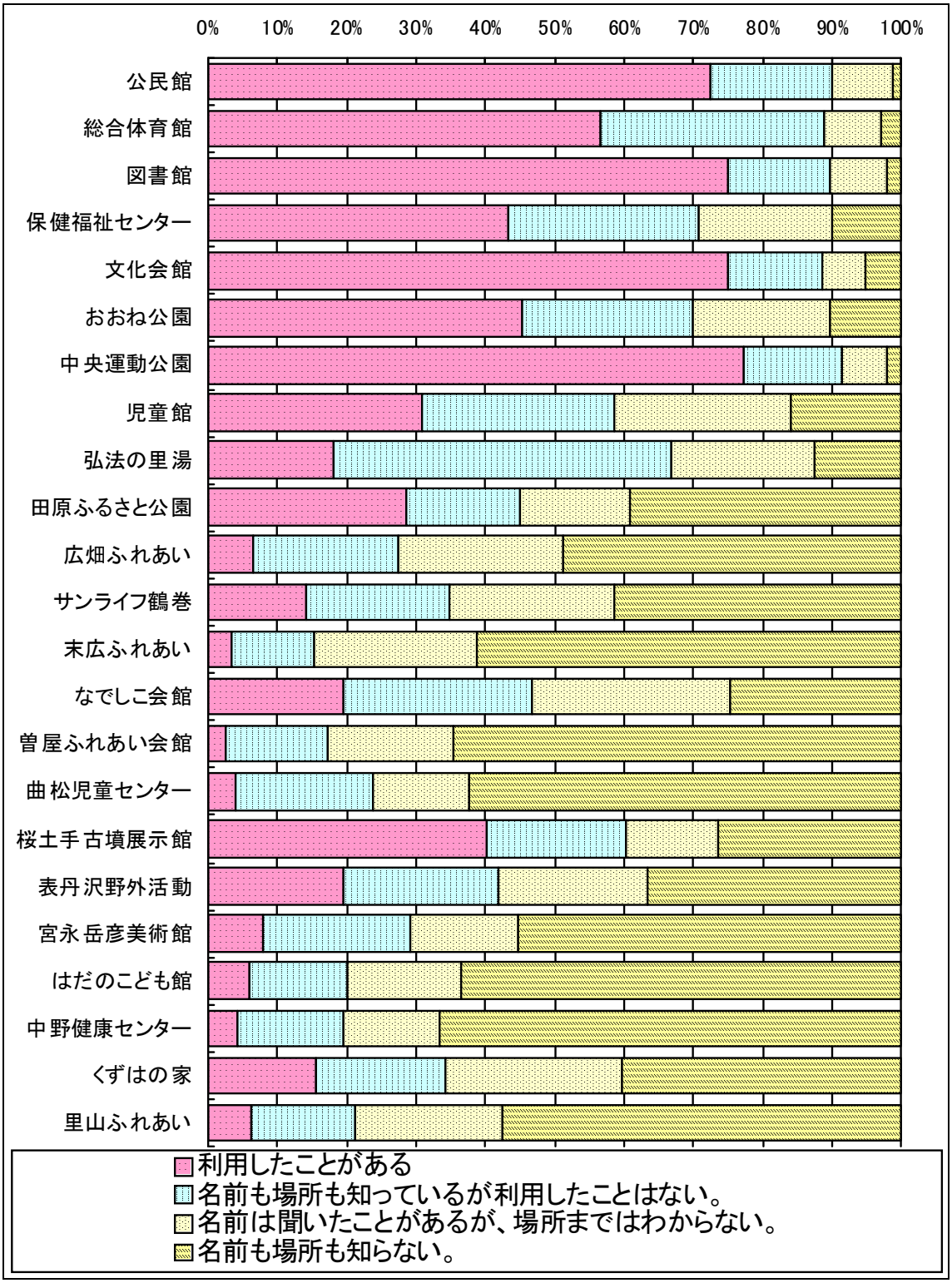
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
公民館
総合体育館
図書館
保健福祉センター
文化会館
おおね公園
中央運動公園
児童館
弘法の里湯
田原ふるさと公園
広畑ふれあい
サンライフ鶴巻
末広ふれあい
なでしこ会館
曽屋ふれあい会館
曲松児童センター
桜土手古墳展示館
表丹沢野外活動
宮永岳彦美術館
はだのこども館
中野健康センター
くずはの家
里山ふれあい
利用したことがある
名前も場所も知っているが利用したことはない。
名前は聞いたことがあるが、場所まではわからない。
名前も場所も知らない。

回答肢ごとに回答者が最も多かった施設を、性別及び年齢層別、未既婚、子供の有無、回答者が居住する地区並びに過去１年間の公共施設の利用頻度別にクロス集計すると、次表のとおりとなります。

【問９　クロス集計結果】

区分＼回答肢		①　利用したことがある。	②　名前も場所も知っているが、利用したことはない。	③　名前は聞いたことがあるが、場所まではわからない。	④　名前も場所も知らない。
性別及び年齢層	男性 20 代	図書館	弘法の里湯	保健福祉センター	曲松児童センター
	男性 30 代	中央運動公園	弘法の里湯	広畑ふれあいプラザ	中野健康センター
	男性 40 代	中央運動公園	弘法の里湯・総合体育館	なでしこ会館	中野健康センター はだのこども館
	男性 50 代以上	文化会館	弘法の里湯	なでしこ会館	中野健康センター
	男性計	中央運動公園	弘法の里湯	なでしこ会館	中野健康センター
	女性 20 代	図書館	弘法の里湯	児童館	はだのこども館
	女性 30 代	中央運動公園	弘法の里湯・総合体育館	なでしこ会館	中野健康センター 曲松児童センター
	女性 40 代	文化会館	弘法の里湯	弘法の里湯･広畑ふれあい･くずはの家	曽屋ふれあい会館
	女性 50 代以上	文化会館・図書館・公民館	弘法の里湯・広畑ふれあい	末広ふれあいセンター	中野健康センター
	女性計	図書館	弘法の里湯	なでしこ会館	中野健康センター
未既婚	未婚	図書館 文化会館	弘法の里湯	保健福祉センター	中野健康･曽屋ふれあい･曲松児童
	既婚	中央運動公園	弘法の里湯	なでしこ会館	中野健康センター
子ども	なし	図書館	弘法の里湯	児童館	曽屋ふれあい会館
	あり	中央運動公園	弘法の里湯	くずはの家	中野健康センター
利用頻度	定期的	図書館 中央運動公園	弘法の里湯	広畑ふれあいプラザ	曽屋ふれあい会館
	1 回又は数回	文化会館	弘法の里湯	なでしこ会館	中野健康センター
	利用なし	中央運動公園	総合体育館	児童館	はだのこども館･中野健康センター

質問 10　あなたが、前問で①又は②と答えた施設の中から、将来にわたり優先的に維持するべきと考える公共施設を５つ選び、優先順位を付けてください。

施設名＼回答肢	第１位		第２位		第３位		第４位		第５位	
	回答者数	割合(%)	回答者数	割合(%)	回答者数	割合(%)	回答者数	割合(%)	回答者数	割合(%)
公民館	45	14.9	26	8.6	24	7.9	29	9.6	36	11.9
総合体育館	30	9.9	57	18.9	46	15.2	38	12.6	30	9.9
図書館	92	30.5	52	17.2	45	14.9	31	10.3	13	4.3
保健福祉センター	12	4.0	23	7.6	20	6.6	21	7.0	31	10.3
文化会館	40	13.2	46	15.2	51	16.9	38	12.6	17	5.6
おおね公園	24	7.9	18	6.0	20	6.6	13	4.3	20	6.6
中央運動公園	42	13.9	44	14.6	49	16.2	53	17.5	23	7.6
児童館	0	0.0	2	0.7	6	2.0	11	3.6	16	5.3
鶴巻温泉弘法の里湯	4	1.3	8	2.6	7	2.3	8	2.6	18	6.0
田原ふるさと公園	0	0.0	2	0.7	1	0.3	6	2.0	9	3.0
広畑ふれあいプラザ	1	0.3	1	0.3	1	0.3	3	1.0	1	0.3
サンライフ鶴巻	2	0.7	0	0.0	1	0.3	2	0.7	3	1.0
末広ふれあいセンター	0	0.0	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
なでしこ会館	0	0.0	0	0.0	2	0.7	2	0.7	5	1.7
曽屋ふれあい会館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.7
曲松児童センター	0	0.0	1	0.3	0	0.0	0	0.0	1	0.3
桜土手古墳展示館	1	0.3	5	1.7	7	2.3	5	1.7	7	2.3
表丹沢野外活動センター	3	1.0	3	1.0	1	0.3	8	2.6	12	4.0
宮永岳彦記念美術館	0	0.0	0	0.0	1	0.3	1	0.3	4	1.3
はだのこども館	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.7	1	0.3
中野健康センター	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	1.0
くずはの家	0	0.0	2	0.7	0	0.0	5	1.7	5	1.7
里山ふれあいセンター	0	0.0	0	0.0	1	0.3	1	0.3	2	0.7
この中にはない	5	1.7	2	0.7	6	2.0	7	2.3	17	5.6
無回答	0	0.0	9	3.0	13	4.3	18	6.0	26	8.6
合計	302	100.0	302	100.0	302	100.0	302	100.0	302	100.0

※　前問で①又は②と答えた施設が 4 つ以下の場合は、その施設数までの順位付けとなり、それ以降は、「この中にはない」、「無回答」となっています。例えば、①又は②と答えた施設が 2 つの場合は、第 3 位が「この中にはない」となり、第 4 位と第 5 位が「無回答」となります。

各施設別に第１位を５点、第２位を４点…第５位を１点とし、得点を集計すると、次表のとおりとなります。

【問 10　得点化】

施設名＼回答肢	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位		得点合計
	回答者数	得点	回答者数	得点	回答者数	得点	回答者数	得点	回答者数	得点	
公民館	45	225	26	104	24	72	29	58	36	36	495
総合体育館	30	150	57	228	46	138	38	76	30	30	622
図書館	92	460	52	208	45	135	31	62	13	13	878
保健福祉センター	12	60	23	92	20	60	21	42	31	31	285
文化会館	40	200	46	184	51	153	38	76	17	17	630
おおね公園	24	120	18	72	20	60	13	26	20	20	298
中央運動公園	42	210	44	176	49	147	53	106	23	23	662
児童館	0	0	2	8	6	18	11	22	16	16	64
鶴巻温泉弘法の里湯	4	20	8	32	7	21	8	16	18	18	107
田原ふるさと公園	0	0	2	8	1	3	6	12	9	9	32
広畑ふれあいプラザ	1	5	1	4	1	3	3	6	1	1	19
サンライフ鶴巻	2	10	0	0	1	3	2	4	3	3	20
末広ふれあいセンター	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	4
なでしこ会館	0	0	0	0	2	6	2	4	5	5	15
曽屋ふれあい会館	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2
曲松児童センター	0	0	1	4	0	0	0	0	1	1	5
桜土手古墳展示館	1	5	5	20	7	21	5	10	7	7	63
表丹沢野外活動センター	3	15	3	12	1	3	8	16	12	12	58
宮永岳彦記念美術館	0	0	0	0	1	3	1	2	4	4	9
はだのこども館	0	0	0	0	0	0	2	4	1	1	5
中野健康センター	1	5	0	0	0	0	0	0	3	3	8
くずはの家	0	0	2	8	0	0	5	10	5	5	23
里山ふれあいセンター	0	0	0	0	1	3	1	2	2	2	7

得点の多かった施設と少なかった施設は、次表のとおりとなりました。

【問 10　得点上位・下位】

上位施設			下位施設		
順位	施設名	得点合計	順位	施設名	得点合計
第 1 位	図書館	878	第 19 位	里山ふれあいセンター	7
第 2 位	中央運動公園	662	第 20 位	曲松児童センター	5
第 3 位	文化会館	630	第 21 位	はだのこども館	5
第 4 位	総合体育館	622	第 22 位	末広ふれあいセンター	4
第 5 位	公民館	495	第 23 位	曽屋ふれあい会館	2

また、得点が100を超えた8施設について、第1位から第5位に掲げた人数の合計と性別及び年齢層並びに居住する地区別にクロス集計すると、次図のとおりとなります。

男女別では、鶴巻温泉弘法の里湯で男性回答者の割合が高く、保健福祉センターで女性回答者の割合が高いことが目立ちます。

【問10　男女別】

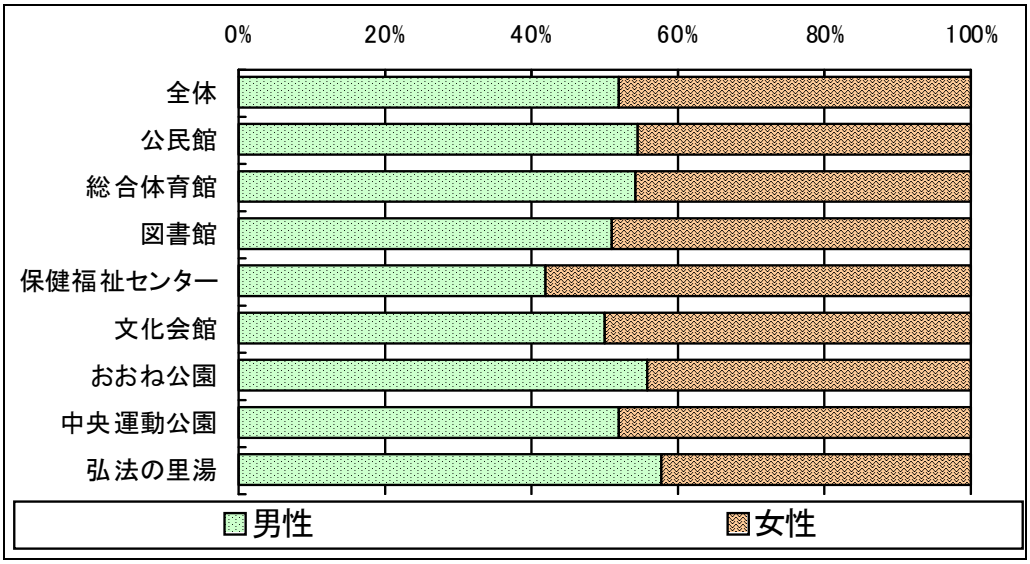

年齢層別では、全体の割合より高いことが目立つのは、20歳代では鶴巻温泉弘法の里湯、30歳代ではおおね公園、40歳代では文化会館、50歳代以上では公民館となります。

【問10　年代別】

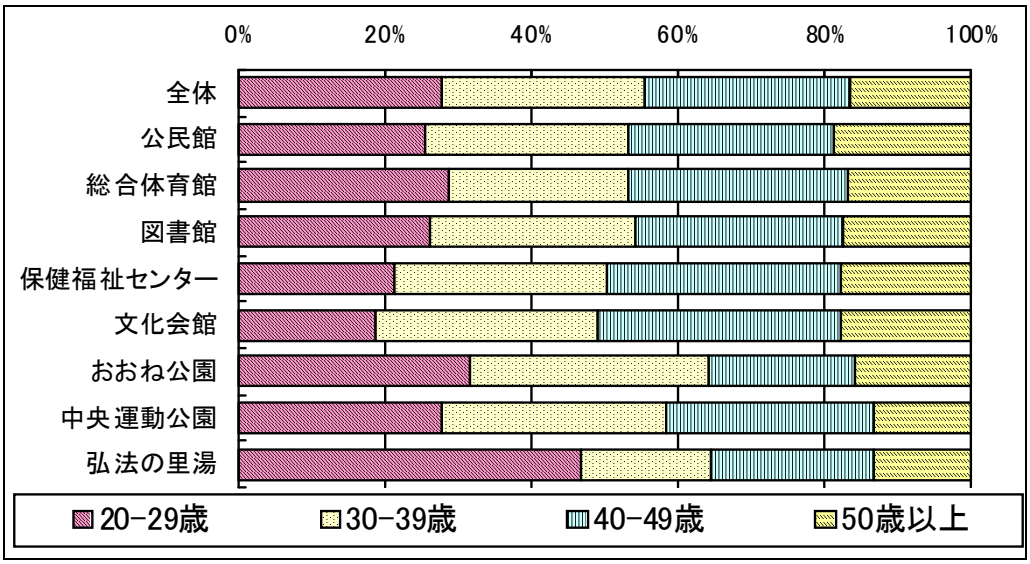

また、地区別では、おおね公園及び弘法の里湯を除く6施設は、回答者に占める居住する地区別の割合に比較的近くなりますが、おおね公園及び弘法の里湯に

ついては、大根・鶴巻地区の居住者の割合が高くなっています。

【問10　地区別】

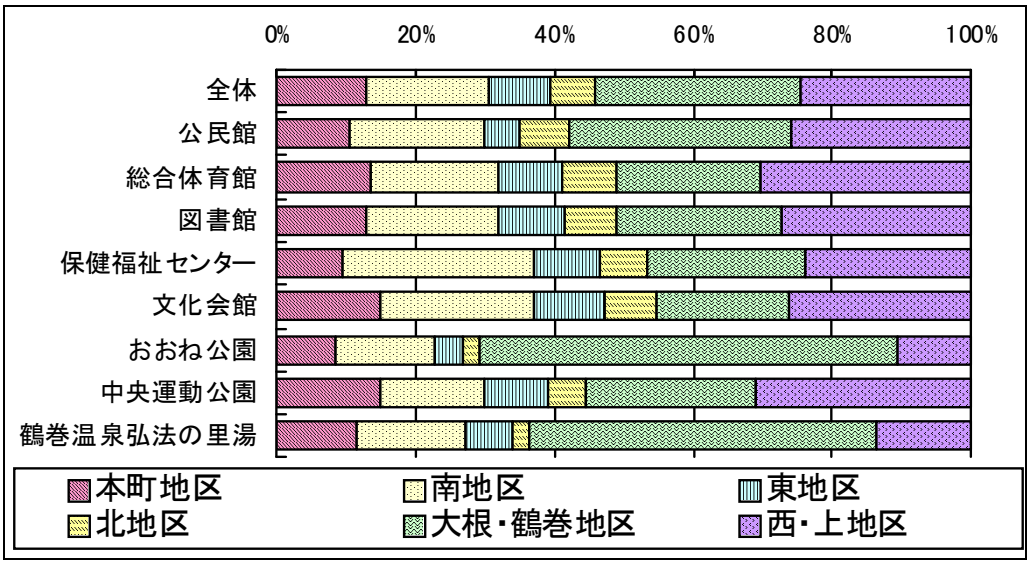

さらに、回答者の居住地区別に先と同様の方法により得点を集計し、順位を表すと次表のとおりとなります。

上位の施設の顔ぶれはほぼ同じですが、全市的対応施設であっても、その維持の優先度に対する考え方には、地域性が現れています。

【地区別集計結果】

地区 順位	本町地区	南地区	東地区	北地区	大根・ 鶴巻地区	西・ 上地区
1位	図書館	図書館	図書館	図書館	おおね公園	図書館
2位	中央運動公園	文化会館	文化会館	総合体育館	図書館	中央運動公園
3位	文化会館	総合体育館	中央運動公園	文化会館	公民館	総合体育館
4位	総合体育館	中央運動公園	総合体育館	中央運動公園	中央運動公園	文化会館
5位	公民館	公民館	公民館	公民館	総合体育館	公民館
6位	保健福祉 センター	保健福祉 センター	保健福祉 センター	保健福祉 センター	文化会館	保健福祉 センター
7位	おおね公園	おおね公園	桜土手 古墳展示館	桜土手 古墳展示館	保健福祉 センター	おおね公園
8位	桜土手 古墳展示館	鶴巻温泉 弘法の里湯	田原ふるさと 公園	表丹沢野外 活動センター	鶴巻温泉 弘法の里湯	児童館
9位	児童館・鶴巻温泉弘法の里湯・田原ふるさと公園	桜土手古墳 展示館	おおね公園	おおね公園	児童館	表丹沢野外 活動センター
10位		児童館・表丹沢野外活動センター	弘法の里湯・ サンライフ鶴巻	児童館	サンライフ 鶴巻	鶴巻温泉 弘法の里湯

《市の木》　　《市の花》　　《市の鳥》

サザンカ　コブシ　ナデシコ　アジサイ　ウグイス

秦野市公共施設白書〔本編〕

初版第１刷　平成 21 年(2009 年)10 月 16 日　150 部発行
第２刷　平成 21 年(2009 年)11 月　１日　50 部発行
第３刷　平成 21 年(2009 年)12 月　１日　50 部発行

編集・発行

秦野市企画総務部公共施設再配置計画担当

〒257-8501　神奈川県秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

℡ 0463-82-5122(直通)　FAX 0463-84-5235

E-mail　koukyousisetu@city.hadano.kanagawa.jp